

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 33 条から 34 条の逐条解説

分担研究者 淀川 亮 弁護士法人英知法律事務所・弁護士

研究要旨

本研究事業は、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令等（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊することを目的としており、本研究分担は、附則を除き、123 条ある安衛法のうち第 33 条から 34 条について、その課題を果たすことを目的としている。

安衛法は、労働災害発生防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが、現行法の制定により、労働者を直接雇用する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務付けるかが、かなりの程度明らかにされた。第 33 条と第 34 条は、工場法、労働基準法等に直接的な定めがなく、「場所」や「物」の管理権原に着目した規制として、現行法の制定にて新たに導入された規定である。

このように、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の 1 つであり、実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解される（このことは、本研究事業で別途実施した社会調査の結果からもうかがわれる）。

従って、今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化に応じつつ、労災防止に大きな影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があると解される。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 33 条から 34 条について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

なお、報告書文案の作成に際して、技術的な不明点については、メーリングリスト

で班員その他の専門家に照会した。

## C. 研究結果

現行の日本の労働安全衛生法制度は、基軸となる法典の制定から約 50 年を経て、危害防止基準の充実、安全衛生管理体制の整備など、多くの長所を持っている<sup>1</sup>。

安衛法では、使用従属関係に着目して、事業者を中心的な義務主体としているが、注文者、機械等貸与者、建築物貸与者等には、それぞれ講ずべき措置（安衛法第 31～35 条）を義務づけ、部分的だが、保護対象者と直接契約関係にない者による危害防止措置の必要性も示している<sup>2</sup>。これらは先行研究で示唆された「規制対象の多様性・多層性に象徴される合目的性」、「危害防止基準の充実化」<sup>3</sup>といった日本の安衛法の特徴を表している。

その中でも、本研究では機械等貸与者等の講ずべき措置を定めた安衛法第 33 条及び建築物貸与者の講ずべき措置を定めた同法第 34 条を整理する。対象条文もまた、リスク創出者管理責任負担原則（リスクの管理責任は、製造者、設計者、発注者等のリスク創出者が負担すべきとする原則<sup>4</sup>）の志向を裏付ける内容になっている。

### 1 第 33 条

#### 1. 1 条文

（機械等貸与者等の講ずべき措置等）  
第三十三条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者へ貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労

働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

## 1. 2 趣旨と内容

### 1. 2. 1 趣旨

移動式クレーンや車両系建設機械等貸与された機械等から生ずる労働災害を防止する責任は、当然その機械を借りて作業を進める側にあるわけであるが、所有権がリース業者にあるため、その管理の権利をもたない機械等について、補修、改造等による労働災害を防止するための措置を十分には講じ難い立場にある。

また、機械等貸与者が運転手付きで機械等を貸与する場合、その運転手について、貸与を受けた者が所定の労働災害の防止のための措置を講ずることが必要となり、さらには、その運転手が所定の事項を守ることとも必要となる。

そこで機械等貸与者、機械等の貸与を受けた者並びに機械等を操作する者が労働災害防止のために必要な措置を講ずべきことを定めたものである<sup>5</sup>。

### 1. 2. 2 内容

#### (1) 概要

稼働日数の少ない大型機械等を購入する

ことは、経済的に採算が合わないなどの事情のもとに、建設機械をはじめとする種々の機械設備の賃貸業が広く存在している。

建設機械について、これらのリース業者が貸し出す態様には、大きく分けて、機械等のみを貸す場合と、オペレーター付きで貸す場合とがある。

機械等を借りた場合、当該機械等から生ずる労働災害を防止する責任は、当然、第一次的にはその機械等を借りて作業を進める側にあるが、貸与を受けた者は、当該機械等について完全な管理権原を持たないところから、補修、改造等労働災害を防止するための措置を充分には講じ難い立場にあるのが一般である。

そのような現状に着目して、労働安全衛生法では、つり上げ荷重が〇. 五トン以上の移動式クレーンや一定の車両系建設機械など政令で定める機械等を業として他人に貸与する者に対して、あらかじめ当該機械等を十分点検・整備するなど、当該機械等による労働災害を防止するため必要な、一定の措置を講ずべきことを義務づけている（法第 33 条第 1 項、第 36 条、令第 10 条、安衛則第 666 条）。

また、機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者が自らの使用する労働者でないときは、機械等を操作する者が必要な資格を有することを確認すること、機械等を操作する者に対して、作業の内容、指揮の系統、連絡、合図等の方法など当該機械等の操作による労働災害を防止するために必要な事項を通知することなどの措置を講じなければならないこととされている（法第 33 条第 2 項、第 36 条、安衛則第 667 条）。

なお、機械等を操作する者についても、通知を受けた事項を守るべき義務が課されている（法第 33 条第 3 項、第 36 条、安衛則第 668 条）<sup>6</sup>。

## (2) 対象となる機械<sup>7</sup>

本条の規制の対象となる機械等は、次のとおりである（令第 10 条）。

①つり上げ荷重が〇．五トン以上の移動式クレーン

②次の建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所を自走できるもの

イ 整地・運搬・積込用機械

ロ 堀削用機械

ハ 基礎工事用機械

ニ 締固め用機械

ホ コンクリート打設用機械

ヘ 解体用機械

③不整地運搬車

④作業床の高さが二メートル以上の高所作業車

## (3) 機械等貸与者の措置<sup>8</sup>

「機械等貸与者」とは、前記の機械等を、相当の対価を得て業として他の事業者に貸与する者（いわゆるリース業者）である（則第 665 条）。機械等貸与者がその機械等を他の事業者に貸与するときに講ずべき措置は、次のとおりである（則第 666 条第 1 項）。

①機械等をあらかじめ点検し、異常を認めるときは、補修その他必要な整備を行うこと

②機械等の貸与を受ける事業者に対し、次の事項を記載した書面を交付すること

イ その機械等の能力

ロ その機械等の特性その他その使用上

注意すべき事項

## (4) 機械等の貸与を受けた者の措置<sup>9</sup>

機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、その機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない（則第 667 条）。

①機械等を操作する者が、当該機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認すること

②機械等を操作する者に対し、次の事項を通知すること

イ 作業の内容

ロ 指揮の系統

ハ 連絡、合図等の方法

ニ 運行の経路、制限速度その他その機械等の運行に関する事項

ホ その他その機械等の操作による労働災害を防止するため必要な事項

なお、機械等を操作する者は、機械等貸与者から②の通知を受けたときは、その事項を守らなければならない（則第 668 条）。

## (5) 罰則

①機械等貸与者が、本条第一項の規定に違反して、必要な措置を講じない場合又は、②機械等の貸与を受けた者が、本条第二項の規定に違反して、必要な措置を講じない場合には、六カ月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 1 号）。

また、機械等を操作する者が、本条第三項の規定に違反して、必要な事項を守らない場合には、五〇万円以下の罰金に処せられる（法第 120 条第 1 号）<sup>10</sup>。

## (6) 解釈例規

昭四八・三・一九 基発第一四五号は、機械等貸与業者から借りた機械を下請に貸与する場合の措置について次のように示している。

すなわち、建設業において、機械等貸与者（甲）から、移動式クレーンの貸与を受けた元方事業者（乙）が、これをさらに下請業者（丙）に貸与して使用させる場合において、①「甲は、乙、丙のいずれに対して、安衛則第六六六条第一項第二号の書面を交付すべきか。」という問いに対して乙であること、②「当該移動式クレーンを操作する者が甲の使用する労働者であるとき、安衛則第六六七条の措置義務は、乙、丙のいずれにあるか。」という問いに対して乙であること、を示している<sup>11</sup>。

### 1. 3 関連規定

(1) 法第 34 条：本条の対象となる建築物の種類は、事務所又は工場の用に供される建築物であり、これらの建築物を複数の事業場に貸し付ける場合（例：雑居ビル、工場、アパート）を規定している。ただし、その建築物の全部を一の事業者に貸与する場合を除く。これらの建築物貸与者の講ずべき措置としては、共有の避難用出入口等、共用の警報設備等、貸与建築物の有効維持、貸与建築物の給水、排水設備、清掃等、便宜の供与、貸与建築物の便所、警報及び標識の統一等（安衛則第 670 条～第 678 条）を行うことが定められている。違反には、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（両罰規定）が定められている<sup>12</sup>。

(2) 法第 35 条：荷の発送者（最初に運送ルートにのせる者）は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示（包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを除く。）しなければならないことを規定している。違反には、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（両罰規定）が定められている<sup>13</sup>。

(3) 法第 102 条：工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行う事業者から、その工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められた場合には、ガス工作物、電気工作物、熱供給施設、石油パイプラインの工作物を設けている者は、その工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置を教示しなければならないことを規定している。違反に対する罰則はない<sup>14</sup>。

### 1. 4 沿革

1971（昭和 46）年 7 月 13 日に労働基準法研究会の報告書<sup>15</sup>が労働省に提出された。

同報告書では、特殊な労働関係の規制について、「建設業、造船業、鉄鋼業などのほか、最近では、化学工業、自動車製造業などでも構内下請に依存する傾向が目立っている。また、このような増加とならんで、最近建設業などでは重建設機械のリース業などが目立って進出してきており、また、ジョイントベンチャーなど新しい型の経営方式が生み出されている。現在、労働基準法では、使用関係を前提として危害防止の措置は原則として使用者が講ずべきものと

されている<sup>16</sup>。」と示されている。その上で、同報告書は、リース業等に関する現状および問題点を次のとおり、整理している。「建設業においては、雇用事情の変化に伴う労働力の不足に起因する省力化、工期の短縮にともなう大型機械化などの要請があり、これに重建設機械の開発が応えたのであるが、企業経営合理化の観点からみれば稼働日数の少ない大型機械を購入することは、経済的に採算が合わない。このような事情のもとに建設機械をはじめとする種々の機械設備の賃貸業が発達し、現在は、全国では、多数の業者がある。これら賃貸業者が、機械を貸し出す場合の条件にはいろいろあるが、大別すると機械のみ貸す場合と機械とオペレーターをとともども貸す場合とがある。機械のみ貸す場合は、安全衛生上、構造要件保持義務を負担するのは形式的にはその機械を借りて作業をすすめる側にあるわけであるが、当該機械について補修改造することはもとより、日常の点検さえできる体制にあるか否かは疑問である。

また、機械に操作する人間をつけて貸す場合、その人間に対する安全衛生を確保する責任は誰にあるのか、貸出された機械の構造要件を保持するのは借り受け側か、それとも、それを操作する人間の雇用主である賃貸し業者か、操作する人間と賃貸し業者との関係についても疑問が残る<sup>17</sup>」と示されている。

これらの問題点について、衆議院社会労働委員会において、政府委員である労働省労働基準局長は、次のとおり述べている。すなわち、「労働基準法が労働憲章といわれるものであるという点につきましては、われわれも十分に配慮をいたしておるとこ

ろでございまして、今回単独法の形をとりましたけれども、基本法の精神はいささかもそこなわれないようにするという配慮につとめたつもりでございまして。しかるに、基本法の一部改正という形をとらず、なぜ単独法としたかという点につきましては、最近の労働災害の傾向により見ますときに、基準法のように直接の雇用関係のみを前提とする規制のしかたでもって災害を的確に防止することができないいろいろな状況が出てまいっておるといふこと、すなわち機械や材料などにつきましても、製造、流通の段階における規制が必要になってきている、あるいは直接の雇用関係だけではなく、重層下請関係だとか建設のジョイントベンチャー等、特殊な雇用関係下における規制も強めていなければ災害が防止できない状況になっておるといふこと、あるいは特定の有害業務に従事した者につきましては、雇用関係にある間だけの健康管理ではなしに、離職後にわたってまで健康管理を確保する必要があるということ等々の事情は、直接の雇用関係を前提とします基準法のワケよりはみ出しておる部面があるわけでございます。こういう点が基準法と別個に単独立法といたしました第一の点でございます<sup>18</sup>」等と述べている。

また、参議院社会労働委員会において、政府委員である労働省労働基準局安全衛生部長は、労働安全衛生法第33条について、次のとおり、言及している。すなわち、「基準法は御存知のように直接の雇用関係にある者の間に立って、使用者に対して労働者が災害あるいは職業病にかからないようにという規制を直接の使用者にしておるわけでありまして。最近、先生が御指摘のように、

重層下請関係、あるいはジョイントベンチャー、リースというように、単純な雇用関係でない、いわゆる働く関係というものが出来てまいりました。そういう関係から、基準法から離して、新法では、元方事業者あるいはリース業者、ジョイントベンチャー業者、そういうやはり働かせるものの実質的な指揮権あるいは指示権、そういうところの力を持っているところを押さえようというのが新法のそれぞれの規定、たとえば二十九条、三十条あるいは三十三条のリース規定というようなものがそれぞれでございますけれども<sup>19</sup>」等と述べている。

## 1. 5 運用

### 1. 5. 1 適用の実際

厚生労働省労働基準局監督課が令和2年9月30日に公表した労働基準関係法令違反に係る公表事案（令和元年9月1日～令和2年8月31日公表分 \*各都道府県労働局が公表した際の内容を集約したもの）によると、対象条文違反は1件であった。

### 1. 5. 2 関係判例

(1) 労働安全衛生法第33条2項にいう「機械等の貸与を受けた者」が労働災害を防止するために必要な措置を講じなかったものとされた例（福岡高判昭和52年8月3日判例時報896号110頁（原審：長崎地判昭和52年1月11日。上告後、最2小判昭和53年9月20日で棄却された）（確定））

#### <事実の概要>

本件は、宅地造成及び不動産売買業を営む被告会社が重機業者らから運転手付きで、ブルドーザーの提供を受け、カントリーク

ラブ造成工事の整地作業をしていた際、労働災害を防止するため必要な措置を講じなかったため、被告会社及び同社代表取締役が労働安全衛生法違反の罪に問われたものである。

第一審は、労働安全衛生法33条2項及び労働安全衛生規則667条1号、2号違反の罪が成立するとして、被告会社及び被告人をそれぞれ罰金三万円に処した<sup>20</sup>。

そこで、弁護人側が控訴した。

#### <判旨～控訴棄却～>

本判決は、以下のとおり、①被告会社が労働安全衛生法第33条2項にいう「機械等の貸与を受けた者」に該当するか否か、②被告人らが機械操作者の法定資格又は技能を特に確認しなかったことが可罰的違法性を有するか否か及び、③被告人らが労働災害の防止のため必要な連絡、合図等の方法を通知すべきであったか否かという点に判断を加え、結局、控訴を棄却したものである。

①被告会社が、労働安全衛生法第33条2項にいう「機械等の貸与を受けた者」に該当するか否か

〈事実の概要〉に記した本件の事実関係に加え、被告会社が本件当時実施中のカントリークラブ造成工事の整地作業では、「ブルドーザー約十三台が使用され、そのうち半数は三和重機を含む他の重機業者らから運転手付きで提供を受けていたものであるが、被告会社が右提供者らに支払う使用料は、各ブルドーザーに備え付けられたタスクメーター（タコメーターともいう）により測定された稼働時間の割合で一時間いくらかという約束で、そのなかには運転手の労

働賃金を含んでおり、月末締切り、翌月一〇日払で、チャーター料として支払われ、またその作業内容は被告会社が決定した日々の作業計画に基き、被告会社代表者である被告人小原または会社従業員によって個々の指示され、右三和重機ら提供者らにおいて予めその完成すべき工事内容につきなんらの取極めはなされず、また工事見積り、工期決定などなされてはいなかった」として、「被告会社は有限会社三和重機の本件ブルドーザーにつき、法第三三条二項にいう「機械等の貸与を受けた者」に該当すると認めるのが相当」とであると判示した。

②被告人らが機械操作者の法定資格又は技能を特に確認しなかったことが可罰的違法性を有するか否か

「被告人小原の本件ブルドーザー運転手らに対する毎日の作業状況の視察および実際の技能の確認は、前掲証拠によれば、右運転手らの労働安全のためというのではなく、むしろ専らその作業能率に重きをおいてなされていたものであることが認められ、また右運転手らがすべて法定の有資格者であったことは認められるが、このことは量刑上有利な事情とはなっても、その故に確認義務の懈怠につき可罰的違法性がないとすることは、労働災害発生防止の見地から受貸与者にも法定資格の確認を義務づけた規則六六七条一号の法意を無視するものであって、結局は確認義務の否定につながるもの」とであると判示した。

③被告人らが労働災害の防止のため必要な連絡、合図等の方法を通知すべきであったか否か

まず、規則 667 条 2 号について、「規則六六七条二号は、機械等の貸与を受けた者が、当該機械等を操作する運転手らとの関係で直接的な使用関係にないため、労働災害発生防止の見地から抽象的に必要と認められる事項をその運転手らに対し通知すべき旨を規定したものである」であって、その主体が事業者であると否とを問わないものと解されるから、原判決が、被告会社は機械等の受貸与者であると同時に事業者であることを前提とし、事業者につき規定した規則一五七条二項、一五九条により、本件現場において「誘導者の配置が義務づけられて」おり、「誘導者と運転手らとの間の合図の方法等を通知しなかった」と判示した点は相当でないと解される。」と判示した。

そして、〈事実の概要〉に記した本件の実事関係に加え、「本件ブルドーザーの作業現場の状況は昭和四九年九月三日当時において、東西に伸びる谷地形の北側山腹部分を切り崩し、その土砂を南側谷方面に落してこれを埋め立てていたもので、谷側に面した傾斜部分は高さ約二〇メートル、傾斜角度約四〇度ないし九五度の断崖をなし、右傾斜面に近い埋立部分すなわち法際は地盤が軟弱であるため、重量のあるブルドーザーが崖近くに寄りすぎると転落等の危険が十分予想される状況にあったところ、被告会社としては誘導者とか見張人を配置することもなく、運転手が誘導者を希望する場合等の連絡、合図等の方法についても具体的な定めはなく、ただ日々の作業内容の指示のみであって、被告人小原としては、ブルドーザーの運転手である以上、その操作方法に誤りがなければ事故発生はありえないと考え、労働災害防止のため特段の措



置は講じてはいなかったこと、ところが同月三日三和重機の本件ブルドーザーの運転手らの一人である金海竜は南側谷部分においてブルドーザー運転中転落して死亡したため、翌日労働基準監督官橋口利雄において現場を実況見分したところ、右ブルドーザーは南側谷部分の法面に対しほぼ四五度の角度で進入し、法際に寄りすぎた結果、法際約五〇センチメートルの地盤が崩壊し転落したものであることが判明したことが認められる」と述べ、「被告人らは本件現場において労働災害防止の見地からして、受貸与者としては誘導者を配置することを義務づけられていたとはいえないまでも、法際の地盤軟弱の個所などブルドーザーの転落等危険の生ずるおそれある部分については見張人をおくとか、また赤旗をもって表示するとか、なんらかの明示方法を講じて本件運転手らに周知させるなど、労働災害の防止のため必要な「連絡、合図等の方法」を通知することを要したのに、かかる措置を怠った点において被告人らには規則六六七条二号の違反があったものと解するのが相当である」と判示した。

〈判決から汲み取り得る示唆〉

「機械等の貸与を受けた者」（安衛法第33条第2項）の解釈について、形式的な解釈ではなく、労働災害発生防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされていることが窺える。

規則第667条第1号の確認義務については、労働災害発生防止の見地から受貸与者に法定資格の確認を義務付けた同号の法意を重視し、結果的に法定の有資格者であったとしても、確認義務の懈怠については可

罰的違法性があるとの判断を示している。これは、労働災害防止において、危害防止基準の遵守が最も重要であること<sup>21</sup>を踏まえた解釈と考えられる。

規則第667条第2号については、労働災害発生防止という目的に照らして、「連絡、合図等の方法」を具体的に検討していることが窺える。

(2) 町からけい船杭新設工事を行うための地質調査を依頼され、その地質調査用のボーリング櫓のクレーン車による据付作業を原告会社に依頼した被告会社に対する原告の損害賠償請求につき、オペレーター付建設機械のリースを受けた場合に求められる安全管理義務を被告会社は尽くしているとして、原告の請求が認められなかった事例（高松地判平成3年5月23日判例地方自治91号71頁（確定））<sup>22</sup>

〈事実の概要〉

事故が起こった香川県香川郡直島宮ノ浦港は、島民交通の重要拠点となっていた。そのため、改良工事の必要に迫られ、過去四度改良工事を、当該港の港湾施設の設置、管理者である被告直島町（以下「Y1」という）が行っていた。今回も、宮ノ浦港の改修（局改）事業としてY1は、けい船杭（マイナス三メートル）の新設工事を行うことになった。そこで同工事に先立ち、新設箇所付近の海底の地質調査等をするため、地質調査等を業務内容とする被告会社（以下「Y2」という）に同調査を依頼した。さらに、Y2は、地質調査用の櫓を、宮ノ浦港一号物揚場（以下「本件物揚場」という）先の海中に、クレーン車で据付ける作業を、

重量物運搬及び据付等を業務内容とする原告会社（以下「X」という）に依頼した。Xの従業員Aは、昭和58年7月2日午前10時頃、X所有のクレーン車（以下「本件クレーン車」という）を運転し、地質調査用の櫓を、本件クレーン車で吊り上げ、海中に降ろし、据付ける作業を行っていたところ、本件クレーン車の土台となっている地盤が突然陥没、崩壊した。そのため、本件クレーン車は、安定性を失い、櫓と一緒に海中に転落、水没した（以下「本件事故」という）。

そこで、XはY2に対して次のように主張した。すなわち、XとY2はオペレーター付クレーン車のリース契約を締結したが、Y2は本件物揚場上でのクレーン車使用について、その安全性につき本件物揚場の設置、管理者であるY1に十分に質し、又は、作業に際し、地盤に鉄板を敷設する等の指示もしくは手配し、また、少なくとも右安全性についての疑念をXに告知し、Xをして適切な措置をとらしめる義務があるのに、Y2は何らの措置もとらず、かえって、右作業の安全性を保証して原告をして作業を開始させたため、本件事故が発生したのであるから、Y2は、債務不履行により、Xの被った損害を賠償する責任があると主張した。

これに対し、Y2は、次のように主張した。すなわち、Xと締結したのは請負契約なので、クレーン車使用の安全性確保の注意義務は、請負人であるXが全面的に負うべきである。また、仮にXの主張通り締結した契約がリース契約だとしても、Xが地盤養生を怠る等の過失によって本件事故は発生しているのであるから、Y2には過失責任はないと主張した<sup>23</sup>。

<判旨～一部認容・一部棄却～>

「原告は、被告田村ボーリングに対し、四五トンクレーン車をオペレーター付で一日当たり八万円の料金をリースしたものと認めるのが相当である。四五トンクレーン車は、後に八〇トンクレーン車（本件クレーン車）に変更されたが、右認定を左右するものではない。そこで、建設機械の（オペレーター付）リースの場合における安全管理責任に関する法令の規制についてみると、まずリース業者側については、「機械等で、政令で定めるもの（移動式クレーンはこれに当る）を他の事業者に貸与する者で労働省令で定めるものは、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない」（労安衛法三三条、同施行令一〇条）と定めている。

一方、リースを受けた側の義務については、「機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない」（労安衛法三三条二項）と定め、「オペレーター付で機械等を借受けた事業者は、（1）当該オペレーターが、その機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認すること、（2）オペレーターについて、作業の内容、指揮の系統、連絡・合図等の方法、運行の経路、制限速度その他機械等の運行に関する事項、その他当該機械等の操作による労働災害を防止するために必要な事項を通知すること、について措置を講じなければな

らない」（労安衛規則六六七条）と定めている。そして、オペレーターについては、「機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項（労安衛法三三条二項）の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない」（同条三項）、  
「機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者から同条（労安衛規則六六七条）  
二号に掲げる事項について通知を受けたときは、当該事項を守らなければならない」  
（同規則六六八条）と定めている。更に、オペレーターの資格については、「移動式クレーン運転士免許は、移動式クレーン運転士免許試験に合格した者等に対し、都道府県労働基準局長が与えるものとする」（クレーン等安全規則二二九条）とし、「移動式クレーン運転士免許試験は、学科試験及び実技試験によつて行なう。学科試験は、次の科目について行なう。（１）移動式クレーンに関する知識、（２）原動機及び電気に関する知識（３）移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識、（４）関係法令。実技試験は、次の科目について行なう。（１）移動式クレーンの運転、（２）移動式クレーンの運転のための合図」（同規則二三二条）と定めている（なお、移動式クレーン運転免許試験の実施についての細則につき、クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験規程三条、四条参照）。  
右法令の趣旨、内容からすれば、移動式クレーンのオペレーター付リースの場合、リースを受けた者は、オペレーターに対し、作業内容、指揮の系統、連絡・合図等の方法、その他移動式クレーンの操作による労働災害を防止するために必要な事項を通知する

義務を負うが、右義務以上に安全管理義務を負うものではないというべきである。このことは、移動式クレーンの運転については、専門的かつ技術的知識、経験を必要とし、リースを受けた者がオペレーターを指揮監督できる能力を必ずしも有しないことによるものと考えられる。そうすると、移動式クレーンの運転操作に付随する安全確保に関する注意義務は、原則としてリース業者から派遣された資格を有するオペレーター、最終的にはリース業者側がこれを負担すべきものと考えられる。

これを本件についてみるに、前記1（五）に認定したとおり、被告田村ボーリングの従業員であるRらは、本件クレーン車のオペレーターであるQに対し、本件櫓の構造や重量及び据付場所等を指示説明し、作業内容を通知すべき義務を果たしている。そして、クレーン車をどの場所に据え付けるか、据付場所の地盤の地耐力は十分か、十分でない場合、地盤養生のためにどのような措置を講ずべきか等の問題については、被告田村ボーリング側で特別な知識を有しておれば格別であるが、そのような事実は認められないので、右の問題についての判断は、資格を有するオペレーターであるQ又は本件事故現場で本件クレーン車の据付作業を指揮した原告代表取締役であるE（同人も移動式クレーン運転士免許を有する）においてなすべきものである。

よつて、被告田村ボーリングとしては、その尽すべき義務を果しているというべきであり、過失があるとは認められない。

従つて、請求原因3（一）（被告田村ボーリングの責任）の事実を認めるに足りない。」と判示した。

〈判決から汲み取り得る示唆〉

リース業者、リースを受けた者、オペレーターの義務について、法令上の根拠を挙げながら具体的な検討がなされている。オペレーターについては、移動式クレーン運転士免許試験の試験内容及び科目等にも言及され、その能力が明らかにされている。

その上で、それぞれの能力に照らして、移動式クレーンの運転操作に付随する安全確保に係る注意義務の負担者を定めている。

このように、裁判所においても、労働災害発生防止の目的に照らして、個々の注意義務の負担者を個々人の能力に照らして具体的に検討していることが窺える。

## 2 第 34 条

### 2. 1 条文

（建築物貸与者の講ずべき措置等）

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者へ貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者へ貸与するときは、この限りでない。

### 2. 2 趣旨と内容

#### 2. 2. 1 趣旨

一つの建築物を貸工場又は貸事務所として二以上の事業場に貸し付ける者は、その貸工場等による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めたものである<sup>24</sup>。

### 2. 2. 2 内容

#### (1) 概要

事務所または工場の用に供する建築物を他の事業者へ貸与する者は、当該建築物により、貸与を受けた事業者の労働者が労働災害を受けることのないよう、その防止のために必要な措置を講じなければならない（法第 34 条、第 36 条、令第 11 条）。

すなわち、一の建築物を数事業者へ貸与する、いわゆる雑居ビル、工場アパートについては、そのような建物の一室を借りた者は、事業者として当然所定の労働災害防止義務を負うわけであるが、当該建築物について完全な管理権原を有しないところから、その内容によっては、その実効を期し得ないような場合がある。

そこで、本条は、事務所または工場の用に供される建築物の管理について権原を有する者（建築物貸与者）に避難用出入口の表示、警報設備の備付けおよび有効保持、所定の数の便所の設置など一定の措置を講ずべきことを義務づけて、当該建築物による労働災害を防止しようとするものである（安衛則第 670 条から第 678 条まで、および石綿障害予防規則第 10 条第 4 項）。

ただし、一の事業者へ当該建築物の全部を貸与する場合には、その貸与を受けた者が、当該建築物の全部を有効に管理することができるので、そのような場合には、建築物の貸与者には本条の義務は課されない（法第 34 条ただし書<sup>25</sup>）。

#### (2) 規制の対象

本条の規制の対象となるのは、事務所又は工場の用に供される建築物であり（令第

11 条）、貸与は有償・無償を問わない（昭 48・3・19 基発第 145 号）。また、本条の対象とされる工場又は事務所には、仮設のものも含まれ、元請事業者が二以上の下請事業者に仮設の建設事務所を貸与する場合にも本条は適用される（同前）<sup>26</sup>。

(3) 講ずべき措置の具体的内容<sup>27</sup>

建築物貸与者が講ずべき具体的な措置の内容は、次のとおり定められている。

①建築物の避難用の出入口、通路、すべり台、避難用はしご等の避難用の器具で、その建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用するものについては、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持するとともに、その出入口又は通路に設ける戸を引戸又は外開戸とすること（則第 670 条）

②建築物の貸与を受けた事業者が危険物等を扱うとき、又は就業する労働者が五〇人以上のときには、非常の場合の警報設備等を備え、かつ、有効に作動するように保持すること（則第 671 条）

③工場の用に供される建築物で、㊶局所排気装置、㊷プッシュプル型換気装置、㊸全体換気装置、㊹排気処理装置、㊺排液処理装置のいずれかの装置を設けたものを貸与する場合において、建築物の貸与を受けた二以上の事業者がその装置の全部又は一部を共用することとなるときは、その共用部分の機能を有効に保持するため、点検、補修等の必要な措置を講ずること（則第 672 条）

④工場の用に供される建築物で飲用又は食器洗浄用の水を供給する設備を設けたものを貸与するときは、その給水設備を、水

道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置又は同法第 4 条の水質基準に適合する水を供給することができる設備とすること（則第 673 条）

⑤工場の用に供される建築物で排水に関する設備を設けたものを貸与するときは、設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏水等が生じないように、補修その他必要な措置を講ずること（則第 674 条）

⑥工場の用に供される建築物を貸与するときは、建築物の清潔を保持するため、建築物の貸与を受けた事業者との協議等により、清掃及びねずみ、昆虫等の防除に係る措置として、次の各号に掲げる措置を講ずること（則第 675 条）

イ 日常行う清掃のほか、大掃除を、六カ月以内ごとに一回、定期的に、統一的に行うこと

ロ ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、六カ月以内ごとに一回、定期的に、統一的に調査を実施し、調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること

ハ ねずみ、昆虫等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること

⑦建築物の貸与を受けた事業者から、局所排気装置、騒音防止のための障壁その他労働災害を防止するため必要な設備の設置について、設備の設置に伴う建築物の変更の承認、設備の設置の工事に必要な施設の利用等の便宜の供与を求められたときは、

これを供与するようにすること（則第 676 条）

⑧貸与する建築物に設ける便所で二以上の事業者が共用するものについては、則第 628 条第 1 項各号に定める基準に適合するように講ずるとともに、労働者数に応じて設けるべき便所等については、共用する事業者の労働者数に合算した数に基づいて設けるものとする（則第 677 条）

⑨建築物内で火災の発生、特に有害な化学物質の漏洩等の非常の事態が発生したときに用いる警報を、あらかじめ統一的に定め、これを建築物の貸与を受けた事業者にも周知させるとともに、建築物の内部に則第 640 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事故現場等があるときは、事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを建築物の貸与を受けた事業者にも周知させる措置を講ずること（則第 678 条）

⑩建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講ずること（石綿則第 10 条第 4 項）

### (3) 罰則

建築物貸与者が、本条の規定に違反して、必要な措置を講じない場合には、六カ月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 1 号）<sup>28</sup>。

### (4) 解釈例規

昭和四七・九・一八基発第六〇二号は、令第一条で定める建築物の全部の貸与を受けた者が、それを他の事業者へ転貸する

場合には、その転貸者を本条の「建築物貸与者」とすることを示している<sup>29</sup>。

## 2. 3 関連規定

(1) 法第 33 条：本条の対象となる機械等の種類は、移動式クレーン、車両系建設機械や不整地運搬車、高所作業車（安衛令第 10 条）である。これらの機械等を貸与する場合、機械等貸与者の義務としては機械等の事前の点検や補修等の実施及び機械等の能力、特性等に関する書面の交付（安衛則第 666 条）をすること、機械等の貸与（操作者付きの場合）を受けた者の義務としては必要な資格を有する者であることの確認及び作業内容、指揮系統、合図の方法等の通知（安衛則第 667 条）をすること、機械等のその操作者の義務としては機械等の貸与を受けた者からの通知事項を守る（安衛則第 668 条）ことが定められている。法第 33 条第 1 項又は同条第 2 項違反には、六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金（両罰規定）が定められている。同条第 3 項違反には、五〇万円以下の罰金（両罰規定）が定められている<sup>30</sup>。

(2) 法第 35 条：荷の発送者（最初に運送ルートにのせる者）は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示（包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを除く。）しなければならないことを規定している。違反には、六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金（両罰規定）が定められている<sup>31</sup>。

(3) 法第 102 条：工作物の所在する場所又

はその附近で工事その他の仕事を行う事業者から、その工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められた場合には、ガス工作物、電気工作物、熱供給施設、石油パイプラインの工作物を設けている者は、その工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置を教示しなければならないことを規定している。違反に対する罰則はない<sup>32</sup>。

## 2. 4 沿革

現行安衛法制定当時において、一つの建築物を複数の事業者に貸与する、いわゆる雑居ビルや工場アパートが増加していたが、そのような建築物の一部を借りた者に対して労働災害の防止を義務づけても、その内容によっては実効を期し得ないような場合が少なくない<sup>33</sup>。このような観点から同条が制定されたものと考えられる。

## 2. 5 運用

### 2. 5. 1 適用の実際

厚生労働省労働基準局監督課が令和 2 年 9 月 30 日に公表した労働基準関係法令違反に係る公表事案（令和元年 9 月 1 日～令和 2 年 8 月 31 日公表分 \*各都道府県労働局が公表した際の内容を集約したもの）によると、対象条文違反はなかった。

### 2. 5. 2 関係判例

関連する公判裁判例は、特に掲記するものがない。

## E. 結論

安衛法は、労働災害発生防止という目的

に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが、現行法の制定により、労働者を直接雇用する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務付けるかが、かなりの程度明らかにされた。

第 33 条と第 34 条は、工場法、労働基準法等に直接的な定めがなく、「場所」や「物」の管理権原に着目した規制として、現行法の制定にて新たに導入された規定である。

このように、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行法の特徴の 1 つであり、実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解される（このことは、本研究事業で別途実施した社会調査の結果からも窺える）。

従って、今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化に応じつつ、労災防止に大きな影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があると解される。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

なし。

### 2. 学会発表

なし。

## G. 知的所有権の取得状況

### 1. 特許取得

該当せず。

### 2. 実用新案登録

該当せず。

### 3. その他

該当せず。

## H. 引用文献

脚注を参照されたい。

【移動式クレーン】



（角田淳氏のブログ（ <http://itetama.jp/blog-entry-74.html> 最終閲覧日：2020年10月10日）より）

【不整地運搬車】



（角田淳氏のブログ（ <http://itetama.jp/blog-entry-74.html> 最終閲覧日：2020年10月10日）より）



【高所作業車】



（角田淳氏のブログ（ <http://itetama.jp/blog-entry-74.html> 最終閲覧日：2020年10月10日）より）

【建築物等（労働安全衛生法第34条）の例】



（角田淳氏のブログ（ <http://itetama.jp/blog-entry-76.html> 最終閲覧日：2020年10月10日）より）

- 
- <sup>1</sup> 淀川亮、三柴丈典「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生法制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究の紹介」労働安全衛生研究 2020 年第 13 巻第 2 号（独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所、2020 年）173 頁。
- <sup>2</sup> 三柴丈典「分担研究報告書・日本の安衛法の特徴と示唆される予防政策のエッセンス」厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）『リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（第 1 分冊）』（2017 年）89 頁。
- <sup>3</sup> 三柴前掲報告書 85 頁。
- <sup>4</sup> 三柴丈典「分担研究報告書・イギリスのリスクアセスメントと法」厚生労働省科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）『リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（第 1 分冊）』（2017 年）127～357 頁を参照した。
- <sup>5</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017 年（平成 29 年））373 頁。
- <sup>6</sup> 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中災防新書、2019 年（令和元年））232～233 頁。
- <sup>7</sup> 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））373～374 頁を参照した。
- <sup>8</sup> 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））374 頁を参照した。
- <sup>9</sup> 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））374～375 頁を参照した。
- <sup>10</sup> 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））375～376 頁。
- <sup>11</sup> 解釈例規「安衛法便覧 I（令和元年度版）」（労働調査会、2019 年（令和元年））245 頁。
- <sup>12</sup> 木村嘉勝『よくわかる労働安全衛生法（改訂 6 版）』（労働調査会、2019 年（平成 31 年））58 頁。
- <sup>13</sup> 木村前掲書（2019 年（平成 31 年））59 頁。
- <sup>14</sup> 木村前掲書（2019 年（平成 31 年））142～143 頁。
- <sup>15</sup> 労働基準法研究会 会長 石井照久：昭和 46 年 7 月 13 日付け労働大臣宛労働基準法研究会第 3 小委員会報告書、産業安全年鑑昭和 46 年版、中央労働災害防止協会、27～43 頁、1971 年。
- <sup>16</sup> 中央労働災害防止協会編前掲書（1971 年）38 頁。
- <sup>17</sup> 中央労働災害防止協会編前掲書（1971 年）39 頁。
- <sup>18</sup> 昭和 47 年 3 月 21 日衆議院社会労働委員会[渡邊健二委員発言]。
- <sup>19</sup> 昭和 47 年 5 月 18 日参議院社会労働委員会[北川俊夫委員発言]。
- <sup>20</sup> 福岡高判昭和 52 年 8 月 3 日判例時報 896 号 110～111 頁。
- <sup>21</sup> 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））307 頁。
- <sup>22</sup> 岩寄勝成「クレーン車海中転落損害賠償請求事件（香川県直島町）」判例地方自治 105 号（増刊）（株式会社ぎょうせい、1993 年）113 頁。
- <sup>23</sup> 前掲註 22・岩寄 113～114 頁。
- <sup>24</sup> 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））376～377 頁。
- <sup>25</sup> 畠中前掲書（2016 年）233～234 頁。
- <sup>26</sup> 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））377 頁。
- <sup>27</sup> 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））377～379 頁。
- <sup>28</sup> 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））379 頁。
- <sup>29</sup> 解釈例規「安衛法便覧 I（令和元年度版）」（労働調査会、2019 年（令和元年））248 頁。
- <sup>30</sup> 木村前掲書（2019 年（平成 31 年））58 頁。
- <sup>31</sup> 木村前掲書（2019 年（平成 31 年））59 頁。
- <sup>32</sup> 木村前掲書（2019 年（平成 31 年））142～143 頁。

---

<sup>33</sup> 佐藤勝美編『労働安全衛生法の詳解』（労働基準調査会、1992年（平成4年））415頁。

## 厚生労働科学研究費補助金

### 分担研究報告書

## 労働安全衛生法第5章第1節の逐条解説

分担研究者 井村 真己 沖縄国際大学法学部・教授

#### 研究要旨

労働安全衛生法は、労働災害の防止の危険防止基準の確立の一環として、第5章において、機械並びに危険物及び有害物に関する規制を行っている。本分担研究は、この第5章全体の逐条解説を目的とするものであるが、本年度は、第37条のいわゆる特定機械等の製造許可制に関する調査を行った。

法第37条の趣旨・沿革から明らかになったこととして、本条の特定機械等については、古いものでは明治初期から当該機械に関する災害の事例が存在しており、また、かかる災害に対する法的な規制も様々な形で行われてきていた。そうして、1972年の安衛法制定時には、すでにこれら特定機械等に対する製造許可制の仕組みは確立されてきており、本条はかかる現状を追認したものといえることができる。ただし、このことは、これら特定機械等以外の機械について本条に基づく製造許可制を導入することを排除するものではないから、本条における「特に危険な作業を必要とする機械」について判断基準を確立し、必要に応じて新たな特定機械等の追加について検討することが解釈上の課題になるものと思われる。

また、法第38条については、特定機械等が安全に設置されていることを確認するための各種検査が規定されている。それぞれの検査については、各特定機械等の製造および設置における安全性を確保するためには必要不可欠であるといえよう。これら検査の具体的内容は、特定機械等に関する規制の構造上、各安全規則に委ねられており、その安全規則の中でさらに各特定機械ごとに検査に関する規制がほぼ同じ条文によって定められている。このような条文の重複は、安衛法および各規則の全体的な視認性を著しく阻害するものであるといえ、検査に関しては各安全規則とは別に統一的な別規則を定めることも検討すべきなのではないかと思われる。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第37条から第54条について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

## C. 研究結果

## 1 第37条（製造の許可）

### 1.1 条文

第三十七条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（平一法八七・平一法一六〇・平一五法一〇二・一部改正）

#### 別表第一（第三十七条関係）

- 一 ボイラー
- 二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 三 クレーン
- 四 移動式クレーン
- 五 デリック
- 六 エレベーター
- 七 建設用リフト
- 八 ゴンドラ

### 1.2 関連政省令

#### 1.2.1 施行令

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（中略）

- 三 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボ

イラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

- イ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が〇・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの
- ロ ゲージ圧力〇・三メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が〇・〇〇〇三立方メートル以下のもの
- ハ 伝熱面積が二平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
- ニ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの
- ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇二立方メートル以下のものに限る。）

- ヘ 内容積が〇・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のもの

（中略）

- 五 第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が〇・〇四立方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇四以下の容器を除く。）をいう。
- イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）
- ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの
- ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの
- ニ イからハマまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する

<p style="text-align: center;">容器</p> <p>(中略)</p> <p>八 移動式クレーン 原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。</p> <p>九 簡易リフト エレベーター（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除く。以下同じ。）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が一平方メートル以下又はその天井の高さが一・二メートル以下のもの（次号の建設用リフトを除く。）をいう。</p> <p>十 建設用リフト 荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が八十度未満のスキップホイストを除く。）をいう。</p> <p>十一 ゴンドラ つり足場及び昇降装置 その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備をいう。この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>を除く。）とする。</p> <p>一 ボイラー（小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の適用を受けるものを除く。）</p> <p>二 第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）の適用を受けるものを除く。）</p> <p>三 つり上げ荷重が三トン以上（スタツカー式クレーンにあつては、一トン以上）のクレーン</p> <p>四 つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン</p> <p>五 つり上げ荷重が二トン以上のデリック</p> <p>六 積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が一トン以上のエレベーター</p> <p>七 ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第三項第十八号において同じ。）の高さが十八メートル以上の建設用リフト（積載荷重が〇・二五トン未満のものを除</p>
<p>第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合</p>	

く。次条第三項第十八号において同じ。）

八 ゴンドラ

2 法別表第一第二号の政令で定める圧力容器は、第一種圧力容器とする。

**1.2.2 関連規則**

**1.2.2.1 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年9月30日労働省令第33号）**

第三条<sup>1</sup> ボイラーを製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー（以下「許可型式ボイラー」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、ボイラー製造許可申請書（様式第一号）にボイラーの構造を示す図面及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 強度計算
- 二 ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数
- 三 工作責任者の経歴の概要
- 四 工作者の資格及び数
- 五 溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果

**1.2.2.2 クレーン等安全規則（昭和47年9月30日労働省令第34号）**

第三条<sup>2</sup> クレーン（令第十二条第一項第三号のクレーンに限る。以下本条から第十条まで、第十六条及び第十七条並びにこの章

第四節及び第五節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするクレーンについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、すでに当該許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーン（以下この章において「許可型式クレーン」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、クレーン製造許可申請書（様式第一号）にクレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 強度計算の基準
- 二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
- 三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

**1.2.2.3 ゴンドラ安全規則（昭和47年9月30日労働省令第35号）**

第二条 ゴンドラを製造しようとする者は、その製造しようとするゴンドラについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、すでに当該許可を受けているゴンドラと型式が同一であるゴンドラ（以下この章において「許可型式ゴンドラ」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、ゴンドラ製造許可申請書（様式第一号）にゴンドラの組立図及び次の事項を記載した書面



を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 強度計算の基準
- 二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
- 三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

### 1.3 趣旨と内容

#### 1.3.1 趣旨

安衛法は、危険な作業を必要とする機械等や有害物について、利用に供されるようになってから安全衛生上の対策を講じるよりも、製造・流通の段階で必要な措置をとっておく方がより効果的であるとの観点から、第5章においてそのような機械、危険物および有害物について所要の規制を加えることとしている<sup>3</sup>。第37条は、このうち特に危険な作業を必要とする機械等の製造をしようとする者に対して、都道府県労働局長の許可を受けることを義務づけ（第1項）、また労働局長が許可を行うにあたっては、当該機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していることを要すると定めている（第2項）。第37条の規制の対象となるのは、機械等を使用する事業者ではなく、当該機械等の製造者である。

同条にいう特に危険な作業を必要とする機械等については、法の別表第一にボイラー、クレーン、エレベーター、ゴンドラなど8種の機械が指定され、さらに安衛法施行令第12条1項でその対象となる機械が明示される（以下では特定機械等と略す）。これら特定機械等については、省令で安全規則が、また告示で構造規格<sup>4</sup>がそれぞれ制定されている。これらの機械については、欧

米諸国においても古くから構造上の要件が定められており、また製造から設置・使用について検査制度が設けられていることから、わが国でも同様に規制の対象となったものと考えられる<sup>5</sup>。

また、本条については、安衛法制定後に地方分権推進法（平成11年法律第87号）により、製造許可申請書の提出先機関が都道府県労働基準局長から都道府県労働局長へと変更された。これ以外にも2度の改正を経ており<sup>6</sup>、いずれも軽微な改正にとどまっており、法の構造を大きく変更するような改正は行われていない。

#### 1.3.2 内容

第37条による製造許可が要求される特定機械等については、そのいずれについても安衛法制定以前に安全規則の策定が行われており、その中で構造規格に基づく製造許可の仕組みが確立されていた。第37条は、安衛法制定当時に特に危険と認識されていた特定機械等への規制がほぼそのまま立法化されたものであるといえよう（各機械に対する規制の沿革については後述する）。この点を踏まえつつ、第37条の内容について解説していく。

##### 1.3.2.1 「特に危険な作業を必要とする機械」

第37条については、法制定時から現在に至るまで法改正による新たな機械の追加は行われていない。そうすると、第37条にいう「特に危険な作業を必要とする機械」とは、現状の8種類の特定機械等を指すものと解すれば十分に見える。しかし、これら特定機械等について、安衛法が「特

に危険な作業を必要とする機械」と一般的な文言を持って定義している以上、法の適用対象となる機械が他に存在する可能性は否定できない。そこで、この条文上の文言に基づく第 37 条の適用対象となる機械の判断基準について若干の検討を行うことにする。

第 37 条の「特に危険な作業を必要とする機械」との文言は、そのまま解釈すれば労働者による「危険な作業」に重点が置かれているようであり、機械それ自体の問題ではないようにも読める。しかし、そのような作業を必要とする機械を規制の対象としている以上、機械自体の危険性も当然に含むものと解すべきであろう。

また、後述するように特定機械等による災害については、① ボイラー破裂事故に典型的であるが、当該機械における災害の発生が労働者の身体・生命の危険に直結している、② クレーン倒壊やゴンドラ墜落など、その作業場所との関連で、当該機械による災害の発生が当該作業に従事している労働者のみならず、一般人を巻き込む可能性がある、③ 災害の発生原因が、機械の構造的な欠陥あるいは不十分な理解に基づく機械の使用によることが多い、といった点にその特徴を見ることができる。

これらの点を考え合わせると、「特に危険な作業を必要とする機械」とは、当該機械による災害の発生が労働者・一般人の生命への危険をもたらす蓋然性が高い機械のうち、その災害の発生原因が機械の構造上の欠陥または機械の作業方法の不備のいずれか若しくはその両方によることが経験則上明らかな機械と解釈することができよう。そうすると、本条は、機械の構造上の欠陥

の根絶を製造の許可制を通じて行い、それに加えて第 61 条およびその関連規定により講習受講または資格取得をしていない者の就業を制限することにより、当該機械の使用にかかる安全を確保しようとするものと解することができよう。

### 1.3.2.2 「製造しようとする者」

本条の規定に基づく製造許可を受けるべき者は、個々の特定機械等を実際に製造しようとする者であるが、関連規則にて明らかかなように、すでに許可を受けている特定機械等と同一の型式のものを製造する場合には、個々の機械の製造ごとに許可を得る必要はない（ボイラー則第 3 条 1 項但書、クレーン則第 3 条 1 項但書、ゴンドラ則第 2 条 1 項但書）。この場合の「同一の型式」については、特定機械等の種類により求められる要件が異なっており、ボイラーおよび圧力容器に関しては、種類、主要材料、工作方法について同一性が求められるのに対し（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 597 号）、クレーンおよびゴンドラは、種類、構造部分の材料および形状、能力（つり上げ荷重、積載荷重）、工作方法について同一性が必要である（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 598 号（クレーン等）昭和 47 年 9 月 18 日基発第 599 号（ゴンドラ））。

また、ボイラーに関しては、廃止されたボイラーを改修する場合にも「製造しようとする者」に含まれる。この場合における改修とは、ボイラーの胴若しくは管寄せの 3 分の 1 以上、鏡板若しくは管板の全部、または炉筒若しくは火室の全部を改修する場合が該当する（昭和 34 年 2 月 19 日基発第 102 号）。

このほか、複数の製造事業者が共同で特定機械等を製造する場合には、各々が「製造しようとする者」に該当することになるため、それぞれの製造分担を明らかにし、主たる部分を製造する者を所轄する都道府県労働局庁に共同申請しなければならない（昭和34年2月19日基発第102号）。

クレーンのように部品を運んで現地で組み立てて使用する機械については、主要な構成部分を製造する者が本条にいう「製造しようとする者」に該当する。

### 1.3.3 特定機械等の定義

第37条の適用に当たっては、製造許可の対象となる特定機械等がどのようなものであるかが問題となるが、この点に関しては、安衛法施行令に具体的な定義が置かれている。この規定を踏まえつつ、それぞれの機械の定義を確認しておく<sup>7</sup>。

#### 1.3.3.1 ボイラー

一般にボイラーとは、燃料を使用して水を熱することによって温水や蒸気を発生させる装置をいう。現行の安衛則上、ボイラーは、発生させる物質及び製造の原料によって分類されている。

##### (1) 発生物質による分類

蒸気ボイラーは、燃焼ガスまたは電気により、水又は熱媒を加熱して、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させてこれを他に供給するものである。旧ボイラー則によれば、ボイラー本体のほか付設された過熱器および節炭器（ボイラーの廃熱を利用して給水を加熱する装置。エコマイザともいう）も含むものとされている。

また、温水ボイラーは、燃焼ガス等また

電気により、圧力を有する水または熱媒（熱を移動させるために用いられる流体）を加熱してこれを他に供給する装置をいう。

##### (2) 製造原料・構造による分類

ボイラーは、その製造原料により鋼製ボイラー（鋼鉄により製造されたもの）と铸铁製ボイラー（铸铁製のセクションと呼ばれる部品を組み合わせて製造されたもの）に区分される。鋼鉄ボイラーは、さらにその構造によって丸ボイラー（水を満たした缶を主体としたボイラー）、水管ボイラー（伝熱部が水管になっているボイラー）に大分することができる。安衛法施行令第1条第3号ホにある貫流ボイラーとは、水管ボイラーの一種で、缶体内に長い水管を設置し、その一端から注入された水を循環させずに熱して気水分離器によって水と蒸気に分離させるものである（ボイラーの構造図については、図1から図4を参照<sup>8</sup>）。

法37条の製造許可を要するボイラー（小規模ボイラー）は、安衛法施行令1条3号により、一定以上の伝熱面積、最高使用圧力、胴の内径および内容積をもつものとされている（安衛法上のボイラーの区分については図5から図9を参照<sup>9</sup>）。

#### 1.3.3.2 第一種圧力容器

第一種圧力容器は、その中に入っているものが大気圧の沸点を超える温度の液体（飽和液）と定義されており、気体（ガス）である第二種圧力容器と区別されている。この理由は、破裂した場合における被害の相違であり、第一種圧力容器の場合、圧をかけて液体になっているものが一気に蒸発して気体に変化し膨張するために被害が大きいことからより厳しい規制が必要とされ

ており、法 37 条の製造許可の対象となるのも第一種圧力容器のみである。第一種圧力容器の定義は施行令第 1 条第 5 号に定められており、一定以上の最高使用圧力、胴の内径、内容積をもち、容器内の圧力が大気圧を超える容器のうち、① 蒸気により固体や液体を加熱する容器、② 化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器、③ 液体の成分を分離するために当該液体を加熱し、その蒸気が発生させる容器が製造許可の対象となっている（安衛法上の圧力容器の区分については図 10 および図 11 を参照<sup>10)</sup>。

### 1.3.3.3 クレーン

クレーンは、荷を動力を用いてつり上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置のうち、移動式クレーンおよびデリック以外のものをいう。機械としてのクレーンは、荷のつり上げに動力を使用することが要件となっており、水平移動については動力を使用していなくてもよい。

クレーンには、様々な構造、形状のものがあり、クレーン則において分類表が作成されているが、法 37 条の製造許可を要するクレーンは、つり上げ荷重（クレーンにおいて構造・材質に応じて負荷させることのできる最大の荷重）が 3 トン以上（スタッカークレーンについては 1 トン以上）のものとしてされている（安衛法施行令第 12 条第 3 号）。以下では、表 3 に基づいて主なクレーンの種類について記述する（より具体的分類については表 4 を、また構造図については図 12 から図 17 を参照<sup>11)</sup>。

#### (1) 天井クレーン

天井クレーンは、建物の両側の壁に沿っ

て設けられたランウェイ（走行軌道）にガーダ（桁）を渡し、そこに巻上装置を置いたものである。巻上装置の相違によりホイスト式（原動機、減速装置、ドラム等を一体にまとめた巻上装置をガーダの下に設置する）、トロリ式（ガーダの上にトロリ（台車）を設置し、そこに巻上機を設置する）などに分類される。

#### (2) ジブクレーン

ジブクレーンは、ジブ（クレーンの竿の部分）を有し、その先端の滑車に巻上用のワイヤロープを通して荷をつり上げるものである。

その形状により、つち型クレーン（塔状の構造物の上に水平のジブを乗せた形状のもの）、引き込みクレーン（ジブを起伏させても吊り荷が上下に移動せずに水平に移動する形状のもの）、壁クレーン（ジブを壁に設置したもの）に分類される。

#### (3) 橋形クレーン

橋形クレーンは、天井クレーンの両端に脚を設置し、地上または床上に設けたレールの上を走行する形状のものである。天井クレーンと同様に、ホイスト式、トロリ式などにさらに分類される。

#### (4) アンローダ

アンローダは、船やはしけから、ばら物（穀物、砂、石炭等）を専門に陸揚げするものであり、つり具にグラブバケット（開閉動作によって荷をつかむ装置）が取り付けられ、陸揚げしたばら物を移動するためのホッパー（陸揚げしたばら物の一時的な貯蔵装置）とコンベヤが組み込まれている。

#### (5) ケーブルクレーン

2 つの塔の間にメインロープを張り、その上をトロリが横行する形式のクレーンで

ある。塔の形状により、固定ケーブルクレーン（両側の塔が固定されているもの）、走行ケーブルクレーン（塔が走行するもの）、橋形ケーブルクレーン（橋形の構造物にケーブルを張ったもの）に分類される。

#### (6) テルハ

テルハは、巻上げとレールに沿った移動（横行）のみを行うクレーンである。通常は、工場や倉庫塔の天井に I 形鋼の梁を設置し、そこに電気ホイストや電気チェーンブロックを吊り下げたものである。

#### (7) スタッカークレーン

スタッカークレーンは、直立したガイドフレームに沿って上下動するフォーク（荷台）を設置し、フォッキング（フォークの出し入れ）により棚にある荷の出し入れを行うクレーンであり、倉庫などに設置されることが多い。

スタッカークレーンには、普通型スタッカークレーン（運転台または運転室が荷の昇降と共に昇降する）と、荷昇降式スタッカークレーン（運転台は昇降せずに荷のみが昇降する）とに分類される。

### 1.3.3.4 移動式クレーン

移動式クレーンとは、安衛法施行令第 1 条第 8 号によれば、「原動機を内蔵し、かつ不特定の場所に移動させることができるもの」と定義されている。

移動式クレーンは、クレーン装置である上部旋回体と移動するための下部走行体で構成されており、下部走行体の形態によりいくつかの種類に分類されている（各移動式クレーンの形態については、図 18 から図 23 を参照<sup>12)</sup>。

これらの移動式クレーンのうち、法 37 条

の製造許可を要するのは、つり上げ荷重が 3 トン以上のものである（安衛法施行令第 1 2 条第 4 号）。

#### (1) トラッククレーン等

トラッククレーンは、通常のトラックのシャーシにクレーン装置を架装した移動式クレーンである。このように下部走行体が車輪または鉄軌道により構成されている形式の移動式クレーンとしては、トラッククレーンのほかに、クローラークレーン（下部走行体がクローラー（キャタピラー）となっているもの）、ホイールクレーン（タイヤ付の車軸に支えられた台車の上にクレーン装置を架装し、1 つの運転室で走行とクレーン作業を行うもの）、ラフテレーンクレーン（四輪駆動・四輪操舵により悪路や隘路での走行とクレーン作業を可能とするもの）、鉄道クレーン（いわゆる操重車であり、クレーンを架装した鉄道車両である）などがある。

#### (2) 浮きクレーン

浮きクレーン（起重機船）は、浮力のある箱形の台船にクレーン装置を架装した移動式クレーンであり、主に港湾における揚貨装置として利用されている。

### 1.3.3.5 デリック

デリックは、「荷を動力を用いてつり上げることを目的とする設備であつて、支柱又はブーム並びにつり上機構及びこれらに附属する物により構成されるもの」をいう（昭和 47 年 9 月 18 日基発 602 号）。クレーンとは違い、つり荷の水平移動は要件に含まれていないため、水平移動が可能なデリックとそうではないデリックとが混在している（各デリックの構造図は、図 24 および

図 25 を参照<sup>13)</sup>。

### (1) ガイデリック

ガイデリックは、直立したマストの根元にブームを結合し、マストの上部に 6 本以上のロープ（ガイロープ）を張ってその先端をアンカーに固定して設置する。巻上げ等の動作は、本体から離れた位置に設置されたウインチで行われる。

### (2) スチフレッグデリック

スチフレッグデリックは、直立したマストの先端をロープではなく 2 本のステー（スチフレッグ）と呼ばれる脚で後方から支え、マストの根元にマストよりも長いブームを結合している。巻上げ等の動作はガイデリックと同様に離れたところに設置されたウインチによって行われる。

#### 1.3.3.6 エレベーター

エレベーターとは、「人及び荷をガイドレールに沿って昇降する搬器にのせて、動力を用いて運搬することを目的とする設備」のことをいう（昭和 47 年 9 月 18 日基発 602 号）。安衛法上は、このようなエレベーターのうち、荷のみを運搬するものを簡易リフトと建設用リフトとに分類し、搬器（人や荷などを積載して運搬する容器）の積載重量、設置区分およびガイドレールの高さに応じて法規制を行っている（エレベーター、簡易リフト、建設リフトの相違については、表 5 を参照）。

簡易リフトは、安衛法施行令第 1 条第 9 号により、労基法別表第一の第 1 号から第 5 号に掲げる事業（製造業、鉱業、土木建築業、貨物運送業、港湾貨物事業）において使用される荷のみを運搬することを目的としたエレベーターのうち、搬器の床面積

が 1 平方メートル以下かその天井の高さが 1.2 メートル以下のものである。

法 37 条に基づく製造許可を要するのは、これらのエレベーターおよび簡易リフトのうち、積載荷重が 1 トン以上のものである。

#### 1.3.3.7 建設用リフト

建設用リフトは、安衛法施行令第 1 条第 10 号により、荷のみを運搬するエレベーターで、土木、建築等の工事の作業のために設置・使用されるものである。搬器の大きさについては特に定めはないため、搬器の大きさが上記の簡易リフトに相当するものであっても、土木、建築等の工事の作業のために設置されたものであれば、安衛法上は建設用リフトに該当する。なお、当該工事の作業のために設置されるリフトのうち、ガイドレールと水平面との角度が 80 度未満のスキップホイスト（巻上機で上昇させた容器を上端で反転させて運搬物を排出する装置）についてはコンベアに相当するため建設用リフトには該当しない。

これらの建設用リフトのうち、法 37 条に基づく製造許可を要するのは、積載重量が 0.25 トン以上で、ガイドレールの高さが 18 メートル以上のものである。

#### 1.3.3.8 ゴンドラ

ゴンドラとは、「つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備」をいう（安衛法施行令第 1 条第 11 号）。

ゴンドラについては、人が乗ることが前提となっているため、労働者の安全の観点から、すべてのゴンドラが積載荷重に関わ

りなく、本条の製造許可の適用を受けるものと解される。

また、ゴンドラについては、ゴンドラ則上、特に構造上の分類等はなされていないが、ゴンドラの作業床をつる形式により、アーム固定型、アーム俯仰型、懸垂型などに分けることができ、また昇降装置の走行の有無やその形式などによってもさまざまな種類のゴンドラが存在している。

### 1.3.4 罰則

本条の規定に基づく製造許可を受けずに特定機械等を製造した者に対して、法第117条により1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる。

## 1.4 関連規定

### 1.4.1 ボイラーおよび圧力容器

本条に基づく安衛法施行令第12条では、ボイラーおよび第一種圧力容器に関して、別法による規制を受けるものについては安衛法上の特定機械等の範囲には含まれないことを明言している。

このほか、安衛法施行令第12条第1項第1号には、簡易ボイラー<sup>14</sup>、小型ボイラー<sup>15</sup>のほか、船舶安全法に基づき船舶に設置されるボイラーや、電気事業法に基づく発電ボイラーが第37条の製造許可の適用が除外されるボイラーの類型として挙げられている<sup>16</sup>。

また、ボイラーの場合と同様に、（簡易）容器<sup>17</sup>、小型圧力容器<sup>18</sup>、船舶安全法および電気事業法に基づく圧力容器のほか、高圧ガス保安法に基づく特定設備、ガス事業法に基づく容器や配管、導管、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する

法律（液石法）に基づく容器については製造許可の対象から除外されている<sup>19</sup>。

### 1.4.2 エレベーター

エレベーターに関しては、労基法別表第一第1号から第5号以外の事業場や主に一般公衆の用に供されるエレベーター、または船舶安全法に基づく船舶に設置されたエレベーターについては本条の製造許可を要しないが、前二者のエレベーターについては、建築物に附属する設備として建築基準法により構造や防火等に関する規制が行われている。

なお、建築基準法は、建築基準法施行令第129条の3以下に定める構造上の基準を満たしているものについて、国交相による形式適合認定（建築基準法第68条の10）および型式部材等製造者認証（同法第68条の11）を受けるとされているが、これは標準設計仕様が構造上の基準を満たしていることの認定であり、安衛法に基づく製造許可とは異なるものと解される。

## 1.5 沿革

### 1.5.1 法制史

第37条による規制対象となる特定機械等については、上記のとおり古くから構造上の要件が定められていた。以下では、機械ごとに、安衛法制定以前の法規制状況について概観する。

#### 1.5.1.1 ボイラー及び圧力容器

汽罐汽機取締規則	○汽罐汽機取締規則（明治27年4月26日警視庁令第24号） 第1条「汽罐並汽機ヲ設置セントスル者ハ其定著（ていちゃ
----------	--

	<p>く：定着）ニ係ルモノハ据付前其可搬（かはん：移動可能なこと）ニ係モノハ使用前願書ニ左ノ事項ヲ添付シ所轄警察署又ハ警察分署ヲ経テ警視庁ニ願出免許ヲ受クヘシ其増設変更ヲ為サントスルトキ亦同シ但此場合ニ於テハ其増設変更ニ関スル事項ノ他添附スルヲ要セス」</p>
工場法	<p>○工場法（明治44年3月29日法律第46号）第13条「行政官廳（かんちょう：官庁）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附属建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防（よぼう：予防）又ハ除外ノ爲必要ナル事項ヲ工場主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」</p>
汽罐取締令	<p>○汽罐取締令（昭和10年4月9日内務省令第20号）第6条「汽罐ハ罐體（かんたい：缶体：ボイラーのボディーのこと）検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ設置スルコトヲ得ズ」</p>
労働基準法	<p>○労働基準法（昭和22年4月7日法律49号）第46条第2項「特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。」</p> <p>○労働安全衛生規則（昭和22年10月31日労働省令第9号）第37条第1項「溶接による汽罐</p>

<p>又は特殊汽罐は、法第四十六條第二項の規定により、予め労働省労働基準局長の認可を受けなければ、これを製造してはならない。」</p> <p>○ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和34年2月24日労働省令第3号）第3条第1項「ボイラ（小型ボイラを除く。以下この章において同じ。）を製造しようとする者は、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働基準局長」という。）の許可を受けなければならない。」</p>
---

明治期の工場関係の規制は、各府県において警察を中心とする行政官庁による取締により行われており、ボイラーに関する規制については、東京では1877（明治10）年の警視庁布達（明治10年11月21日甲60号布達）を端緒とし、1889（明治22）年には警視庁令による汽罐及汽機取締規則（明治22年5月29日警察令第21号）が制定された。その後、同規則を全面改正した汽罐汽機取締規則（明治27年4月26日警視庁令第24号）の制定後、原動機（ボイラー、石油機関、ガス機関）に対する規制として原動機取締規則（大正14年11月26日警視庁令第51号）となり、最終的には昭和7年の汽罐取締規則（昭和7年6月16日警視庁令第16号）による規制へと移行した。いずれの規則においても、汽罐汽機の設置許可を定めるとともに、汽罐の構造や検査に関する規定が設けられていた。



また、1911（明治44）年に制定された工場法は、第13条において、適用対象となる工場に対して、危険予防の見地から行政官庁による取締の権限を認めていた。もっとも、工場法施行令第40条によれば、各府県において制定された各取締規則は、工場法に抵触しない限りにおいて有効とされていたため、取締規則は工場法施行後も引き続き効力を有していたものと考えられる。

1935（昭和10）年に制定された汽罐取締令は、各府県による取締規則に基づいて実施されるボイラーの取締および機械の検査は、統一的な基準がないがゆえに形式的なものとならざるを得ないとの批判を受けて、業界団体からの要望等も踏まえて内務省令として制定されたものである。本取締令は、規制対象となるボイラーの定義（第1章）、構造規格（第2章）、設置基準（第3章）、取扱責任者（汽罐士、汽罐取扱主任者）（第4章）等について規制を設け、ボイラーの缶体検査を設置手続と切り離し、缶体検査に合格していないボイラーの設置を禁止した。その上で、取締令第25条において、ボイラーの製造に関し、「汽罐ハ告示ヲ以テ別一定ムル法上ノ要件具備シタルモノナルコトヲ要ス」と定め、汽罐構造規格（昭和10年4月9日内務省告示第204号）に適合するように製造することを義務づけていた。もっとも、構造規格に関する規定が設けられたとはいえ、本取締令は、製造者に対して設計段階における規制を行うことを目的としたものではなく、あくまで設置されるボイラーを対象とするものであったこと、他方、缶体検査の受検義務者を規定していないことから製造者以外の設置者や販売者が受けることも可能であったため、現代の

製造許可とは異なる規制の仕組みとなっていた。

1947（昭和22）年に制定された労働基準法は、その制定当初、第5章に「安全及び衛生」を設け、第46条第2項にて「特に危険な作業を必要とする機械及び器具」に関する製造・変更・設置の認可制を定めていた。これを受けて、同年10月に制定された安全衛生規則（以下では旧安衛則とする）は、労働基準局長による製造の許可制を設けたが、これはボイラーの高圧化の要請に伴い、溶接を必要とするボイラーの製造を認可することを目的とするものであった<sup>20</sup>。その後、ボイラーおよび圧力容器の利用範囲が拡大し、高温、高圧のボイラーの需要が増加するなど、ボイラーの構造、使用材料、製造技術が著しく進歩してきたことから、1959（昭和34）年に旧安衛則から独立してボイラ及び圧力容器安全規則（以下では旧ボイラー則とする）が制定され、すべてのボイラーおよび圧力容器に対して製造の許可制が定められるようになり、旧安衛則の当該規定は削除された<sup>21</sup>。現行のボイラー及び圧力容器安全規則は、1972（昭和47）年の安衛法制定に伴い、旧ボイラー則を全面的に改定したものである。

#### 1.5.1.2 クレーン・デリック・エレベーター・リフト

土木建築工事場安全及衛生規則	○土木建築工事場安全及衛生規則（昭和12年9月30日内務省令第41号）第20条「事業主ハ捲揚（まきあげ）装置（斜面軌道捲揚装置及昇降機、起重機（きじゅうき：クレーンやデリックのこと）其ノ他ノ揚重機（よう
----------------	---

	<p>じゅうき：クレーン、エレベーター等重量物を持ち上げる機械のこと）ヲ含ム 以下ニ同ジ）ニシテ材料ノ捲揚運搬ニ専用スルモノニ付テハ第十八條第一號及第四號乃至第六號竝ニ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ」</p>
<p>労働基準法</p>	<p>○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 46 条第 2 項「特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。」</p> <p>○クレーン安全規則（昭和 37 年 7 月 31 日労働省令第 16 号）第 3 条第 1 項「クレーン（つり上荷重が三トン未満のものを除く。以下この条から第八条まで、第十三条並びにこの章第四節及び第五節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするクレーンについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働基準局長」という。）の認可を受けなければならない。ただし、すでに当該認可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーン（以下この章において「認可型式クレーン」という。）については、この限りでない。」</p>

クレーン（起重機）に関する規制は、昭和初期の新聞記事によれば、建設現場にお

ける倒壊事故などへの対応として市街地建築物法（現在の建築基準法の前身）あるいは警察等の取締規則による規制が試みられていたようであるが、具体的な規制内容については明らかではない<sup>22</sup>。その後、1931（昭和 6）年に工場鉱山以外の危険な事業に従事する労働者への業務上の災害に対する扶助を目的として、労働者災害扶助法（昭和 6 年 4 月 1 日法律第 54 号）が制定された。同法第 1 条 1 項 2 号では、その適用対象となる事業の一つに「土木工事又ハ工作用ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事」が挙げられており、それを根拠として労働者の安全の確保のために危険予防の見地から 1937（昭和 12）年に土木建築工事場安全及衛生規則が制定され、起重機および労働者が搭乗可能な昇降機（エレベーター）に関する規制が設けられた。その当時の起重機として利用されていた機械の多くはデリックであり、上記規則による起重機規制も、つり上げ重量が 2 トン以上のガイデリックを対象とするものであった（同規則第 20 条 3 号）。また、旧安衛則第 327 条においては、巻上能力 3 トン以上の起重機（第 1 号）、つかみ能力 0.5 トン以上のグラブバケット付起重機（第 2 号）、支柱又はブームの長さ 10 メートル以上の起重機（第 3 号）、巻上能力 2 トン以上のガイデリック又は足付デリック（第 4 号）、高さ 15 メートル以上のコンクリート用エレベーター（第 5 号）、積載能力 2 トン以上の人荷共用又は荷物用のエレベーター（第 6 号）を揚重機と定義した上で、これらの設置認可に関する規制を行っていた。

その後、1950 年代以降の高層ビル建築にてデリックに代わりタワークレーンの利用

が一般化するなど、高度成長期における技術革新の進展、工事の大規模化などに伴って、クレーンや建設用リフト等の果たす役割が非常に大きくなったのに比例して、デリック、建設用リフト等の倒壊、物体の落下等による労働災害が増加したことから<sup>23</sup>、それへの対策として旧安衛則の規程を全面改正して単独の規則として1962（昭和37）年にクレーン等安全規則（旧クレーン則）が制定され、その中で初めて製造に関する許可制が定められるようになった。クレーンの製造が認可制となるべき根拠としては、「近時クレーンの応用範囲の拡大にともない、特殊な構造及び用途を有するクレーンが続出し、しかも一部にはある程度見込生産化する傾向にあるが、クレーン等の安全を保持するためには、設計及び工作の過程において一定の基準によらしめる必要がある」と説明されている<sup>24</sup>。

### 1.5.1.3 ゴンドラ

労働基準法	<p>○労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第46条2項「<b>特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。</b>」</p> <p>○ゴンドラ安全規則（昭和44年10月1日労働省令第23号）第2条第1項「<b>ゴンドラを製造しようとする者は、その製造しようとするゴンドラについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働</b></p>
-------	---

**基準局長」という。）の認可を受けなければならない。ただし、すでに当該認可を受けているゴンドラと型式が同一であるゴンドラ（以下この章において「認可型式ゴンドラ」という。）については、この限りでない。」**

ゴンドラに関しては、戦前は特段の規制は行われていなかったようである。前記土木建築工事場安全及衛生規則は、いわゆるつり足場に関して安全荷重や作業床等に関する規制は行っているものの、昇降機付のゴンドラに関する規制は行われていなかった。

1947（昭和22）年に制定された旧安衛則では、前記土木建築工事場安全及衛生規則と同様の規制が行われていたにすぎず（旧安衛則第110条）、ゴンドラは対象となっていなかったが、1963（昭和38）年の改正<sup>25</sup>により、つり足場の項目が新たに設けられた。この改正においては、「昇降のために用いる巻上機は、自動的に、かつ、確実に作動する制御装置を有するものであること（旧安衛則第109条の6第6号）」がつり足場の設置要件として定められたが、ゴンドラ自体の製造許可あるいは性能検査等に関する規制は定められなかった。

高度成長期における高層ビルの建築ラッシュにより、1960年代後半からつり足場やゴンドラを使用した窓拭きや外壁タイル工事などの需要が高まっていったが、それに比例してゴンドラの落下事故も増加し、その危険性や製造上の欠陥や点検制度の不備などが指摘されるようになってきた。特に、1969（昭和44）年に発生した西武百貨店ゴ

Gondola墜落事故やその5日後に発生した兜町ビルにおけるGondola落下事故などを契機として、労働省が同年5月1日から10日まで、全国のGondola 303台に対し一斉監督指導を実施したところ、違反が全体の3割に達し、また欠陥のあったGondolaが1割弱との監督結果となった。また、過去のGondola関係災害の原因が、構造上の不備や使用・点検・修理などの管理体制の欠陥によるものであることから、同年10月にGondola安全規則が制定され、そこで製造の許可制が定められたものである<sup>26</sup>。

### 1.5.2 背景となった災害等

以下では、特定機械等に関連する災害例を挙げるが、実際の規制の契機となった具体的事例というよりは、規制制定前後の時期における特定機械等の典型的な災害例につき、特に被害が大きかったものを中心にリストアップしたものである。ただし、Gondolaに関してはまさしく当該災害が規制策定の契機となっている。

#### 1.5.2.1 ボイラー及び圧力容器

##### (1) 金沢市ボイラー破裂事故

1889（明治22）年3月8日、石川県金沢市の大鋸谷製紙所において、ボイラー破裂事故が発生し、死者9名、負傷者8名という惨事となった。これを受けて、農商務省が技師を現地へ派遣して調査視察を行った。官報に掲載された報告書には、ボイラー破裂の原因として、当該ボイラーは船舶用の物を改造したものであり、構造にしても製作にしても十分な圧力に耐えうるものではなかったこと、また数日前から破裂の兆候があったにもかかわらずボイラー担当者が

気づかなかったことなどを挙げていた。

この報告書の最後には、「該罐購入前専門技術科ニ就キ能ク其原料及構造法ノ検定ヲ受ケ其取扱方ニ至リテモ熟練ナル火夫ヲシテ日常之ニ従事セシメタランイハスノ如キ惨害ヲ被ラサルヘキニ然ルコトナカリシ」との記載があり、ボイラーの構造規格や取扱技術の熟練の必要性が問題点として指摘されていた<sup>27</sup>。

##### (2) 横浜市ボイラー爆発事故

1955（昭和30）年5月13日、神奈川県横浜市鶴見区の製菓工場でボイラーが爆発し、作業員2名が即死、負傷者8名（うち6名が重傷）となった。

労基署監督官の調べによれば、当該菓子工場に設置されていたボイラーには安全弁（ボイラー内の圧力が一定以上になった場合に、自動的に弁を開いて蒸気を放出し、圧力を規定以下に保つようにするための装置）がなく、バルブ（流体が通る配管の開閉や流れの制御を行う機能を持つ装置）が取り付けられていたが、圧力が上がった際にこのバルブが閉まったために爆発したものであるとされた。

#### 1.5.2.2 クレーン・デリック・エレベーター・リフト

##### (1) 松坂屋起重機倒壊事故

1927（昭和2）年10月26日午後7時40分頃、上野広小路の松坂屋の工事現場において、重量16トン近い鉄材2本を約30メートルの高さの起重機で釣り上げようとした際に、突然起重機が道路側の夜店の上に横倒しとなり、4名死亡、重軽傷者10数名を出す惨事となった。

調査によれば、当該起重機は最近購入し

たものであり、起重機を支えるワイヤーは直径 1 インチのものが 8 本設置されていたが、16 トンの鉄材を 1 メートル弱引き上げた際に、鉄材の位置を変更しようとして作業していたところ、突然 1 本のワイヤーが切断され、これがきっかけとなり合計 3 本のワイヤーが最終的に切断したために倒壊したものである。ワイヤー切断の原因が、起重機を垂直に設置していなかったために過度の負担がかかったものであるとして、最終的に工事責任者ら 4 名が業務上過失致死罪により起訴された。

## **(2) 京成電車上野線エレベーター落下事故**

1932（昭和 7）年 12 月 28 日、東京上野の地下鉄工事現場に設置された土砂運搬用エレベーターに、作業員 4 名と土砂約 400 キログラムを積み込んで上昇したところ、突然ワイヤーが切断して高さ約 6 メートルの所から地上に墜落し、4 名が重軽傷を負った。

当該エレベーターは、約 1 トンの重量に耐えうるものとされており、3 か月ほど使用可能とされるワイヤーも 2 週間前に交換したばかりであったため、ワイヤーの品質が問題とされた。

## **(3) 川鉄千葉製鉄所クレーン倒壊事故**

1957（昭和 32）年 7 月 1 日午後 4 時すぎ、千葉市にある川鉄千葉製鉄所の第二溶鋳炉建設現場で作業員 20 数名がクレーンの組み立て中に、支柱（高さ 60 メートル、重量 35 トン）が突然地上 15 メートル付近から折れ、これに続くワイヤロープも切れたため、アーム（長さ 55 メートル、重量 30 トン）も一緒に崩れ落ち、作業員 5 名が死亡、11 名が重軽傷を負った。

当該クレーンは、同製鉄所で作成したものであり、先月 29 日にマスト部の設置が終わり労基署の認可を受けたばかりであった。この日は、ウインチでアームの部分をつり上げようとし、その先端が 5 メートルほど地上を離れたところ、異様な音とともにマストが折れたものである。その後の調べによると、事故の原因は、クレーンの支柱を補強するための溶接が不完全だったためと特定された。

## **1.5.2.3 ゴンドラ**

### **(1) 西武百貨店ゴンドラ墜落事故**

1969（昭和 44）年 4 月 24 日午前 10 時 10 分頃、東京渋谷の西武百貨店にて窓清掃作業中のゴンドラ（鉄製・重量約 1 トン）が突然落下して、近くの歩道を縦列で歩いていた小学生を直撃し、ゴンドラに搭乗していた作業員 1 名と小学生 2 名が死亡した。

調査によれば、事故の原因は、ゴンドラをつつているクレーン部分のギア（8 ミリピッチ）が規定では 7.2 ミリのかみ合わせが必要なところ、わずか 2 ミリであったためにギアが外れたためであると断定された。これはメーカーによる保守点検で簡単に調整可能であったが、西武百貨店が保守契約を締結しておらず、点検が行われていなかったため管理上の不備があったものと認定された。

## **1.6 運用**

### **1.6.1 適用の実際**

#### **1.6.1.1 手数料**

第 37 条に基づき製造許可の申請を受けようとする者は、安衛法第 112 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、国に手数料を納付し

なければならない。手数料の額は、労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年 9 月 28 日政令第 345 号）第 1 条 2 号により現在は 82,500 円となっている。

### 1.6.1.2 製造許可の基準

機械の製造者が法 37 条に基づく機械の製造許可を受けるにあたっては、機械ごとに定められた安全規則の規定に従って書面による申請が必要となるが、製造許可の申請にあたっては、ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準（昭和 47 年 9 月 30 日労働省告示第 75 号。以下ではボイラー製造許可基準とする）およびクレーン等製造許可基準（昭和 47 年 9 月 30 日労働省告示第 75 号。以下ではクレーン製造許可基準とする）の規定にしたがって行わなければならない。安全規則および製造許可基準の具体的内容は、ボイラーおよび圧力容器とその他の機械とでは若干の相違があるため、その異同に留意しつつ見ていくことにする。

ボイラー則第 3 条第 2 項の規定によれば、ボイラーの製造許可に関する規定は、申請書に、構造を示す図面のほか、① 強度計算、② ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数、③ 工作責任者の経歴の概要、④ 工作者の資格及び数、⑤ 溶接によって製造するときは、溶接施行法試験結果を示す書類をそれぞれ添付する事が義務づけられている。旧ボイラー則では、条文上は製造認可申請書の提出のみが義務づけられていたが、その申請書の様式では、備考欄において現行ボイラー則とほぼ同様の書類を添付することが求められており、新旧規則における申請内容の違いは、溶接施行法試験結果の記載の有無ということに

なる。

また、クレーン則、ゴンドラ則に基づく申請については、① クレーン・ゴンドラの組立図、② 強度計算の基準、③ 製造検査の設備概要、④ 主任設計者および工作責任者の経歴の概要を添付しなければならないと規定されており、いくつかの点についてボイラー則とは異なった書類の提出が必要となっている。

### 1.6.1.3 構造を示す図面・組立図

特定機械等の製造許可申請に際して、ボイラー・圧力容器については、構造を示す図面を、クレーン等およびゴンドラについては組立図を添付することが必要である。このうち、組立図については、行政通達（クレーン等：昭和 46 年 9 月 7 日基発第 621 号、ゴンドラ：昭和 44 年 10 月 23 日職発第 7065 号）により、具体的に記載すべき事項が明らかにされている。それによれば、クレーンに関しては、① クレーンの外観および主要寸法、② 構造部分の概要（全体の形状、構成部材の種類、材質、継手の方式控えの形状等の寸法等）、③ つり上げ装置、走行装置、旋回装置等の概要（ドラム・シープの形状および寸法、動力伝導装置の主要寸法等）、④ 安全装置およびブレーキの形式・配置、⑤ 原動機の配置、⑥ つり具の形状および寸法、⑦ 運転室マハタ運転台の位置について記載すればよいとされている。また、ゴンドラについては、① ゴンドラの外観および主要寸法、② 構造部分の概要、③ 昇降装置、走行装置等の概要、④ 安全装置およびブレーキの形式および配置、⑤ 作業床の形状および主要寸法のほか、ワイヤロープ、チェーン等の緊結方法を図示

する必要がある。

これらに対して、ボイラー及び圧力容器に関しては、構造を示す図面について特段の行政通達は示されていないが、圧力容器の構造規格に基づき作成された図面を添付すれば良いものと考えられる<sup>28</sup>。なお、構造図面については、基本的に現尺または縮尺寸法により作成されるが、マンホールや管台等の各機械に共通して使用される部品については、いわゆる標準図面を用いて形式に対応した寸法を併記すれば良いとされている（昭和56年6月13日基収第205号）。

#### 1.6.1.4 強度計算

強度計算とは、製造する機械が作用する際の荷重に対して、主要な構造部材が構造的な健全性を有していることを確認するために行われるものである。したがって、ボイラー及び圧力容器の場合であれば、高圧下で蒸気や温水を発生させるものであるから、一定以上の圧力や温度による荷重に対して装置に使用された材料が十分に耐えうる強度を有するかどうか問題となり、クレーンやゴンドラの場合であれば、荷物・人の吊り上げ・吊り下げによる荷重に対して、ワイヤーやマストが材料的・構造的に十分な強度を有するかどうか問題となる。強度計算は、このような目的のために材料の強度とその装置の許容応力から安全率を算定し、機械が破損することのないように設計されているかを確認するものである。

クレーン等においては、強度計算の「基準」が提出書類となっているが、これは旧クレーン則にかかる通達によれば、「構造部分の強度計算を行う場合によるべき数式および仮定」であって、具体的な数値の記入

は必要ないとされているが<sup>29</sup>、実務上は、技術水準の確認を要するために強度計算の結果である強度計算書の添付が求められている<sup>30</sup>。

ボイラー・圧力容器の場合は、条文上「強度計算」とのみ記載されていることから、強度計算の結果の記載が必要となるものと考えられる。また、圧力容器については、風荷重・地震荷重、配管からの外力に対する管台の溶接継手、トレイ、つり上げ荷重に関する強度計算が必要とされている<sup>31</sup>。

#### 1.6.1.5 製造・検査のための設備

特定機械等の製造許可のために一定の設備を有していることを確認するものである。ボイラーの場合とクレーン等の場合とで求められる設備は異なっている。

##### (1) ボイラー及び圧力容器

ボイラー則においては、製造しようとするボイラーおよび圧力容器の種類に応じて、製造および検査のための設備が明示されている。このうち、もっとも条件が厳格なのは、① 鋼製ボイラーおよび鋼製圧力容器で溶接により製造するもの、② 貫流ボイラーのうち内径 300mm 以上で気水分離器を有するもの、③ ボイラーまたは第一種圧力容器の胴用大径鋼管については、ボイラー製造許可基準の別表第一に定める設備を有していなければならない（具体的な設備については表 1 を参照）<sup>32</sup>。もっとも、同表欄外の但書によれば、これらの設備については、他の者が所有する設備を随時利用できる場合や、他の者と共同で所有している場合も設備を有しているものとみなすこととされており、必ずしも自己所有である必要はない。

## (2) クレーン・ゴンドラ

クレーンおよびゴンドラについてはいずれも検査に関する設備のみの記載が求められており、クレーン製造許可基準第3条によれば、① 万能試験機、② 放射線試験装置の設備を有していればよいとされている。

### 1.6.1.6 工作責任者、主任設計者

製造許可にあたっては、設計、製造の担当者に関する記載も義務づけられている。この点につき、ボイラー則は工作責任者および工作者を、クレーン則・ゴンドラ則は主任設計者および工作責任者の記載が求められている（各担当者の具体的な資格基準については表2を参照）。

ボイラー及び圧力容器は機械の製造上の欠陥が破裂などの重大な事故を引き起こす可能性に鑑みて、工作者については、有資格者（ボイラー溶接士）の数の記載が求められるなど製造に関する規制を強化しているのに対して、クレーン・ゴンドラに関しては、様々な種類の機械が存在していることから、主任設計者の記載を義務づけることにより、設計段階における適正な構造を担保することを重視しているものと考えられる。

### 1.6.1.7 溶接施行法試験結果

上述したように、ボイラーおよび圧力容器については、機械の製造上の欠陥が重大な事故を引き起こす可能性があるため、これら機械の製造許可を受けるためには、その申請の際に、溶接施工法試験結果を提出することが求められている。一般に、溶接を必要とする機械を製造する場合、製作者は溶接施工要領書（Welding Procedure Sp

ecification, WPS) と呼ばれる書類を作成し、実際に施工する溶接方法、継手（溶接によって接合する2つの構造部分）の種類、母材（溶接される材料）や溶接材料（溶接の際に添加される材料）、溶接条件、熱処理等の溶接施工条件の詳細を明らかにする必要がある。このWPSの裏付けとなる性能試験として溶接施行法の試験を実施し、その結果を記録したものが溶接施行法試験結果（Procedure Qualification Record, PQR）である。PQRには、溶接継手の強度試験や非破壊検査等の性能試験の記録により、製作者が所定の品質の溶接施工が可能であることを確認するものである。

したがって、法37条の製造許可を得るための溶接施行法試験結果は、PQRに相当するものを作成すればよいものと解される。これを作成するにあたっては、ボイラー製造許可基準に定める溶接条件において実施される試験に合格したものでなければならない。同許可基準第4条は、溶接条件について、日本工業規格（JIS）B 8285（圧力容器の溶接施工方法の確認試験）に準拠した上で、溶接施工法試験の方法としては、機械試験（引張試験、表曲げ試験、裏曲げ試験、衝撃試験（圧力容器のみ））を試験板の厚さに応じて複数回実施することが求められている（同許可基準第5条）<sup>33</sup>。同許可基準およびボイラー構造規格ならびに圧力容器構造規格所定の基準を満たしたものが製造許可基準に合致した溶接施行法試験結果となる。

## 1.6.2 関係判例

### 1.6.2.1 富士プロイラー事件

#### (1) 事実の概要



原告 X は、鶏肉製造、販売等を業とするものであるが、昭和 50 年 5 月、静岡県内の工場内に分離前相被告 A 会社の製造にかかるへい獣処理用攪拌乾燥機（以下「本件乾燥機」という）を設置し、ブロイラーの食肉加工に伴い発生する残滓を高圧分解し配合飼料の原料を製造する化成工場を新設し、運転を開始していたところ、同年 7 月 11 日の午前中に運転中の本件乾燥機の原料投入口鉄蓋支持部分のボルトが切断して右鉄蓋が吹き飛び、本件乾燥機内で蒸煮中の鶏の不可食物等が化成工場の屋根を突き破って、周囲の住宅や畑等に飛散した（以下「本件事故」という）。本件事故による地域住民の抗議に対して、原告は化成工場の無期限操業停止を約束させられ、最終的には同工場は廃業を余儀なくされた。

本件乾燥機は、最高使用圧力 1 cm<sup>2</sup>あたり 7kg 以上の圧力に耐え得るように設計されていたが、実際に製作された本件乾燥機は、いくつかの点において設計に従っていなかったため、設計どおりの強度を有さず、そのため本件乾燥機内の圧力が許容限度内あったにもかかわらず、本件事故に至ったものである。

本件乾燥機は労働安全衛生法関係法令上の第一種圧力容器に該当することから、労働基準局長による製造許可および構造検査、また労働基準監督署長による落成検査が実施され、第一種圧力容器検査証の交付を受けていた。X は、労働基準局長が、① A 会社による本件乾燥機の製造について許可手続を行わなかったこと、② 本件事故により破損した原料投入口部分に関する記載のない構造図に基づく本件乾燥機缶体部分について構造検査を行ったことがボイラー則 49

条に違反し、また労働基準監督署長が落成検査を構造検査合格前に実施したことが同則 59 条 2 項に違反すると主張した。

**(2) 第一審判決（静岡地判昭和 58 年 4 月 7 日訟務月報 29 卷 11 号 2031 頁）**

裁判所は、安衛法における第一種圧力容器の製造及び設置に関する諸規則は、「国が、労働安全衛生行政の立場から、その構造等に一定の規格を定め、製造から設置に至る段階において製造許可、構造検査、落成検査等の審査手続を行ない、製造者が製造、搬出し事業者が設置する第一種圧力容器について右規格が確保されるよう監督し、その構造上の安全性を確保することにより労働者の生命、身体、健康を労働災害から保護することを目的とするものであり、国が事業者に対し右安全性を保証する制度ではなく、国が事業者に対し右規制を実施すべき義務を負うものではない」から、これらの規制の結果、特定機械等の「安全性が一般的に確保されることによつて事業者が利益を享受することがあつたとしても、それは事実上の利益にすぎず」、「審査手続上の過誤により規格適合性の審査が十分に行なわれないまま前記規格に適合しない第一種圧力容器が設置されるに至つたとしても、事業者との関係においては、その違法性を論ずる余地はない」として、本件乾燥機を使用する事業者である原告に対しては、違法性を有しないと判示した。

**(3) 控訴審判決（東京高判昭和 60 年 7 月 17 日判時 110 号 88 頁）**

製造許可について、ボイラー則の「規則上、既に製造許可を受けている第一種圧力容器と同型式のものを製造するについては、製造及び検査に関する設備その他の製造条

件が許可時に比して低下するなどの特段の事情のない限り、改めて製造許可を受ける必要はななく、A社は昭和38年2月20日、第一種圧力容器について製造認可を受けていることから、「本件乾燥機も・・・第一種圧力容器であり、前記特段の事情も認められないところから、これを製造するについては改めて製造許可手続を行う必要はなかつたことを認めることができ」るから、「製造許可上の過失をいう控訴人の主張は既にこの点において採用することができない」。

#### 1.6.2.2 検討

本件は、圧力容器の爆発事故に際して、当該圧力容器の設置事業者が、その設計上・製造上の瑕疵を製造者に対してではなく、法第37条に基づき製造許可を出した国に対して責任を追及した事例である。裁判所は、法37条の規制は、もっぱら特定機械等を製造する者に対して許可制を定めることにより、当該機械等を使用する労働者を労働災害から保護することが目的であり、設置事業者に対して国が機械等の安全を保証するものではないとして、請求を棄却した。

法第37条に基づく製造許可が裁判で争われることを想定した場合、製造許可を出したことの瑕疵が問題となるが、同条に基づいて国（都道府県労働局長）が製造許可を出したことを争うるのは、法37条の構造からすれば、許可の申請を行う当該機械等を製造しようとする者が該当するのは異論がない。この場合において、当該機械の瑕疵が設計段階における問題なのか製造過程における問題なのかを分けて考える必要がある（本件においては、この点に関して

は裁判所は特段の事実認定を行っていない）。

前者の場合、製造者側が提出した申請書類に設計上・構造上の問題があるにもかかわらず労働局長が製造許可を認めたといえるか否かが争われることになるが、この場合における設計上・構造上の問題には、単なる数値上の誤りにすぎないものもあれば、重大な構造上の欠陥を含むものまで非常に幅広いものが考えられる。製造許可の申請において、当該機械に対する全ての情報は申請事業者が有していることを考慮するならば、行政側としては、ある程度までは、申請事業者の専門的知識を信頼して製造許可を出すものと考えられるから、ある程度までは形式的なものとならざるをえず、明らかな機械の設計上・構造上の問題があるにもかかわらず製造許可を出したというような特別な事情が認められない限り、当該機械の瑕疵を原因とする労働災害発生の責任は、製造許可を出した国に対してではなく、当該機械の製造者に向けられるべきであろう。

また、後者の場合は、法第38条の検査についての行政側の瑕疵が問題となり得るが、この点については、同条の項目にて改めて検討を行う。

本件のように、特定機械等の製造者から当該機械を購入・設置した者については、通常であれば、製造者に対して、瑕疵のある特定機械等を引き渡したことに對して、債務の不完全履行または不法行為の責任を追及すべきであり、国に対して製造許可を出した責任を追及することはできないとした裁判所の判断は妥当である。ただし、本件第一審判決が指摘するように、特定機械

等の製造許可を定める目的は、当該機械の安全を確保することを通じて、労働者の生命・安全を保証するという点にあることからすれば、設置事業者が、当該機械の瑕疵による労働災害発生によって何らかの被害を被った労働者を代理して、国に対して製造許可の瑕疵の責任を追及することは理論上は検討の余地があるものと考えられる。

## 1.7 改正提案

本条の条文構造そのものについては、特段問題となるような論点はないものの、上記で明らかにしたように、本条で規制される特定機械等は、これら機械に対する規制の歴史的経緯から安衛法上において特に危険な機械と位置付けられているものと考えられる。

安衛法制定から50年近くを経て、様々な技術開発が進展していく中で、労働者の生命や身体に危険を及ぼすような機械にはどのようなものがあるか、またそれに対して製造許可という法律に基づく許可制の必要があるか否かについて、今後検討していく必要があるのではないかと思われる。

## 2 第38条（製造時等検査等）

### 2.1 条文

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機

械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

- 一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。
- 二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

3 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚

生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

（昭五八法五七・平四法五五・平六法九七・平一一法八七・平一一法一六〇・平一五法一〇二・平一七法一〇八・一部改正）

## 2.2 関連政省令

### 2.2.1 第 38 条第 1 項および第 2 項関連

#### 2.2.1.1 ボイラー及び圧力容器安全規則<sup>34</sup>

第五条 ボイラーを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、同項の登録製造時等検査機関（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。

2 溶接によるボイラーについては、第七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、前項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査（以下この章において「構造検査」という。）を受けられない。

3 構造検査を受けようとする者は、ボイラー構造検査申請書（様式第二号）にボイラー明細書（様式第三号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのボイラー明細書に様式第五号による構造検査済の印を押し、申請者に交付する。

5 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第六号）を交付する。

（平六労令二四・平八労令二・平九労令一三・平一二労令二・平一五厚労令一七五・

平二四厚労令六・一部改正）

第十二条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

- 一 ボイラーを輸入した者
- 二 構造検査又はこの項の検査を受けた後一年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたボイラーについては二年以上）設置されなかつたボイラーを設置しようとする者
- 三 使用を廃止したボイラーを再び設置し、又は使用しようとする者

2 外国においてボイラーを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該ボイラーを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3 前二項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査（以下この章において「使用検査」という。）を受けようとする者は、ボイラー使用検査申請書（様式第十三号）にボイラー明細書（様式第三号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

4 ボイラーを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係るボイラーの構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（ボイラーの構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合

格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのボイラー明細書に様式第十四号による使用検査済の印を押し、申請者に交付する。

6 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第六号）を交付する。

（昭五八労令二四・昭六〇労令一・平六労令二四・平一二労令二・平一二労令一二・平一二労令一八・平一二労令四一・平一五厚労令一七五・平二四厚労令六・一部改正）

### 2.2.1.2 クレーン等安全規則

第五十五条 移動式クレーンを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査（以下この節において「製造検査」という。）においては、移動式クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験及び安定度試験を行なうものとする。

3 前項の荷重試験は、移動式クレーンに定格荷重の一・二五倍に相当する荷重（定格荷重が二百トンを超える場合は、定格荷重に五十トンを加えた荷重）の荷をつつて、つり上げ、旋回、走行等の作動を行なうものとする。

4 第二項の安定度試験は、移動式クレーンに定格荷重の一・二七倍に相当する荷重の荷をつつて、当該移動式クレーンの安定に関し最も不利な条件で地切りすることにより行なうものとする。

5 製造検査を受けようとする者は、移動式クレーン製造検査申請書（様式第十五号）

に移動式クレーン明細書（様式第十六号）、移動式クレーンの組立図及び別表の上欄に掲げる移動式クレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとする移動式クレーンが既に製造検査に合格している移動式クレーンと寸法及びつり上げ荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。

6 所轄都道府県労働局長は、製造検査に合格した移動式クレーンに様式第十七号による刻印を押し、かつ、その移動式クレーン明細書に様式第十八号による製造検査済の印を押し、前項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

（平一二労令二・一部改正）

第五十七条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、当該移動式クレーンについて、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

- 一 移動式クレーンを輸入した者
- 二 製造検査又はこの項若しくは次項の検査（以下この節において「使用検査」という。）を受けた後設置しないで二年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた移動式クレーンについては三年以上）経過した移動式クレーンを設置しようとする者
- 三 使用を廃止した移動式クレーンを再び設置し、又は使用しようとする者

2 外国において移動式クレーンを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該移動式クレーンについて都道府県労働

局長の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該移動式クレーンを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3 第五十五条第二項から第四項までの規定は、使用検査について準用する。

4 使用検査を受けようとする者は、移動式クレーン使用検査申請書（様式第十九号）に移動式クレーン明細書、移動式クレーンの組立図及び第五十五条第五項の強度計算書を添えて、都道府県労働局長に提出しなければならない。

5 移動式クレーンを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る移動式クレーンの構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（移動式クレーンの構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

6 都道府県労働局長は、使用検査に合格した移動式クレーンに様式第十七号による刻印を押し、かつ、その移動式クレーン明細書に様式第二十号による使用検査済の印を押し、第四項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

（昭五八労令二四・昭六〇労令一・平一二労令二・平一二労令一二・平一二労令一八・平一二労令四一・一部改正）

### 2.2.1.3 ゴンドラ安全規則

第四条 ゴンドラを製造した者は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第三十八条第一項の規定により、当該ゴンドラについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けな

ければならない。

2 前項の規定による検査（以下「製造検査」という。）においては、ゴンドラの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

3 前項の荷重試験は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

一 下降のみに使用されるゴンドラ以外のゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて上昇及び下降の作動を定格速度及び許容下降速度により行なうこと。

二 下降のみに使用されるゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて下降の作動を許容下降速度により行なうこと。

4 製造検査を受けようとする者は、ゴンドラ製造検査申請書（様式第二号）にゴンドラ明細書（様式第三号）、ゴンドラの組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとするゴンドラが既に製造検査に合格しているゴンドラと寸法及び積載荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。

5 所轄都道府県労働局長は、製造検査に合格したゴンドラに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのゴンドラ明細書に様式第五号による製造検査済の印を押し、前項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

（平一二労令二・一部改正）

### 2.2.2 第 38 条第 3 項関連

### 2.2.2.1 ボイラー及び圧力容器安全規則<sup>35</sup>

第十四条 ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラー及び当該ボイラーに係る次の事項について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。

- 一 第十八条のボイラー室
- 二 ボイラー及びその配管の配置状況
- 三 ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造

2 前項の規定による検査（以下この章において「落成検査」という。）は、構造検査又は使用検査に合格した後でなければ、受けることができない。

3 落成検査を受けようとする者は、ボイラー落成検査申請書（様式第十五号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第十条の届出をしていないときは、同条のボイラー明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。  
（昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正）

第四十六条 使用を休止したボイラーを再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査（以下この章において「使用再開検査」という。）を受けようとする者は、ボイラー使用再開検査申請書（様式第二十二号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、使用再開検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。  
（昭五八労令二四・平一二労令二・一部改正）

### 2.2.2.2 クレーン等安全規則<sup>36</sup>

第六条 クレーンを設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査（以下この節において「落成検査」という。）においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験及び安定度試験を行なうものとする。ただし、天井クレーン、橋形クレーン等転倒するおそれのないクレーンの落成検査においては、荷重試験に限るものとする。

3 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重の一・二五倍に相当する荷重（定格荷重が二百トンをこえる場合は、定格荷重に五十トンを加えた荷重）の荷をつつて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を行なうものとする。

4 第二項の安定度試験は、クレーンに定格荷重の一・二七倍に相当する荷重の荷をつつて、当該クレーンの安定に関し最も不利な条件で地切りすることにより行なうものとする。この場合において、逸走防止装置、レールクランプ等の装置は、作用させないものとする。

5 所轄労働基準監督署長は、落成検査を行なう前一年以内に第八条第一項の仮荷重試験が行なわれたクレーンについては、落成検査の一部を省略することができる。

6 落成検査を受けようとする者は、クレーン落成検査申請書（様式第四号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定（以下「認定」という。）を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

（昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正）

第四十五条 前条第一号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

2 第六条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による検査（以下この節において「変更検査」という。）について準用する。

3 変更検査を受けようとする者は、クレーン変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

（昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正）

第四十九条 使用を休止したクレーンを再び使用しようとする者は、法第三十八条第

三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2 第六条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による検査（以下この節において「使用再開検査」という。）について準用する。

3 使用再開検査を受けようとする者は、クレーン使用再開検査申請書（様式第十四号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（昭五八労令二四・一部改正）

### 2.2.2.3 ゴンドラ安全規則

第二十九条 前条各号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ゴンドラについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたゴンドラについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査（以下「変更検査」という。）においては、ゴンドラの変更部分の状態を点検するほか、荷重試験を行なうものとする。

3 第四条第三項の規定は、前項の荷重試験について準用する。

4 変更検査を受けようとする者は、ゴンドラ変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定（以下「認定」という。）を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。



（昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正）

第三十三条 使用を休止したゴンドラを再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ゴンドラについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査（以下「使用再開検査」という。）について準用する。

3 使用再開検査を受けようとする者は、ゴンドラ使用再開検査申請書（様式第十四号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（昭五八労令二四・一部改正）

## 2.3 趣旨と内容

### 2.3.1 趣旨

機械の安全の確保のためには、法第 37 条に定める単に特定機械等の製造の許可のみでは足りず、当該特定機械等が申請した構造の通りに製造されているかを確認する必要がある。また第 37 条の製造許可は、国内で製造される特定機械等が対象となるため、外国から輸入した特定機械等についてもその構造上の安全を確認する必要がある。さらに、クレーンやエレベーターなどの定置型の特定機械等については、工場にて製造された部品を利用場所にて組み立てた上で設置するという形を取るため、構造上の安全を確認するためには、当該機械が適切に設置されているかどうかについても確認しなければならない。

本条は、上記のような趣旨に基づき、前条の規定に基づき製造許可を受けた特定機械等について、その製造、設置、使用等に

関する検査について規定したものである。

また、本条は、安衛法制定後、行政改革や規制緩和との関連で数次にわたる改正が行われている。まず、昭和 58 年に、欧米諸国との貿易摩擦のうち、基準認証制度（検査・検定制度）がいわゆる非関税障壁となっているとされ、その解消のために制定された法律において、本条第 2 項が追加され、外国法人により製造された特定機械等の検査に関する規定が設けられた<sup>37</sup>。この規定に関しては、平成 6 年改正において、規制緩和等推進の目的から、これら検査を国内のみならず、外国事業者が当該特定機械等を本邦に輸出する前に自国にて検査を行うことが可能となっている<sup>38</sup>。また、平成 4 年改正では、第三者検査機関（製造時検査代行機関）による製造時検査について新たな規定が設けられている（平成 4 年法律第 55 号）。このほか、前条と同様に地方分権推進法による改正や中央省庁改革に関連した改正も行われている<sup>39</sup>。

### 2.3.2 内容

第 38 条に基づく検査は、都道府県労働局長または登録製造時検査機関による検査と労働基準監督署長による検査とに分けられている。

#### 2.3.2.1 第 38 条 1 項

##### （1）検査の対象となる特定機械等

本項に基づく製造時検査の対象となる特定機械等は、ボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン、ゴンドラである。移動式以外のクレーン、デリック、エレベーター等については、本項に基づく検査は行われない。また、本項にいう厚生労働省で定め

る特別特定機械等とは、ボイラーおよび第一種圧力容器と定められている（ボイラー則第2条の2）。

### **(2) 検査を受けるべき者**

本項に基づき特定機械等の検査を受けなければならない者は、当該特定機械等を「製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令の定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者」である。このうち、設置されなかつた期間については、各安全規則により、ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラについては、1年以上（ボイラー：ボイラー則第12条1項2号、第一種圧力容器：同則第57条1項2号、ゴンドラ：ゴンドラ則第6条1項2号）、移動式クレーンについては2年以上（クレーン則第57条1項2号）と定められている。この期間については、未使用期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた場合には、それぞれ1年延長される。

### **(3) 検査内容**

本項に基づいて行われる検査は、製造時の検査としては、ボイラー、第一種圧力容器については溶接検査（溶接により製造されたもの）および構造検査が、移動式クレーン、ゴンドラについては製造検査がそれぞれ行われる。また、輸入時、再設置、再使用にかかる検査は使用検査が行われる。ここでいう「設置」とは定置式の特定機械等を、「使用」とは移動式の特定機械等を指す趣旨である。

各検査の具体的な仕組みおよび手続については、特定機械等ごとに適用の実際の項目にて詳述する。

### **(4) 検査実施機関**

本項に基づく検査を実施する機関は、特別特定機械等については、登録時製造等検査機関、それ以外の特定機械等については都道府県労働局長である。

本項に定める登録製造時検査機関とは、法第46条の規定に基づき、製造時等検査にかかる所定の設備・検査員の要件に適合しているとして厚生労働大臣により登録された機関をいい、特別特定機械等の検査を担当する第三者機関である（現在登録されている事業者は表8を参照）<sup>40</sup>。検査機関に関する詳細については第46条の逐条解説にて詳述する。

#### **2.3.2.2 第38条2項**

（未了）

#### **2.3.2.3 第38条3項**

（未了）

### **2.3.3 罰則**

本条第1項の規定に基づく構造検査、溶接検査、製造検査、使用検査を受けなかつた者については、法第119条1号により6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。また、第2項の規定に基づく輸入時を受けることなく特定機械等を使用した者に対して、製造時検査を法第1条により1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる。

### **2.4 関連規定**

（未了）

### **2.5 沿革**

## 2.5.1 法制史

（未了）

## 2.5.2 背景となった災害等

本条は、検査のための規定であるが、その規制の必要性は、特定機械等の製造・設置上の瑕疵が問題となった災害から生じており、その意味では、前条で掲示した特定機械等に関する災害は、そのまま当該機械等の検査の必要性をも示すものでもある。そのため、本条における背景となった災害については、前条の項目を参照されたい。

## 2.6 運用

### 2.6.1 適用の実際

#### 2.6.1.1 手数料

第 38 条に基づき特定機械等の構造検査、溶接検査、使用検査、使用再開検査、性能検査を受けようとする者は、安衛法第 112 条第 1 項第 4 号および 4 号の 2 の規定に基づき、国に手数料を納付しなければならない。手数料の額は、労働安全衛生法関係手数料令第 3 条および別表第一に、当該特定機械等の種類およびその規模に応じて定められている（具体的な手数料額については、表 7 を参照）。

手数料に関しては、その算定根拠となる人件費、物件費等の変動に伴って手数料額の見直しが行われるが、2004 年の検疫法施行令等の一部を改正する政令（平成 16 年 3 月 16 日政令第 46 号）により、電子情報処理組織を使用する場合（いわゆるオンライン申請）の手数料額については、通常の申請よりも低額へと改訂された。また、オンライン申請の場合には、収入印紙ではなく、現金での手数料納付も認められている（労

働安全衛生法関係手数料令第 7 条 1 項但書）。

#### 2.6.1.2 検査内容

- (1) 製造検査
- (2) 溶接検査
- (3) 落成検査
- (4) 使用検査
- (5) 変更検査
- (6) 使用再開検査

（未了）

#### 2.6.2 関連判例

前条にて取り上げた富士ブロイラー事件の高裁判決は、本条に基づく検査の趣旨について、「製造者又は設置者が安全性を有するとして製造、設置した第一種圧力容器について、実際に安全性を有するか否かを基準（規則及び構造規格）に従って確認するものであり、それ以上に包括的かつ綿密な検査をするわけではなく、積極的に危険を防止する措置を自らとるものでもな」として、検査の趣旨はあくまでも当該特定機械等の使用される場所にて労働に従事するものの生命、身体、健康を災害から保護することを目的とするものであるから、「検査ずみの安全性の確保された圧力容器を使用して営業を継続することができるという利益、あるいは正しい検査が行われていれば申請が不合格となり、その結果使用に起因する損害を免れるという利益」を製造者や設置者が享受しうるとしても、「それは、労働者の安全確保を目的とする法及び規則を適用した結果生じた事実上の利益にすぎない」と判示している。

本件に関しては、当該特定機械等の検査を申請したは製造者であり、設置した訴訟

当事者ではないが、裁判所は、いずれの者であっても結論は変わらないとしている。

結局、法第 37 条の製造許可も含めて、これら行政上の手続に関して訴訟当事者となり得るのは、当該手続により直接的な利益を享受する者でなければならず、安衛法の目的からすれば、それは当該特定機械等の危険により、生命、身体、健康が損なわれる可能性がある労働者のみということになる。

## 2.7 改正提案

(未了)

### D. および E. 考察および結論

労働安全衛生法は、労働災害の防止の危険防止基準の確立の一環として、第 5 章において、機械並びに危険物および有害物に関する規制を行っている。本分担研究は、この第 5 章のうち、機械等に関する規制を行う第 37 条から第 54 条の逐条解説を目的とするものである。

法第 37 条の趣旨・沿革から明らかになったこととして、本条の特定機械等については、古いものでは明治初期から当該機械に関する災害の事例が存在しており、また、かかる災害に対する法的な規制も様々な形で行われてきていた。そうして、1972 年の安衛法制定時には、これら特定機械等に対する製造許可制の仕組はすでに確立されており、本条はかかる現状を追認したものである。ただし、このことは、これら特定機械等以外の機械について本条に基づく製造許可制を導入することを排除するものではないから、先ずは、本条における「特に危険な作業を必要とする機械」

について判断基準を確立し、必要に応じて新たな特定機械等の追加について検討することが解釈上の課題になるものと思われる。

また、法第 38 条については、特定機械等が安全に設置されていることを確認するための各種検査が規定されている。それぞれの検査については、各特定機械等の製造および設置における安全性を確保するためには必要不可欠であるといえよう。これら検査の具体的内容は、特定機械等に関する規制の構造上、各安全規則に委ねられており、その安全規則の中でさらに各特定機械ごとに検査に関する規制がほぼ同じ条文によって定められている。このような条文の重複は、安衛法および各規則の全体的な視認性を著しく阻害するものであるといえ、検査に関しては各安全規則とは別に統一的な別規則を定めることも検討すべきなのではないかと思われる。

### F. 研究発表

1. 論文発表  
特になし。
2. 学会発表  
特になし。

### G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得  
該当せず。
2. 実用新案登録  
該当せず。
3. その他  
該当せず。

### H. 引用文献

以下の文末脚注を参照。

<sup>1</sup> 圧力容器については、ボイラー則第 49 条に同様の文言による規定が置かれている。

<sup>2</sup> 以下、クレーン則には、移動式クレーン（第 53 条）、デリック（第 94 条）、エレベーター（第 138 条）、建設用リフト（第 172 条）にそれぞれ同趣旨の規定が置かれている。

<sup>3</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法—労働法コンメンタール 10』（労務行政・平成 29 年）383 頁。

<sup>4</sup> 構造規格は、特定機械ごとに定められており、具体的には、ボイラー構造規格（平成 15 年 4 月 30 日労働省告示第 197 号）、圧力容器構造規格（平成 15 年 4 月 30 日労働省告示 196 号）、クレーン構造規格（平成 7 年 12 月 26 日労働省告示第 134 号）、移動式クレーン構造規格（平成 7 年 12 月 26 日労働省告示第 135 号）、デリック構造規格（昭和 37 年 10 月 31 日労働省告示第 55 号）、簡易リフト構造規格（昭和 37 年 10 月 31 日労働省告示第 57 号）、建設用リフト構造規格（昭和 37 年 10 月 31 日労働省告示第 58 号）、エレベーター構造規格（平成 5 年 8 月 2 日労働省告示第 91 号）、ゴンドラ構造規格（平成 6 年 3 月 28 日労働省告示第 26 号）が制定されている。

<sup>5</sup> 労働調査会『改訂 4 版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説』（労働調査会・平成 27 年）526 頁-527 頁を参照。

<sup>6</sup> 2 度の改正は、中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年法律第 16 号）および公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法（平成 15 年法律第 150 号）である。後者の改正では、1 項の「ボイラーその他の特に危険な作業を

必要とする機械等で」の部分が現行のものへと改正された。

<sup>7</sup> なお、蒸気ボイラー、温水ボイラー、クレーン、エレベーターについては、安衛法制定前の各安全規則の中に定義規定が置かれていたが、安衛法施行令等の政令に特定機械等の詳細な定義を置くのはなじまないとの当時の内閣法制局の判断から機械の大枠のみが規定され、旧規則にて規定されていた定義規定は、安衛法制定時の通達（昭和 47 年 9 月 18 日基発 602 号）に移行している。以下は、この通達を基礎として各特定機械等の解説を行う。なお、上記の経緯は、旧労働省にて労働基準局安全衛生部安全課係長として安衛法制定に携わった唐沢正義氏からのご教授による。

<sup>8</sup> 図 1 から図 4 は、仙台市ガス局のガスボイラーに関する説明図を参照した。<https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/index.php>（最終閲覧日:2020 年 1 月 20 日）

<sup>9</sup> ボイラーの区分に関する記載および図は、日本ボイラー協会の以下の解説を参照した。<http://www.jbanet.or.jp/examination/classification/boiler.html>（最終閲覧日：2019 年 12 月 15 日）

<sup>10</sup> 圧力容器の区分に関する記載および図は、日本ボイラー協会の以下の解説を参照した。[http://www.jbanet.or.jp/examination/classification/vessel\\_1.html](http://www.jbanet.or.jp/examination/classification/vessel_1.html)（最終閲覧日：2019 年 12 月 15 日）

<sup>11</sup> これらの図は、日本クレーン協会による解説を参照した。<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/crane.html>（最終閲覧日：2020 年 1 月 5 日）

<sup>12</sup> 図 18 および図 19 はコベルコ建機 (<https://www.kobelco-kenki.co.jp/products/#>

model)、図 20 および図 21 は株式会社タダノ (<https://www.tadano.co.jp/products/index.html>)、図 22 は保守用車データベース MDCB ([http://mcdb.sub.jp/forums/topic/kirow\\_multi-tasker-810n\\_unknown\\_jre\\_multi-tasker-810n-2/](http://mcdb.sub.jp/forums/topic/kirow_multi-tasker-810n_unknown_jre_multi-tasker-810n-2/))、図 23 は IHI 運搬機械株式会社 ([http://www.iuk.co.jp/crane/floating\\_crane.html](http://www.iuk.co.jp/crane/floating_crane.html)) からそれぞれ引用した（最終閲覧日：2020 年 8 月 8 日）。

<sup>13</sup> これらの図は、日本クレーン協会による解説を参照した。<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/crane.html>（最終閲覧日：2020 年 1 月 5 日）

<sup>14</sup> 簡易ボイラーは、安衛法施行令第 13 条第 25 号に定められ、簡易ボイラー等構造規格（昭和 50 年労働省告示第 65 号）の遵守のみが義務づけられている。

<sup>15</sup> 小型ボイラーは、安衛法施行令第 1 条第 4 号に定められ、小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和 50 年労働省告示 84 号）に基づく製造、製造・輸入時の個別検定受検、設置報告、1 年に 1 回の定期自主検査などが義務づけられている。

<sup>16</sup> 船舶安全法は国土交通省の管轄であり、安全な運航のために船舶に関する設備要件や定期検査について定めたものである。また電気事業法は通商産業省の管轄であり、「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」が目的の一つとなっている。いずれの法律においても、製造自体の許可制ではなく、一定規格に沿ったボイラーの設置、定期的な検査の実施等が義務づけられている。

<sup>17</sup> （簡易）容器は、安衛法施行令第 13 条第 26 号に定められ、簡易ボイラー等構造

規格の遵守のみが義務付けられているが、製造許可や性能検査等については義務づけられていない。なお、条文上は単なる「容器」とされており、（簡易）容器とは法律用語上定義づけられた用語ではない。

<sup>18</sup> 安衛法施行令第 1 条第 5 号に定められ、小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格に基づく製造、製造・輸入時の個別検定受検、設置報告、1 年に 1 回の定期自主検査などが義務づけられている

<sup>19</sup> 高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害防止を目的として、ガスの容器の製造について規制するものであり、ガス事業法はガス事業者への規制として、ガスの容器や配管、導管等のガス工作物に関して、技術基準への適合や自主的な保安検査等を事業者が義務づけるものである。また、液石法は、液化石油ガスの販売・製造等に関する規制を通じて液化石油ガスによる災害の防止という目的のために、その貯蔵施設が技術基準に適合することを要求するとともに、完成検査や保安検査を義務づけるものである。上記の法律は、そのいずれについても通商産業省の管轄となっている。

<sup>20</sup> 寺本憲宗「ボイラー技術の系統化調査」国立科学博物館『技術の系統化調査報告第 7 集』（2007 年）9 頁以下を参照。

<sup>21</sup> 中川一郎編『詳解ボイラ及び圧力容器安全規則』（三晃社・1959 年）1 頁以下を参照。

<sup>22</sup> 読売新聞 1927（昭和 2）年 10 月 28 日朝刊には、同月 26 日に発生した松坂屋建築現場における起重機倒壊事故現場を視察した内務省都市計画課と復興局建築部の担当者の話として、市街地建築物法には工事用仮設工作物に対する規定がないために改正

の必要があるとの記事があり、また、同日の朝日新聞夕刊には、警視庁の保安課および建築課の課長が視察を行い、起重機による危険が予想される場合には、保安課・建築課の協議の上で新たに取締規則を設けることになると報じられている。ただし、その後の法改正あるいは取締規則の制定などにつながったか否かは不明である。

<sup>23</sup> 労働法令通信 15 巻 26 号 1 頁（1962 年）以下にある解説によれば、旧クレーン規則制定直前のクレーン設置数は、1960（昭和 35）年が総計 33,136 台であったのに対し、翌年 1961（昭和 36）年には 43,528 台と約 32%の増加となっていた。また、クレーン等を原因とする休業 8 日以上の災害件数は、1958（昭和 33）年が 3,406 件（うち死亡災害件数 118 件）、1959（昭和 34）年が 4,519 件（同 167 件）、1960 年が 5,029 件（242 件）となっていた。

<sup>24</sup> 労働法令通信 14 巻 15 号 2 頁（1961 年）。

<sup>25</sup> 昭和 38 年 5 月 16 日労働省令第 10 号。

<sup>26</sup> これらの記述は、労働法令通信 22 巻 26 号 44 頁（1969 年）を参照した。

<sup>27</sup> 官報 1725 号（明治 22 年 4 月 4 日）3 1 頁-32 頁。

<sup>28</sup> なお、日本産業規格（JIS）に則した圧力容器の構造と設計についての解説によれば、一般に圧力容器の設計にあたっては、① 組立図（全体の構造と基本寸法、溶接継手、管台、マンホールの位置、圧力容器を溶接する非耐圧部材、内部品と外部品の形状・寸法・位置）、② 展開図、③ 内部品と外部品の詳細図、溶接の詳細（溶接施工法）を作成する必要があるとされている。小林英夫編『新版 圧力容器の構造と設計』（日

本規格協会・2018 年）76 頁以下を参照。

<sup>29</sup> クレーン等安全規則の一部を改正する省令の施行等について（昭和 46 年 9 月 7 日基発第 621 号）。安衛法施行に伴う通達（クレーン等安全規則の施行について（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 598 号））によれば、「旧規則に関する通達は、新規則の相当条文に関する通達として取扱う」とされており、上記通達も一部を除き引き続き効力を有することとされている。

<sup>30</sup> 兵庫労働局労働基準部安全課「クレーン製造許可申請のための手引」（2017 年 2 月）16 頁。<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/library/seizoukyokatebiki.pdf>（最終閲覧日：2020 年 2 月 10 日）。

<sup>31</sup> 前掲註 28 書 75 頁。

<sup>32</sup> ボイラー製造許可基準によれば、上記のほか、① 胴の内径が 300mm 以下または気水分離器を備えていない貫流ボイラー、② くり抜きによる第一種圧力容器、③ 胴の内径が 300mm 以下のボイラーまたは第一種圧力容器で溶接部がないもの、④ 鑄鉄製ボイラーまたは鑄鉄製第一種圧力容器、⑤ 波形炉筒または伸縮継手について、それぞれ別表第二から第六まで定められている。

<sup>33</sup> 各試験の具体的な方法については、試験方法については、JIS Z 3121（突合せ溶接継手の引張試験方法）および JIS Z 3122（突合せ溶接継手の曲げ試験方法）による規格またはこれと同等と認められる規格に定めるところによるものとされている。同等な規格としては、国際標準化機構（ISO）やアメリカ溶接協会（American Welding Society, AWS）によるものがある。

<sup>34</sup> 第一種圧力容器についても、構造検査につきボイラー則第 51 条、溶接検査につき

同第 53 条、使用検査につき同第 57 条にボイラーの場合と同様の規定がそれぞれ置かれている。

<sup>35</sup> 第一種圧力容器についても、変更検査につきボイラー則第 77 条、使用再開検査につき同第 81 条にボイラーの場合と同様の規定がそれぞれ置かれている。

<sup>36</sup> クレーン則は、規則の適用対象となるほかの機械（移動用クレーン（変更検査：クレーン則 86 条、使用再開検査：同 90 条）、デリック（落成検査：97 条、変更検査：130 条、使用再開検査：134 条）、エレベーター（落成検査：141 条、変更検査 164 条、使用再開検査：168 条）、建設用リフト（落成検査：175 条、変更検査：198 条））について、それぞれ同様の規定を置いている。

<sup>37</sup> 外国事業者による形式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 57 号）。

<sup>38</sup> 許可、認可等の整理および合理化に関する法律（平成 6 年法律第 97 号）により、本条第 1 項に但書が追加された。

<sup>39</sup> 地方分権推進法による改正では、検査担当者を都道府県労働基準局長から都道府県労働局長へ変更と変更された。また、中央省庁等改革関係施行法（平成 11 年法律第 87 号）により、労働省から厚生労働省へと名称が変更された。

<sup>40</sup> 表 8 については、厚生労働省のホームページを参照した。<https://www.mhlw.go.jp/content/000571026.pdf>



（資料）

表 1 ボイラー及び第一種圧力容器の製造または検査のための設備  
（ボイラー製造許可基準 別表第一）

ボイラー	第一種圧力容器
<p>次の設備を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 板曲げローラ</li> <li>二 プレス</li> <li>三 溶接機</li> <li>四 焼鈍炉</li> <li>五 水圧試験設備</li> <li>六 万能試験設備</li> <li>七 放射線検査設備</li> </ul>	<p>次の設備を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 板曲げローラ</li> <li>二 プレス</li> <li>三 溶接機</li> <li>四 焼鈍炉（圧力容器構造規格の規定により溶接後熱処理を行うことが必要とされるもの以外のもののみを製造する場合を除く。）</li> <li>五 水圧試験設備</li> <li>六 万能試験設備</li> <li>七 衝撃試験設備（第五条第二項の表備考三の規定により、衝撃試験を行うことが必要とされるものを製造する場合に限る。）</li> <li>八 非破壊試験設備（放射線検査、超音波探傷試験、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験に用いる設備のうち必要なもの）</li> </ul>

表 2 主任設計者・工作責任者・工作者の基準

	ボイラー及び第一種圧力容器	クレーン・ゴンドラ
工作責任者	<p>（ボイラー製造許可基準別表第一）次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、溶接によるボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について2年以上の経験があるもの（圧力容器は1年以上）</li> <li>二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、溶接によるボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について5年以上の経験があるもの（同2年以上）</li> <li>三 溶接によるボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について8年以上の経験がある者（同5年以上）</li> </ul>	<p>（クレーン等製造許可基準第5条）次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</li> <li>二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後6年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</li> <li>三 10年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有する者</li> </ul>
主任設計者		<p>（クレーン等製造許可基準第4条）次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 大学又は高等専門学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後5年以上クレーン等の設計</li> </ul>

		<p>又は工作の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 高等学校又は中等教育学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後8年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 12年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>工作者</p>	<p>(ボイラー製造許可基準別表第一) ボイラー溶接士であること</p>	

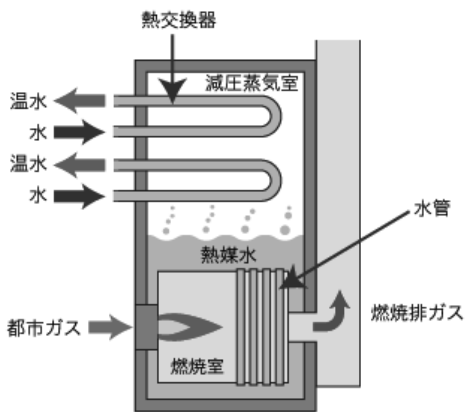


図 1 真空式温水ボイラー  
(温水ボイラー)

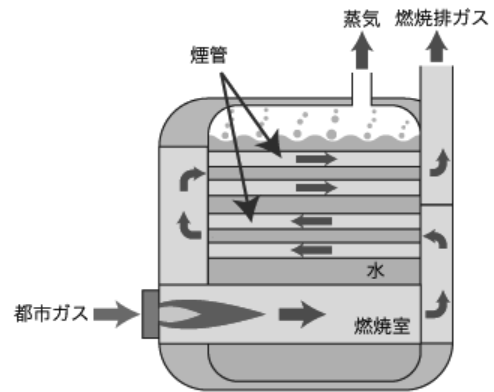


図 2 炉筒煙管ボイラー  
(蒸気ボイラー)

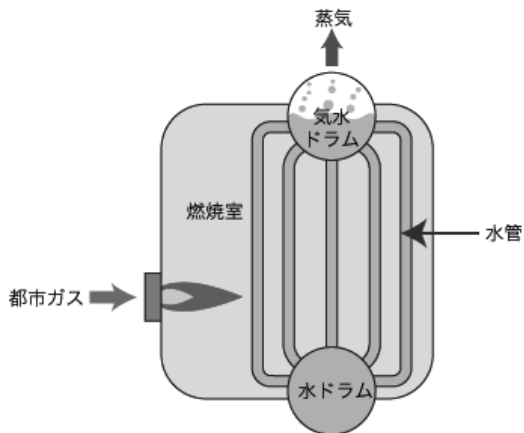


図 3 水管ボイラー  
(蒸気ボイラー)

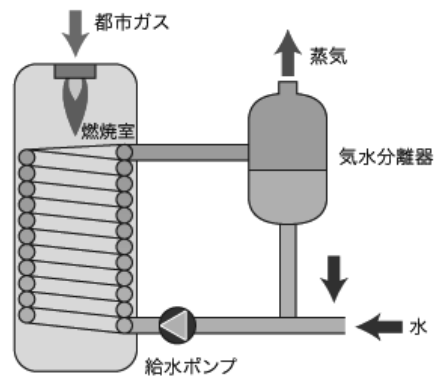


図 4 貫流ボイラー  
(蒸気ボイラー)

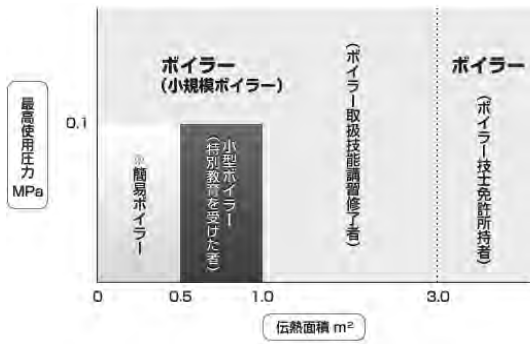


図 5 最高使用圧力と伝熱面積による区分（蒸気ボイラー）

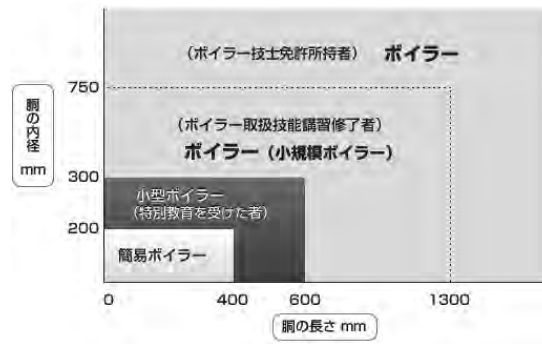


図 6 胴の内径と長さによる区分（蒸気ボイラー）



図 7 開放管又はゲージ圧力 0.05MPa 以下の U 形立管を蒸気部に取り付けたものによる区分（いずれも内径 25 mm 以上）

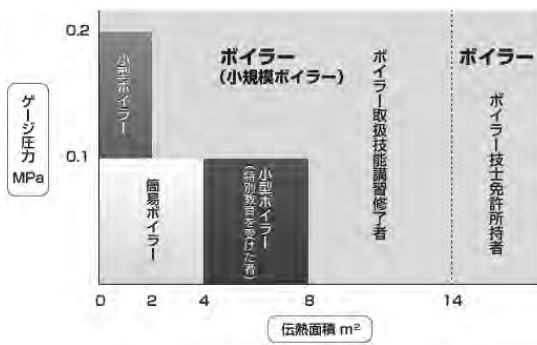


図 8 温水ボイラーの区分



図 9 貫流ボイラーの区分

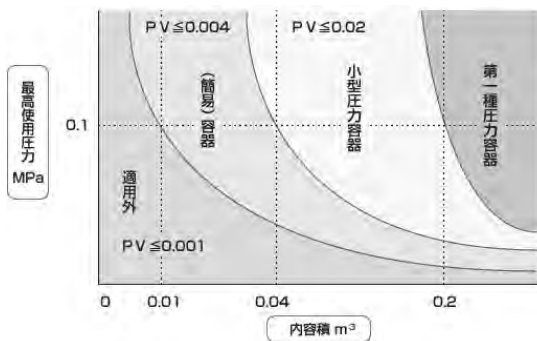


図 10 最高使用圧力と内容積による区分（圧力容器）



図 11 胴の内径と長さによる区分（最高使用圧力  $\le 0.1$  MPa）（圧力容器）

表 3 クレーンの種類

クレーン	天井クレーン
	ジブクレーン
	橋形クレーン
	アンローダ
	ケーブルクレーン
	テルハ
	スタッカー式クレーン
	その他

表 4 クレーンの分類表

大分類	中分類	小分類	細分類
天井クレーン	普通型天井クレーン	ホイスト式天井クレーン	
		トロリ式天井クレーン	クラブトロリ式天井クレーン
			ロープトロリ式天井クレーン (セミロープトロリ式を含む)
	特殊型天井クレーン	旋回マントロリ式天井クレーン	
		すべり出し式天井クレーン	
		旋回式天井クレーン	
		製鉄用天井クレーン	装入クレーン
			レードルクレーン
			鋼塊クレーン
			焼入れクレーン
	原料クレーン		
	鍛造クレーン		
	ジブクレーン	ジブクレーン	塔形・門形ジブクレーン
高脚ジブクレーン			
片脚ジブクレーン			
低床ジブクレーン			低床ジブクレーン
ポスト型ジブクレーン			
クライミング式ジブクレーン			
つち形クレーン		ホイスト式つち形クレーン	
		トロリ式つち形クレーン	クラブトロリ式つち形クレーン
			ロープトロリ式つち形クレーン
		クライミング式つち形クレーン	

	引込みクレーン		ダブルリンク式引込みクレーン
			スイングレバー式引込みクレーン
			ロープバランス式引込みクレーン
			テンションロープ式引込みクレーン
	壁クレーン	ホイスト式壁クレーン	
		トロリ式壁クレーン	クラブトロリ式壁クレーン
ロープトロリ式壁クレーン			
橋形クレーン	普通型橋形クレーン	ホイスト式橋形クレーン	
		トロリ式橋形クレーン	クラブトロリ式橋形クレーン
			ロープトロリ式橋形クレーン
			マントロリ式橋形クレーン
	特殊型橋形クレーン	旋回マントロリ式橋形クレーン	
		ジブクレーン式橋形クレーン	
		引込みクレーン式橋形クレーン	
アンローダ	橋形クレーン式アンローダ		クラブトロリ式アンローダ
			ロープトロリ式アンローダ
			マントロリ式アンローダ
	特殊型アンローダ	旋回マントロリ式アンローダ	
	引込みクレーン式アンローダ		ダブルリンク式アンローダ
ロープバランス式アンローダ			
ケーブルクレーン	固定ケーブルクレーン		固定ケーブルクレーン
			揺動ケーブルクレーン
	走行ケーブルクレーン		片側走行ケーブルクレーン
			両側走行ケーブルクレーン
橋形ケーブルクレーン			
テルハ	テルハ		
スタッカークレーン	普通型スタッカー式クレーン		天井クレーン型スタッカー式クレーン
			床上型スタッカー式クレーン
			懸垂型スタッカー式クレーン
	荷昇降式スタッカークレーン		天井クレーン型スタッカークレーン
			床上型スタッカークレーン
			懸垂型スタッカークレーン

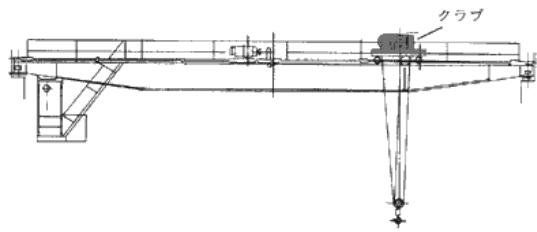


図 12 クラブトロリ式天井クレーン

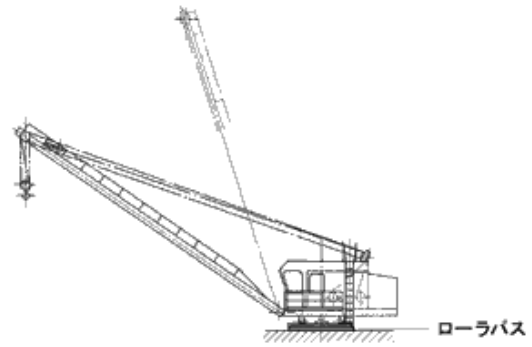


図 13 低床ジブクレーン

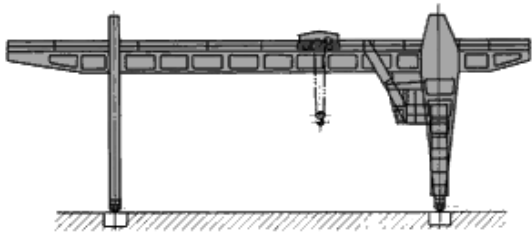


図 14 クラブトロリ式橋形クレーン



図 15 片側走行ケーブルクレーン

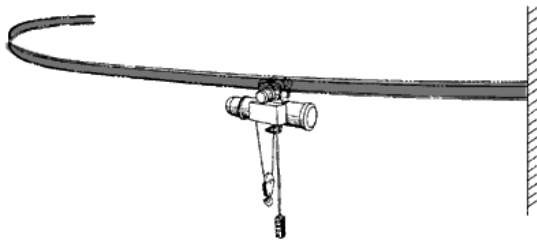


図 16 テルハ

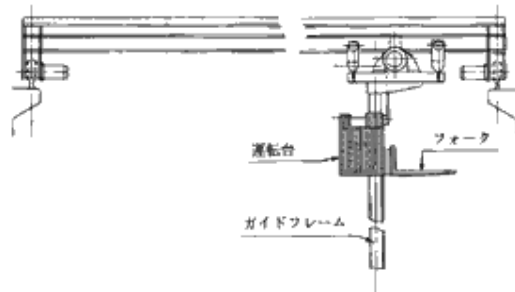


図 17 天井クレーン型  
スタッカークレーン



図 18 クローラークレーン



図 19 ホイールクレーン



図 20 ラフテレーンクレーン



図 21 トラッククレーン



図 22 鉄道クレーン



図 23 浮きクレーン

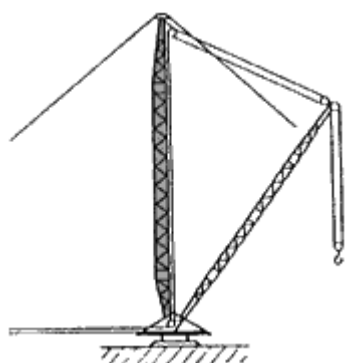


図 24 ガイデリック

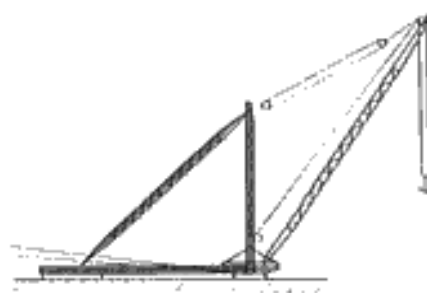


図 25 スチフレッグデリック

表 5 法 37 条による製造許可を要するエレベーター・簡易リフト・建設用リフトの分類

	エレベーター	簡易リフト	建設用リフト
運搬するもの	人および荷	荷のみ	荷のみ
設置区分	規制なし（せり上げ装置、船舶に設置されたもの、主として一般公衆の用に供するものを除く）	労基法別表第一の第1号～第5号の事業場に設置されるもの	土木、建設等の工事の作業用として設置されるもの
積載重量	1 トン以上	1 トン以上	0.25 トン以上
ガイドレールの高さ	規制なし	規制なし	18 メートル以上
搬器の大きさ	規制なし	床面積が1平方メートル以下または天井の高さが 1.2 メートル以下	規制なし



( ) 製造許可申請書

様式第1号 (第3条、第49条関係)

事業場の名称	電話 ( )
事業場の所在地	
製造予定のボイラー 又は第一種圧力容器 の種類及び最高使用圧力	kg/cm <sup>2</sup>
ボイラー又は圧力容器 の製造に関する 経歴の概要	

年 月 日

収入印紙

申請者氏名

労働局長 殿

(備 考)

1 2 3 4 5

氏名を記載し、押印することによって、取消することができる。

都道府県労働基準局長に申請するときは、収入印紙を貼らなければならない。

使用を停止したボイラー又は第一種圧力容器を改修して製造したときには、その旨を、種々の欄を併記すること。

「受給地」の欄は、当該ボイラー又は第一種圧力容器の所在地を記入し、かつ、申請者の住所と受給地を併記すること。

表題の「」内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

図 26 ボイラーおよび第一種圧力容器製造許可申請書（様式 1 号）


大 労 安 許 第 231 - 1 号  
平成 24 年 11 月 14 日
申請者 大阪府八尾市大竹3丁目119番地の1  
新日電熱工業株式会社  
代表取締役 松本 徹

本 件 申 請 の と お り 許 可 す る

但し

1	種 類	ボイラー及び第一種圧力容器に 使用する電気ヒーター	5	溶接棒又は心線	①②共にY-8
2	型 式	_____	6	板 厚	①②共に管の板厚範囲 1.5~4.6mm
3	鋼 材	①P-8A+P-8A ②P-8A+P-1	7	溶接施行方法	①②共に、予熱なし、手溶接 溶接後熱処理なし
4	溶 接 方 法	①②共にT:ティグ溶接 Ar:アルゴン(被覆ガス)	8	最 高 使 用 圧 力	1.4MPa

大 阪 労 働 局 長



この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(処分があつた日から1年を経過した場合を除く。)  
 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(処分があつた日から1年を経過した場合を除く。)  
 ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない(裁決があつた日から1年を経過した場合を除く。)。

図 27 ボイラーおよび第一種圧力容器製造許可書  
(新日電熱工業株式会社 <https://www.snd-net.co.jp/> 最終閲覧日:2020年1月20日)

表 6 法第 38 条に基づく特定機械等の検査一覧

	構造検査	溶接検査	使用検査	製造検査	落成検査	変更検査	使用再開検査
ボイラー	○	○	○		○	○	○
第一種圧力容器	○	○	○		○	○	○
クレーン			○		○	○	○
移動式クレーン			○	○	○	○	○
エレベーター			○		○	○	○
建設用リフト			○		○	○	○
ゴンドラ			○	○		○	○

表 7 法第 38 条の検査にかかる手数料  
(労働安全衛生法関係手数料令 別表第一)

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
	1 基につき 円	1 基につき 円
一 ボイラー		
(1) 構造検査、使用検査、使用再開検査及び性能検査		
伝熱面積が 5 平方メートル未満のもの	17,600	17,200
伝熱面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの	21,500	21,000
伝熱面積が 10 平方メートル以上 40 平方メートル未満のもの	30,400	30,000
伝熱面積が 40 平方メートル以上 100 平方メートル未満のもの	35,500	35,000
伝熱面積が 100 平方メートル以上 200 平方メートル未満のもの	43,200	42,800
伝熱面積が 200 平方メートル以上 300 平方メートル未満のもの	50,600	50,100
伝熱面積が 300 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの	58,400	57,900
伝熱面積が 500 平方メートル以上 700 平方メートル未満のもの	73,900	73,400
伝熱面積が 700 平方メートル以上のもの	81,700	81,200
(2) 溶接検査		
(一) 胴又は管寄せを溶接する場合		
イ 胴又は管寄せの長手方向における溶接部分の長さの合計（以下この（一）において単に「長さ」という。）が 5 メートル未満のもの		
胴又は管寄せの最大内径のうち最大のもの（以下この（1）において単に「最大内径」という。）が 0.5 メートル未満のもの	21,300	20,800
最大内径が 0.5 メートル以上 1 メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が 1 メートル以上のもの	45,600	45,200
ロ 長さが 5 メートル以上 10 メートル未満のもの		

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
最大内径が0.5メートル未満のもの	29,400	28,900
最大内径が0.5メートル以上1メートル未満のもの	37,500	37,000
最大内径が1メートル以上のもの	49,700	49,200
ハ 長さが10メートル以上のもの		
最大内径が0.5メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が0.5メートル以上1メートル未満のもの	41,600	41,100
最大内径が1メートル以上のもの	61,900	61,400
(二) 鏡板、管板、天井板、炉筒又は火室のみを溶接する場合		
鏡板、管板、天井板、炉筒又は火室の最大内径のうち最大のものの（以下この（二）において単に「最大内径」という。）が0.5メートル未満のもの	21,300	20,800
最大内径が0.5メートル以上1メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が1メートル以上のもの	61,900	61,400
(3) 落成検査		
(一) 水管ボイラー		
伝熱面積が100平方メートル未満のもの	13,100	12,600
伝熱面積が100平方メートル以上300平方メートル未満のもの	24,100	23,700
伝熱面積が300平方メートル以上500平方メートル未満のもの	31,500	31,000
伝熱面積が500平方メートル以上のもの	42,500	42,000
(二) 水管ボイラー以外のボイラー		
伝熱面積が40平方メートル未満のもの	9,500	9,000
伝熱面積が40平方メートル以上100平方メートル未満のもの	11,300	10,800
伝熱面積が100平方メートル以上のもの	16,800	16,300
(4) 変更検査		
(一) 溶接によりボイラーの一部に変更を加えた場合		
イ 水管ボイラー		
伝熱面積が100平方メートル未満のもの	12,700	12,300
伝熱面積が100平方メートル以上のもの	20,100	19,600
ロ 水管ボイラー以外のボイラー		
伝熱面積が40平方メートル未満のもの	12,700	12,200
伝熱面積が40平方メートル以上のもの	16,400	15,900
(二) 溶接によらないでボイラーの一部に変更を加えた場合		
イ 水管ボイラー		

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
伝熱面積が 100 平方メートル未満のもの	12,700	12,300
伝熱面積が 100 平方メートル以上のもの	16,400	15,900
ロ 水管ボイラー以外のボイラー		
伝熱面積が 40 平方メートル未満のもの	9,100	8,600
伝熱面積が 40 平方メートル以上のもの	12,700	12,300
二 第一種圧力容器		
(1) 構造検査、使用検査、使用再開検査及び性能検査		
内容積が 0・5 立方メートル未満のもの	9,900	9,400
内容積が 0・5 立方メートル以上 1 立方メートル未満のもの	13,800	13,300
内容積が 1 立方メートル以上 2 立方メートル未満のもの	17,600	17,200
内容積が 2 立方メートル以上 5 立方メートル未満のもの	21,500	21,000
内容積が 5 立方メートル以上 10 立方メートル未満のもの	25,800	25,300
内容積が 10 立方メートル以上 30 立方メートル未満のもの	33,500	33,100
内容積が 30 立方メートル以上 60 立方メートル未満のもの	37,800	37,300
内容積が 60 立方メートル以上のもの	41,700	41,200
(2) 溶接検査		
(一) 胴を溶接する場合		
イ 胴の長手方向における溶接部分の長さ（以下この（一）において「長さ」という。）が 5 メートル未満のもの		
胴の最大内径（以下この（一）において「最大内径」という。）が 0・5 メートル未満のもの	21,300	20,800
最大内径が 0・5 メートル以上 1 メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が 1 メートル以上のもの	45,600	45,200
ロ 長さが 5 メートル以上 10 メートル未満のもの		
最大内径が 0・5 メートル未満のもの	29,400	28,900
最大内径が 0・5 メートル以上 1 メートル未満のもの	37,500	37,000
最大内径が 1 メートル以上のもの	49,700	49,200
ハ 長さが 10 メートル以上のもの		
最大内径が 0・5 メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が 0・5 メートル以上 1 メートル未満のもの	41,600	41,100
最大内径が 1 メートル以上のもの	53,800	53,300
(二) 鏡板、底板、管板又はふた板のみを溶接する場合		
鏡板、底板、管板又はふた板の最大内径のうち最大のもの（以下この（2）において単に「最大内径」という。）が 0・5 メートル未満のもの	21,300	20,800

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
最大内径が0・5メートル以上1メートル未満のもの	33,400	33,000
最大内径が1メートル以上のもの	53,800	53,300
<u>(3) 落成検査</u>		
内容積が5立方メートル未満のもの	5,400	4,900
内容積が5立方メートル以上のもの	9,100	8,600
<u>(4) 変更検査</u>		
<u>(一) 溶接により第一種圧力容器の一部に変更を加えた場合</u>		
内容積が5立方メートル未満のもの	9,100	8,600
内容積が5立方メートル以上のもの	12,700	12,300
<u>(2) 溶接によらないで第一種圧力容器の一部に変更を加えた場合</u>		
内容積が5立方メートル未満のもの	5,400	4,900
内容積が5立方メートル以上のもの	9,100	8,600
<u>三 クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。）、移動式クレーン及びデリック</u>		
<u>(1) 製造検査、使用検査、落成検査、使用再開検査及び性能検査</u>		
<u>(一) ジブクレーン（壁クレーンを除く。）、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ、移動式クレーン（浮きクレーンに限る。）並びにガイデリック及びスチフレグデリック</u>		
つり上げ荷重が5トン未満のもの	28,900	28,400
つり上げ荷重が5トン以上10トン未満のもの	38,100	37,600
つり上げ荷重が10トン以上20トン未満のもの	47,800	47,300
つり上げ荷重が20トン以上50トン未満のもの	59,900	59,500
つり上げ荷重が50トン以上100トン未満のもの	79,300	78,900
つり上げ荷重が100トン以上200トン未満のもの	93,900	93,400
つり上げ荷重が200トン以上500トン未満のもの	113,300	112,800
つり上げ荷重が500トン以上1,000トン未満のもの	132,700	132,200
つり上げ荷重が1,000トン以上のもの	152,100	151,600
<u>(二) 天井クレーン</u>		
つり上げ荷重が5トン未満のもの	16,300	15,800
つり上げ荷重が5トン以上10トン未満のもの	22,100	21,600
つり上げ荷重が10トン以上20トン未満のもの	29,800	29,400
つり上げ荷重が20トン以上50トン未満のもの	40,500	40,100
つり上げ荷重が50トン以上100トン未満のもの	55,100	54,600
つり上げ荷重が100トン以上200トン未満のもの	71,600	71,100
つり上げ荷重が200トン以上500トン未満のもの	93,900	93,400

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
つり上げ荷重が 500 トン以上のもの	125,000	124,500
(三) 移動式クレーン（浮きクレーンを除く。）		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	15,300	14,800
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	21,100	20,700
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	28,900	28,400
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	38,800	38,300
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	55,100	54,600
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	71,600	71,100
つり上げ荷重が 200 トン以上のもの	93,900	93,400
(四) (一) 及び (二) に掲げるクレーン並びに (一) に掲げるデリック以外のクレーン及びデリック		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	13,400	12,900
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	19,200	18,700
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	23,600	23,100
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	32,300	31,800
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	45,400	44,900
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	55,100	54,600
つり上げ荷重が 200 トン以上のもの	76,000	75,500
(2) 変更検査		
(一) (1) の (一) に掲げるクレーン、移動式クレーン及びデリック		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	10,900	10,400
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	15,500	15,000
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	20,100	19,600
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	29,300	28,800
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	38,400	38,000
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	47,600	47,100
つり上げ荷重が 200 トン以上 500 トン未満のもの	61,400	60,900
つり上げ荷重が 500 トン以上 1,000 トン未満のもの	75,100	74,700
つり上げ荷重が 1,000 トン以上のもの	88,900	88,400
(二) (1) の (二) に掲げるクレーン		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	7,200	6,800
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	10,900	10,400
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	15,500	15,000

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	23,900	23,400
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	31,100	30,600
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	42,100	41,600
つり上げ荷重が 200 トン以上 500 トン未満のもの	49,400	49,000
つり上げ荷重が 500 トン以上のもの	57,700	57,200
(三) (1) の (三) に掲げる移動式クレーン		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	6,300	5,800
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	9,100	8,600
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	14,600	14,100
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	21,900	21,400
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	29,300	28,800
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	38,400	38,000
つり上げ荷重が 200 トン以上のもの	49,200	48,800
(四) (1) の (一) 及び (二) に掲げるクレーン並びに (1) の (二) に掲げるデリック以外のクレーン及びデリック		
つり上げ荷重が 5 トン未満のもの	5,500	5,000
つり上げ荷重が 5 トン以上 10 トン未満のもの	9,100	8,600
つり上げ荷重が 10 トン以上 20 トン未満のもの	12,700	12,300
つり上げ荷重が 20 トン以上 50 トン未満のもの	20,100	19,600
つり上げ荷重が 50 トン以上 100 トン未満のもの	27,400	26,900
つり上げ荷重が 100 トン以上 200 トン未満のもの	34,800	34,300
つり上げ荷重が 200 トン以上のもの	42,100	41,600
四 エレベーター（建設用リフトを除く。）		
(1) 落成検査、使用再開検査及び性能検査		
積載荷重が 2 トン未満のもの	19,800	19,300
積載荷重が 2 トン以上のもの	28,000	27,600
(2) 変更検査		
積載荷重が 2 トン未満のもの	10,900	10,400
積載荷重が 2 トン以上のもの	16,400	15,900
五 建設用リフト		
(1) 落成検査		
ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路）の長さ（以下この号において「高さ」という。）が 30 メートル未満のもの	14,300	13,800

区分	金額	電子情報処理組織を使用する場合の金額
高さが30メートル以上50メートル未満のもの	21,600	21,100
高さが50メートル以上のもの	29,000	28,500
(2) 変更検査		
高さが30メートル未満のもの	10,900	10,400
高さが30メートル以上50メートル未満のもの	15,500	15,000
高さが50メートル以上のもの	20,100	19,600
六 ゴンドラ		
製造検査、使用検査、変更検査、使用再開検査及び性能検査		
(1) 人力により昇降させるもの	12,200	11,700
(2) 動力により昇降させるもの		
積載荷重が0・25トン未満のもの	18,000	17,500
積載荷重が0・25トン以上のもの	23,800	23,400
備考		
一 「構造検査」とは、法第38条第1項の検査のうち、ボイラー又は第一種圧力容器を製造した者が受ける検査（溶接検査を除く。）をいう。		
二 「使用検査」とは、法第38条第1項の検査のうち特定機械等を製造した者以外の者が受ける検査及び同条第2項の検査（同項第2号に掲げる場合に受けるものに限る。）をいう。		
三 「使用再開検査」とは、法第38条第3項の検査のうち、特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者が受ける検査をいう。		
四 「溶接検査」とは、法第38条第1項の検査のうち、ボイラー又は第一種圧力容器を溶接により製造した者が当該溶接について受ける検査をいう。		
五 「落成検査」とは、法第38条第3項の検査のうち、特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者が受ける検査をいう。		
六 「変更検査」とは、法第38条第3項の検査のうち、特定機械等の一部に変更を加えた者が受ける検査をいう。		
七 「製造検査」とは、法第38条第1項の検査のうち、クレーン、移動式クレーン、デリック又はゴンドラを製造した者が受ける検査をいう。		
八 「つり上げ荷重」とは、クレーン、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。		
九 「積載荷重」とは、エレベーター（建設用リフトを除く。）又はゴンドラの構造及び材料に応じて、搬器又は作業床に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。		

表 8 検査検定実施機関一覧（2020年4月22日現在）

○登録製造時等検査機関

名称	対象機械	有効期間
一般社団法人日本ボイラ協会	ボイラー (※中部、近畿、香川及び愛媛検査事務所) 第一種圧力容器 (※北海道、埼玉、関東、長野、静	令和6年3月30日



	<u>岡、中部、近畿、中四国、香川、愛媛及び九州検査事務所</u>	
<u>公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会</u>	<u>第一種圧力容器</u> <u>(※宮城、埼玉、千葉及び東京事務所)</u>	<u>令和5年12月24日</u>
<u>伊藤一夫</u>	<u>ボイラー</u> <u>第一種圧力容器</u>	<u>令和5年4月9日</u>

○登録性能検査機関

<u>名称</u>	<u>対象機械</u>	<u>有効期間</u>
<u>損害保険ジャパン株式会社</u>	<u>ボイラー</u> <u>第一種圧力容器</u>	<u>令和6年3月30日</u>
<u>一般社団法人日本ボイラ協会</u>	<u>ボイラー</u> <u>第一種圧力容器</u>	<u>令和6年3月30日</u>
<u>公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会</u>	<u>ボイラー</u> <u>第一種圧力容器</u> <u>クレーン</u> <u>移動式クレーン</u> <u>エレベーター</u> <u>ゴンドラ</u>	<u>令和6年3月30日</u>
<u>一般社団法人日本クレーン協会</u>	<u>クレーン</u> <u>移動式クレーン</u> <u>デリック</u> <u>エレベーター</u> <u>ゴンドラ</u>	<u>令和6年3月30日</u>
<u>セイフティエンジニアリング株式会社</u>	<u>ゴンドラ</u> <u>エレベーター</u>	<u>令和7年3月23日</u>
<u>株式会社クレーン検査センター</u>	<u>クレーン</u> <u>移動式クレーン</u> <u>デリック</u> <u>エレベーター</u> <u>ゴンドラ</u>	<u>令和5年8月5日</u>
<u>シマブункレーン検査株式会社</u>	<u>クレーン</u> <u>移動式クレーン</u> <u>デリック</u> <u>エレベーター</u> <u>ゴンドラ</u>	<u>令和6年9月30日</u>

○登録個別検定機関

<u>名称</u>	<u>対象機械</u>	<u>有効期間</u>
<u>公益社団法人産業安全技術協会</u>	<u>ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を</u>	<u>令和6年3月30日</u>

	<u>練るロール機の急停止装置のうち 電氣的制動方式のもの</u>	
<u>一般社団法人日本ボイラ協会</u>	<u>第二種圧力容器</u> <u>小型ボイラー</u> <u>小型圧力容器</u>	<u>令和6年3月30日</u>
<u>公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会</u>	<u>第二種圧力容器</u> <u>小型ボイラー</u> <u>小型圧力容器</u>	<u>令和6年3月30日</u>
<u>エイチエスピージャパン株式会社</u>	<u>第二種圧力容器</u>	<u>令和7年2月16日</u>

○登録型式検定機関

<u>名称</u>	<u>対象機械</u>	<u>有効期間</u>
<u>公益社団法人産業安全技術協会</u>	<u>ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を 練るロール機の急停止装置のうち 電氣的制動方式以外の制動方式の もの</u> <u>プレス機械又はシャーの安全装置</u> <u>防爆構造電気機械器具</u> <u>木材加工用丸のこ盤の歯の接触予 防装置のうち可動式のもの</u> <u>動力により駆動されるプレス機械 のうちスライドによる危険を防止 するための機構を有するもの</u> <u>交流アーク溶接機用自動電撃防止 装置</u> <u>絶縁用保護具</u> <u>絶縁用防具</u> <u>保護帽</u> <u>防じんマスク</u> <u>防毒マスク</u>	<u>令和6年3月30日</u>
	<u>電動ファン付き呼吸用保護具</u>	<u>令和6年11月30日</u>
<u>一般社団法人日本クレーン協会</u>	<u>クレーン又は移動式クレーンの過 負荷防止装置</u>	<u>令和6年3月30日</u>
<u>エヌ・シー・エス株式会社</u>	<u>防爆構造電気機械器具</u>	<u>令和6年6月27日</u>
<u>Eurofins E&amp;E CML Limited</u>	<u>防爆構造電気機械器具</u>	<u>令和4年2月6日</u>
<u>CSA GROUP TESTING UK LIMITED</u>	<u>防爆構造電気機械器具</u>	<u>令和4年10月10日</u>
<u>DEKRA Certification B.V.</u>	<u>防爆構造電気機械器具</u>	<u>令和5年1月22日</u>

○指定外国検査機関（List of Designated Foreign Testing Agencies）

<u>名称</u>	<u>対象機械</u>	<u>有効期間</u>
<u>The Hartford Steam Boiler Inspection and Insurance Company</u>	<u>ボイラー</u> <u>第一種圧力容器</u> <u>第二種圧力容器</u>	<u>令和2年4月1日</u> <u>～</u> <u>令和5年3月31日</u>

	<u>小型ボイラー</u> <u>小型圧力容器</u>	
<u>ABSG Consulting Inc.</u>	<u>ボイラー</u> <u>第一種圧力容器</u> <u>第二種圧力容器</u> <u>小型ボイラー</u> <u>小型圧力容器</u>	<u>令和 2 年 4 月 1 日</u> <u>～</u> <u>令和 5 年 3 月 31 日</u>
<u>Lloyd's Register Verification Limited</u>	<u>ボイラー</u> <u>第一種圧力容器</u> <u>第二種圧力容器</u> <u>小型ボイラー</u> <u>小型圧力容器</u>	<u>令和 2 年 4 月 1 日</u> <u>～</u> <u>令和 5 年 3 月 31 日</u>
<u>DEKRA Certification B.V.</u>	<u>防爆構造電気機械器具</u>	<u>令和 2 年 4 月 6 日</u> <u>～</u> <u>令和 5 年 4 月 5 日</u>
<u>TÜV Rheinland Industrie Service GmbH</u>	<u>ボイラー</u> <u>第一種圧力容器</u> <u>第二種圧力容器</u> <u>小型ボイラー</u> <u>小型圧力容器</u> <u>移動式クレーン</u>	<u>令和 2 年 4 月 1 日</u> <u>～</u> <u>令和 5 年 3 月 31 日</u>

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法第5章第2節の逐条解説

研究協力者 長谷川聡 専修大学教授

研究要旨

本研究は、危険物及び有害物に関する規制を定める安衛法第55条から第58条までの各条文の趣旨や内容、沿革、運用実態を整理し、これらの条文の意義やこれらが現実に果たしている役割を明らかにしようとするものである。

危険・有害な化学物質の製造販売を規制は古くから存在する。しかし現在の規制は、製造者から利用者までの流通過程を広く視野に入れて規制対象とし、その過程において化学物質の有害性・危険性に関する情報が適切に伝達される仕組みを構築し、新規の化学物質に対する対応や当該化学物質を利用する職場の状態に即した対応を事業主へのリスクアセスメント実施の義務づけによって可能にするという包括的かつ現場に即応した動的なものへと展開した。

この展開は、化学物質によって発生した重大事故や、国際的要請によって後押しされた。特に後者については、化学物質に対する規制が世界的に流通過程も視野に入れたことから、規制対象や表示方法を共通化する動きが見られる。

日々新たな化学物質が発見されるうえ、化学物質の製造・使用における危険性・有害性を低減させる方法も日々開発されることから、化学物質に対する規制は常に最新の知見から検討される必要がある。

## A.研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令等（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第55条から58条について、その課題を果たすことにある。

## B.研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

## C.研究成果

### 第二節 危険物及び有害物に関する

#### 規制

#### 前注

化学物質は、業務の作業過程や製品の製造工程や組み込まれるなどの形で、社会や生活を成り立たせるために不可欠な要素の一つになっている。新たな製品を開発したり、より効率的、安全な作業を実現したりするために世界的に日々新たな化学物質が開発されている。ケミカルアブストラクツサービス（Chemical Abstracts Service: CAS）が管理するデータベース（CAS Registry）に登録されている化学物質の総数は2015年に1億件を超え、今日なお増え続けている。

こうした利便性の反面、化学物質の中には人体や環境に悪影響を及ぼすものがある。この悪影響は当該化学物質の開発過程で明らかになる場合もあるが、そうでない場合もあるうえ、次々に生み出される化学物質のリスクの検証がこの化学物質が経済的に必要とされている時期に間に合わないなどして十分に実施されず、当該化学物質を利用する段階で労災事故が発生することを通じてそのリスクが初めて明らかになることもある。しかもこのリスクが及ぶ範囲は人体に止まらず、自然環境にも及ぶことも希ではない。化学物質に対する規制を構築する際には、こうした社会的必要性和リスクをいかに均衡させるかが問われる。本稿で

扱う法第 55 条から第 58 条は、雇用の場合を軸にその規制を具体化したものである。

本法において、危険物及び有害物に関する規制は各所に散在している。法第 3 条 2 項は、原材料を製造し、若しくは輸入する者は、その製造や輸入に際して、その物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならないことを定め、化学物質が利用される前段階から事業者の安全及び健康の確保に関する包括的な責務を定める。また、法第 20 条は化学物質との関係では主に爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険（同条第 2 号）を防止するために必要な措置を講じることが事業者には義務付け、法 22 条は化学物質との関係では主に原材料、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害（同条第 1 号）を防止するため必要な措置を講じることが事業者には義務付けている。これらの規定の中で本節の規定は、化学物質の使用段階ではなく、製造・流通規制を主体として化学物質に関するリスクを低減することを目的としている。換言すれば、設備や原材料、建設物の使用について広く労災防止を図る責務が設定される中で、危険物及び有害物を使用する段階に至る前に、災害発生を抑止するための様々な予防線を張る役割を担っている。

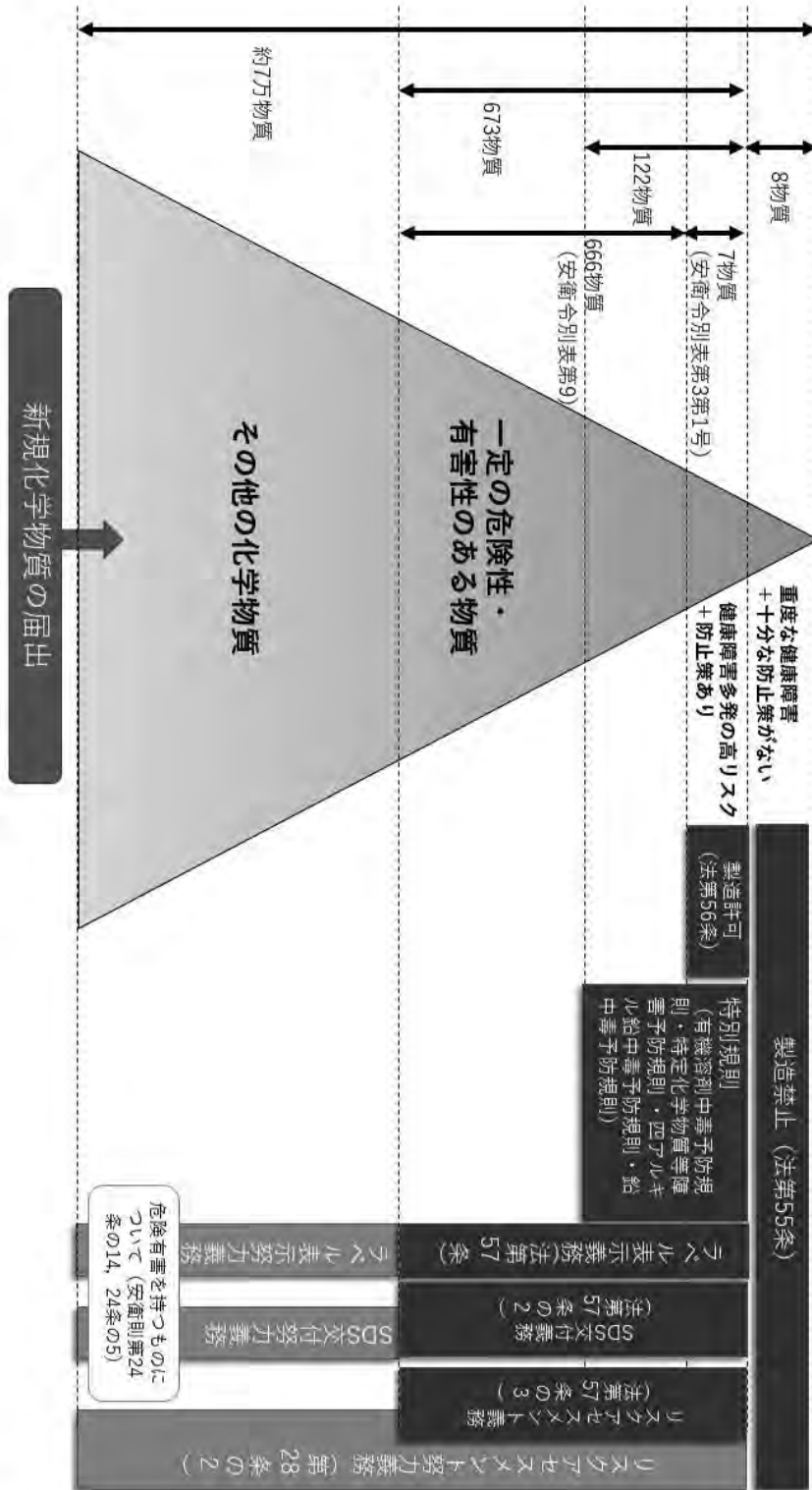
本法に基づく化学物質に対する規制の体系を示したのが次の図である（【前注・資料 1】労働安全衛生法に基づく化学物質に対する規制の体系）。

本節の規定は、まず、製造現場における必要性や有用性を考慮の上、重度な健康障害

が発生しうる化学物質であって十分な防止策を講じることができないものについて製造等の禁止（法第 55 条）という最も重い規制の下に置く。次に、健康障害を多発させる特に高いリスクはあるもののこれの具体化を防止する仕組みがある化学物質については、発散抑制措置や作業環境測定等のリスクを具体化することを防止する特別規則を設けて許可制（法第 56 条）の下に置く。そのうえで、これよりも危険性・有害性のリスクが低い一定の化学物質とともに、当該化学物質の性質や取扱い上の注意を当該化学物質に表示させたり（法第 57 条）、文書交付させたり（法第 57 条の 2）することによって流通過程を通じて使用の現場まで周知する。さらに事業者には一定の化学物質についてリスクアセスメントを実施することを義務付けて職場の実態に即した対応を講じることが求め（法第 57 条の 3）、製造・輸入者を含めた事業者には化学物質の有害性について調査する義務を課し（法第 57 条の 4、法第 57 条の 5）、新規化学物質の危険性や性質をいち早く確認させることによって次々と生み出される化学物質に即応する体制を整える。こうした取り組みは、国によって後押しされている（法第 58 条）。

なお、本節の名称は、当初は「有害物に関する規制」であったが、平成 17 年の改正において現在の「危険物及び有害物に関する規制」に改正された。

【前注・資料1】労働安全衛生法に基づく化学物質に対する規制の体系



## 1. 第 55 条（製造等の禁止）

### 1. 1 条文

第五十五条 黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

### 1. 2 趣旨と内容

#### 1. 2. 1 趣旨

本条は、製造または取扱いの過程において労働者に重度の健康障害を生ずる物で、現在の技術ではこの健康障害を防止する十分な手段がない物を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用すること（以下「製造等」という）を原則として禁止したものである。裁判例（東京高判平 29・10・27 判タ 1444 号 137 頁）によれば、本条の趣旨・目的は、「戦前の黄燐燐寸製造禁止法を吸収した旧労基法 48 条の規定を引き継ぎ、新たな化学物質による職業性疾病、特に職業がんへの対応を図り、作業過程において有害物に曝露することにより健康障害が生じることを防止するため、製造又は取扱いの過程において労働者に重度の健康障害を生ずる物質で、しかも現在の技術をもってしては、それによる健康障害を防止する十分な防護方法がない有害物について製造等を禁止すること」と整理されている。この判示を素直に読めば、本条に規定される製造禁止物質には、新規の有害な化学物質の発見や既存の化学物質の有害性の発見等により新たな化学物質が追加される可能性があるとともに

に、有害性を除去する技術革新により本条に規定される化学物質が除外される可能性も残されているといえる。なお、製造以外の行為も禁止の対象としているのは、製造の禁止のみでは労働者の健康障害の防止という本条の趣旨を達成することができないと解されたことによる<sup>2</sup>。

但し、有害な化学物質の中には製品の製造工程に深く関わり、今後も試験研究のために製造、使用されることが見込まれるものもある。そこで、こうした有害な化学物質については、試験研究という目的からの限定と、製造、輸入、使用という場面の限定を付したうえで、一定の要件の下にこれらの行為を例外的に認めることとしている。

#### 1. 2. 2 内容

##### 1. 2. 2. 1 製造等が禁止される物（製造等禁止物質）

本条が製造等を禁止する物（以下「製造等禁止物質」という）は、安衛令第 16 条第 1 項に次のように列挙されている。これらの中には、国際条約に基づいて製造、使用等が禁止されているものもある<sup>3</sup>。

- 一 黄りんマッチ
- 二 ベンジジン及びその塩
- 三 四一アミノジフェニル及びその塩
- 四 石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。）
  - イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿
  - ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿
  - ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿



五 四一ニトロジフェニル及びその塩  
 六 ビス（クロロメチル）エーテル  
 七 ベーターナフチルアミン及びその塩  
 八 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5パーセントを超えるもの  
 九 第2号、第3号若しくは第5号から第7号までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は第4号に掲げる物をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物

「黄りんマッチ」（第1号）は、黄りんを用いたマッチであり1922年に世界的に生産禁止となっている。黄りんは、白～黄色の透明な結晶性個体であり、液状では空気に触れると自然発火し、有害なヒューム（リン酸化物）を生じることがある。皮膚接触により熱傷を起こし、眼に触れることにより眼瞼痙攣等を生じさせるほか4、製造段階における顎の壊疽などが問題となった。

「ベンジジン」（第2号）は、従来染料中間体、例えば留袖などの「黒染め」に染料として用いられたり、合成ゴム硬化剤などに使用されたりする物質である。人血に反応することから、警察の科学捜査研究所や病院で所有された。赤灰色又は白色固体であり、皮膚吸収性がある。皮膚炎を起こすおそれや膀胱がんを発症するおそれ、吸入又は嚥下により急性膀胱炎を起こすおそれがある<sup>5</sup>。

「4-アミノジフェニル」（4-アミノビフェニル、第3号）は、特徴的な臭気のある、無色の様々な形状の固体であり、空気に曝露すると紫色になる物質である。発がん性を有しており、長期又は反覆暴露により炎

症が生じることがある<sup>6</sup>。

「石綿」（アスベスト、第4号）は、白色、灰色、緑色または帯黄色の繊維性固体であり、吸入を通じて体内に取り込まれる。反復または長期の吸入によりアスベスト症（肺線維症）、胸膜プラーク、肥厚、胸水を引き起こすことがあり<sup>7</sup>、がん、中皮腫の発症が問題となった。石綿は、1995年（平成7年）に製造等禁止物質として追加された。

「4-ニトロジフェニル」（4-ニトロビフェニル、第5号）は、特徴的な臭気のある、白色～黄色の結晶であり、吸入、経皮および経口摂取により人体に摂取され、発がん性を有する<sup>8</sup>。

「ビス（クロロメチル）エーテル」（クロロメトキシメタン、第6号）は、刺激臭のある無色の液体であり、蒸気の吸入、経皮および経口摂取により実態に摂取される。発がん性を有しており、吸入により肺水腫の原因となる<sup>9</sup>。1973年（昭和48年）に染料及び顔料を製造する企業において、製造業務従事者から肺がんその他の呼吸器疾患による死亡者が発生し、これを受けて実施された調査結果や外国において強い発がん性が指摘されていたことを受けて本条の禁止物質に指定された<sup>10</sup>。

ベーターナフチルアミン（第7号）は、特徴的な臭気のある、白色～帯赤色の薄片であり、空気に曝露すると赤色になる。吸入、経皮および経口摂取により体内に入り、発がん性（膀胱がん）を有する。

「ベンゼン」（第8号）は、特徴的な臭気を有し、広く有機合成や溶剤として使われる、高い揮発性、引火性、燃焼性を有する液体である。麻酔作用があり、慢性中毒では疲労、頭痛、めまい、興奮、酩酊、意識喪失、

けいれんなどが起こる。皮膚吸収もあり、急性毒性、慢性毒性に加えて発がん性を有する<sup>11</sup>。

### 1. 2. 2. 2 製剤

本条にいう「製剤」とは、その物の有用性を利用できるように物理的に加工された物を意味し、利用済みでその有用性を失ったものはこれに含まれない（昭和47年9月18日基発第602号）。

### 1. 2. 2. 3 譲渡・提供

本条にいう「譲渡」とは、有償・無償を問わず所有権の移転を伴う行為を意味する<sup>12</sup>。

本条にいう「提供」とは、所有権等を留保したまま相手に渡して利用させるというような場合の「渡す」という事実行為を意味する。「提供」の例としては、物品の塗装修理の場合に、その物品の所有者が修理工場に対して塗料を引き渡し、その塗料を修理に使用することを要請する場合の引渡し等がある<sup>13</sup>。

### 1. 2. 2. 4 試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するとき

本条の製造等の禁止は、「試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するとき」には例外的に適用されない（本条但書）。この「政令で定める要件に該当するとき」は、以下の2つの場合を意味する（安衛令第16条第2項）。

一 製造、輸入又は使用について、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受ける

こと。この場合において、輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第九条第一項の規定による輸入割当てを受けるべき物の輸入については、同項の輸入割当てを受けたことを証する書面を提出しなければならない。

二 厚生労働大臣が定める基準に従って製造し、又は使用すること。

以下、第1号と第2号に分けて概説する。

#### 1. 2. 2. 4. 1 都道府県労働局長の許可（第1号）

本条第1号の許可を申請する際には、製造等禁止物質を①製造又は使用しようとする場合と、②輸入しようとする場合とで提出先となる労働基準監督署が異なる。①製造又は使用しようとする場合は、製造し又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して所管の都道府県労働局長に提出し、②輸入しようとする場合は、輸入して使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して所管の都道府県労働局長に提出するものとされている（特化則第46条第1項、石綿則第47条第1項）。ここで用いられる申請書の様式は、特化則様式第4号及び第4号の2、石綿則様式第4号及び第5号である。

#### 1. 2. 2. 4. 2 厚生労働大臣が定める基準に従うこと（第2号）

安衛令第16条第2項第2号が定める「厚生労働大臣が定める基準」は、特化則第47条及び石綿則第48条に規定されている。両者は、規制対象の特徴に応じて詳細は異なるものの、基本的に同じ規制の枠組みを用

いている。

**【特化則第 47 条】**

- 一 製造等禁止物質を製造する設備は、密閉式の構造のものとする。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。
- 二 製造等禁止物質を製造する設備を設置する場所の床は、水洗によつて容易にそうじできる構造のものとする。
- 三 製造等禁止物質を製造し、又は使用する者は、当該物質による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。
- 四 製造等禁止物質を入れる容器については、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないように堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該物質の成分を表示すること。
- 五 製造等禁止物質の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- 六 製造等禁止物質を製造し、又は使用する者は、不浸透性の保護前掛及び保護手袋を使用すること。
- 七 製造等禁止物質を製造する設備を設置する場所には、当該物質の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

**【石綿則第 48 条】**

- 一 石綿等を製造する設備は、密閉式の構造のものとする。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく

困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。

二 石綿等を製造する設備を設置する場所の床は、水洗によつて容易に掃除できる構造のものとする。

三 石綿等を製造し、又は使用する者は、当該石綿等による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。

四 石綿等を入れる容器については、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該石綿等が入っている旨を表示すること。

五 石綿等の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

六 石綿等を製造し、又は使用する者は、保護前掛及び保護手袋を使用すること。

七 石綿等を製造する設備を設置する場所には、当該石綿等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

特化則第 47 条第 1 号及び石綿則第 48 条第 1 号に規定される「ドラフトチェンバー」（ドラフトチャンバー、ヒュームフード）とは、験室内で発生する有害ガス・蒸気・臭気や粉塵を、室内に分散しないように発生源で捕捉する、囲い式の実験室用局所排気装置である（【図 1】）。



《株式会社協立製作所 web ページより》

14

この特例（本条但書）が適用されるのは、試験研究者がみずから製造等を行なう場合に限られる。但し、輸入について、輸入割当てを受ける事務等輸入に係る事務を輸入業者に代行させることについては、輸入業者が輸入行為それ自体を行なうものではないと考えられることを理由に許容されている（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 602 号）。逆に商社等が予め禁止物質を輸入しておき、試験研究者の要請によって提供することは認められず、輸入する場合も試験研究に必要な最小限度の量であることが必要である（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 591 号）。

### 1. 3 関連規定

#### 1. 3. 1 法条

安衛令第 16 条 1 項（製造等が禁止される有害物等）、安衛令第 16 条 2 項、特化則第 46 条（製造等の禁止の解除手続）、特化則第 47 条（禁止物質の製造等に係る基準）、石綿則第 47 条（製造等の禁止の解除手続）、石綿則第 48 条（製造等禁止石綿等の製造等に係る基準）等。

### 1. 4 沿革

#### 1. 4. 1 制度史

工場 法期	<p>○黄燐燐寸製造禁止法（大正 10 年 4 月 11 日法律第 61 号）</p> <p>黄燐燐寸製造禁止法は、「燐寸製造ニ於ケル黄燐使用のノ禁止ニ関スル条約」（1906 年、明治 39 年）の批准公布に先立って制定された法律である。同法は、マッチ製造における黄リン使用の禁止や工場への官吏の臨検権限等を規定していた（附則を除き、全 7 条）。</p> <p>第 2 条「黄燐ヲ使用シテ製造シタル燐寸ヲ販売シ、輸入若ハ移入シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ所持スルコトヲ得ス」</p>
労働 基準 法	<p>○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）</p> <p>労基法は、有害物の製造禁止について第 48 条において「黄りんマッチその他命令で定める有害物は、これを製造し、販売し、輸入し、又は販売の目的で所持してはならない」と規定していた。この規定は、黄燐燐寸製造禁止法第 2 条を踏襲したものである。この禁止の範囲は、使用者及び労働者ばかりではなく、これら以外の者にも及ぶ。禁止の対象が製造以外にも及んでいるのは、製造以外のプロセスにも禁止が及ばないと禁止の実効性が確保されないことにある<sup>15</sup>。</p> <p>○昭和 30 年以降にベンジジンの製造作業から膀胱腫瘍患者が発生したことから、昭和 33 年 3 月</p>

	<p>にベンジジンの抑制濃度を0.015mg/m<sup>3</sup>とする作業環境改善の推進が通達された。</p> <p>○労働基準法第48条の有害物に指定する省令（昭和34年労働省令第25号）</p> <p>ベンゼンのり（ベンゼンを含有するゴムのり）によるベンゼン中毒が社会的な問題になったことを受けて示された省令である（現在は廃止されている）。製造等の禁止の対象にベンゼンのりを追加した。</p> <p>○昭和40年代に入ってベンジジン、ベーターナフチルアミンなどによる尿路障害が多発したことを受けて、昭和40年4月30日に尿路障害予防対策要綱が定められ、昭和46年に特化則の第1類物質として規制し、設備等の密閉化等を規制した<sup>16</sup>。</p>
<p>安衛法</p>	<p>○労働安全衛生法</p> <p>黄りんマッチ及びベンゼンを含有するゴムのりについては、労基法に基づいて製造等が禁止されていたが、安衛法が制定されるにあたり、本条において、これらに加えて、ベンジジン、ベーターナフチルアミン、四-アミノジフェニル、四-ニトロジフェニル等の発がん性物質の製造、使用等が禁止された。</p>

**ル) 中毒事件（ヘップサンダル事件）**

「労働基準法第48条の有害物に指定する省令」（昭和34年労働省令第25号）を通じてベンゼンのりを本条の製造等禁止物質に追加する契機となったのが1950年代頃から明らかになったベンゼンによるベンゼン中毒事件の多発である。ベンゼン等による中毒症状の実態は専門家による小規模染料工場の実態調査（1952年（昭和27年）8月）や東京都墨田区のポリエチレンビニル印刷加工工場における貧血症状患者の調査（1957年（昭和32年）3月）等によって明らかになりつつあり、予防対策の必要性は認識されてきたが、中でも「ヘップサンダル事件」は前述の動きを強く後押しする影響力を有した<sup>17</sup>。

ヘップサンダル（ミュール）は、映画「ローマの休日」でオードリー・ヘップバーンが履いたサンダルに似せたビニール製のサンダルであり、当時、非常に広く人気を博していた。ベンゼンは、このヘップサンダルの底を貼るための接着剤（ゴムのり）の溶剤として広く用いられており、製作過程で揮発したベンゼンを吸い込んだ作業者に再生不良性貧血や白血病を発生させる原因となった。1958年（昭和33年）大阪でベンゼン中毒による死者が発生したうえ、翌年には東京においてもベンゼン中毒患者が確認されるなど全国的な問題となり、作業に従事していた者に労基法の保護を受けない家内労働者が多くいたことも受けて社会問題化した。これを受けて前述の省令が制定され、非労働者を含む全ての者に旧労基法48条が適用されるとする内閣法制局見解が示されたほか、有機溶剤中毒防止規則の制定（1960年（昭和35年））、特化則による規制へと展

- 1. 4. 2 背景になった災害等
- 1. 4. 2. 1 ベンゼン（ベンゾー

開した。

#### 1. 4. 2. 2 建設アスベスト訴訟

建設アスベスト訴訟については「関連判例」参照。

### 1. 5 運用

#### 1. 5. 1 適用の実際

本条が製造を禁止する化学物質の今日的有用性は限定されていることから、秘密裏にこれらの化学物質を製造して指導の対象となるような例や、本条違反の有無を特に意識して監督を行う例は今日ほとんど見られない。製造禁止物質の取扱いに関する今日の主な問題は、なおこれを用いた建築物が数多く残る石綿に関する取扱いである。

石綿は、建築材料の中に混入させたり、鉄骨の耐火被覆のために吹付けたりするなどして広く利用されてきた。石綿の有害性は前述のように比較的早くから認識され、1971年（昭和46年）には特化則で規制の対象となったものの、その規制・監督は必ずしも当初から厳格に行われてきたわけではなかった。

その一つの要因は、石綿の化学物質としての有用性にある。石綿は、耐火性や防音性、断熱性、耐久性に優れ、しかも軽くて安価である。禁止対象となる石綿製品と評価される石綿含有率も段階的に引き下げる対応がとられ、その含有率に到達するまでは建材に石綿を混入させる取扱いがしばらく行われた。

また、規制を行うこと自体が困難であるという事情も存在した。建設現場では、石綿が含まれる建築材料を切断したり、穴をあけたり、加工したりすることによって労働

者・就業者は常に石綿に暴露される危険性にさらされる。しかし、重層的で複雑な請負・下請関係を形成する建設業界において、何百万人にもなる建設業従事者の健康を守ることができるよう、特定化学物質等作業主任者の選任、特殊健康診断の実施、局排の設置、防じんマスクの使用といった規制を遵守させることは現実には非常に困難であった。

現在石綿を含む建築物の解体工事をするにあたっては届出を行うことが義務づけられている（石綿則第5条）。もっとも全ての届出が行われた場合、約200万件に及ぶといわれており、これらのすべてを臨検することは現状の監督体制において困難といわざるを得ない。石綿を含む建築物の解体を業とする事業者には許可制度を設けるなどの対応が求められる。

#### 1. 5. 2 関連判例

##### ○建設アスベスト訴訟

##### <概要>

アスベスト（石綿）は、従来防火や防音、断熱性能に優れる点から建築物や船舶など多くの場面で活用されてきた。しかしその有害性が徐々に認識されるようになり、2005年に機械メーカー・クボタの旧神崎工場の労働者がアスベスト関連疾患で多数死亡し、中皮腫を発症した同工場の周辺の住民に対して見舞金の支払いを検討している事実（「クボタ・ショック」と呼ばれる）が明らかになるなどしてその問題性は社会的に無視できない状態になった。こうした動きを受けて、前述のように本条を基礎とする安衛令（第16条4号）に基づいて製造禁止の対象とされるに至った（平成18年9月

1日施行)<sup>18</sup>。

このように禁止規定の整備以前からアスベストの有害性が認知可能であったことから、これに対する対策を国や建材メーカーが講じる余地があったことを手がかりに、アスベスト含有建材を使った建設作業に従事して中皮腫や肺がん等の疾患を発症した労働者・非労働者を含む建設作業従事者が、国とアスベストを含む建材を製作していたメーカーに対して損害賠償を請求する訴訟が日本各地で提起された<sup>19</sup>。特に2008年の東京地裁への提訴以降、全国8つの地方裁判所（札幌・仙台・埼玉・東京・神奈川・京都・大阪・福岡）で提起された集団訴訟は、総称して「建設アスベスト訴訟」と呼ばれる。本件訴訟の論点は多岐にわたるが、ここでは本法第55条、第57条に関連する判示部分に限定して整理をする。

<訴訟経過>

建設アスベスト訴訟は、東京、神奈川、北海道、京都、大阪、福岡の6つの地域で提起された。それぞれの審級・判決年月日等の基本情報は以下のとおりである。

○神奈川第1陣訴訟 横浜地判平24・5・25 訴月59巻5号1157頁 東京高判平29・10・27 判タ1444号137頁
○首都圏第1陣訴訟 東京地判平24・12・5 判時2183号94頁 東京高判平30・3・14 裁判所ウェブサイト 最高裁第一小法廷令2・12・14 判例集未搭載

○九州第1陣訴訟 福岡地判平26・11・7westlaw_2014WLJPCA11076001 福岡高判令元・11・11westlaw_2019WLJPCA11116001
○大阪第1陣訴訟 大阪地判平28・1・22 判タ1426号49頁 大阪高判平30・9・20 判時2404号240頁
○京都第1陣訴訟 京都地判平28・1・29 判時2305号22頁 大阪高判平30・8・31 判時2404号4頁
○札幌第1陣訴訟 札幌地判平29・2・14 判時2347号18頁
○神奈川第2陣訴訟 横浜地判平29・10・24 裁判所ウェブサイト

<当事者・請求内容>

各事件の事実関係の詳細は異なるものの、当事者の属性及び請求内容はおおむね一致している。

本訴訟を提起した原告当事者は、建築物の建設、解体作業時にアスベストの粉じん暴露したことによって中皮腫や肺がん、石綿肺等の石綿関連疾患に罹患した者、及びその家族（相続人）である。アスベスト関連疾患に罹患した者には、左官や解体工等労基法上の労働者とみられる者が含まれる一方で、労基法上の労働者とは見られない一人親方や零細事業者も含まれている点に事案としての特徴がある。

本訴訟を提起された被告当事者は国とアスベストを含む製品の製造に関わったメーカーである。

国に対しては、国家賠償法に基づく損害

賠償が請求されている（国賠法第 1 条第 1 項）。その理由は、国が適切に規制権限を行使しなかったこと、すなわち本法に関しては、国がアスベストによる労働者等の健康被害を防止・軽減するためにアスベストに対する暴露を防止したり、警告表示を事業主に義務付けたりするよう本法を改正しなかったというものである。本訴訟の争点は、建築基準法に関する規制権限の不行使や一人親方等非労働者への賠償責任の有無等多岐にわたるが、ここでは本法に関連する部分に限って判決を整理することとする。

1. 6. 2 民事上の効果  
未了。

1. 6. 3 関連資料  
なし。

#### <判旨>

未了（令 2・12・14 の首都圏第 1 陣訴訟に関する最高裁決定において東京高裁が認めた国の責任を認容）。

### 1. 6 その他

#### 1. 6. 1 罰則

本条に違反して、黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物を、政令で定めるものを、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられる（労安衛第 116 条）。

この罰則については両罰規定の適用がある。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、これらの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する（法第 122 条）。



## 2. 第 56 条（製造の許可）

### 2. 1 条文

第五十六条 ジクロロベンジジン、ジクロロベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定めるものを製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、製造設備、作業方法等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者（以下「製造者」という。）は、その製造設備を、前項の基準に適合するように維持しなければならない。

4 製造者は、第二項の基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造しなければならない。

5 厚生労働大臣は、製造者の製造設備又は作業方法が第二項の基準に適合していないと認めるときは、当該基準に適合するように製造設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は当該基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造すべきことを命ずることができる。

6 厚生労働大臣は、製造者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、第一項の許可を取り消すことができる。

## 2. 2 趣旨と内容

### 2. 2. 1 趣旨

労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある有害物ではあるものの、ある製品の製造や研究開発に不可欠・重要である等の理由で、その製造や利用を認める必要のある有害物もある。このような有害物については、法第 22 条に基づく健康障害防止措置によって健康障害の発生の予防が目指され、特化則で製造設備の仕組みや有害物の管理方法について厳格な規制が講じられている。本法は、その遵守の徹底を図るため、製造者に製造設備の設計や作業方法の決定等、有害物の利用に至る前段階で事前に達成すべき基準を設けて厚生労働大臣の審査による許可制とし、製造設備を許可基準に適合するよう維持することを義務付けたものである。

### 2. 2. 2 内容

#### 2. 2. 2. 1 製造許可制の対象物質

本条第 1 項が許可制の対象とする物質は、安衛令別表第 3 第 1 号に掲げる特定化学物質の第一類物質及び石綿分析用試料等である（安衛令第 17 条）。同別表は、特定化学物質を第一類物質、第二類物質、第三類物質の 3 種類に分けて規定している。第一類物質及び第二類物質は微量でも有害な作用をする点で共通する。第一類物質は、がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、製造工程で特に厳重な管理（製造許可）を必要とするものである。第二類物質はがん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、第一類物質に該当しないものが分類されており、さらに特定第二類物質、特別有

機溶剤等、オーラミン等、管理第二類物質等に細分類されている。第三類物質には、大量漏洩した場合に有害作用のある物質が分類されている。

同別表第3第1号に掲げる第一類物質は以下のとおりである。

- |   |  |
|---|--|
| 1 | ジクロロベンジジン及びその塩   |
| 2 | アルファーナフチルアミン及びその塩  |
| 3 | 塩素化ビフェニル（別名PCB）  |
| 4 | オルトトリジン及びその塩   |
| 5 | ジアニシジン及びその塩  |
| 6 | ベリリウム及びその化合物   |
| 7 | ベンゾトリクロリド <sup>20</sup>  |
| 8 | 1から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。） |

「ジクロロベンジジン」（ジクロロベンジジン、第1号）は、灰色～紫色の結晶、褐色針状結晶の形状をとり、加熱すると分解し、有毒で腐食性のヒューム（窒素酸化物、塩化水素）を生じる。エアロゾルの吸入、経皮および経口摂取により体内に入り、反復または長期の皮膚への接触により、皮膚炎を引き起こしたり、肝臓に影響を与えたりすることがあるほか、発がん性を有する<sup>21</sup>。

「アルファーナフチルアミン」（ $\alpha$ -ナフチルアミン、第2号）は、特徴的な臭気のある、白色の結晶で、空気、光および水分に曝露すると赤色になる特徴を持つ。体内

への吸収経路は、吸入、経皮および経口摂取であり、眼および皮膚を軽度刺激するほか、血管に影響を与えることがある<sup>22</sup>。

「塩素化ビフェニル」（ポリ塩化ビフェニル、PCB、第3号）は、淡い黄色の粘稠液体であり、エアロゾルの吸入、経皮および経口によって体内に摂取される。塩素座瘡の発祥可能性、肝臓への影響のほか、反復または長期の皮膚への接触により、皮膚炎を引き起こすおそれがある<sup>23</sup>。絶縁性に優れることから、トランス（変圧器）やコンデンサーに使用された。「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、2020年（令和2年）3月31日までに処理することが義務付けられている。

「オルトトリジン」（O-トリジン、第4号）は、無色の結晶、または赤色～茶色の薄片といった外観を有し、燃焼すると分解し、窒素酸化物などの有毒なヒュームを生じる。経皮・経口で摂取され、発がん性を有する<sup>24</sup>。

「ジアニシジン」（第5号）は、無色の結晶であり、燃焼すると分解し、窒素酸化物などの有毒なヒュームを生じるほか、蒸気は空気より重く、地面に沿って移動して、遠距離発火の可能性も有する。吸入、経皮および経口によって身体に取り込まれ、発がん性を有する<sup>25</sup>。

「ベリリウム」（第6号）は、合金材料や、電子管の製造などに使われる銀白色、灰色の様々な形状の固体であり、強酸および強塩基と反応し、引火性/爆発性ガスを生じるほか、燃焼すると、有毒なヒューム（酸化ベリリウムなど）を生成する。エアロゾルの吸入および経口摂取により体内に吸収され、皮膚炎や結膜炎、肺炎や気管支炎を引き起こすおそれがある。反復または長期の吸入

や皮膚接触による本物質への感作は、重度の肉芽腫性肺炎患（慢性ベリリウム疾患）を生じることがある。発がん性を有する<sup>26</sup>。

「ベンゾトリクロリド」（第7号）は、刺激臭のある、無色～黄色、発煙性、油状液体の物理的特徴を有する。加熱や酸および水との接触により、分解し、塩化水素を含む、有毒で腐食性のヒュームを生じる。吸入、経皮および経口により身体に影響を与え、短期暴露により皮膚および気道、眼を刺激し、長期又は反覆暴露により肺、肝臓、腎臓及び甲状腺に影響を与え、発がん性を有する<sup>27</sup>。ベンゾトリクロリドは、1975年（昭和50年）に東京の化学工場従事者から肺がん患者が発生していることを受けて実施された実態調査、疫学調査の結果、ベンゾトリクロリドと肺がん発症との関係が認められたことから、本条の製造許可対象の特定化学物質等に追加された経緯がある<sup>28</sup>

### 2. 2. 2. 2 製造しようとする者

本条の規制が及ぶ人的範囲は、「製造しようとする者」である。この文言は文字通り製造許可制の対象物質の製造者になる予定の者を意味し、この物質の販売者は規制の対象とならない。同様に、製造許可制の対象物質で容器に入れられたもの、又は大型包装されたものを他の製造業者から購入し、又は輸入し、これを小型の容器に詰め替え、当該容器に新たにその業者の証紙を貼付し荷姿を整えるいわゆる小分けを行っても、本条の製造には該当しない<sup>29</sup>。

### 2. 2. 2. 3 許可の単位

本条第1項に規定される「厚生労働省令」は特化則第48条に該当する。特化則第48

条は、本項の許可は、安衛令別表第3号第1号に掲げる製造許可制の対象物質ごとに、かつ、当該物質を製造するプラントごとに行うものとする。具体的には、事業場において、二種類の許可制対象物質を製造する場合には、それぞれについて許可が必要になり、さらにこれらがそれぞれ二系列で製造される場合は、それぞれの系列ごとに許可を受けなければならない（昭和47年9月18日基発第591号）。

### 2. 2. 2. 4 許可の申請手続と基準

本条第2項が定める厚生労働大臣に対する製造許可の申請は、この許可を受けようとする者が、特化則様式第5号による申請書（特定化学物質製造許可申請書）に生産計画等や事業場の概要、製造施設等について記載した特化則様式第6号による摘要書を添えて、当該許可に係る物を製造する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出する方法で行われる（特化則第49条第1項）。この申請を受け取った厚生労働大臣は、この申請を審査し、製造設備、作業方法等が本条第2項に規定される「厚生労働大臣の定める基準」に適合した判断したときは、許可を与える。厚生労働大臣は、この許可をしたときは、申請者に対し、特化則様式第7号による許可証（特定化学物質製造許可証）を交付する（特化則第49条第2項）。この許可証の交付を受けた者は、これを滅失し、又は損傷したときは、特化則様式第8号による申請書（特定化学物質製造許可証再交付・書替申請書）を本条第1項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けな

ければならず（特化則第 49 条第 3 項）、氏名（法人にあつては、その名称）を変更したときは、特化則様式第 8 号による申請書を第 1 項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の書替えを受けなければならない（特化則第 49 条第 4 項）。

法第 56 条第 1 項の製造の許可を受けた者がその工程について、設備等の一部を変更しようとする場合（主要構造部分について変更しようとする場合を除く。）または作業方法を変更しようとする場合には、あらかじめ、（イ）変更の目的、（ロ）変更しようとする機械等又は作業方法、（ハ）変更後の構造又は作業方法、を記載した書面を許可申請書を提出した労働基準監督署長に提出しなければならない。また、前述の許可を受けた者が、製造工程を変更しようとする場合、許可物質の生産量を増加しようとする場合等においては再び同項の許可を受けなければならない。前述の許可を受けた者が、設備等の主要構造部分を変更しようとする場合には、法第 88 条第 1 項の規定に基づく第 52 条の特定化学設備等設置届を提出しなければならない（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 591 号）。

厚生労働大臣が、製造許可申請を審査するとき用いる本条第 2 項に規定される「厚生労働大臣の定める基準」は、特化則において規制対象とする物質と製造目的に着目して区別して規定されている。

#### 2. 2. 2. 4. 1 ジクロルベンジジン等の製造

まず、特化則第 50 条第 1 項は、安衛令別表第 3 第 1 号 1 から 5 まで及び 7 に掲げる物並びに同号 8 に掲げる物で同号 1 から 5

まで及び 7 に係るもの（以下「ジクロルベンジジン等」という。すなわち、ベリリウム及びその化合物以外のものを意味する）の製造（試験研究のためのジクロルベンジジン等の製造を除く。）に関する基準について次のように規定する。なお、本項は工場でジクロルベンジジン等を製造する際に関する定めであり、試験研究機関で製造しようとする場合については別に定めが置かれている（⇒2. 2. 2. 4. 3）。

一 ジクロルベンジジン等を製造する設備を設置し、又はその製造するジクロルベンジジン等を取り扱う作業場所は、それ以外の作業場所と隔離し、かつ、その場所の床及び壁は、不浸透性の材料で造ること。

二 ジクロルベンジジン等を製造する設備は、密閉式の構造のものとし、原材料その他の物の送給、移送又は運搬は、当該作業を行う労働者の身体に当該物が直接接触しない方法により行うこと。

三 反応槽については、発熱反応又は加熱を伴う反応により、攪拌機等のグラウンド部からガス又は蒸気が漏えいしないようガスケット等により接合部を密接させ、かつ、異常反応により原材料、反応物等が溢出しないようコンデンサーに十分な冷却水を通しておくこと。

四 ふるい分け機又は真空ろ過機で、その稼動中その内部を点検する必要があるものについては、その覆いは、密閉の状態でも内部を観察できる構造のものとし、必要がある場合以外は当該覆いが開放できないようにするための施錠等を設けること<sup>30</sup>。

五 ジクロルベンジジン等を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によること。ただし、粉状のジクロルベンジジン等を湿潤な状態にして取り扱わせるときは、この限りでない。

六 ジクロルベンジジン等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行う場合において、前号に定めるところによることが著しく困難であるときは、当該作業を作業中の労働者の身体に当該物が直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業を行う場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること<sup>31</sup>。

七 前号の局所排気装置については、次に定めるところによること。

イ フードは、ジクロルベンジジン等のガス、蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けること。

ロ ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造とすること。

ハ ジクロルベンジジン等の粉じんを含有する気体を排出する局所排気装置にあつては、第九条第一項の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。この場合において、当該除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けること。

ニ ハの除じん装置を付設する局所排気装置のファンは、除じんをした後の空気が通る位置に設けること。ただし、吸引

された粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ハの除じん装置を付設する局所排気装置のファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

ホ 排気口は、屋外に設けること。

ヘ 厚生労働大臣が定める性能を有するものとする。

ハ 第六号のプッシュプル型換気装置については、次に定めるところによること。

イ ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造とすること。

ロ ジクロルベンジジン等の粉じんを含有する気体を排出するプッシュプル型換気装置にあつては、第九条第一項の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。この場合において、当該除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けること。

ハ ロの除じん装置を付設するプッシュプル型換気装置のファンは、除じんをした後の空気が通る位置に設けること。ただし、吸引された粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ロの除じん装置を付設するプッシュプル型換気装置のファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

ニ 排気口は、屋外に設けること。

ホ 厚生労働大臣が定める要件を具備するものとする。

九 ジクロルベンジジン等の粉じんを含有

有する気体を排出する製造設備の排気筒には、第七号ハ又は前号ロの除じん装置を設けること。

十 第六号の局所排気装置及びプッシュプル型換気装置は、ジクロロベンジジン等に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること。

十一 第七号ハ、第八号ロ及び第九号の除じん装置は、ジクロロベンジジン等に係る作業が行われている間、有効に稼働させること。

十二 ジクロロベンジジン等を製造する設備からの排液で、第十一条第一項の表の上欄に掲げる物を含有するものについては、同表の下欄に掲げるいずれかの処理方式による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設け、当該装置を有効に稼働させること<sup>32</sup>。

十三 ジクロロベンジジン等を製造し、又は取り扱う作業に関する次の事項について、ジクロロベンジジン等の漏えい及び労働者の汚染を防止するため必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこと。

イ バルブ、コック等（ジクロロベンジジン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料を送給するとき、及び当該設備から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。）の操作

ロ 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作

ハ 計測装置及び制御装置の監視及び調整

ニ 安全弁、緊急しや断装置その他の安

全装置及び自動警報装置の調整

ホ ふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部におけるジクロロベンジジン等の漏えいの有無の点検

ヘ 試料の採取及びそれに用いる器具の処理

ト 異常な事態が発生した場合における応急の措置

チ 保護具の装着、点検、保管及び手入れ

リ その他ジクロロベンジジン等の漏えいを防止するため必要な措置

十四 ジクロロベンジジン等を製造する設備から試料を採取するときは、次に定めるところによること。

イ 試料の採取に用いる容器等は、専用のものとする。

ロ 試料の採取は、あらかじめ指定された箇所において、試料が飛散しないように行うこと。

ハ 試料の採取に用いた容器等は、温水で十分洗浄した後、定められた場所に保管しておくこと。

十五 ジクロロベンジジン等を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣並びに不浸透性の保護手袋及び保護長靴を着用させること。

第1号で求められている作業場所からの隔離は、許可物質の製造に係る作業が行われている作業場所とそれ以外の作業場所との建屋が別棟であるか、又は隔壁をもって区画されていることを意味する（昭和47年9月18日基発第591号）。

第2号で要請される「原材料その他の物の送給、移送又は運搬」については、これら

の作業を各装置間の落差又はポンプ等により配管で行うなど、スクリーフィーダー又はバケットコンベヤ等を用いて機械的に行わなければならない（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 591 号）。原材料の投入や反応生成物を取り出す作業が人力で行われる場合はその暴露が避けられないので、こうしたプロセスは機械化されるべきである<sup>33</sup>。

上記通達に規定されている「スクリーフィーダー」（スクリーフィーダー）とは、粉粒体原料をパイプ内に装着された螺旋型のスクリーを回転させることで送り出す原料搬送の仕組みである。



《出典：株式会社セイワ技研 web ページ》

34

同じく上記通達に規定されている「バケットコンベヤ」は、バケツ（バケツ）をチェーンやベルトに取り付け、そのバケツの中に運搬物を投入し、チェーンやベルトを

動作させることで運搬するコンベヤである。



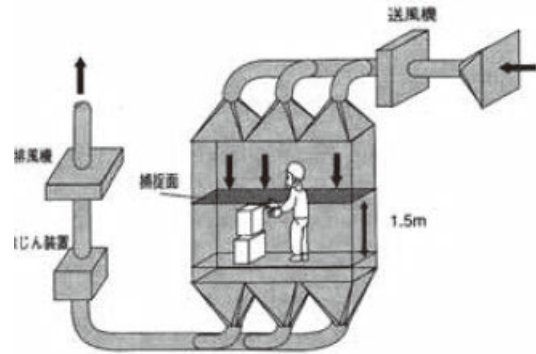
《出典：株式会社インダ web ページ》<sup>35</sup>

第 3 号に規定される「ガスケット」とは、部品や配管など、静止している場所の接続部分の密閉に使用されるシールの一種である。ガスケットを接続部の間に挟んでボルト等で固定し、接続部の隙間を塞ぐことで内部を通る流体の漏出や異物混入を防止する役割を担う。例えば、1 つめの図のようなフランジ用ガスケットを、2 つめの図のように接続部の間に挟んで固定して利用する。

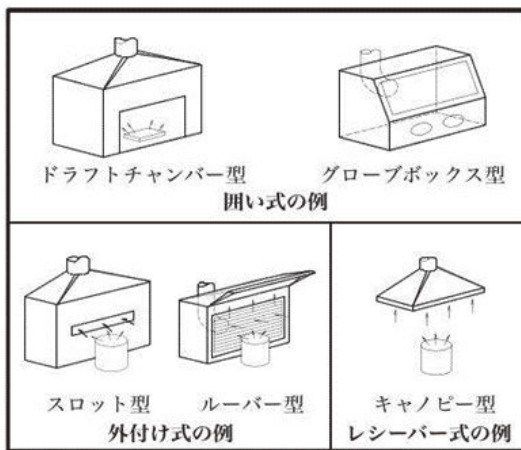


《出典：日東金属工業株式会社》<sup>36</sup>

第 6 号「囲い式フードの局所排気装置」は、有害物の発生源の近くに空気の吸込み口を設けて常に吸引する気流を作り、有害物がまわりに拡散しないようにして作業者が汚染された気流に暴露されないようにする装置（局所排気装置）のうち、作業に必要な前面のみに開口がありその他の部分は囲まれている形状のものをいう<sup>37</sup>。

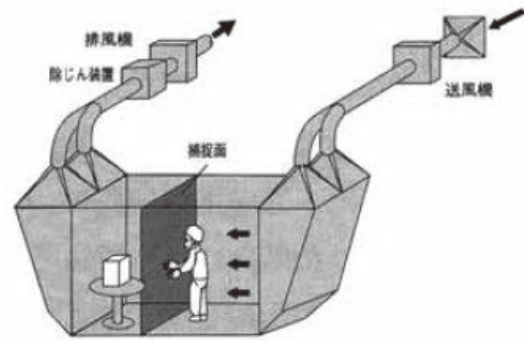


密閉式プッシュプル型換気装置  
（下降流・送風機あり）



《株式会社サンキョウ・エンビックス web ページより》<sup>38</sup>

第 6 号等に規定される「プッシュプル型換気装置」とは、一様な補足気流（ヒュームの発散源またはその付近を通り吸込み側フードに向かう気流であって、補足面での気流の方向及び風速が一様であるもの）を形成させ、当該気流によって発散源から発散するヒュームを補足し、吸込み側フードに取り込んで排出する装置である。天井、壁及び床が密閉されているブースを有する密閉式プッシュプル型換気装置と、それ以外の開放式プッシュプル型換気装置がある<sup>39</sup>。



密閉式プッシュプル型換気装置  
（水平流・送風機あり）

《厚労省 web ページより》<sup>40</sup>

本条の基準は、製造設備および作業方法について規定したものであり、本条の基準に適合していないと認められるときは、法第 56 条第 5 項の適合命令により基準に適合させる必要がある（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 591 号）。

#### 2. 2. 2. 4. 2 ベリリウム等の製造

ベリリウム等の製造（試験研究のためのベリリウム等の製造を除く。）については、特化則第 50 条の 2 第 1 項において次のように規定されている。



一 ベリリウム等を焼結し、又は煨焼（かしょう）する設備（水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。次号において同じ。）は他の作業場所と隔離された<sup>41</sup>屋内の場所に設置し、かつ、当該設備を設置した場所に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。

二 ベリリウム等を製造する設備（ベリリウム等を焼結し、又は煨焼（かしょう）する設備、アーク炉等により溶融したベリリウム等からベリリウム合金を製造する工程における設備及び水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。）は、密閉式の構造のものとし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたものとする。

三 前号の規定により密閉式の構造とし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたベリリウム等を製造する設備で、その稼動中内部を点検する必要があるものについては、その設備又は覆い等は、密閉の状態又は上方、下方及び側方が覆われた状態で内部を観察できるようにすること。その設備の外板等又は覆い等には必要がある場合以外は開放できないようにするための施錠等を設けること。

四 ベリリウム等を製造し、又は取り扱う作業場の床及び壁は、不浸透性の材料で造ること。

五 アーク炉等により溶融したベリリウム等からベリリウム合金を製造する工程において次の作業を行う場所に、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。

イ アーク炉上等において行う作業  
ロ アーク炉等からの湯出しの作業  
ハ 溶融したベリリウム等のガス抜き作業

ニ 溶融したベリリウム等から浮渣を除去する作業

ホ 溶融したベリリウム等の鋳込の作業

六 アーク炉については、電極を挿入する部分の間隙を小さくするため、サンドシール等を使用すること。

七 水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備<sup>42</sup>については、次に定めるところによること。

イ 熱分解炉は、他の作業場所と隔離された屋内の場所に設置すること。

ロ その他の設備は、密閉式の構造のものとし、上方、下方及び側方に覆い等を設けたものとし、又はふたをすることが出来る形のものとする。

ハ 焼結、煨焼（かしょう）等を行つたベリリウム等は、吸引することにより匣鉢（さや）から取り出すこと。

ニ 焼結、煨焼（かしょう）等に使用した匣鉢（さや）の破碎は他の作業場所と隔離された屋内の場所で行い、かつ、当該破碎を行う場所に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。

ホ ベリリウム等の送給、移送又は運搬は、当該作業を行う労働者の身体にベリリウム等が直接接触しない方法により行うこと。

ロ 粉状のベリリウム等を労働者に取り扱わせるとき（送給し、移送し、又は運搬するときを除く。）は、隔離室での遠

隔操作によること。

十二 粉状のベリリウム等を計量し、容器に入れ、容器から取り出し、又は袋詰めする作業を行う場合において、前号に定めるところによることが著しく困難であるときは、当該作業を行う労働者の身体にベリリウム等が直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業を行う場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。

十三 ベリリウム等を製造し、又は取り扱う作業に関する次の事項について、ベリリウム等の粉じんの発散及び労働者の汚染を防止するために必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこと。

イ 容器へのベリリウム等の出し入れ  
ロ ベリリウム等を入れてある容器の運搬

ハ ベリリウム等の空気輸送装置の点検

ニ ろ過集じん方式の集じん装置（ろ過除じん方式の除じん装置を含む。）のろ材の取替え

ホ 試料の採取及びそれに用いる器具の処理

ヘ 異常な事態が発生した場合における応急の措置

ト 保護具の装着、点検、保管及び手入れ

チ その他ベリリウム等の粉じんの発散を防止するために必要な措置

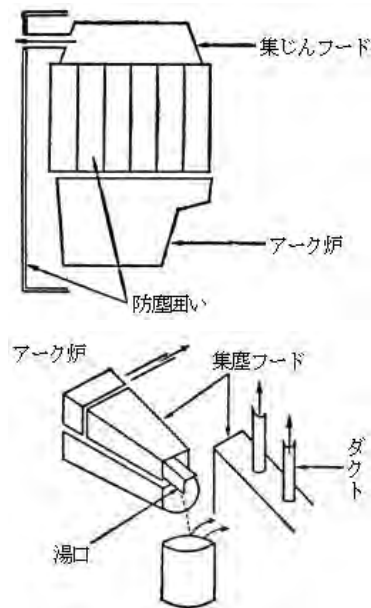
十四 ベリリウム等を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣及び保護手袋（湿潤な状態のベリリウム等を取り扱う作業に従事する労働者に着用させる保護手袋にあつては、不

浸透性のもの）を着用させること。

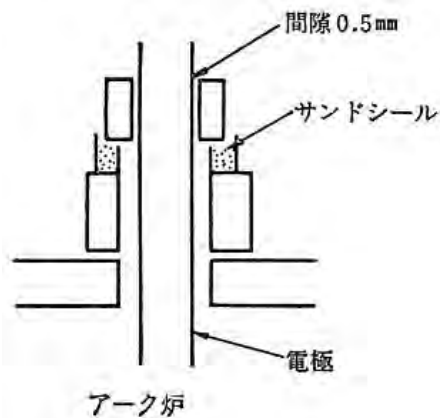
第 2 号の「覆い等」は、本号のベリリウム等を製造する設備を包み込めるような天幕等を意味する（昭和 50 年 10 月 1 日基発 573 号）。

第 3 号の「内部を観察できる」状態とは、当該装置の覆いの一部をガラス又は透明なプラスチックで造り当該場所から内部を観察できることを意味する（昭和 50 年 10 月 1 日基発 573 号）。同号の「施錠等」の「等」には、当該装置の覆いを緊結することが含まれる（昭和 50 年 10 月 1 日基発 573 号）。

第 5 号のイからホまでの作業場所に設ける「局所排気装置」には、以下の図のようなものがある（昭和 50 年 10 月 1 日基発 573 号）。



第 6 号のサンドシール等の使用例としては、次の図のようなものがある。

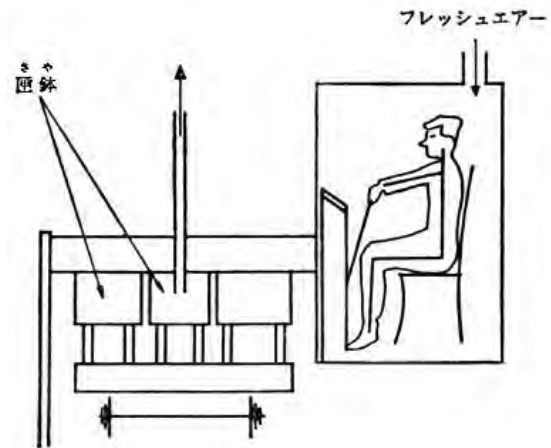


第 8 号、第 9 号に規定される「匣鉢（さや）」は、陶磁器を焼くとき、保護のために素地（きじ）を入れる耐火粘土製の容器である<sup>43</sup>。



《余語株式会社 web ページより》<sup>44</sup>

また、第 8 号の「吸引することにより匣鉢から取り出す」例としては次の図のようなものがある（昭和 50 年 10 月 1 日基発 573 号）。



また、特化則第 50 条第 1 項第 7 号から第 12 号まで及び第 14 号の規定は、本条第 1 項のベリリウム等の製造に関する法第 56 条第 2 項の厚生労働大臣の定める基準について準用する（特化則第 50 条の 2 第 2 項）。

#### 2. 2. 2. 4. 3 試験研究のための製造許可

試験研究を目的としてジクロロベンジジン等、ベリリウム等を製造する場合には、次の基準を満たさなければならない（特化則第 50 条第 2 項、第 50 条の 2 第 3 項）。

- 一 ジクロロベンジジン等を製造する設備は、密閉式の構造のものとすること。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。
- 二 ジクロロベンジジン等を製造する装置を設置する場所の床は、水洗によって容易に掃除できる構造のものとすること。
- 三 ジクロロベンジジン等を製造する者は、ジクロロベンジジン等による健康

障害の予防について、必要な知識を有する者であること。

四 ジクロロベンジジン等を製造する者は、不浸透性の保護前掛及び保護手袋を使用すること。

#### 2. 2. 2. 4. 4 製造設備・作業方法を基準に適合するよう維持する義務

許可基準を満たして許可を受けたとしても、その許可基準を満たしている状態が実現され、維持されなければ本条の趣旨を実現することができない。そこで本条第3項は、本条第1項の許可を受けた者（製造者）に対して、その製造設備を、本条第2項の許可基準に適合するよう維持する義務を課す。また本条第4項は、製造者が実際に第1項の物を製造するにあたって、本条第2項の基準に適合する作業方法を用いることを義務付ける。

#### 2. 2. 2. 4. 5 行政による命令・許可の取消

本条3項及び第4項の義務の実効性を確保する役割を担う制度の一つが、本条第5項の厚生労働大臣による命令である。すなわち、厚生労働大臣は、製造者の製造設備又は作業方法が本条第2項の基準に適合していないと認めるときは、当該基準に適合するよう製造設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は当該基準に適合する作業方法に従って本条第1項の物を製造すべきことを命ずることができる。この命令に従わない場合については、次項の許可取消のほか、後述する罰則の適用がある（法第119条第2号）。

また、厚生労働大臣は、製造者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、本条第1項の許可を取り消すことを認められている（本条第6項）。

これらのほか、後述する罰則規定によって本条の実効性の確保が図られている。

#### 2. 2. 2. 5 手数料

本条第1項の許可を得ようとする場合は、政令に定めるところにより国に対して手数料を支払わなければならない（法第112条第1項第8号）。この政令である安全衛生法関係手数料令第1号第4号は、この許可の申請1件につき19万7600円、電子情報処理組織を使用する場合にあっては19万7000円支払うものとする。

### 2. 3 関連規定

#### 2. 3. 1 法条

安衛令第17条（製造の許可を受けるべき有害物）、特化則第48条（製造の許可）、第49条（許可手続）、第50条、第50条2（製造許可の基準）、法第93条3項（労働衛生専門官による許可事務の所掌）、法第110条（許可等の条件）等。

### 2. 4 沿革

#### 2. 4. 1 制度史

本法制定後、大きな改正は行われていない（平成11年12月22日法律第160号により労働大臣、労働省令の名称を現行のものに修正）。

2. 4. 2 背景になった災害等特になし。

## 2. 5 運用

### 2. 5. 1 適用の実際

本条が適用される場面は限定されており、本条違反が争点となる例は今日あまり見られない。

本条の許可を得て製造許可対象物質を製品の製造のために用いた例としては、例えばベリリウムについて、人造宝石（エメラルド）、コンビナートの施設の打音検査のハンマー用のベリリウム銅合金等がある。

### 2. 5. 2 関連判例

なし。

## 2. 6 その他

### 2. 6. 1 罰則

本条第 1 項の規定に違反して厚生労働大臣の許可を得ずに有害物を製造した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 117 条）。

厚生労働大臣の許可を得て有害物を製造する者が、本条第 3 項、第 4 項の規定に違反した場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 1 号）。

厚生労働大臣の許可を受けて有害物を製造する者が、本条第 5 項に基づいて厚生労働大臣により発生される命令に従わない場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 2 号）。

これらの罰則については両罰規定の適用がある。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、これらの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する（法第 122 条）。

### 2. 6. 2 民事上の効力

未了。

2. 6. 3 資料

○特化則第 49 条第 1 項様式第 5～

8

(別添)

### 3. 第 57 条（表示等）

#### 3. 1 条文

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

#### 3. 2 趣旨と内容

##### 3. 2. 1 趣旨

労働者が健康障害なく適切に有害物を取り扱うためには、当該有害物に関する情報を労働者に正しく周知する必要がある。機械等についてはその危険性が外観から明らかであることも少なくない。しかし、有害物については一見してその有害性や身体への具体的作用が明らかでないことも少なくなく、さらに容器や包装により包まれていると匂いや刺激によって有害性の可能性を感知することも難しくなる。他方で化学物質を譲渡又は提供する者は当該化学物質に関する有害性、取扱い方法を認識していることが多く、この製造・流通段階においてその知りうる情報を表示させることが労働者の健康障害の回避に有効である。こうした化学物質に関する情報を表示、周知し、労働者が認識することの重要性は、「職場における化学物質の使用の安全に関する条約（Chemicals Convention）」（ILO170 号条約、1990 年採択。日本未批准）や「職場における化学物質の使用の安全に関する勧告（Chemicals Recommendation）」（ILO177 号勧告、1990 年採択）といった形で国際的にも広く認知されるところとなっている。

そこで本条は、労働者が取り扱う物質の成分、その有害性、取扱い上注意すべき点等を事前に承知していなかったために生ずる職業性中毒を防止すること、有害物による暴露に対する手当が、有害物の靱帯に及ぼす影響や初期の症状が不明のために手遅れになることを防ぐこと等を目的として、爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤等

労働者に健康障害を生ずるおそれのあるものに関する表示制度を定めている<sup>45</sup>。

3. 2. 2 内容

**3. 2. 2. 1 表示対象とする物**

3. 2. 2. 1. 1 原則的規定

本条が、譲渡又は提供の際に容器又は包装に名称等の表示を義務付ける物（以下「表示対象物」という）は、法第 56 条第 1 項に定める製造許可対象物のほか、次の物である（安衛令第 18 条）。

- 一 安衛令別表第 9 に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）
- 二 安衛令別表第 9 に掲げる物を含有する製剤その他の物で、安衛則第 30 条で定めるもの
- 三 安衛令別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号 8 に掲げる物を除く。）で、安衛則第 31 条で定めるもの

前記安衛令第 18 条第 2 号に関わる安衛則第 30 条が規定する物は、安衛則別表第 2 の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の中欄に定める値である物並びに四アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニトログリセリンを含有する製

剤その他の物（98 パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が 1 パーセント未満のものに限る。）を除く。）とされる。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（①危険物（安衛令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。安衛則第 30 条但書第 1 号）、②危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物（安衛則第 30 条但書第 2 号）、③酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（安衛則第 30 条但書第 3 号）のいずれかに該当するものを除く。）は除かれる。この但書部分については、後述する。

前記安衛令第 18 条第 3 号に関わる安衛則第 31 条が規定する物は、前記安衛則第 30 条但書に記載されるものを除き、次のような物である。

- 一 ジクロロベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロベンジジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 二 アルファアーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファアーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 三 塩素化ビフェニル（別名 PCB）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 四 オルトートリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトートリ



ジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの

五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの

六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下（合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下）であるもの

七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

以上に該当する表示義務対象物質については、【資料 1】「表示・通知義務対象物質」を参照。これに該当する物質の一覧は「職場のあんぜんサイト」において公開されている<sup>46</sup>。なお、本条のラベル表示義務の対象となる物質の裾切値と、法第 57 条の 2 に基づく文書交付制度（SDS）の義務的な対象となる物質の裾切値とが異なって設定されていることがある。

### 3. 2. 2. 1. 2 固形物に関する適用除外

#### 3. 2. 2. 1. 2. 1 概要と趣旨

安衛則第 30 条及び同則第 31 条に規定される表示対象とする物については、安衛則第 30 条但書に基づいて、「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物」に関する例外が設けら

れている。但、①危険物（安衛令別表第一に掲げる危険物をいう。安衛則第 30 条但書第 1 号）、②危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物（安衛則第 30 条但書第 2 号）、③酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（安衛則第 30 条但書第 3 号）のいずれかに該当するものについては除かれる。

この定めは、安衛令別表第 9 に掲げる物（純物質）及び安衛令別表第 9 又は別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物を含有する製剤その他の物（混合物）のうち、運搬中及び貯蔵中において、固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物について、表示義務の適用を除外することとしたものである。この趣旨は、表示対象物を譲渡し、又は提供する時点において固体の物については、粉状でなければ吸入ばく露等のおそれがなく、健康障害の原因とならないものと考えられること、また、国際的にも、欧州の化学品規制である CLP（Contract Laboratory Program、委託試験機関プログラム）規則において、文書交付により情報伝達がなされている場合には、塊状の金属、合金、ポリマーを含む混合物、エラストマーを含む混合物について表示が適用除外とされていることを踏まえたことによる（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。但、爆発性、引火性等の危険性や、皮膚腐食性を有する物については、譲渡・提供時において固形であっても当該危険性等が発現するおそれがあるため、適用除外の対象とはせず、引き続き、表示義務の対象としたものである。

#### 3. 2. 2. 1. 2. 2 純物

### 質の取扱い

安衛令第 18 条において適用除外とされる物は、純物質であって、譲渡・提供の過程において粉状にならず、危険性又は皮膚腐食性がないという上記要件を満たすことが明らかである、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン及びロジウムとしたこと。なお、イットリウム化合物、インジウム化合物、カドミウム化合物、水溶性銀化合物、クロム化合物、コバルト化合物、スズ化合物、水溶性タリウム化合物、水溶性タングステン化合物、タンタル酸化物、銅化合物、無機鉛化合物、ニッケル化合物、白金水溶性塩、ハフニウム化合物、無機マンガン化合物、モリブデン化合物及びロジウム化合物の純物質については、適用除外の対象とはされていないことに留意すること（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

### 3. 2. 2. 1. 2. 3 混合物の取扱い

安衛令別表第 9 又は別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物を含む製剤その他の物（混合物）については、その性質が様々であることから、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないものうち、以下の①から③までに掲げる危険性のある物又は皮膚腐食性のおそれのある物に該当しないものは適用除外とされている（安衛則第 30 条但書）。

- ① 危険物（安衛令別表第 1 に掲げる危険物をいう。）
- ② 危険物以外の可燃性の物等爆発又

は火災の原因となるおそれのある物

- ③ 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含む製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないもの」は、当該物の譲渡・提供の過程において液体や気体になったり、粉状に変化したりしないものであって、当該物を取り扱う労働者が、当該物を吸入する等により当該物にばく露するおそれのないものを意味する。例えば、温度や気圧の変化により状態変化が生じないこと、水と反応しないこと、物理的な衝撃により粉状に変化しないこと、昇華しないこと等を満たすものである必要があり、具体的には、鋼材、ワイヤ、プラスチックのペレット等は、原則として表示の対象外となる。「粉状」とはインハラブル（吸入性）粒子を有するものをいい、流体力学的粒子径が 0.1mm 以下の粒子を含むものであるとされ、顆粒状のものは、外力によって粉状になりやすいため、「粉状にならない」ものとはいえないとされる（以上について、平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

また、上記②又は③に掲げる物は、国連勧告の化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に準拠した日本工業規格 Z7253 の附属書 A の定めにより、物理化学的危険性及び皮膚腐食性／刺激性の危険有害性区分が定められているものを意味する（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

### 3. 2. 2. 1. 3 裾切り値の見直し

新たに表示対象物となる物、既存の表示

対象物及び通知対象物の裾切り値については、原則として、以下の考え方により設定されている（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

ア GHS に基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが 1 パーセントを超える場合は 1 パーセントとする。これにより、裾切り値は下表のとおりとなる。

HS の有害性クラス	区分	裾切り値(重量パーセント)	
		表示(ラベル)	通知(SDS)
急性毒性	1～		
	5		
皮膚腐食性/刺激性	1～		
	3	1.0	1.0
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	1～		
	2		
呼吸器感作性(固体/液体)	1	1.0	
			0.1
呼吸器感作性(気体)	1	0.2	
皮膚感作性	1	1.0	0.1
生殖細胞変異原性	1	0.1	0.1
	2	1.0	1.0
発がん性	1	0.1	0.1
	2	1.0	
生殖毒性	1	0.3	0.1
	2	1.0	
標的臓器毒性(単回ばく露)	1～		
	2	1.0	1.0

標的臓器毒性 1～  
 (反復ばく露) 2  
 吸引性呼吸器 1～  
 有害性 2

イ 複数の有害性区分を有する物質については、アにより得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。

ウ リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

以上に基づき、安衛令別表第 9 に掲げる表示対象物及び通知対象物の裾切り値と CAS 番号は別紙 1 (【資料 2】「令別表第 9 に定める表示義務及び通知義務の対象となる化学物質等とその裾切り値一覧」) のとおりとされる。

混合物については、裾切り値以上含有されている場合には、仮に GHS 分類による危険有害性分類がなされていない場合であっても、取扱い方法によっては危険有害性が生じるおそれがあることから、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意に留意が必要であるため、表示義務の対象とされる。

3. 2. 2. 1. 4 表示対象物質以外の化学物質

表示対象物質以外の物質にも有害性・危険性を有する物質は多くある。そこで本条に基づく表示対象物質以外の化学物質を対象として、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」

(平成 4 年 7 月 1 日労告第 60 号) が整備されている。右指針の内容については、「関連規定一法条」参照。

### 3. 2. 2. 2 表示義務者

本条第1項は、「容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者」に本条が定める表示を行う義務を課す。このような立場にあることが客観的に認められれば表示義務者となり、製造者、販売業者流通過程における立場等は条文上表示義務者該当性を判断するときの考慮の対象とされていない。

この定めによれば、同一の有害物の容器又は包装が流通するにあたり、2以上の者が表示義務者となることがある。この場合は先次の表示義務者が所定の表示を行っているときは、後次の表示義務者が重ねて表示を行う必要が実質的になくなるため、第一次的には有害物質の製造業者が表示義務者となる<sup>47</sup>。もっともこの場合も後次の表示義務者は依然として表示義務者であり、先次の表示義務者が存在することにより表示義務について免責されない。

本条にいう「譲渡」及び「提供」は法第55条のそれと同じと解されている<sup>48</sup>。すなわち「譲渡」は有償・無償を問わず所有権の移転を伴う行為、「提供」は所有権等を留保したまま相手に渡して利用させるというような場合の「渡す」という事実行為を意味する（昭和47・9・18基発第602号）。

### 3. 2. 2. 3 表示事項

本条第1項第1号は、表示を必要とする事柄として5つの事項を挙げる。再掲すると下記の通りである。

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| イ | 名称                            |
| ロ | 人体に及ぼす作用                      |
| ハ | 貯蔵又は取扱い上の注意                   |
| ニ | イからハマまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項 |

<p>二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの</p>
--

以下、各表示事項について概説する。

#### 3. 2. 2. 3. 1 名称（第1項1号イ）

第1号イに規定される「名称」は、化学物質等の名称の表示を求めるものである。但し、製品名により含有する化学物質等が特定できる場合においては、当該製品名を記載することで足りる。また、化学物質等について表示される名称と、法第57条の2に基づく文書交付により通知される名称は一致させなければならない（以上について、平成18年10月20日基安化発第1020001号。以下3. 2. 2. 3内で「通達」と表記する）。

なおラベルに記載すべき情報については、JISZ7253にも規定されている。

#### 3. 2. 2. 3. 2 人体に及ぼす作用（第1項第1号ロ）

第1号ロに規定される「人体に及ぼす作用」とは、化学物質等の有害性を意味する（「通達」）。ここでは、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という）に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス（可燃性固体等の物理化学的危険性、発がん性、急性毒性等の健康有害性及び水生環境有害性等の環境有害性の種類）及び危険有害性区分（危険有害性の強度）に対してGHS附属書3又は日本産業規格Z7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））（以下

「JISZ7253」という)附属書 A により割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載しなければならない(「通達」)。この JISZ7253 は一般に「合併 JIS」と呼ばれ、国連 GHS 文書改訂 4 版(2011 年)を基礎に作成されている。GHS 国連勧告と本法の記載項目との関係については、

**【資料 3】「GHS 国連勧告と改正労働安全衛生法の記載項目の関係」**を参照。

なお、GHS に従った分類については、日本産業規格 Z7252(GHS に基づく化学品の分類方法)(以下「JISZ7252」という)及び事業者向け GHS 分類ガイダンスを参考にすることが求められている。また、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE—CHRIP)」<sup>49</sup>、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」<sup>50</sup>等を参考にすることとされる(「通達」)。

混合物に関しては、混合物全体として有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えない(「通達」)。

また、GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載を要しない(「通達」)。

3. 2. 2. 3. 3 貯蔵又は  
取扱い上の注意(第 1 項  
第 1 号ハ)

第 1 号ハに規定される「貯蔵又は取扱い上の注意」は、化学物質等のばく露又はその

不適切な貯蔵若しくは取扱いから生じる被害を防止するため取るべき措置を記載することを求めるものである(「通達」)。

3. 2. 2. 3. 4 厚生労働  
省令で定める事項(第 1  
項第 1 号ニ)

本条第 1 項第 1 号ニにおける「厚生労働省令で定める事項」は以下のとおりである(安衛則第 33 条)。

一 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載することが求められる。また、当該化学品の国内製造・輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記することも認められている。緊急連絡電話番号等についても記載することが望ましい(「通達」)。

二 注意喚起語

ここでの「注意喚起語」としては、GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対して GHS 附属書 3 又は JISZ7253 附属書 A に割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言を記載することとされている(「通達」)。

なお、GHS に従った分類については、JISZ7252 及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE—CHRIP)」や厚生労働省が作成し

「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすることが求められている（「通達」）。

混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は有害性を表す注意喚起語を、物質ごとに記載することで差し支えない（「通達」）。

GHS に基づき分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合、記載を要しない（「通達」）。

### 三 安定性及び反応性

「安定性及び反応性」は、化学物質等の危険性を示すことを意味する。GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対して GHS 附属書 3 又は JISZ7253 附属書 A に割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載する。「GHS に従った分類結果」については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすることとされている（「通達」）。

混合物において、混合物全体として危険性の分類がなされていない場合には、含有する全ての表示対象物質の純物質としての危険性を、物質ごとに記載することで差し支えない。また、GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合、記載を要しない（「通達」）。

3. 2. 2. 3. 5 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章(第 1 項第 2 号)

本号における「当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの」とは、日本産業規格 Z7253(GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))に定める絵表示を意味する（平成 18 年 10 月 20 日厚労告 619 号。以下の説明も同厚労告による）。右「絵表示」については、【資料 4】「絵表示について」参照。但し、本条第 1 項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあっては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とする。

- 一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和 54 年運輸省告示第 549 号)第 1 号様式に掲げる標札又は標識
- 二 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和 58 年運輸省告示第 572 号)第 2 号様式に掲げるラベル

混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は有害性を表す標章を、物質ごとに記載することで差し支えない。また、GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載を要しない（「通達」）。

なお、JISZ7251 に準拠した記載を行えば、

安衛法関係法令において規定する容器・包装等に表示しなければならない事項を満たすこととされる。JISZ7253:2019については日本産業標準調査会ホームページにおいて検索及び閲覧が可能である（「通達」）。

### 3. 2. 2. 4 表示方法

#### 3. 2. 2. 4. 1 容器又は包装を用いる場合

前述した表示事項は、当該容器又は包装に表示事項を印刷する方法、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて表示される（安衛則第 32 条本文）。ただし、当該容器又は包装の形状、材質等により、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意、表示をする者の氏名、住所及び電話番号、注意喚起語、安定性及び反応性（以上、法第 57 条第 1 項第 1 号ロからニまで）及び、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの（法第 57 条第 1 項第 2 号）に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる（安衛則第 32 条但書）。

法第 57 条第 1 項第 2 号に規定される標章は、JIS 規格 Z7251（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））に定める絵表示とされる。ただし、法第 57 条第 1 項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあつては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とされる。

一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第一号様式に掲げる標札又は標識

二 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第二号様式に掲げるラベル(平成 18 年 10 月 20 日厚労告第 619 号)。

#### 3. 2. 2. 4. 2 容器又は包装を用いない場合

本条第 1 項の政令で定める物又は法第 56 条第 1 項の物を本条第 1 項に規定する方法（容器に入れ、又は包装してする方法）以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、名称や人体に及ぼす影響等、本条第 1 項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない（本条第 2 項）。例えば、タンクローリーやパイプラインで輸送される場合がこのケースに該当する。この交付は、容器又は包装以外の方法により譲渡し、又は提供する際に行われなければならないが、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該文書の交付がなされているときはこの限りでない（安衛則 34 条）。もっとも通達（昭和 53 年 2 月 10 日基発第 78 号）は、このような場合でも、譲渡し、又は提供する相手方に文書の内容が的確に伝わるよう重ねて文書を交付することが望ましいとする。

### 3. 2. 2. 5 主として一般消費者

の生活の用に供するためのもの

本条第 1 項に規定される「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」は、以下のとおりである（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

- ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
- イ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 125 号）に定められている農薬
- ウ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- エ 表示対象物が密封された状態で取り扱われる製品
- オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」には該当しないこと。

3. 3 関連規定

3. 3. 1 法条

安衛令第 18 条（名称を表示すべき危険物及び有害物）、安衛則第 30 条（名称等を表示すべき危険物及び有害物）、第 31 条～第 33 条（名称の表示）、第 34 条（文書の交付）、

「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」（平成 4 年 7 月 1 日労告第 60 号）、「労働安全衛生法第 57 条第 1 項第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章（平成 18 年厚労告第 619 号）、安衛令別表第 9（対象物質の一覧）。

3. 4 沿革

3. 4. 1 制度史

安衛法	<p>○「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）に基づいて、容器又は包装を用いずに表示対象有害物を譲渡し、又は提供する者は、その相手方に表示事項を記載した文章を交付しなければならないものとする改正がなされた（本条第 1 項の修正と、第 2 項の追加）。</p> <p>○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 17 年 11 月 2 日法律第 108 号）に基づいて、本条について、①危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの（化学物質等の危険性）を、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、②容器又は包装に表示しなければならないものとして、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加等する改正（「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」）が行われた。①は、</p>
-----	---



<p>本条が規制対象とする事柄を、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物から、危険を生ずる物に広げたことを意味する。②は、国連が 2005 年に取りまとめた「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」に対応して行われたものである (3. 4. 2. 2 参照)。</p> <p>○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号)により本条について、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのある物を譲渡し、又は提供する際にその容器又は包装に表示しなければならないこととされているもののうち、成分を削除する改正(「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」)が行われた。また、同時に行われた安衛令第 18 条の改正により、表示対象物の範囲が法第 57 条の 2 の通知対象物全般に拡大された。</p>
--

年)日本批准)、昭和 52 年に作業環境条約(第 148 号条約)が採択されるなど、職業性疾病の問題が国際的にも重要視されてきていたことといった背景があった<sup>51</sup>。この時期に問題となった化学物質による職業性疾病の問題としては、日本化学工業の小松川工場の調査において労働者に鼻中隔穿孔や肺がんが多数発症していることが明らかになり、公害問題にもなった事件(日本化学工業六価クロム事件、1971 年)などがある。こうした問題状況の下において中央労働基準審議会の労働災害防止部会において検討がなされて「労働安全衛生法の改正等に関する報告」が取りまとめられ、本改正の基礎となった。本改正にあたっては本法第 57 条の 4、本法第 57 条の 5 (いずれも現行法の条文数)の追加等の改正が行われた。

### 3. 4. 2. 2 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) (2003 年・平成 15 年)

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS)」は、国連において 2003 年(平成 15 年)に策定された、各国間の化学物質の分類及び表示方法を調和させることを目的とするルールである。本稿執筆現在、改訂第 6 版(2015 年、平成 27 年)が策定されている。

当初危険有害物質に対する規制は各国において個別に講じられ、その結果、同一の化学品に対するラベルや SDS が国ごとに異なる、危険有害性の定義も国ごとに異なる、ラベルや SDS により情報提供を行う段階や方法も国ごとに異なるという状況が生じ

#### 3. 4. 2 背景になった災害等

##### 3. 4. 2. 1 日本化学工業六価クロム事件 (1971 年)

1977 年の「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」(昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号)による改正にあたっては、化学物質等により職業がん等の新しい型の疾病の発生が社会的に問題となったこと、ILO において 1974 年(昭和 49 年)に職業がん条約(第 139 号条約、1977 年(昭和 52

た。こうした状況を改善し、国際的に調和された分類及び表示方法を構築することが、化学品の国際貿易が広く行われる中で、その安全な使用や輸送、廃棄を確実にを行うための国内計画を策定すること、化学品への暴露を管理し、人々と環境を保護するための基盤を包括的に確立するために重要と考えられたことから本システムが策定された。本システムの策定と実施により、危険有害性の情報伝達に関する国際的に理解されやすいシステムの導入によって、人の健康と環境の保護が強化されること、既存のシステムを持たない国々に対し国際的に承認された枠組みが提供されること、化学品の試験および評価の必要性が減少すること、危険有害性が国際的に適正に評価され確認された化学品の国際取引が促進されることが期待されている（GHS1.1.1.1-1.1.1.4）。

本システムでは、化学品の危険性・有害性を物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性という観点から整理・分類し、その危険性・有害性が明らかになるような標章の表示や注意事項等を記載した文書（化学物質等安全データシート）の作成、交付等を求めている。GHSは、成形品を除く全ての危険有害な化学品を対象とする。危険性・有害性に関する情報提供の対象者は、化学物質を取り扱う全ての者であり、労働者、消費者等その立場を問わない。

### 3. 5 運用

#### 3. 5. 1 適用の実際

##### ◆3. 5. 1. 1 適用の動向とルール

ラベルの作成と貼付は一般的にこれを製造するメーカー等によって一括して行われ

るため、本条の履行の有無が争点となることは比較的少ない。特に法第 57 条の 2 の SDS 制度ができてからは、相対的にその重要度を低下させている。

また、ラベル表示の義務づけ（努力義務を含む）は、本法だけでなく化管法や毒劇法によっても行われており、異なる機関がそれぞれ類似の事項についてチェックを入れることでそれぞれの実効性の確保の程度が高められている可能性がある。本条の適用対象となる化学物質は限定されている上、そもそも内容物の表示を行うことは、化学物質に限られず、食料品その他の製品も含めて社会一般において行われる取扱いとなっており、この意味でもラベル表示が問題となる場面は少なくなっている。

本条により義務付けられる表示をより容易に行うために、いくつかの行政文書がラベル表示の具体例を概説し、実務の用に供されている。

例えば、「労働安全衛生法第 57 条に基づく表示の具体的記載方法について」（昭和 47 年 9 月 29 日基発第 634 号）において表示の具体例が示されている。例えば、「ジクロロベンジジン及びその塩若しくはこれを含有する製剤その他の物」については、次のような例が示されている。

名称	
成分	ジクロロベンジジン
含有量	%
注意事項	<p>皮膚に付着したり又は吸入すると薬害の恐れがありますから下記の注意事項を守って下さい。</p> <p>1 容器が破損しないように丁寧に取扱って下さい。</p> <p>2 万一漏えいした場合には、必ず保護具(ゴム又はビニール手袋及び呼吸用保護具)を使用して処置して下さい。</p> <p>3 もし、皮膚、衣服に付着した場合、皮膚は直ちに石けん水でよく洗い流して衣服は取替えて下さい。</p>
表示者の氏名又は名称及び住所	

また、「化学物質の表示・文書交付制度のあらまし」（厚労省、都道府県労働局、労働基準監督署）は、「ラベル表示の例」及び「混合物のラベル表示方法」として、【資料 5】「ラベル表示の例・混合物のラベル表示方法」にあるような図説を用意している。

本条に基づいて表示を義務付けられる化学物質の範囲は、危険性や有害性が認められた一定の化学物質に限定されているが、危険性や有害性が不明であることは当該化

学物質が安全又は無害であることを意味しない。労働者等に対する健康被害の発生を予防するという本条の趣旨やあらゆる化学物質を対象とする GHS の趣旨からは、あらゆる化学物質が危険性や有害性を有する可能性があることを意識した表示義務範囲の設定が必要とされている。

### ◆3. 5. 1. 2 適用事例

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」では、事業場内で小分けした容器の表示がないことによる災害事例として、次のような事例が紹介されている。

- ・硝酸、有機カルボン酸等を含有する洗剤の入った含有物の表示のない容器に、洗剤を追加していたところ、塩素ガス中毒となったもの。誤って、次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム等を含有する洗剤を移し入れたため、塩素ガスが発生したことが原因（平成 29 年 7 月発生、休業 1 日（1 名））。
- ・清掃に使用する洗剤を持ち運ぶため、小分けの容器に移し替える作業を行っていたところ、表示のない次亜塩素酸ナトリウムの入った容器に、酸性の洗剤を誤って移し入れたため、塩素ガスが発生し、当該作業を行っていた労働者が急性呼吸不全となったもの（平成 29 年 11 月発生、休業 12 日（1 名））。

### 3. 5. 2 関連判例

建設アスベスト訴訟において、アスベストの危険性の表示を事業主等に義務付けなかったことが国家賠償の対象となる適切な規制権限の不行使に該当するかが争われた。この点については、法第 55 条の「関連判例」の項を参照。

の警告義務違反とは別のものとして位置付けられている。

### 3. 6 その他

#### 3. 6. 1 罰則

有害物を譲渡し、又は提供する者が、本条第 1 項の規定に違反して、その容器等に所定の表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は本条第 2 項の文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 3 号）。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、右の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する（法第 122 条）。

#### 3. 6. 2 民事上の効力

製品を製造・販売して、流通に置く者は、これによって他人の生命・身体・財産を不当に侵害することのないように、製品が通常備えるべき安全性を確保する義務を負う。この義務を基礎に、有害物・危険物を製造・販売する者は、製品の安全性確保義務の一態様として、製品に内在する危険の内容及び回避手段について、利用者に警告する義務がある（神奈川第 1 陣訴訟：東京高判平 29・10・27）。

本条の表示義務を果たしていることは、この民事的な義務を果たしていることを示す一つの指標となる。しかし本法第 57 条の義務を通達等に即して履行していたとしても、本条の記載方法が不十分・不合理と判断された場合には、製造者等は前述の警告義務違反を免れない（神奈川第 1 陣訴訟：東京高判平 29・10・27）。本条違反と民事上

3. 6. 3 資料

**【資料1】**表示・通知義務対象物質  
(別ファイル)

**【資料2】**令別表第9に定める表示  
義務及び通知義務の対象となる化  
学物質等とその裾切り値一覧(別  
ファイル)

**【資料3】**「GHS国連勧告と改正労  
働安全衛生法の記載項目の関係」  
(「化学物質の表示・文書交付制度  
のあらまし」(厚労省、都道府県労  
働局、労働基準監督署)より)(別  
ファイル)

**【資料4】**絵表示について(別ファ  
イル)

**【資料5】**「化学物質の表示・文書  
交付制度のあらまし」「ラベル表示  
の例」及び「混合物のラベル表示方  
法」(別ファイル)

#### 4. 第 57 条の 2（文書の交付等）

##### 4. 1 条文

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

##### 4. 2 趣旨と内容

###### 4. 2. 1 趣旨

化学物質による労働災害は依然として多く発生しており、これを防止するためには、労働現場において化学物質等の有害性等の情報を確実にユーザーに伝達し、この情報を基に労働現場において健康障害防止のための措置を適切に講じていくことが重要である。

そこで本条は、化学物質等による労働者の健康障害の防止に資するよう、化学物質等を譲渡し、又は提供するときに、その有害性等に関する情報が譲渡し、又は提供する相手方に通知されるよう義務付けた（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）。この仕組みは、一般に SDS（Safety Data Sheet: 安全データシート）制度（旧、化学物質等安全データシート。Material Safety Data Sheet:MSDS）と呼ばれる。

化学物質に関する情報の提供を義務付ける本条は、法第 57 条と趣旨を供する部分がある。しかし法 57 条の適用される場面が容器に入れ、又は包装して譲渡し、又は提供する場面に限定されるのに対し、本条はこれよりも対象が包括的であり、情報を掲載することができるスペースについても容器や包装といった制約が少ないという特徴を有する。この点で、本条は第 57 条の表示内容を詳細なものにし、補足する役割を担っている。

###### 4. 2. 2 内容

###### 4. 2. 2. 1 通知対象物

通知の対象とする物は、法第 56 条第 1 項の製造許可物質、及び「労働者に危険若しく

は健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの」すなわち、安衛令 18 条の 2 に規定される以下の物である。

- 一 安衛令別表第九に掲げる物
- 二 安衛令別表第九に掲げる物を含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 安衛令別表第三第一号 1 から 7 までに掲げる物を含む製剤その他の物（同号 8 に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの。

#### 4. 2. 2. 2 通知義務者

後述する通知対象者に対して通知義務を負う者は、通知対象物を「譲渡し、又は提供する者」である。通知対象物質が流通の過程で所定の表示がされた容器から他の容器に分割して譲渡又は提供される場合、この他の容器に分割して譲渡又は提供する者が通知義務者となる<sup>52</sup>。

#### 4. 2. 2. 3 通知すべき事項

通知すべき事項は、本条第 1 項に列挙された事項である。再掲すると下記のようになる。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

この点の詳細は通達（平成 18 年 10 月 20 日基安化発第 1020001 号、平成 22 年 12 月 16 日基安化発 1216 第 1 号改正。以下、4. 2. 2. 3 において「通達」という）に規定されている。この通達を軸に、以下、各号の概要を整理する。

なお、GHS 国連勧告と本条の記載項目との関係については、【資料 1】「GHS 国連勧告と改正労働安全衛生法の記載項目の関係」参照。

##### 4. 2. 2. 3. 1 名称（第 1 号）

「名称」は、化学物質等の名称を記載することを意味する。ただし、製品名により含有する化学物質等が特定できる場合においては、当該製品名を記載することで足りる（通達）。

##### 4. 2. 2. 3. 2 成分及びその含有量（第 2 号）

「成分及びその含有量」については、通知対象物質が裾切値以上含有される場合、当該通知対象物質の名称を列記するとともに、その含有量についても記載する。また、ケミカルアブストラクトサービス登録番号（CAS 番号）及び別名や、通知対象物質以外の化学物質の成分の名称及びその含有量についても、本項目に記載することが望ましい（通達）。

成分の含有量については、安衛令別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物及び令別表第 9 に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、10 パーセント

未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる（安衛則第 34 条の 2 の 6）。重量パーセント(ベンゼンにあつては、容量パーセント)以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、重量パーセント(ベンゼンにあつては、容量パーセント)への換算方法を明記していれば重量パーセント(ベンゼンにあつては、容量パーセント)による表記を行ったものとみなされる（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）。

4. 2. 2. 3. 3 物理的及び化学的性質（第 3 号）

「物理的及び化学的性質」については、通達において、記載しなければならない情報と、記載することが望ましい情報に分けて規定されている。

記載しなければならない情報は以下のとおりである。

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| ア | 化学物質等の外観（物理的状态、形状、色等） |
| イ | 臭い                    |
| ウ | pH                    |
| エ | 融点及び凝固点               |
| オ | 沸点、初留点及び沸騰範囲          |
| カ | 引火点                   |
| キ | 燃焼又は爆発範囲の上限及び下限       |
| ク | 蒸気圧                   |
| ケ | 蒸気密度                  |
| コ | 比重（相对密度）              |
| サ | 溶解度                   |
| シ | n-オクタノール／水分配係数        |
| ス | 自然発火温度                |
| セ | 分解温度                  |

次に、記載することが望ましい情報は以下のとおりである。

- |   |                                 |
|---|---------------------------------|
| ア | 臭いのしきい（閾）値                      |
| イ | 蒸発速度                            |
| ウ | 燃焼性（固体又はガスのみ）                   |
|   | ・放射性等、当該化学物質等の安全な使用に関係するその他のデータ |
|   | ・測定方法                           |

なお、混合物において、混合物全体として危険性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての情報を、物質ごとに記載することで差し支えないこととされる。

4. 2. 2. 3. 4 人体に及ぼす作用（第 4 号）

「人体に及ぼす作用」は、化学物質等の有害性を示すことを意味する。ここでは、取扱者が化学物質等に接触した場合に生じる健康への影響について、簡明かつ包括的な説明を記載することが求められる。

ここで記載する必要のある情報は、以下のとおりである（通達）。

- |   |                |
|---|----------------|
| ア | 急性毒性           |
| イ | 皮膚腐食性・刺激性      |
| ウ | 眼に対する重篤な損傷・刺激性 |
| エ | 呼吸器感作性又は皮膚感作性  |
| オ | 生殖細胞変異原性       |
| カ | 発がん性           |
| キ | 生殖毒性           |
| ク | 特定標的臓器毒性－単回ばく露 |
| ケ | 特定標的臓器毒性－反復ばく露 |



コ 吸引性呼吸器有害性

また、ばく露直後の影響と遅発性の影響とをばく露経路ごとに区別し、毒性の数値的尺度を含めることが望ましい。混合物において、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えない（通達）。

GHS に従い分類した結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかった場合（以下「分類できない」という。）、GHS で規定する危険有害性クラスから外れている物理化学的危険性及び健康有害性のため当該クラスでの分類の対象となっていない場合（以下「分類対象外」という。例えば、「〇〇性固体」という危険有害性クラスは、常態が液体や気体のものについては分類の対象とならない。）及び分類を行うのに十分な情報が得られているものの、分類を行った結果、GHS で規定する危険有害性クラスにおいて最も低い危険有害性区分とする十分な証拠が認められなかった場合（以下「区分外」という。）のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報、必ずしも記載は要しないとされているが、「分類できない」、「分類対象外」、「区分外」の旨を記載することが望ましい（通達）。

また、発がん性の分類にあたっては、発がん性が否定されること、又は発がん性が極めて低いことが明確な場合を除き、「区分外」の判定は慎重に行い、疑義があれば、「分類できない」とする（通達）。

なお、記載にあたっては、事業者向け分類

ガイダンスを参考にすることが求められる（通達）。

4. 2. 2. 3. 5 貯蔵又は取扱い上の注意（第5号）

「貯蔵又は取扱い上の注意」として、次の事項について記載する必要がある（通達）。

- （1）適切な保管条件、避けるべき保管条件等
- （2）混合接触させてはならない化学物質等（混触禁止物質）との分離を含めた取扱い上の注意
- （3）管理濃度、許容濃度等
- （4）密閉装置、局所排気装置等の設備対策
- （5）保護具の使用
- （6）廃棄上の注意及び輸送上の注意

4. 2. 2. 3. 6 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置（第6号）

「流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置」として、次の事項について記載する必要がある。

- （1）吸入した場合、皮膚に付着した場合、眼に入った場合又は飲み込んだ場合取るべき措置等
- （2）火災の際に使用するのに適切な消火剤又は使用してはならない消火剤
- （3）事故が発生した際の退避措置、立ち入り禁止措置、保護具の使用等
- （4）漏出した化学物質等に係る回収、中和、封じ込め及び浄化の方法並びに使

用する機材

4. 2. 2. 3. 7 厚生労働  
省令で定める事項（第 7  
号）

「厚生労働省令で定める事項」は、以下のとおりであり（安衛則第 34 条の 2 の 4）、それぞれ記載する必要がある。

一 法第 57 条の 2 第 1 項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載するものであり、当該化学品の国内製造・輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこと。また、緊急連絡電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスも記載することが望ましい（通達）。

二 危険性又は有害性の要約

GHS に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対して GHS 附属書 3 又は JISZ7253 附属書 A により割り当てられた絵表示と文言を記載する。なお、GHS に従った分類については、JISZ7252 及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること、また、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすることとされる（通達）。

混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての危険性又は有害性を、物質ごとに記載することで差し支えない（通達）。

GHS に従い分類した結果、「分類できない」又は「区分に該当しない」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載を要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。なお、記載にあたっては、事業者向け分類ガイダンスを参考にすることとされる（通達）。

標章は白黒の図で記載しても差し支えないこと。また、標章を構成する画像要素（シンボル）の名称（「炎」、「どくろ」等）をもって当該標章に代えても差し支えない（通達）。

粉じん爆発危険性等の危険性又は有害性についても記載することが望ましいこと。

三 安定性及び反応性

この点については、下記の事項を記載することが求められている。

- (1) 避けるべき条件(静電放電、衝撃、振動等)
- (2) 混触危険物質
- (3) 通常発生する一酸化炭素、二酸化炭素及び水以外の予想される危険有害な分解生成物

四 適用される法令

化学物質等に適用される法令の名称を記載するとともに、当該法令に基づく規制に関する情報を記載することとされる（通

達)。

#### 五 その他参考となる事項

安全データシート(SDS)等を作成する際に参考とした出典を記載することが望ましい。また、環境影響情報については、本項目に記載することが望ましい（通達）。

#### 4. 2. 2. 4 通知の方法・時期

本条の通知は、文書（本条第 1 項、第 2 項）のほか、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であって、その方法により通知することについて相手方が承諾したもの（安衛則第 34 条の 2 の 3）によって行わなければならない。

このうち「その他の方法」には、インターネットで閲覧できるホームページが含まれる。ホームページにより通知する場合には、当該ホームページは、譲渡し、又は提供する者の管理下にある必要がある。また、通知に際しては、相手方の承諾を得るとともに、当該ホームページのアドレスを通知する必要がある（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）。

譲渡し、又は提供する者は、文書の交付以外の方法により情報の通知を行った場合は、相手方が情報を受け取ったことを確認することが望ましい（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）。

通知は、譲渡し、又は提供する物ごとに行わなければならない。ただし、譲渡し、又は提供する物が混合物の場合、その中に成分として 1%を超えて含まれているすべての通知対象物個々について法第 57 条の 2 第 1 項第 3 号から第 6 号までの事項を通知し、全体について同項第 1 号、第 2 号及び第 7

号の事項を通知することにより、当該物に係る通知が行われたものとして取り扱ってよい(平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号)。

本条第 1 項の通知については、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までに行わなければならない。通知対象物を譲渡され、提供される者が、その時点までに当該通知対象物を受領するために必要な措置を講じる時間的猶予を確保する趣旨である。したがって、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない(安衛則第 34 条の 2 の 5)。

#### 4. 2. 2. 5 主として一般消費者の生活の用に供される製品

本条の通知義務は、但書の「主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合」には生じない。「主として一般消費者の生活の用に供される製品」は、以下のとおりである（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）。

- |   |
|---|
| <p>イ 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品</p> <p>ロ 農薬取締法(昭和 23 年法律第 125 号)に定められている農薬</p> <p>ハ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品</p> <p>ニ 通知対象物が密封された状態で取り扱われる製品</p> |
|---|

4. 3 関連規定

4. 3. 1 法条

法第 101 条第 4 項（通知事項の周知）、安衛令第 18 条の 2、別表第 9（名称等を通知すべき危険物及び有害物）、安衛則第 34 条の 2、第 34 条の 2 の 2（名称等を通知すべき危険物及び有害物）、安衛則第 34 条の 2 の 3～第 34 条の 2 の 6（名称等の通知等）。

また、本条が導入された後、MSDS 提供義務を規定する化学物質排出把握管理促進法（化管法）が制定された。

4. 4 沿革

4. 4. 1 制度史

安 衛 法	<p>○「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（平成 11 年 5 月 21 日法律第 45 号）により、新規に追加された。</p> <p>○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 17 年 11 月 2 日法律第 108 号）により本条について、危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して相手方にその名称等を文書の交付等の方法により通知しなければならない物に追加する改正（「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」）が行われた。この改正は、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS）」に関する国連勧告を受けて行われたものである。</p> <p>○「労働安全衛生法の一部を改正</p>
-------------	---

	<p>する法律」（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により、「この条」の下に「及び次条第一項」を加える改正が行われた。</p>
--	---

4. 4. 2 背景になった災害等

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（平成 11 年 5 月 21 日法律第 45 号）に基づく本条の制定にあたっては、化学物質による労働災害が依然として多く発生している実態の中で、化学物質の有害性の情報が伝達されていないことや化学物質管理の方法が確立していないことが主原因となって発生した労働災害が合わせて半数以上を占めており、こうした労働災害を防止するためには、労働現場における化学物質の有害性の情報を確実に伝達し、この情報を元に労働現場において、化学物質を適正に管理することが重要であることが指摘されていた<sup>53</sup>。

このように化学物質の供給者等が必要な情報をユーザーに提供することの重要性は、国際的には「職場における化学物質の使用の安全に関する条約」（1990 年、ILO 第 170 号条約。日本は未批准）等の形で広く認識され、当時 MSDS 制度の法制化が国際的に要請されつつある段階にあった。また、国内においては、1998 年（平成 10 年）10 月に、和歌山県において夏祭りで作られたカレーに亜ヒ酸を入れることで 4 人の死者を発生させた和歌山毒物カレー事件が発生し、毒物管理の重要性が社会的に強く認識される事態が生じていた。

「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 17 年 11 月 2 日法律第 108 号）による改正は、「化学品の分類及び表示に関する

世界調和システム」に関する国連勧告を受けて行われた。この点については3. 4. 4. 2 参照。

#### 4. 5 運用

##### ◆4. 5. 1 適用の実際

SDS を作成するときの参考として「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」が「職場のあんぜんサイト<sup>54</sup>」で公開され、利用されている。

SDS を web で公開、交付することが認められるようになり、徐々に広く受け入れられるようになっている。

SDS が備え付けられていない原因としては、事業主が法律を知らないこと、提供者から事業場に対して同通知文書が交付されていないことなどがある（本研究行政官向け調査）。

また、SDS 交付対象となっていない化学物質であっても災害が発生することがある。例えば「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」では、注文者から請負人への情報提供等が不十分であること等による災害事例として、次の例が紹介されている。

・GHS 分類では自己発熱性の危険性があるが SDS 交付等の規制のない硫化鉄を含むスラッジが堆積したタンクの清掃を請負い、作業を行っていたが、当該清掃中に硫化鉄が空気に触れ酸化、発熱・発火したもの。注文者と請負業者の作業要領には、スラッジを湿潤に保つとの記載はあったが、請負業者は硫化鉄の危険性、湿潤化の目的等を認識していなかった（平成 29 年 1 月発生、休業なし）。

この例は、一定の危険性や有害性が認め

られた化学物質に SDS 交付義務の範囲を限定する現行制度の課題を示したものといえよう。

#### 4. 5. 2 関連判例

なし。

#### 4. 6 その他

##### 4. 6. 1 罰則

なし。

##### 4. 6. 2 民事上の効力

未了。

##### 4. 6. 3 資料

**【資料 1】「GHS 国連勧告と改正労働安全衛生法の記載項目の関係**

5. 第 57 条の 3（第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等）

#### 5. 1 条文

第五十七条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

#### 5. 2 趣旨と内容

##### 5. 2. 1 趣旨

化学物質には極めて多様な種類があり、危険・有害な物質に対する個別規制対象外の物質であっても、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがある。また、化学物質による労働災害を防止するためには、その化学物質の危険有害性だけでなく、その物質の特徴に即した

管理措置を講じる必要がある。本条は、こうした問題状況に対処するために、事業主に化学物質に関するリスクアセスメントの実施を義務化したものである<sup>55</sup>。

本法には、リスクアセスメントに言及する規定として、ほかに法第 28 条の 2 がある。同条は、事業者に対し、危険有害性を有する全ての化学物質についてリスクアセスメントを実施する努力義務を課す。これに対し本条は、「第 57 条第 1 項の政令で定める物及び通知対象物」に該当する特定の化学物質についてリスクアセスメントの実施を強制的な義務とするより厳格な規制を講じたものである。法第 57 条に基づく表示等や法第 57 条の 2 に基づく文書交付等による事前対応をふまえて、危険物・有害物の利用段階において個別利用状況に即したアセスメントを義務付け、利用する化学物質等の危険性や有害性を予め把握した上でその取扱を確定していくことが期待されている。

##### 5. 2. 2 内容

###### 5. 2. 2. 1 調査対象物

本条に基づくリスクアセスメントの対象は、「第 57 条第 1 項の政令で定める物及び通知対象物」である。これは、具体的には、表示対象物及び通知対象物である物質を意味する（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号。以下本項目の記述についても同じ通達を参照）。

これらの物質以外の物や表示対象物の裾切り値未満の物又は通知対象物の裾切り値未満の物については、同項に規定するリスクアセスメントの義務の対象とはならない。しかし、これらの物は、法第 28 条の 2 第 1 項のリスクアセスメントの努力義務の対象

となるものであるため、これらの物に係るリスクアセスメントについても引き続き実施するよう努める必要がある。

主として一般消費者の生活の用に供される製品については、法第 57 条第 1 項の表示義務及び法第 57 条の 2 第 1 項の文書交付義務の対象から除かれていることから、法第 57 条の 3 第 1 項に基づくリスクアセスメントの対象からも除くこととされた。なお、安衛則第 34 条の 2 の 7 第 1 項に規定される「主として一般消費者の生活の用に供される製品」には、法第 57 条第 1 項但書及び法第 57 条の 2 第 1 項但書と同様のものが含まれる。

#### 5. 2. 2. 2 調査の実施時期

本条に基づくリスクアセスメントは、「厚生労働省令で定めるところにより」行われる必要がある。これを受けて安衛則第 34 条の 2 の 7 が規定されている。

まず、リスクアセスメントは、以下に掲げる時期に行うものとされる（安衛則第 34 条の 2 の 7 第 1 項）。

- 一 安衛令第 18 条各号に掲げる物（表示対象物）及び法第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物（以下「調査対象物」という。）を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
- 二 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

従来から取り扱っている物質を、作業手順や使用する設備機器等を変更することなく、従来どおりの方法で取り扱う作業については、施行時点において本条第 1 項に規定するリスクアセスメントの義務の対象とはならない。しかし、過去にリスクアセスメントを行ったことがない場合等には、事業主は計画的にリスクアセスメントを行うことが望ましい（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。職場環境が随時変化することをふまえば、定期的にリスクアセスメントを実施することが望ましいといえる。

#### 5. 2. 2. 3 調査の実施方法

本条第 1 項のリスクアセスメントは、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。ただし、リスクアセスメントのうち危険性に係るものについては、第 1 号又は第 3 号（第 1 号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限られる（安衛則第 34 条の 2 の 7 第 2 項）。

- 一 当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法
- 二 当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法
- 三 前二号に掲げる方法に準ずる方法

第 1 号の方法は、危険性又は有害性に応

じて負傷又は疾病の生じる可能性の度合いと重篤度を見積もるもの、第2号の方法は、有害性に着目して実際の曝露量又は推定値と暴露限界とを比較してリスクを見積もるもの、第3号は、リスクアセスメントの対象物質に特別規則によりすでに個別の措置が義務付けられている物質が含まれていることを考慮し、特別規則の規定の履行状況を確認することなどをもってリスクアセスメントを実施したこととするものである（平成27年8月3日基発0803第2号）。

本条に基づくリスクアセスメントは、条文上は「危険性又は有害性等の調査」とされているが、危険性又は有害性のいずれかについてのみリスクアセスメントを行うという趣旨ではなく、調査対象物の有する危険性又は有害性のクラス及び区分（日本工業規格 Z7253（GHS）に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）（以下「JISZ7253」という。）の附属書 A（A.4を除く。）の定めにより危険有害性クラス（引火性液体のような物理化学的危険性及び発がん性、急性毒性のような健康有害性の種類をいう。）、危険有害性区分（危険有害性の強度）をいう。）に応じて、必要なリスクアセスメントを行うべきものであり、調査対象物によっては危険性と有害性の両方についてリスクアセスメントが必要な場合もあり得る（平成27年8月3日基発0803第2号）。

また、例えば、当該作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が調査対象物にばく露するおそれがない場合であっても、調査対象物が存在する以上は、リスクアセスメントを行う必要がある。そ

の場合には、当該作業工程が、密閉化、自動化等されていることにより労働者が調査対象物にばく露するおそれがないことを確認すること自体が、リスクアセスメントに該当する（平成27年8月3日基発0803第2号）。

#### 5.2.2.4 調査結果の周知

事業者は、調査を行つたときは、次に掲げる事項を、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない（安衛則第34条の2の8第1項）。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該調査対象物の名称</li> <li>二 当該業務の内容</li> <li>三 当該調査の結果</li> <li>四 当該調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容</li> </ul> |
|---|

また、この周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする（安衛則第34条の2の8第2項）。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。</li> <li>二 書面を、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。</li> <li>三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録</li> </ul> |
|--|



の内容を常時確認できる機器を設置すること。

化学物質管理対策に活かすこととの附帯決議がなされている。

5. 2. 2. 5 指針の策定

リスクアセスメントの具体的な実施方法については、本条第 3 項に基づいて策定された「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 27 年 9 月 18 日基発 0918 公示第 3 号）に規定されている。この指針は、同名の旧指針（平成 18 年 3 月 30 日公示第 2 号。平成 28 年 6 月 1 日廃止）が対象としていた全ての化学物質について準用される。

5. 3 関連規定

5. 3. 1 法条

安衛則 34 条の 2 の 7（調査対象物の危険性又は有害性等の調査の実施時期等）、安衛則 34 条の 2 の 8（調査の結果等の周知）、安衛則 34 条の 2 の 9（指針の公表）、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 27 年 9 月 18 日基発 0918 公示第 3 号）。

5. 4 沿革

4. 4. 1 制度史

安衛法	○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により本条が追加された。本条の改正に関連して、参議院厚生労働委員会において、政府は「リスクアセスメントの義務化については、化学物質のリスクに対する事業者の認識を高めるよう制度の周知を図るとともに、事業者の取組状況を把握し、適宜、
-----	--

4. 4. 2 背景になった災害等

本条の追加にあたっては、事業場で使用される化学物質の数が年々増加する中、その危険性又は有害性の調査等、事業者の化学物質管理が適切に行われていないことを原因とする労働災害が依然として多く発生しているとの問題認識があった<sup>56</sup>。

中でも本条を整備する直接的な契機となったのが印刷事業場において洗浄作業等に従事する労働者が集団で胆管がんを発症した事案であった。この事案は、大阪労働局管内での印刷事業場で勤務する労働者等から、2012 年（平成 24 年）3 月 30 日以降、私用した有機溶剤等の化学物質が原因で胆管がんを発症したとして労災請求がなされたものであり、2012 年（平成 24 年）12 月末日時点で胆管がんを発症した者は 16 名、うち 7 名が死亡したというものである。

業務上疾病である「がん」については、労基法施行規則別表第 1 の 2 第 7 号及び同表第 10 号に基づく告示に列挙されているが、胆管がんはこれらの列挙疾病には当時は掲げられておらず、過去にも胆管がんを業務上疾病として認定した事例がなかったため、労働者が従事した業務と胆管がん発症との間の因果関係は明らかになっていなかった。そこで、「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」（座長：産業医学振興財団 理事長 櫻井治彦）が同年に立ち上げられ、翌年 2013 年（平成 25 年）に提出された『印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会』報告書 化学物質ばく露と胆管がん発症との因果関係

について～大阪の印刷事業場の症例からの検討～」において、胆管がんは、ジクロロメタン又は 1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露することにより発症し得ると医学的に推定でき、本件事業場で発生した胆管がんは、1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露したことが原因で発症した蓋然性が極めて高いことが報告された。

当時既に、特別規則（有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び石棉障害予防規則）による個別的規制が講じられ、この特別規則の対象となる化学物質について法第 57 条に基づく危険性・有害性等を記載したラベル表示が譲渡者または提供者に義務付けられていたうえ、法第 28 条の 2 に基づき、全ての化学物質について新たに採用する場合などにリスクアセスメントを実施することが事業者の努力義務とされていた。しかし、本事案において胆管がんの発症要因となった 1,2-ジクロロプロパンは、特別規則の規制対象となっておらず、本事案の事業場において、この化学物質を採用した際にリスクアセスメントが適切に実施されていなかった。

そこで労政審から 2013 年（平成 15 年）12 月に「今後の労働安全衛生対策について」が建議され、「人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質については、起こりうる労働災害を未然に防ぐために、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施するような仕組みを設ける必要」が指摘された。この対策の方向性として、「日本産業衛生学会等が許容濃度等を勧告するなど人に対する一定の危険

性・有害性が明らかになっている化学物質（例えば、労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づき安全データシート(SDS) の交付が譲渡者又は提供者に義務づけられている化学物質）を事業者が新規に採用する場合等において、事業者にリスクアセスメントを実施させることが適当である」とされ、本条の成立に至った。

## 5. 5 運用

### 5. 5. 1 適用の実際

#### 5. 5. 1. 1 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

リスクアセスメントの実施方針は、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 27 年 9 月 18 日基発 0918 公示第 3 号）に規定されている。この指針は、リスクアセスメントからリスク低減措置の実施までの一連の措置の基本的な考え方及び具体的な手順の例を示すとともに、これらの措置の実施上の留意事項を定めたものであり、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年労働省告示第 53 号）に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものでもある。

#### 5. 5. 1. 2 リスクアセスメント実施支援ツール

リスクアセスメント支援のためのツールが厚生労働省ほかの機関によって作成され、活用されている。具体的には、ILO（国際労働機関）が中小企業向けに作成した作業者の安全管理のための簡易リスクアセスメントツールを日本で簡易的に利用できるよう

に厚生労働省が Web システムとして改良、開発した「厚生労働省版コントロール・バンディング」、主に中小規模事業者など、リスクアセスメントを十分に実施することが難しい事業者を対象に、専門性よりも分かりやすさや簡潔さを優先させ、チェックリスト、危険やその対策を記載した「作業別モデル対策シート」等がある。その他の支援ツールに関する情報が「職場のあんぜんサイト」（化学物質のリスクアセスメント実施支援）<sup>57</sup>に整理されている。

事業主は、本条のほか、本法 28 条の 2 に基づいてリスクアセスメントの実施を求められている。

### 5. 5. 1. 3 リスクアセスメント実施の実効性確保

法第 28 条の 2 も含めたリスクアセスメントの実施は、全体としてみれば徐々に現場に浸透している。建設現場などでは、毎朝下請け業者にリスクアセスメント（法第 28 条の 2）を実施させ、これの結果を提出しないと作業に取りかかることを認めないなどの例を見ることができる。法第 60 条に基づく職長教育のカリキュラムにはリスクアセスメントが含まれる（安衛則第 40 条第 2 項）ほか、5 年ごとに能力向上教育も実施するよう厚労省から指導がなされ、そこで再教育が行われている。実施されたリスクアセスメントの内容を現場に掲示するなどの取組も行われている。

もっとも本項で扱っている法第 57 条の 3 に基づく化学物質に関するリスクアセスメントは、実施が義務付けられる場面は限定されるため日常的に意識に上るものとはいえず、機械設備などと比べると化学物質の

有害性や危険性は可視化されにくいというえ、限られた職長教育時間の中でこれの教育に割かれる時間は必ずしも長くない。

### ◆5. 5. 1. 4 リスクアセスメント未実施によるトラブルの具体例

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」では、ラベル表示・SDS 交付対象物質のリスクアセスメントが未実施であること等による災害事例として次のような事例が紹介されている。

- ・1-ブロモプロパンを含む溶剤で治具や製品の洗浄作業をしていたところ、体調不良を訴え、急性薬物中毒と診断されたもの。少量生産部門であったため、防毒マスクの着用や局所排気装置の設置、リスクアセスメントが実施されていなかった（平成 29 年 5 月発生、休業 14 日（1 名））。

- ・飼料の燻蒸作業を行ったところ発生したリン化水素によって気分が悪くなったもの。リスクアセスメントは実施されていなかった。また、作業員は防毒マスクをしておらず、換気も不十分であった（平成 29 年 8 月発生、休業 10 日（1 名））。

- ・住宅新築工事現場において、床断熱材の隙間を埋めるため、ポリメチレンポリフェニルポリイソシアネート、メチレンビス（4, 1-フェニレン）＝ジイソシアネートを含有する断熱材をスプレーにて吹き付ける作業を行っていたところ、中毒を起こしたもの。リスクアセスメントは未実施であり、特段のばく露防止対策は講じていなかった（平成 30 年 8 月発生、休業 1 日（1 名））。

なお、リスクアセスメント後の措置が不十分であること等による災害事例として、次のような例が紹介されている。

・ 鋳物製造工程において、中子を作る際に中子から木型が剥がれやすくするため、ノルマルヘプタンを主成分とする薬剤を木型の内部に入って塗布する作業を行っていたところ、急性中毒・意識消失となったもの。本作業について、リスクアセスメントは実施していたが、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の対象外であるとして、特段のばく露防止対策を実施していなかった（平成29年11月発生、休業1日（1名））。

5. 5. 2 関連判例

なし。

5. 6 その他

5. 6. 1 罰則

なし。

5. 6. 2 民事上の効力

未了。

5. 6. 3 資料

なし。

6. 第 57 条の 4（化学物質の有害性の調査）

6. 1 条文

第五十七条の四 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質（第三項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む。）以外の化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従つて有害性の調査（当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。以下この条において同じ。）を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

一 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

二 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。

2 有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（同項第二号の規定による確認をした場合を含む。）には、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

6. 2 趣旨と内容

6. 2. 1 趣旨

化学物質は日々新たに作り出されるため、

機動的に法令を改正することによってその危険性・有害性に対応する必要があるが、実際に法令が改正されるまでには一定の時間を必要とせざるを得ない。そのため本条は、健康障害の中でも特に重大な結果をもたらす「がん」に着目し、新規化学物質を製造・輸入しようとする者は、がん原性試験のスクリーニング（ふるいわけ）テストとしての意味を持つ変異原性試験、又は化学物質のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験を行い（昭和54年3月23日基発第132号）、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとしたものである<sup>58</sup>。これにより、化学物質が職場に導入される以前に、一定の範囲に限られるもののその有害性を発見し、その有害性に対応した措置を予め講じることを可能にすることで、より早期の対応を可能にすることが目指されている。

## 6. 2. 2 内容

### 6. 2. 2. 1 新規化学物質

本条第1項が有害性の調査を必要とする新規化学物質は、以下に記載する化学物質（安衛令第18条の3）と本条第3項の規定によりその名称が公表された化学物質以外の化学物質である。本条の化学物質には、製造中間体（製品の製造工程中において生成し、同一事業場内で他の化学物質に変化する化学物質をいう。以下同じ。）副生物、廃棄物も含まれる。これは、製造中間体等であっても、労働者が当該製造中間体等にさらされるおそれがあるからである（昭和54年3月23日基発第132号）。

一 元素

二 天然に産出される化学物質  
 三 放射性物質  
 四 昭和五十四年二月二十八日までに製造され、又は輸入された化学物質（附則第九条の二）で、厚生労働大臣がその名称等を公表した化学物質

「元素」（第1号）は、一種類の原子（同位体の区別は問わない。）からなる物質のすべての状態（励起状態、ラジカル等を含む。）をいい、単体を含む（昭和53年2月10日基発第77号）。

「天然に産出される化学物質」（第2号）は、鉱石、原油、天然ガスその他天然に存在するそのままの状態を有する化学物質及び米、麦、牛肉その他動植物から得られる一次産品又はこの一次産品を利用して発酵等の方法により製造される化学物質であって分離精製が行われていないものを意味する（昭和54年3月23日基発第132号）。

「放射性物質」（第3号）は、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年九月三〇日労働省令第四一号）第二条第二項の放射性物質を意味する（昭和54年3月23日基発第132号）。

次のイからホまでに掲げる化学物質のように二以上の化学物質が集合し単一の化学構造を有する化学物質を形成しているとみなされる場合であって、その集合した個々の化学物質がすべて既存の化学物質であるときには、当該単一の化学構造を有する化学物質は、既存の化学物質とみなされる（昭和54年3月23日基発第132号）。

イ 分子間化合物（水化物を含む。）  
 ロ 包接化合物

- ハ 有機酸又は有機塩基の塩(金属塩を除く。)
- ニ オニウム塩(正、負両イオンが既存の化学物質から生成されるものである場合に限る。)
- ホ 複塩

ブロック重合体（二種類以上のモノマーを用いて行う重合により生じた物）及びグラフト重合体（ある高分子鎖に別の高分子鎖を結合することにより生じた物）であってその構成単位となる重合体がすべて既存の化学物質である場合は、当該ブロック重合体及びグラフト重合体は、既存の化学物質とみなされる（昭和54年3月23日基発第132号）。また、既存の化学物質である単量体(モノマー)等から構成される高分子化合物であって、数平均分子量が2,000以上のものは、次のいずれかに該当するものを除き、既存の化学物質として取り扱う（昭和61年8月27日基発第504号）。

- (1) 正電荷を有する高分子化合物
- (2) 総重量中の炭素の重量の比率が32パーセント未満の高分子化合物
- (3) 硫黄、ケイ素、酸素、水素、炭素又は窒素以外の元素が共有結合している高分子化合物
- (4) アルミニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム又はマグネシウム以外の金属イオン(錯体金属イオンを含む。)がイオン結合している高分子化合物
- (5) 生物体から抽出し、分離した高分子化合物及び当該高分子化合物から化学反応により生成される高分子化合物並びにこれらの高分子化合物と類似した化

- 学構造を有する高分子化合物
- (6) ハロゲン基又はシアノ基を有する化合物から生成される高分子化合物
- (7) 反応性官能基を有する高分子化合物であって、当該高分子化合物の数平均分子量を当該数平均分子量に対応する分子構造における反応性官能基の数で除した値が10,000以下のもの
- (8) 常温、常圧で分解又は解重合するおそれのある高分子化合物

### 6. 2. 2 調査実施義務者

新規化学物質の有害性の調査を実施する義務を負うのは、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者である。この「輸入」については、①新規化学物質を密封した部品が含まれる機械等を輸入しようとする場合であって、本邦の地域内において当該新規化学物質が密封された状態のまま、当該機械等が使用される予定であるときは、当該機械等に密封された新規化学物質の輸入は、第一項の輸入には該当しない、②新規化学物質をサンプル(輸入貿易管理令(昭和四十四年政令第四一四号)の別表第一第三号の無償の商品見本又は宣伝用物品であって、通商産業大臣が告示で定めるものをいう。)として輸入しようとする場合は第一項の輸入として取り扱わないものとされている（昭和54年3月23日基発第132号）。

新規化学物質を使用又は販売しようとする事業者が、新規化学物質の輸入に係る事務を他の事業者へ委託した場合には、その委託を行った事業者が本条第1項の「輸入しようとする事業者」に該当する。また、新規化学物質の輸入に伴う輸送の業務のみを行う事業者は、第1項の「輸入しようとする

る事業者」に該当しない（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。

### 6. 2. 2. 3 調査の内容・実施施設・試験の基準

新規化学物質の有害性の調査は、変異原性試験、化学物質のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験又はがん原性試験のうちいずれかの試験を用いて行うこととされている（安衛則第 34 条の 3 第 1 項第 1 号）。この調査は、原則として微生物を用いる変異原性試験によって行われる（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 133 号）。

この試験は、組織、設備等に関し有害性の調査を適正に行うため必要な技術的基礎を有すると認められる試験施設等において行うこととされる（安衛則第 34 条の 3 第 1 項第 2 号）。この試験施設等が具備すべき組織、設備等に関する基準は、厚生労働大臣が定める（同条第 2 項）。この点について、「労働安全衛生規則第三十四条の三第二項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準」（昭和 63 年 9 月 1 日労告第 76 号）が整備されている。

試験を実施する基準については、「労働安全衛生法第五十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」（昭和 63 年 9 月 1 日労告 77 号）が整備されている。

### 6. 2. 2. 4 調査の届出

新規化学物質の有害性の調査を実施した事業者は、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。この届出は、新規化学物質製造（輸入）届書（様式第 4 号

の 3）を用いて、次の書面を添付して行われなければならない（安衛則第 34 条の 4）。

- ・新規化学物質について行った有害性の調査の結果を示す書面
- ・当該有害性の調査が安衛則第 34 条の 3 条第 2 項の厚生労働大臣が定める基準（GLP）を具備している試験施設等において行われたことを証する書面
- ・当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法を記載した書面

この調査の届出を行った事業者は、第 3 項の規定に基づく名称の公表前であっても、当該新規化学物質を製造し、又は輸入することができる（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。

上記のように本条の届出は、厚生労働大臣に宛てになされ、本省の担当課で直接審査する仕組みが採用されている。この仕組みは、内容の専門性に加えて新規開発の化学物質の構造式、物性等のノウハウの保全という観点で産業界側からの強い要望があったことを受けて導入されたものである<sup>59</sup>。

### 6. 2. 2. 5 調査を必要としない場合

新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者であっても、例外的に新規化学物質の有害性の調査を必要としない場合として、本条 1 項但書は次のような 4 つのケース（第 1 号～第 4 号）を規定する。

- 一 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化



学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

二 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。

第1号の「新規化学物質にさらされるおそれがない」とは、当該新規物質が製造中間体等であって、その製造又は取扱いを行う場合において、次のイからハまでの条件をすべて満たすときを意味する（昭和54年3月23日基発第132号）。

イ 新規化学物質を製造し、又は取り扱う作業（定常作業（サンプリング作業等の断続的な作業を含む。）のほか、製造又は取扱い設備等の清掃、改修等の非定常作業が含まれること。）において、労働者が当該化学物質を開放して取り扱うことがないこと。

ロ 新規化学物質を製造し、又は取扱う設備等は、原料等の供給口、生成物等の取り出し口、フランジの部分等から当該新規化学物質が漏れないように十分な気密性を持った密閉式の構造のものであ

ること。

ハ 設備等の気密性の低下による当該新規化学物質の漏えいを防止する措置が講じられているものであること。

第2号の「既に得られている知見」は、新規化学物質の有害性の調査に関して学会誌等に公表されている報告であって信頼できる調査結果のほか、未公開であっても信頼できる調査結果を意味する（昭和54年3月23日基発第132号）。「厚生労働省令で定める有害性」は、がん原性を意味する（安衛則第34条の9）。

第3号の「試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき」は、新規化学物質の開発研究等を行う場合であって次のイからハまでに掲げる基準のすべてに適合しているとき、又は当該新規化学物質の全量を試薬として製造し、若しくは輸入しようとするときを意味する。

イ 実験室的な規模で行われること。

ロ 新規化学物質にさらされるおそれのある作業に従事する者が、当該試験研究の担当者に限られること。

ハ 新規化学物質が当該試験研究を行う場所以外の場所に持ち出されることのないものであること。

第4号の「その他政令で定める場合」として、安衛令第18条の4において、一の事業場における一年間の製造量又は輸入量（当該新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする事業者にあつては、これらを合計した量）が百キログラム以下である旨の厚生労働大臣の確認を受けた場合が規定さ

れている。

#### 6. 2. 2. 6 厚生労働大臣による 新規化学物質の名称の公表

本条第 3 項は、厚生労働大臣は、第 1 項の規定による届出があつた場合（同項第 2 号の規定による確認をした場合を含む。）には、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。この公表は、本条第 1 項の規定による届出の受理又は同項第 2 号の確認をした後 1 年以内に（当該新規化学物質に関して特許法第 36 条第 1 項の規定による特許出願がなされている場合には、同法第 64 条第 1 項の規定による出願公開又は同法第 66 条第 3 項の規定による特許公報への掲載がなされた後速やかに）、3 月以内ごとに 1 回、定期的に、官報に掲載することにより行われる（安衛則第 34 条の 14）。

ここで名称を公表された新規化学物質は、既存の化学物質になり、事後、この化学物質を製造し、又は輸入する事業者は、有害性調査の実施義務を負わないことになる。

なお、新規化学物質の命名は IUPAC 命名法（国際純正及び応用化学連合（International Union of Pure and Applied Chemistry）が制定した命名法）に基づいて行われている。過去には、IUPAC 命名法において同一構造について複数の名称の付け方が存在する場合があることや、IUPAC 命名法で命名した名称を日本語表記にする方法が複数あることによって本法と化審法との間に命名法の一部差異があつたが、「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の共通化

について」（平成 24 年 12 月 28 日、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策、室経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室）によって今日では両者の命名法は統一されている。IUPAC は、度々新たな命名規則を勧告している。現在、2013 年の勧告（Nomenclature of Organic Chemistry, IUPAC Recommendations and Preferred Names 2013）を基礎とした命名法が用いられている（「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の変更について」（平成 29 年 7 月 11 日、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室）。

#### 6. 2. 2. 7 調査の事後措置

本条第 2 項は、有害性の調査を行った事業者に対し、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じることを義務付ける。

また、本条第 4 項に基づき、厚生労働大臣も、第 1 項の規定による届出があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必

要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。この勧告の内容としては、施設・設備の設置又は整備、保護具の備え付け等の措置が予定されている<sup>60</sup>。厚生労働大臣は、この意見聴取の内容を、本条第3項の規定による当該新規化学物質の名称の公表後1年以内に、労働政策審議会に報告するものとする（安衛則34条の17）。

有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、労働者の健康障害を防止するためやむを得ない場合を除き、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らすことを禁止されている（本条第5項）。これは、知り得た秘密の中には企業のノウハウにかかわるものもあり、これが学識経験者から外部に漏れることとなると、有害性の有無を的確に評価するのに必要な資料を事業者から提出させることが不可能となり、この制度を維持することが困難となるためである<sup>61</sup>。

なお、勧告した事業者に雇用される労働者以外の労働者で、同じ化学物質を取り扱うものに対する予防措置として、厚生労働大臣は、労働者の健康障害を防止するための指針を公表している（法第28条第3項）。これは、勧告同様の効果を期待したものである<sup>62</sup>。

本条に基づいて届け出られた化学物質のうち、強い変異原性が認められた化学物質は、既存の化学物質の中で国による試験等において強い変異原性が認められた化学物質とあわせて、「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針（平成5年5月17日付け基発第312

号）」に沿って、ばく露を低減する措置、作業環境の測定、労働衛生教育、危険有害性等を表示するラベルの貼付・SDSの交付、変異原化学物質等の製造等に従事する労働者に関する記録の保存等の措置を講ずることとされている。

## 6. 3 関連規定

### 6. 3. 1 法条

○安衛令第18条の3（法第57条の4第1項の政令で定める化学物質）、附則9の2、安衛令第18条の4（法第57条の4第1項ただし書の政令で定める場合）

○安衛則第34条の3（有害性の調査）、安衛則第34条の4（新規化学物質の名称、有害性の調査の結果等の届出）、安衛則第34条の5～第34条の7（労働者が新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認の申請等）、安衛則第34条の8（新規化学物質の有害性がない旨の厚生労働大臣の確認の申請）、安衛則第34条の9（法第57条の4第1項第2号の厚生労働省令で定める有害性）、安衛則第34条の10、第34条の11（少量新規化学物質の製造又は輸入に係る厚生労働大臣の確認の申請等）、安衛則第34条の12（通知）、安衛則第34条の13（法第57条の4第1項第4号の厚生労働省令で定めるとき）、安衛則第34条の14（新規化学物質の名称の公表）、安衛則第34条の15（学識経験者からの意見聴取）、安衛則第34条の16（変異原性試験等結果検討委員候補者名簿）、第34条の17（労働政策審議会への報告）

○「労働安全衛生法第五十七条の四第一項

の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」  
（昭和 63 年 9 月 1 日労告 77 号）

○「労働安全衛生規則第三十四条の三第二項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準」（昭和 63 年 9 月 1 日労告第 76 号）

法第 57 条の 4 第 1 項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験又はがん原性試験が行われる試験施設等について適用される基準（第 1 条第 1 項）。

○「労働安全衛生法第五十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」  
（昭和 63 年 9 月 1 日労告第 77 号）

法 57 条の 4 第 1 項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験（微生物を用いるものに限る）による調査について適用される基準（第 1 条第 1 項）。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年 10 月 16 日法律第 117 号）

本法は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする法律（化審法第 1 条）である。

#### 6. 4 沿革

##### 6. 4. 1 制度史

安衛法	○「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（昭和 52
-----	----------------------------------

年 7 月 1 日法律第 76 号) に基づいて、本法に新規に追加された(本法第 57 条の 2)。

○「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）に基づいて、本条が定める化学物質の有害性の調査については、一定の技術的な基礎を有すると認められる機関において、労働大臣の定める基準に従って行わなければならないものとされた。この改正は、OECD が加盟各国に OECD テストガイドライン（The OECD Guidelines for the Testing of Chemicals）及び OECD 優良試験所基準（Good laboratory Practice: GLP）の採用を勧告し、右優良試験所基準に合致した施設においてテストガイドラインに従って得られた化学物質の安全性に関するデータを各国間で相互に受容すべきことを決定したことを背景に行われたものである<sup>63</sup>。

○「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（平成 11 年 5 月 21 日法律第 45 号）に基づいて法第 57 条の 2 が新規に追加されたことに伴い、本条が法第 57 条の 3 に繰り下げられた。

○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）に基づいて法第 57 条の 3 が新規に追加されたことに

	<p>伴い、本条が法第 57 条の 4（現行法）に繰り下げられた。</p>
--	---------------------------------------

#### 6. 4. 2 背景となった災害等

○「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）に基づく本条制定の背景については、本書の第 57 条「背景となった災害等」参照。

本条の制定に影響を与えた「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年 10 月 16 日法律第 117 号）は、カネミ油症事件（PCB 事件）を契機として制定された。1968 年（昭和 43 年）10 月に北九州市で発生したこの事件は、食用油（米ぬか油）を生産する過程で熱媒体として利用されていた PCB（ポリ塩素化ビフェニル）が、製造過程で食用油に混入し、これを食べた人々に難治性の皮膚障害、脳性麻痺、知的障害等を発症させた事件である。発症者は 14320 人、死亡者は 50 人以上とされる<sup>64</sup>。

○「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）による改正にあたっては、当時労働災害による死傷者数が長期的には減少していたものの、減少幅が鈍化する傾向が見られ、①中小規模事業場における労働災害の発生が多いこと、②高年齢労働者の労働災害が多いこと、③機械等による労働災害が多いこと、④労働者の健康保持増進への取り組みが重要な課題となっていた<sup>65</sup>。本条の改正は、このうち主に③の文脈において、「機械等及び化学物質に関する規制の充実」（「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」（昭和 63 年 2 月 10 日中央労働基準審議会諮

問）の一環として行われた。

#### 6. 5 運用

##### 6. 5. 1 適用の実際

##### 6. 5. 1. 1 有害性調査制度の仕組みと流れ

新規化学物質の有害性調査の実際や手続は、厚生労働省のウェブページにおいて集約されている<sup>66</sup>。以下の記述も同ウェブページによる。

新規化学物質の有害性調査制度は、おおむね【資料 1】「新規化学物質の有害性調査制度の仕組み」のような仕組みから成り立っている。

本法に基づく新規化学物質関連手続の方法については、【資料 2】（「新規化学物質関連手続のフローチャート」）のようなフローチャートが示されている。

新規化学物質の手続については、これを簡素化する通達が示されている。①労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続の一部変更について（平成 23 年 12 月 28 日基安化発 1228 第 3 号）、②労働安全衛生法に基づく新規化学物質の手続の簡素化について（平成 24 年 11 月 12 日基安化発 1112 第 2 号）、③バイオテクノロジー応用医薬品に係る有害性調査について（令和 2 年 4 月 6 日基安化発 0406 第 3 号）である。

①は、新規化学物質製造・輸入届において従来、法定の届出書類と別に必要事項を記載して提出していたカード形式の調査票を廃止するとともに、少量新規化学物質確認申請においても一部申請を簡略化したもの、②は、化審法に基づく新規化学物質の届出書等の写しを添付することにより、安衛法の新規化学物質製造・輸入届等の記載事項

の一部を要しないこと等を内容とする手続の簡素化に対応するもの、③は、バイオ医薬品に係る有害性調査においては、バイオ医薬品安全性評価通知の第2部の「6. がん原性」によるがん原性評価（以下「バイオ医薬品がん原性評価」という。）の内容を参考にすることとし、対象のバイオ医薬品のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験が実施されている場合には、当該試験の結果が確認できる書類を提出することにより、別途変異原性試験又はがん原性試験を実施せずともよいこととするものである。

#### 6. 5. 1. 2 新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関する Q&A

新規化学物質の有害性の具体的な方法について Q&A が作成され、実務の用に供されている（『新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関する Q&A』について」（令和2年4月6日基安化発0406第5号）。詳細については【資料3】参照。

#### 6. 5. 1. 3 強度の変異原性が認められた化学物質への対応

微生物を用いる変異原性試験、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質（以下「変異原化学物質」という。）又は変異原化学物質を含有するもの（変異原化学物質の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）（以下「変異原化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う作業につい

て、当該変異原化学物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取扱いに関する留意事項について定めた「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成5年5月17日基発第312号の3の別添1）が策定されている。事業者は、この指針に定める措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとされている。

#### 6. 5. 2 関連判例

特になし。

#### 6. 6 その他

##### 6. 6. 1 罰則

新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者が、本条1項の規定に反する場合には、50万円以下の罰金に処せられる（法第120条第1号）。

有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者が、本条第5項に違反して、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らした場合、6ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金に処せられる（法第119条第1号）。

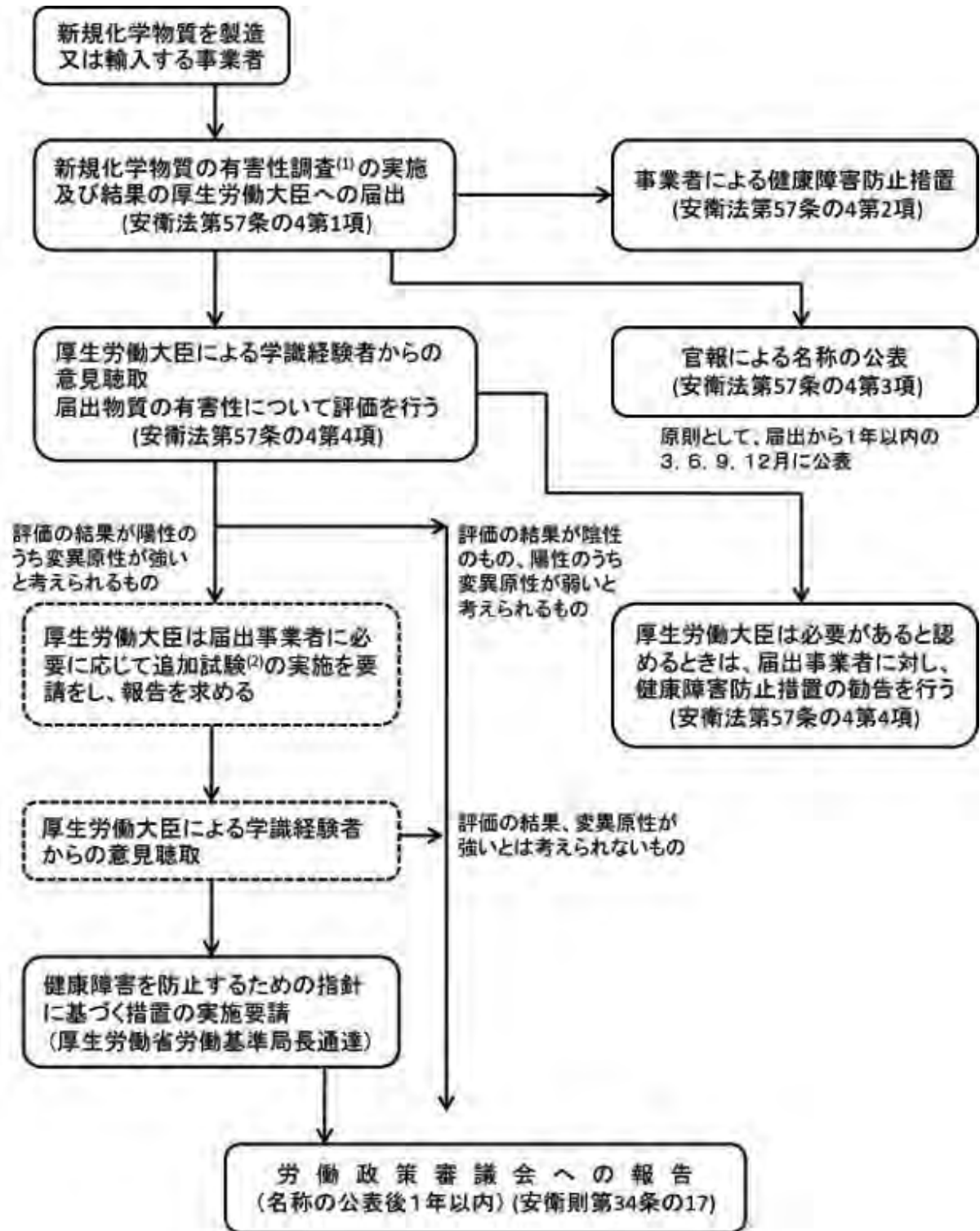
これらについては両罰規定の適用がある（法第122条）。

##### 6. 6. 2 民事上の効力

未了。

6. 6. 3 資料

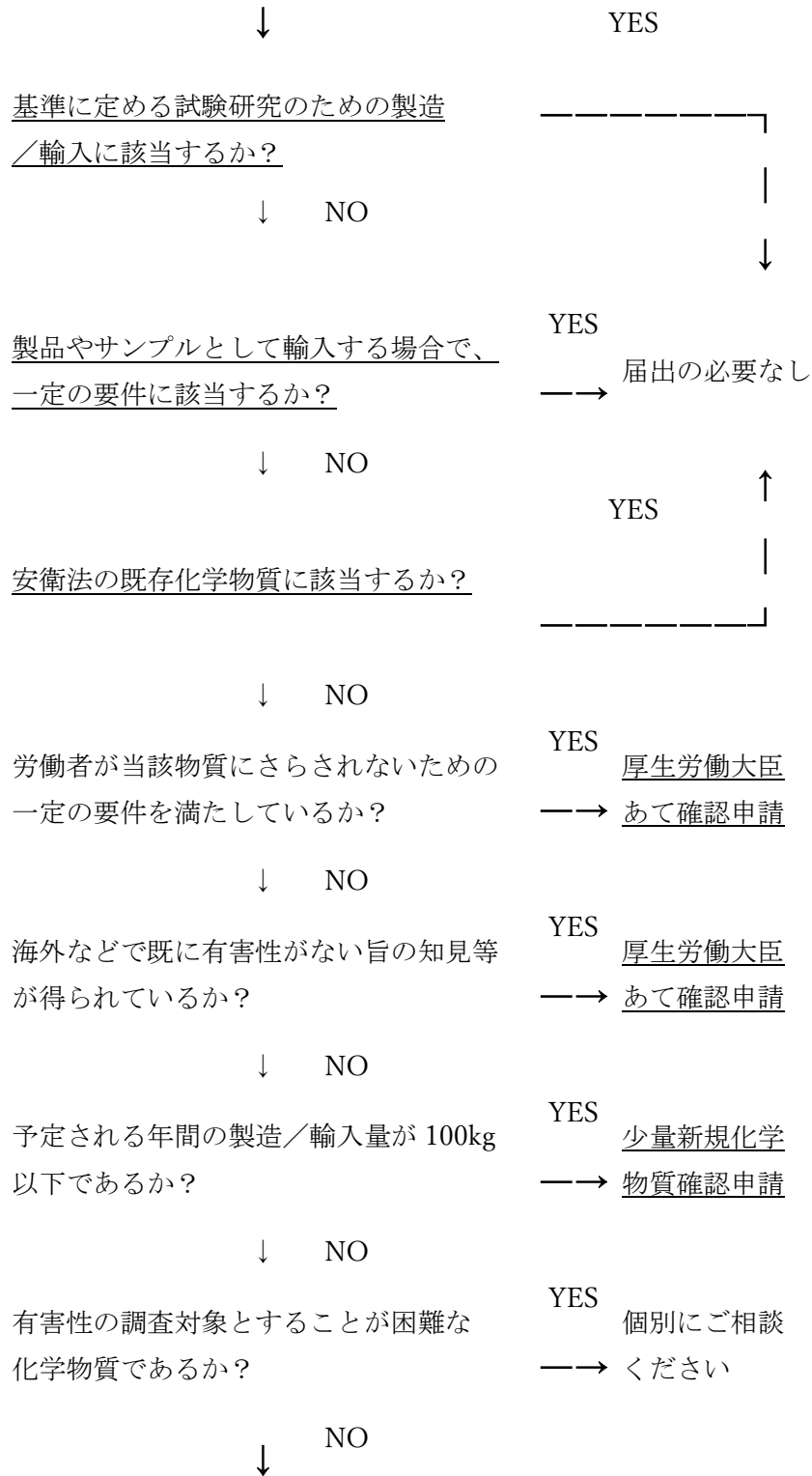
【資料 1】新規化学物質の有害性調査制度の仕組み



《厚労省ウェブページ、新規化学物質の有害性調査制度の概要》

【資料 2】新規化学物質関連手続のフローチャート

新規化学物質を製造／輸入する計画がある





新規化学物質の届出

**【資料3】新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関する Q&A（別添）**

## 7. 第 57 条の 5

### 7. 1 条文

第五十七条の五 厚生労働大臣は、化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものについて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該化学物質を製造し、輸入し、又は使用している事業者その他厚生労働省令で定める事業者に対し、政令で定める有害性の調査（当該化学物質が労働者の健康障害に及ぼす影響についての調査をいう。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、化学物質についての有害性の調査に関する技術水準、調査を実施する機関の整備状況、当該事業者の調査の能力等を総合的に考慮し、厚生労働大臣の定める基準に従って行うものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

5 第三項の規定により第一項の規定による指示について意見を求められた学識経験者は、当該指示に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働

者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

### 7. 2 趣旨と内容

#### 7. 2. 1 趣旨

本条は、がん原性が疑われているが、がん原性物質と確定するにはいまだデータ不足である化学物質について、これを製造し、輸入し、又は使用している事業者に対して、厚生労働大臣が、一定の基準を満たした有害性の調査を行い、その結果の報告を指示することができることを趣旨とする（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。

#### 7. 2. 2 内容

##### 7. 2. 2. 1 その他の重度の健康障害

本条第 1 項に規定される「その他の重度の健康障害」は、がん同様の重篤な障害をいい、多くの場合、死亡するか又は不治の病で労働能力を永久に喪失させる程度の疾病をいう<sup>67</sup>。

##### 7. 2. 2. 2 輸入に係る取扱い

化学物質を密封した部品が含まれる機械等を輸入する場合であって、本邦の地域内において当該化学物質が密封された状態のまま、当該機械等が使用されるときは、当該機械等に密封された化学物質の輸入は、第 1 項の輸入には該当しない。また、化学物質を使用又は販売する事業者が、当該化学物質の輸入に係る事務を他の事業者に委託した場合には、当該委託を行った事業者が第 1 項の「輸入している事業者」に該当し、化学物質の輸入に伴う輸送の業務のみを行う事業者は、第一項の「輸入している事業者」

に該当しない（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。

### 7. 2. 2. 3 有害性の調査

本条第 1 項に規定される「有害性の調査」は、実験動物を用いて吸入投与、経口投与等の方法により行うがん原性の調査を意味する（安衛令第 18 条の 5）。この「吸入投与、経口投与等」の「等」には、実験動物の皮膚に塗付することによる投与が含まれる（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。

### 7. 2. 2. 4 厚生労働大臣の指示

本条第 1 項に規定される調査の指示は、変異原性があると判断された化学物質のうち暴露される労働者が多く、かつ、暴露量も多いこと、外国から入手した情報等からみてがん原性の疑いがあると思われること等の要件に該当するものについて行われる<sup>68</sup>。

本条第 2 項に規定される「厚生労働大臣が定める指示の基準」とは、化学物質による疾病の死生の態様、化学物質の取扱量、関係労働者数等からみて、調査を指示することが社会的に最も妥当である事業者を確定するための基準である<sup>69</sup>。

本条第 5 項の指示について意見を求められた学識経験者に課される守秘義務は、知り得た秘密の中には企業のノウハウや個人のプライバシーにかかわるものもあり、これが学識経験者から外部に漏れることとなると、調査を的確に実施するために必要な資料を事業者から提出させることが不可能となり、この制度を維持することが困難となるために設けられたものである<sup>70</sup>。この趣旨は、法第 57 条の 4 第 5 項の規定と類似する。

## 7. 3 関連規定

### 7. 3. 1 法条

安衛令 18 の 5（法第 57 条の 5 第 1 項の政令で定める有害性の調査）、安衛則 34 条の 18（化学物質の有害性の調査の指示）、安衛則 34 条の 19（法第 57 条の 5 第 1 項の厚生労働省令で定める事業者）、安衛則 34 条の 20（準用）、安衛則 34 条の 21（労働政策審議会への報告）。

## 7. 4 沿革

### 7. 4. 1 制度史

安衛法	<p>○「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）により、本法に新規に追加（本法第 57 条の 3）。</p> <p>○「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（平成 11 年 5 月 21 日法律第 45 号）に基づいて法第 57 条の 2 が新規に挿入されたことに伴い、本条が法第 57 条の 4 に繰り下げられた。</p> <p>○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）に基づいて法第 57 条の 3 が新規に追加されたことに伴い、本条が法第 57 条の 5（現行法）に繰り下げられた。</p>
-----	---

### 7. 4. 2 背景となった災害等

「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（昭和 52 年 7 月 1 日法律第

76号)に基づく本条制定の背景については、本書の第57条「背景となった災害等」参照。

連して生じた労災に関する事業主の民事上の責任を検討する際に考慮される余地はある。

#### 7. 5 運用

##### 7. 5. 1 適用の実際

なし。

##### 7. 6. 3 資料

なし。

##### 7. 5. 2 関連判例

なし。

#### 7. 6 その他

##### 7. 6. 1 罰則

化学物質を製造し、輸入し、又は使用している事業者等が、本条第1項の規定に違反して厚生労働大臣が指示した有害性の調査を行わない場合や、その結果を報告しない場合は、50万円以下の罰金に処せられる（法第120条第2項）。

厚生労働大臣による指示について意見を求められた学識経験者が、本条第5項の規定に違反して、当該指示に関して知り得た秘密を漏らした場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第119条第1号）。

これらの違反については両罰規定の摘要がある（法第122条）。

##### 7. 6. 2 民事上の効力

本条第1項の規定による有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない（本条第4項）。この定めは直接的には行政に対する公法上の義務を事業主に課しているが、この義務に反して適切な措置を講じなかったことが、この不作為と関

## 8. 第 58 条（国の援助等）

### 8. 1 条文

第五十八条 国は、前二条の規定による有害性の調査の適切な実施に資するため、化学物質について、有害性の調査を実施する施設の整備、資料の提供その他必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めるものとする。

### 8. 2 趣旨と内容

#### 8. 2. 1 趣旨

有害性の調査を実施する施設が必ずしも十分でない現状に鑑み、国が施設整備を行う努力義務を負うことを明らかにしたものである<sup>71</sup>。

#### 8. 2. 2 内容

国は、法第 57 条の 4 及び法第 57 条の 5 に基づく有害性調査の適切な実施を支援するために、化学物質について必要な援助をする努力義務、及び自ら有害性の調査を行う努力義務を負う。具体的な援助の例は、「8. 5. 1 運用の実際」参照。

### 8. 3 関連規定

#### 8. 3. 1 法条

○国の援助に関する本法の規定として、法第 19 条の 3、第 63 条、第 71 条、第 71 条の 4、第 106 条。

### 8. 4 沿革

#### 8. 4. 1 制度史

なし。

8. 4. 2 背景となった災害等  
なし。

### 8. 5 運用

#### 8. 5. 1 適用の実際

本条において努力義務とされている、国が有害性の調査を実施することに対応する施設として、国によって日本バイオアッセイ研究センターが設立（昭和 57 年（1982 年））されている。同センターは中央労働災害防止協会の附属機関であり、現在独立行政法人労働者健康安全機構に統合されている。同センターでは、呼吸器を介した吸入暴露を模した吸入試験を行うことができる毒性試験施設が設置され、長期吸入がん原性試験や遺伝子改変動物を用いた発がん性試験等が実施されている<sup>72</sup>。

また、既存の化学物質で多数の事業者が製造しているもの等、法第 57 条の 3 の指示をすることが困難なものについては、国自体で計画的に有害性の調査を実施することとしている<sup>73</sup>。

#### 8. 5. 2 関連判例

なし。

### 8. 6 その他

#### 8. 6. 1 罰則

なし。

#### 8. 6. 2 民事上の効力

なし。

#### 8. 6. 3 資料

なし。

## D. 考察及びE. 結論

化学物質に関する規制は、徐々にその内容を充実させつつある。シンプルな製造、使用制限から始まった規制は流通過程も対象とした包括的な規制に展開し、日々新規の化学物質が生まれるという課題の特徴に対しては新規化学物質について有害性の調査を事業主等に義務付ける等の動的な対応を講じる仕組みが設けられた。一定範囲の化学物質に対してはリスクアセスメントの実施が義務化され、その職場に即した危険防止措置を講じることが期待されている。依然課題は残るにせよ、化学物質に関する規制は徐々に充実の程度を高めてきたと評価することができる。

こうした動きの原動力には、化学物質に起因する国内の事故のほか、国際的な労働者や環境の保護・化学物質の効率的な取引等に関する要請が存在した。化学物質を原因とする重大事故の発生は、当該化学物質の有害性・危険性を認識する契機になるとともに、立法措置を講じるための有力な政治的原動力になる。しかしこれにより健康や命が奪われる労働者等がいることには変わりはなく、リスクアセスメントや新規化学物質の調査義務が創設された今日においては、このような方法によって法制度の展開が促される場面は極小化すべきである。他方、国際的要請を受けて化学物質に関する法規制を修正、展開する場面は、今後一層

増加すると考えられる。流通規制の共通化は、これに付随する諸規制を新たに検討するにあたり、比較法的分析の有用性を示唆している。

## F. 研究発表

1. 論文発表  
なし。
2. 学会発表  
なし。

## G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得  
該当せず。
2. 実用新案登録  
該当せず。
3. その他  
該当せず。

## H. 引用文献

脚注を参照されたい。

## 関連図表

<sup>1</sup> 「ケミカルアブストラクツサービス」は、1907年にアメリカ化学会（American Chemical Society）の一部門に設立された組織である。世界中の化学文献を収集し、

書誌事項、抄録、索引などを作成して「ケミカル・アブストラクツ（Chemical Abstracts: CA）」を刊行している。この組

織が管理する化学物質に関する登録システム、CAS Registry は、世界最大の化学物質データベースである。

<sup>2</sup> 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）654頁。

<sup>3</sup> 黄りんマッチについて、「燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ関スルベルヌ国際条約（1906年制定、1926（昭和元）年日本批准）、クロシドライト（青石綿）について、石綿の使用における安全に関する条約（1986年制定、2005（平成17）年日本批准）。

<sup>4</sup> 「職場の安全サイト」

（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gm/sds/0571.html>、2020年10月6日確認）。

<sup>5</sup> 環境・安全管理用語編集委員会編『化学物質 環境・安全管理用語事典〔改訂第3版〕』（化学工業日報社、2005年）288頁。

<sup>6</sup> 「ICSC データベース」

（[https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p\\_card\\_id=0759&p\\_version=1&p\\_lang=ja](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_card_id=0759&p_version=1&p_lang=ja)、2020年10月6日確認）。

<sup>7</sup> 「ICSC データベース」

（[https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p\\_lang=ja&p\\_card\\_id=0014&p\\_version=2](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0014&p_version=2)、2020年10月6日確認）。

<sup>8</sup> 「ICSC データベース」

（[https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p\\_lang=ja&p\\_card\\_id=1395&p\\_version=2](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=1395&p_version=2)、2020年10月6日確認）、「職場の安全サイト」

（[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_DET.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx)、2020年10月6日確認）。

<sup>9</sup> 「ICSC データベース」

（[https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p\\_lang=ja&p\\_card\\_id=0237&p\\_version=2](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0237&p_version=2)、2020年10月6日確認）、「職場の安全サイト」

（[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_DET.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx)、2020年10月6日確認）。

<sup>10</sup> 松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012年）160頁。

<sup>11</sup> 環境・安全管理用語編集委員会編『化学物質 環境・安全管理用語事典〔改訂第3版〕』（化学工業日報社、2005年）288。

<sup>12</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）502頁。

<sup>13</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）502頁。

<sup>14</sup> <http://www.kyoritsu-yes.co.jp/product/kyokuhai/draftchamber.html>（2020年10月7日確認）。

<sup>15</sup> 松岡三郎『条解労働基準法〔新版〕下』（弘文堂、1959年）647頁。

<sup>16</sup> 松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012年）29頁。

<sup>17</sup> 以下のベンゼン中毒事件の展開について、松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012年）37頁。

<sup>18</sup> こうしたアスベストをめぐる当事者や労働組合の動き、環境影響に対する対応策等については、例えば「労働の科学」労働の科学第70巻第9号（2015年）収録の特集参照。

<sup>19</sup> 大阪・泉南アスベスト訴訟（第一陣訴訟：最一小判平26・10・9判時2241号3

頁、第二陣訴訟：最一小判平 26・10・9 民集 68 卷 8 号 799 頁）はその代表例の一つである。これらの最高裁判決は、労働大臣の省令制定権限の不行使を違法として、局所排気装置設置の義務付けを労働大臣に求めるものであるが、使用者に対して労働者に防塵マスクの着用の義務付けを求めることまでは指摘していない。

<sup>20</sup> ベンゾトリクロリドは、1975 年（昭和 50 年）に東京の化学工場従事者から肺がん患者が発生していることを受けて実施された実態調査、疫学調査の結果、ベンゾトリクロリドとの肺がん発症との関係が認められたことから、本条の製造許可対象の特定化学物質等に追加された（松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012 年）160 頁）。

<sup>21</sup> 「ICSC データベース」  
 ([https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p\\_lang=ja&p\\_card\\_id=0481&p\\_version=2](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0481&p_version=2)、2020 年 10 月 11 日確認)、「職場の安全サイト」

([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_DET.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx)、2020 年 10 月 11 日確認)。

<sup>22</sup> 「ICSC データベース」  
 ([https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p\\_lang=ja&p\\_card\\_id=0518&p\\_version=2](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0518&p_version=2)、2020 年 10 月 11 日確認)。

<sup>23</sup> 「ICSC データベース」  
 ([https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p\\_lang=ja&p\\_card\\_id=0939&p\\_version=2](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0939&p_version=2)、2020 年 10 月 11 日確認)。

<sup>24</sup> 「ICSC データベース」  
 ([https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p\\_lang=ja&p\\_card\\_id=0960&p\\_ver](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0960&p_ver)

[sion=2](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=1582&p_version=2)、2020 年 10 月 11 日確認)。

<sup>25</sup> 「ICSC データベース」  
 ([https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p\\_lang=ja&p\\_card\\_id=1582&p\\_version=2](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=1582&p_version=2)、2020 年 10 月 11 日確認)。

<sup>26</sup> 「ICSC データベース」  
 ([https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p\\_lang=ja&p\\_card\\_id=0226&p\\_version=2](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0226&p_version=2)、2020 年 10 月 11 日確認)、環境・安全管理用語編集委員会編『化学物質 環境・安全管理用語事典〔改訂第 3 版〕』（化学工業日報社、2005 年）286 頁。

<sup>27</sup> 「ICSC データベース」  
 ([https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p\\_lang=ja&p\\_card\\_id=0105&p\\_version=2](https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0105&p_version=2)、2020 年 10 月 11 日確認)。

<sup>28</sup> 松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012 年）160 頁。

<sup>29</sup> 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂 5 版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020 年）659

<sup>30</sup> この定めは、許可物質の製造工程において、許可物質の発散が多いふり分け機又は真空ろ過機について設ける覆いの構造について規定したものであり、同号の「内部を観察できる構造」とは、当該装置の覆いの一部をガラス又は透明なプラスチックをもって造り、当該場所から内部を観察できるような構造をいうこと。また、同号の施錠等の「等」には、当該装置の覆いを緊結すること等をいう（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 591 号）。

<sup>31</sup> この定めは、許可物質を製造する事業場において、製品を容器詰めする作業等、許可物質を取り扱う場合で、湿潤な状態のも



のとし又は隔離室での遠隔操作によることが著しく困難である場合の措置について規定したものである。「湿潤な状態」とは、当該物質をスラリー化したもの又は溶媒に溶解させたものを意味し、「粉状のもの」とは、当該物質をスラリー化したもの又は溶媒に溶解させたもの以外のものを意味する（昭和47年9月18日基発第591号）。

<sup>32</sup> この定めは、製造設備からサンプリングする場合の措置について規定したものである。サンプリングは、所定位置において、できるだけ風上に位置し、あらかじめ定められた量以上は採取してはならない（昭和47年9月18日基発第591号）。

<sup>33</sup> 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）660頁。

<sup>34</sup> <https://www.jyuuten-ki.com/screw.html>（2020年10月11日確認）。

<sup>35</sup> <https://www.ishida.co.jp/ww/jp/products/conveying/productfeeding/bucket-conveyor.cfm>（2020年10月11日確認）。

<sup>36</sup> <https://www.nitto-kinzoku.jp/archives/glossary/gasket/>（2020年10月11日確認）。

<sup>37</sup> 研究実験施設・環境安全教育協会 web ページ  
（[http://rehse2007.com/hoodya\\_sample/1-1.html](http://rehse2007.com/hoodya_sample/1-1.html)）。

<sup>38</sup> [https://sankyo-ltd.co.jp/service\\_qa/3053.html](https://sankyo-ltd.co.jp/service_qa/3053.html)（2020年11月11日確認）。

<sup>39</sup> 厚生労働省 web ページ  
（[https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0602-1\\_006.pdf](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0602-1_006.pdf)）。

<sup>40</sup> 厚生労働省 web ページ  
（[https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0602-1\\_006.pdf](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0602-1_006.pdf)）。

<sup>41</sup> ベリリウム等を焼結し、又は煅焼する設備を設置する作業場所とそれ以外の作業場所とが別の建屋であるか、又は隔壁をもって全面的に区画することを意味する（昭和50年10月1日基発573号）。

<sup>42</sup> この設備については、当該設備にふたをすることができる形のものでよいとされる（昭和50年10月1日基発573号）。

<sup>43</sup> 『大辞林』（三省堂、第3版、2006年）。

<sup>44</sup> <https://www.yogossagger.co.jp/%E8%A3%BD%E5%93%81%E7%B4%B9%E4%BB%8B/%E5%8C%A3%E9%89%A2-%E7%AE%B1%E3%82%B5%E3%83%A4/>

<sup>45</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）515頁。

<sup>46</sup> <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>（2020年10月15日確認）。

<sup>47</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）517頁。

<sup>48</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）517頁、労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）666頁。

<sup>49</sup> [https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

<sup>50</sup>

---

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)

<sup>51</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）58頁。

<sup>52</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）527頁。

<sup>53</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）87頁。

<sup>54</sup> <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

<sup>55</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）532頁。

<sup>56</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）104頁。

<sup>57</sup>

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>（2020年10月15日確認）。

<sup>58</sup> 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、第3版、2016年）287頁。

<sup>59</sup> 松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012年）177頁。

<sup>60</sup> 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）694頁。

<sup>61</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）543頁。

<sup>62</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）542頁。

<sup>63</sup> 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』

（労働調査会出版局、2020年）685頁。

<sup>64</sup> 山本健治『戦後70年労働災害と職業病の年表』（第三書館、2015年）109頁。

<sup>65</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）71頁。

<sup>66</sup> 「労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて」

（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei06/index.html)、2020年10月16日確認）。

<sup>67</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）545頁。

<sup>68</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）545頁

<sup>69</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）545頁、労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）697頁。

<sup>70</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）545頁。

<sup>71</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）547頁。

<sup>72</sup>

<https://www.johas.go.jp/jbrc/about/tabid/1041/Default.aspx>（2020年8月22日確認）。

<sup>73</sup> 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）698頁。

特定化学物質製造許可申請書

製造許可を受けようとする物質の名称	
製造しようとする事業場等の名称及び所在地	
製造しようとする事業場等の代表者の職氏名	

年 月 日

収 入 印 紙
------------

住 所  
氏 名



厚生労働大臣 殿

備考

- 1 製造しようとする事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 2 収入印紙は、申請者において消印しないこと。
- 3 住所は、申請者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 氏名は、申請者が法人である場合にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

摘 要 書

事業の種類		事業の概要		
事業場の労働者数				
第1類物質製造業務従事労働者数		物質名( )	労働者数 名	
生産計画等	当該物質の生産計画	年間を通して生産 特定時期( 月)に生産	生産予定量 ( /月)	
	当該物質の最大生産能力	( /月)		
	当該物質の自家消費量	年間を通して消費 特定時期( 月)に消費	消費量 ( /月)	
概要 事業場の	敷地総面積	m <sup>2</sup>		
	建家等の配置状況	別添図面のとおり		
製 造 施 設 等	建家の概要	延床面積	m <sup>2</sup>	
		構造(床・壁を含む。)		
		建家内の他の作業場所との隔離状況	別添図面のとおり	
	製造設備の概要		別添図面のとおり	
	粉状の物を取り扱う場所の概要及び発じん防止措置			
	除じん装置	除じん対象物質名		
		処理方式及びその能力		
		主要構造部分の設計図	別添図面のとおり	
	排ガス処理装置	処理対象物質名		
		処理方式及びその能力		
		主要構造部分の設計図	別添図面のとおり	
	排液処理装置	処理対象物質名		
		処理方式及びその能力		
主要構造部分の設計図		別添図面のとおり		

清潔	休憩室の概要		
	洗浄設備の概要		
作業方法	製造工程	作業手順	操作上の注意事項
保護具等	呼吸用保護具の種類別個数		
	その他の保護具の種類別個数		
	塗布剤の備付け量		
選任状況	特定化学物質作業主任者の作業場別選任(予定)数		
	衛生管理者数		
	産業医の氏名		
衛生に関する規定の内容		別添のとおり	

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「事業の概要」の欄は、具体的に記入すること。
- 「建家等の配置状況」の欄は、図面上に当該物質の製造設備及び用後処理設備を明示すること。
- 「構造」の欄は、建築物ごとに、その構造及び材質を記入すること。
- 「製造設備の概要」の欄は、プラント並びに主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面を添附すること。
- 「粉状の物を取り扱う場所の概要及び発じん防止措置」の欄は、図面のほか、局所排気装置がある場合には、局所排気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第25号)を、プッシュプル型換気装置がある場合には、プッシュプル型換気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第26号)を添附すること。  
この場合において、同摘要書の記載事項のうち、空気清浄装置の欄の記載は要しない。
- 「休憩室の概要」の欄は、その面積及び備品を記入し、室の図面を添附すること。
- 「洗浄設備の概要」の欄は、その内容を具体的に記入すること。
- 「作業手順」及び「操作上の注意事項」の欄は、製造工程における各装置ごとに記入すること。
- この摘要書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添附すること。

様式第7号(第49条関係)

製造許可番号 第 号

特定化学物質製造許可証

物 質 の 名 称	
申 請 者 の 住 所	
申 請 者 の 氏 名	
製造を行う事業場等の所在地	
製造を行う事業場等の名称	

労働安全衛生法第56条第1項の規定により、申請のあつた上記物質の製造(申請に係るプラントにおける製造に限る。)を許可する。

年 月 日

厚生労働大臣



# 表示・通知義務対象物質(1)

物質名の欄に記載された化学物質及びその物質を右欄の範囲で含有する製剤その他の物が表示及び文書交付義務対象となります。

- ・その物質名で総称される異性体がある場合にはすべての異性体を含みます。
- ・ラベル裾切値、SDS裾切値は、当該物質の含有量（重量%）がその値未満の場合、ラベル・SDSの義務の対象とならない値です。

(令和2年1月1日現在)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
労働安全衛生法施行令別表第3第1号(製造許可物質、特定化学物質第一類物質)					39	アンモニア	7664-41-7	0.2%	0.1%
1	ジクロロベンジジン及びその塩	91-94-1他	0.1%	0.1%	39-2	石綿分析用試料等 ※ 1	*	0.1%	0.1%
2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	134-32-7他	1%	1%	40	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル ニイソシアネート	4098-71-9	1%	0.1%
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)	*	0.1%	0.1%	41	イソシアン酸メチル	624-83-9	0.3%	0.1%
4	オルト-トリジン及びその塩	119-93-7他	1%	0.1%	42	イソブレン	78-79-5	1%	0.1%
5	ジアニジジン及びその塩	119-90-4他	1%	0.1%	43	N-イソプロピルアニリン	768-52-5	1%	0.1%
6	ベリリウム及びその化合物	*	0.1%	0.1%	44	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メ チル-4-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)	22224-92-6	1%	0.1%
7	ベンゾトリクロロド	98-07-7	0.1%	0.1%	45	イソプロピルアミン	75-31-0	1%	1%
労働安全衛生法施行令別表第9					46	イソプロピルエーテル	108-20-3	1%	0.1%
1	アクリルアミド	79-06-1	0.1%	0.1%	47	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド (別名フルトラニル)	66332-96-5	1%	1%
2	アクリル酸	79-10-7	1%	1%	48	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	123-51-3	1%	1%
3	アクリル酸エチル	140-88-5	1%	0.1%	49	イソホロン	78-59-1	1%	0.1%
4	アクリル酸ノルマルブチル	141-32-2	1%	0.1%	50	一塩化硫黄	10025-67-9	1%	1%
5	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	999-61-1	1%	0.1%	51	一酸化炭素	630-08-0	0.3%	0.1%
6	アクリル酸メチル	96-33-3	1%	0.1%	52	一酸化窒素	10102-43-9	1%	1%
7	アクリロニトリル	107-13-1	1%	0.1%	53	一酸化二窒素	10024-97-2	0.3%	0.1%
8	アクロレイン	107-02-8	1%	1%	54	イットリウム及びその化合物	*	1%	1%
9	アジ化ナトリウム	26628-22-8	1%	1%	55	イブシロン-カプロラクタム	105-60-2	1%	1%
10	アジピン酸	124-04-9	1%	1%	56	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7	0.3%	0.1%
11	アジピニトリル	111-69-3	1%	1%	57	4, 4'-(4-イミノシクロヘキサ-2, 5-ジエニル)ジメチ ルジアニリン塩酸塩(別名Clベイスリックレッド9)	569-61-9	1%	0.1%
11-2	亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%	0.1%	58	インジウム	7440-74-6	1%	1%
11-3	アスファルト	8052-42-4	1%	0.1%		インジウム化合物	*	0.1%	0.1%
11-4	アセチルアセトン	123-54-6	1%	1%	59	インデン	95-13-6	1%	1%
12	アセチルサリチル酸(別名アスピリン)	50-78-2	0.3%	0.1%	60	ウレタン	51-79-6	0.1%	0.1%
13	アセトアミド	60-35-5	1%	0.1%	61	エタノール	64-17-5	0.1%	0.1%
14	アセトアルデヒド	75-07-0	1%	0.1%	62	エタンチオール	75-08-1	1%	1%
15	アセトニトリル	75-05-8	1%	1%	63	エチリデンノルボルネン	16219-75-3	1%	0.1%
16	アセトフェノン	98-86-2	1%	1%	64	エチルアミン	75-04-7	1%	1%
17	アセトン	67-64-1	1%	0.1%	65	エチルエーテル	60-29-7	1%	0.1%
18	アセトシアンヒドリン	75-86-5	1%	1%	66	エチルセカンダリーベンチルケトン	541-85-5	1%	1%
19	アニリン	62-53-3	1%	0.1%	67	エチル-パラ-ニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト (別名EPN)	2104-64-5	1%	0.1%
20	アミド硫酸アンモニウム	7773-06-0	1%	1%	68	O-エチル-S-フェニル=エチルホスホチオロチオナート (別名ホノホス)	944-22-9	1%	0.1%
21	2-アミノエタノール	141-43-5	1%	0.1%	69	2-エチルヘキサナ酸	149-57-5	0.3%	0.1%
22	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メトリブジン)	21087-64-9	1%	1%	70	エチルベンゼン	100-41-4	0.1%	0.1%
23	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール(別名アミトロール)	61-82-5	1%	0.1%	71	エチルメチルケトンペルオキシド	1338-23-4	1%	1%
24	4-アミノ-3, 5, 6-トリクロロピリジン-2-カルボン酸 (別名ピクロラム)	1918-02-1	1%	1%	72	N-エチルモルホリン	100-74-3	1%	1%
25	2-アミノピリジン	504-29-0	1%	1%	72-2	エチレン	74-85-1	1%	1%
26	亜硫酸水素ナトリウム	7631-90-5	1%	1%	73	エチレンジイミン	151-56-4	0.1%	0.1%
27	アリルアルコール	107-18-6	1%	1%	74	エチレンジオキシド	75-21-8	0.1%	0.1%
28	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	106-92-3	1%	0.1%	75	エチレンジオキソール	107-21-1	1%	1%
29	アリル水銀化合物	*	1%	0.1%	76	エチレンジオキソールモノイソプロピルエーテル	109-59-1	1%	1%
30	アリル-ノルマル-プロピルジスルフィド	2179-59-1	1%	0.1%	77	エチレンジオキソールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	110-80-5	0.3%	0.1%
31	亜りん酸トリメチル	121-45-9	1%	1%	78	エチレンジオキソールモノエチルエーテルアセテート(別名セロ ソルブアセテート)	111-15-9	0.3%	0.1%
32	アルキルアルミニウム化合物	*	1%	1%	79	エチレンジオキソールモノノルマル-ブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	111-76-2	1%	0.1%
33	アルキル水銀化合物	*	0.3%	0.1%	79-2	エチレンジオキソールモノブチルエーテルアセテート	112-07-2	1%	0.1%
34	3-(アルファ-アセトニルベンジル)-4-ヒドロキシマリ ン(別名ワルファリン)	81-81-2	0.3%	0.1%	80	エチレンジオキソールモノメチルエーテル(別名メチルセロソ ルブ)	109-86-4	0.3%	0.1%
35	アルファ, アルファ-ジクロロトルエン	98-87-3	0.1%	0.1%	81	エチレンジオキソールモノメチルエーテルアセテート	110-49-6	0.3%	0.1%
36	アルファ-メチルスチレン	98-83-9	1%	0.1%	82	エチレンジオキソロピリジン	107-07-3	0.1%	0.1%
37	アルミニウム アルミニウム水溶性塩	7429-90-5	1%	1%					
38	アンチモン及びその化合物(三酸化二アンチモンを除く。)	*	1%	0.1%					
	三酸化二アンチモン	1309-64-4	0.1%	0.1%					

表示・通知義務対象物質(2)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
83	エチレンジアミン	107-15-3	1%	0.1%					
84	1, 1' -エチレン-2, 2' -ビスピリジニウム=ジプロミド (別名ジクアット)	85-00-7	1%	0.1%	136	キシレン	1330-20-7		
85	2-エトキシ-2, 2-ジメチルエタン	637-92-3	1%	1%		o-キシレン	95-47-6	0.3%	0.1%
86	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル (別名エトフェンブックス)	80844-07-1	1%	1%		m-キシレン	108-38-3		
87	エピクロヒドリン	106-89-8	0.1%	0.1%		p-キシレン	106-42-3		
88	1, 2-エポキシ-3-イソプロポキシプロパン	4016-14-2	1%	1%	137	銀及びその水溶性化合物	*	1%	0.1%
89	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	765-34-4	1%	0.1%	138	クメン	98-82-8	1%	0.1%
90	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5	0.1%	0.1%	139	グルタルアルデヒド	111-30-8	1%	0.1%
91	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	122-60-1	1%	0.1%	140	クレオソート油	61789-28-4	0.1%	0.1%
92	エタレー	1302-74-5	1%	1%		クレゾール	1319-77-3	1%	0.1%
93	エリオナイト	12510-42-8	0.1%	0.1%		o-クレゾール	95-48-7		
94	塩化亜鉛	7646-85-7	1%	0.1%		m-クレゾール	108-39-4	1%	0.1%
95	塩化アリル	107-05-1	1%	0.1%		p-クレゾール	106-44-5		
96	塩化アンモニウム	12125-02-9	1%	1%	141	クロム及びその化合物(クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。)	*	1%	0.1%
97	塩化シアン	506-77-4	1%	1%		クロム酸及びクロム酸塩	*	0.1%	0.1%
98	塩化水素	7647-01-0	0.2%	0.1%		重クロム酸及び重クロム酸塩	*	0.1%	0.1%
99	塩化チオニル	7719-09-7	1%	1%	143	クロアセチルニクロリド	79-04-9	1%	1%
100	塩化ビニル	75-01-4	0.1%	0.1%	144	クロアセトアルデヒド	107-20-0	1%	0.1%
101	塩化ベンジル	100-44-7	1%	0.1%	145	クロアセトン	78-95-5	1%	1%
102	塩化ベンゾイル	98-88-4	1%	1%	146	クロロエタン(別名塩化エチル)	75-00-3	1%	0.1%
103	塩化ホスホリル	10025-87-3	1%	1%	147	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン(別名アトラジン)	1912-24-9	1%	0.1%
104	塩素	7782-50-5	1%	1%	148	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	95-83-0	1%	0.1%
105	塩素化カンフェン(別名トキサフェン)	8001-35-2	1%	0.1%	148-2	クロロ酢酸	79-11-8	1%	1%
106	塩素化ジフェニルオキシド	31242-93-0	1%	1%	149	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	75-45-6	1%	0.1%
107	黄りん	12185-10-3	1%	0.1%	150	2-クロロ-6-トリクロロメチルピリジン(別名ニトラピリン)	1929-82-4	1%	1%
108	4, 4' -オキシビス(2-クロロアニリン)	28434-86-8	1%	0.1%	151	2-クロロ-1, 1, 2-トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル(別名エンフルラン)	13838-16-9	1%	0.1%
109	オキシビス(チオホスホン酸)O, O, O', O' -テトラエチル(別名スルホテップ)	3689-24-5	1%	0.1%	152	1-クロロ-1-ニトロプロパン	600-25-9	1%	1%
110	4, 4' -オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	80-51-3	1%	1%	153	クロロピクリン	76-06-2	1%	1%
111	オキシビスホスホン酸四ナトリウム	7722-88-5	1%	1%		クロロフェノール	25167-80-0		
112	オクタクロロナフタレン	2234-13-1	1%	1%		o-クロロフェノール	95-57-8	1%	0.1%
113	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)	57-74-9	1%	0.1%		m-クロロフェノール	108-43-0		
114	2-オクタノール	123-96-6	1%	1%		p-クロロフェノール	106-48-9		
115	オクタン	111-65-9他	1%	1%	155	2-クロロ-1, 3-ブタジエン	126-99-8	1%	0.1%
116	オゾン	10028-15-6	1%	0.1%	155-2	1-クロロ-2-プロパノール	127-00-4	1%	1%
117	オメガ-クロロアセトフェノン	532-27-4	1%	0.1%	155-3	2-クロロ-1-プロパノール	78-89-7	1%	1%
118	オーラミン	492-80-8	1%	0.1%	156	2-クロロプロピオン酸	598-78-7	1%	1%
119	オルト-アニシジン	90-04-0	1%	0.1%	157	2-クロロベンジリデンマロニトリアル	2698-41-1	1%	1%
120	オルト-クロロスチレン	2039-87-4	1%	1%	158	クロロベンゼン	108-90-7	1%	0.1%
121	オルト-クロロトルエン	95-49-8	1%	1%	159	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)	76-15-3	1%	1%
122	オルト-ジクロロベンゼン	95-50-1	1%	1%	160	クロロホルム	67-66-3	1%	0.1%
123	オルト-セカンダリーブチルフェノール	89-72-5	1%	1%	161	クロロメタン(別名塩化メチル)	74-87-3	0.3%	0.1%
124	オルト-ニトロアニソール	91-23-6	1%	0.1%	162	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	95-69-2 3165-93-3	0.1%	0.1%
125	オルト-フタジニトリル	91-15-6	1%	1%	162	O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O', O' -ジエチル=ホスホロチオアート	56-72-4	1%	1%
126	過酸化水素	7722-84-1	1%	0.1%	163	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	0.1%	0.1%
127	ガソリン	8006-61-9	1%	0.1%	164	軽油	64741-44-2	1%	0.1%
128	カテコール	120-80-9	1%	0.1%	165	けつ岩油	68308-34-9	0.1%	0.1%
129	カドミウム及びその化合物	*	0.1%	0.1%	165-2	結晶質シリカ	14808-60-7他	0.1%	0.1%
130	カーボンブラック	1333-86-4	1%	0.1%	166	ケテン	463-51-4	1%	1%
131	カルシウムシアナミド	156-62-7	1%	1%	167	ゲルマン	7782-65-2	1%	1%
132	ぎ酸	64-18-6	1%	1%	168	鉱油	*	1%	0.1%
133	ぎ酸エチル	109-94-4	1%	1%	169	五塩化りん	10026-13-8	1%	1%
134	ぎ酸メチル	107-31-3	1%	1%	170	固形パラフィン	8002-74-2	1%	1%
	キシリジン	1300-73-8			171	五酸化バナジウム	1314-62-1	0.1%	0.1%
	2, 3-キシリジン	87-59-2			172	コバルト及びその化合物	*	0.1%	0.1%
	2, 4-キシリジン	95-68-1			173	五弗化臭素	7789-30-2	1%	1%
135	2, 5-キシリジン	95-78-3	1%	0.1%	174	コールタール	*	0.1%	0.1%
	2, 6-キシリジン	87-62-7			175	コールタールナフサ	*	1%	1%
	3, 4-キシリジン	95-64-7			176	酢酸	64-19-7	1%	1%
	3, 5-キシリジン	108-69-0							



表示・通知義務対象物質(3)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 値切値	SDS 値切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 値切値	SDS 値切値
177	酢酸エチル	141-78-6	1%	1%	227	1, 4-ジオキサン	123-91-1	1%	0.1%
178	酢酸1, 3-ジメチルブチル	108-84-9	1%	1%	228	1, 4-ジオキサン-2, 3-ジメチルジチオホス(チオホスホン酸)O, O', O' -テトラエチル(別名ジオキサチオン)	78-34-2	1%	1%
179	酢酸鉛	301-04-2	0.3%	0.1%	229	1, 3-ジオキサラン	646-06-0	1%	0.1%
180	酢酸ビニル	108-05-4	1%	0.1%	230	シクロヘキサノール	108-93-0	1%	0.1%
181	酢酸ブチル	下記	1%	1%	231	シクロヘキサノン	108-94-1	1%	0.1%
	酢酸n-ブチル	123-86-4			232	シクロヘキサノール	110-82-7	1%	1%
	酢酸イソブチル	110-19-0			233	シクロヘキサニルアミン	108-91-8	0.1%	0.1%
	酢酸tert-ブチル	540-88-5			234	2-シクロヘキサニルピフェニル	10470-01-6	1%	0.1%
	酢酸sec-ブチル	105-46-4			235	シクロヘキサセン	110-83-8	1%	1%
182	酢酸プロピル	下記	1%	1%	236	シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	12079-65-1	1%	1%
	酢酸n-プロピル	109-60-4			237	シクロペンタジエン	542-92-7	1%	1%
	酢酸イソプロピル	108-21-4			238	シクロペンタン	287-92-3	1%	1%
183	酢酸ベンジル	140-11-4	1%	1%	239	ジクロロアセチレン	7572-29-4	1%	1%
184	酢酸ペンチル(別名酢酸アミル)	628-63-7他	1%	0.1%	ジクロロエタン	下記	1%	0.1%	
	酢酸n-ペンチル(別名酢酸n-アミル)	628-63-7			240	1, 1-ジクロロエタン			75-34-3
	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	123-92-2			1, 2-ジクロロエタン	107-06-2			
185	酢酸メチル	79-20-9	1%	1%	ジクロロエチレン	下記	1%	0.1%	
186	サチライシン	9014-01-1	1%	0.1%	241	1, 1-ジクロロエチレン			75-35-4
187	三塩化りん	7719-12-2	1%	1%	1, 2-ジクロロエチレン	540-59-0			
188	酸化亜鉛	1314-13-2	1%	0.1%	241-2	ジクロロ酢酸	79-43-6	1%	0.1%
189	酸化アルミニウム	1344-28-1	1%	1%	242	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	0.1%	0.1%
190	酸化カルシウム	1305-78-8	1%	1%	243	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	75-71-8	1%	1%
191	酸化チタン(IV)	13463-67-7	1%	0.1%	244	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン	118-52-5	1%	1%
192	酸化鉄	1309-37-1	1%	1%	245	3, 5-ジクロロ-2, 6-ジメチル-4-ピリジノール(別名クロピドール)	2971-90-6	1%	1%
193	1, 2-酸化ブチレン	106-88-7	1%	0.1%	246	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	76-14-2	1%	1%
194	酸化プロピレン	75-56-9	0.1%	0.1%	247	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	306-83-2	1%	1%
195	酸化メチル	141-79-7	1%	0.1%	248	1, 1-ジクロロ-1-ニトロエタン	594-72-9	1%	1%
196	三酸化二ほう素	1303-86-2	1%	1%	249	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素(別名ジウロン)	330-54-1	1%	1%
197	三臭化ほう素	10294-33-4	1%	1%	250	2, 4-ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム	136-78-7	1%	1%
197-2	三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%	0.1%	251	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	94-75-7	1%	0.1%
198	三弗化塩素	7790-91-2	1%	1%	252	1, 4-ジクロロ-2-ブテン	764-41-0	0.1%	0.1%
199	三弗化ほう素	7637-07-2	1%	1%	253	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	75-43-4	1%	0.1%
200	次亜塩素酸カルシウム	7778-54-3	1%	0.1%	254	1, 2-ジクロロプロパン	78-87-5	0.1%	0.1%
201	N, N'-ジアセチルベンジジン	613-35-4	1%	0.1%	255	2, 2-ジクロロプロピオン酸	75-99-0	1%	1%
202	ジアセトンアルコール	123-42-2	1%	0.1%	256	1, 3-ジクロロプロペン	542-75-6	1%	0.1%
203	ジアゾメタン	334-88-3	0.2%	0.1%	257	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	75-09-2	1%	0.1%
204	シアナミド	420-04-2	1%	0.1%	258	四酸化オスミウム	20816-12-0	1%	1%
205	2-シアノアクリル酸エチル	7085-85-0	1%	0.1%	259	ジシアン	460-19-5	1%	1%
206	2-シアノアクリル酸メチル	137-05-3	1%	0.1%	260	ジシクロペンタジエニル鉄	102-54-5	1%	1%
207	2, 4-ジアミノアノール	615-05-4	1%	0.1%	261	ジシクロペンタジエン	77-73-6	1%	1%
208	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4	1%	0.1%	262	2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	128-37-0	1%	0.1%
209	4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1	1%	0.1%	263	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	50512-35-1	1%	1%
210	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0	1%	0.1%	264	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-ノルマル-プロピル(別名スルプロホス)	35400-43-2	1%	1%
211	2, 4-ジアミトレン	95-80-7	1%	0.1%	265	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名ジスルホトン)	298-04-4	1%	0.1%
212	四アルキル鉛	*	-	0.1%	266	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-エチルチオメチル(別名ホレート)	298-02-2	1%	0.1%
213	シアン化カリウム	151-50-8	1%	1%	266-2	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル)(別名テルプロホス)	13071-79-9	1%	0.1%
214	シアン化カルシウム	592-01-8	1%	1%	267	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[[4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3(4H)-イル]メチル](別名アジホスメチル)	86-50-0	1%	0.1%
215	シアン化水素	74-90-8	1%	1%	268	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	121-75-5	1%	0.1%
216	シアン化ナトリウム	143-33-9	1%	0.1%	269	ジナトリウム=4-[(2, 4-ジメチルフェニル)アゾ]-3-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート(別名ボンソー-MX)	3761-53-3	1%	0.1%
217	ジイソブチルケトン	108-83-8	1%	1%	270	ジナトリウム=8-[[3, 3'-ジメチル-4'-[[4-[[4-メチルフェニル]スルホニル]オキシ]フェニル]アゾ][1, 1'-ピフェニル]-4-イル]アゾ]-7-ヒドロキシ-1, 3-ナフタレンジスルホナート(別名Clアシッド114)	6459-94-5	1%	0.1%
218	ジイソプロピルアミン	108-18-9	1%	1%	271	ジナトリウム=3-ヒドロキシ-4-[(2, 4, 5-トリメチルフェニル)アゾ]-2, 7-ナフタレンジスルホナート(別名ボンソー-3R)	3564-09-8	1%	0.1%
219	ジエタノールアミン	111-42-2	1%	0.1%	272	2, 4-ジニトロルエン	121-14-2	1%	0.1%
220	2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8	1%	1%					
221	ジエチルアミン	109-89-7	1%	1%					
222	ジエチルケトン	96-22-0	1%	1%					
223	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)	56-38-2	1%	0.1%					
224	1, 2-ジエチルヒドラジン	1615-80-1	1%	0.1%					
224-2	N, N'-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%	1%					
224-3	ジエチルグリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1%	1%					
225	ジエチレントリアミン	111-40-0	0.3%	0.1%					
226	四塩化炭素	56-23-5	1%	0.1%					

表示・通知義務対象物質(4)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
273	ジニトロベンゼン	25154-54-5	1%	0.1%	323	スチレン	100-42-5	0.3%	0.1%
274	2-(ジ-ノルマル-ブチルアミノ)エタノール	102-81-8	1%	1%	324	ステアリン酸亜鉛	557-05-1	1%	1%
275	ジ-ノルマル-プロピルケトン	123-19-3	1%	1%	325	ステアリン酸ナトリウム	822-16-2	1%	1%
276	ジピニルベンゼン	1321-74-0	1%	0.1%	326	ステアリン酸鉛	1072-35-1	0.1%	0.1%
277	ジフェニルアミン	122-39-4	1%	0.1%	327	ステアリン酸マグネシウム	557-04-0	1%	1%
278	ジフェニルエーテル	101-84-8	1%	1%	328	ストリキニーネ	57-24-9	1%	1%
279	1, 2-ジプロモエタン(別名EDB)	106-93-4	0.1%	0.1%	329	石油エーテル	*	1%	1%
280	1, 2-ジプロモ-3-クロロプロパン	96-12-8	0.1%	0.1%	330	石油ナフサ	*	1%	1%
281	ジプロモジフルオロメタン	75-61-6	1%	1%	331	石油ベンジン	*	1%	1%
282	ジベンゾイルペルオキシド	94-36-0	1%	0.1%	332	セスキ炭酸ナトリウム	533-96-0	1%	1%
283	ジボラン	19287-45-7	1%	1%	333	セレン及びその化合物	*	1%	0.1%
284	N, N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	1%	0.1%	334	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン(別名プロフェジン)	69327-76-0	1%	1%
285	N, N-ジメチルアニリン	121-69-7	1%	1%	335	タリウム及びその水溶性化合物	*	0.1%	0.1%
286	[4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[[エチル(3-スルホベンジル)アミノ]フェニル]メチリデン]シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イリデン](エチル)(3-スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩(別名ベンジルバイオレット4B)	1694-09-3	1%	0.1%	336	炭化けい素	409-21-2	0.1%	0.1%
287	ジメチルアミン	124-40-3	1%	0.1%	337	タングステン及びその水溶性化合物	*	1%	1%
288	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)	8022-00-2	1%	0.1%	338	タンタル及びその酸化物	*	1%	1%
289	ジメチルエトキシシラン	14857-34-2	1%	0.1%	339	チオジ(パラ-フェニレン)-ジオキシ-ビス(チオホスホン酸)O, O, O', O' -テトラメチル(別名テメホス)	3383-96-8	1%	1%
290	ジメチルカルバモイルニクロリド	79-44-7	0.1%	0.1%	340	チオ尿素	62-56-6	1%	0.1%
291	ジメチル-2, 2-ジクロロピニルホスフェイト(別名DDVP)	62-73-7	1%	0.1%	341	4, 4' -チオビス(6-ターシャリーブチル-3-メチルフェノール)	96-69-5	1%	1%
292	ジメチルジスルフィド	624-92-0	1%	0.1%	342	チオフェノール	108-98-5	1%	0.1%
292	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)	52-68-6	1%	0.1%	343	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリジニル)(別名ダイアジノン)	333-41-5	1%	0.1%
293	N, N-ジメチルニトロソアミン	62-75-9	0.1%	0.1%	344	チオリン酸O, O-ジエチル-エチルチオエチル(別名ジメトン)	8065-48-3	1%	0.1%
294	ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)	298-00-0	1%	0.1%	345	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	119-12-0	1%	1%
295	ジメチルヒドラジン	下記			346	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	2921-88-2	1%	1%
295	1, 1-ジメチルヒドラジン	57-14-7	0.1%	0.1%	347	チオリン酸O, O-ジエチル-O-[4-(メチルスルフィニル)フェニル](別名フェンスルホチオン)	115-90-2	1%	1%
295	1, 2-ジメチルヒドラジン	540-73-8			348	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(2, 4, 5-トリクロロフェニル)(別名ロンネル)	299-84-3	1%	0.1%
296	1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート)	1910-42-5	1%	1%	349	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン)	122-14-5	1%	1%
297	1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム2メタンスルホン酸塩	2074-50-2	1%	1%	350	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン)	55-38-9	1%	0.1%
298	2-(4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルアミノ)カルボニルアミノスルフォニル安息香酸メチル(別名スルホメチル)	74222-97-2	1%	0.1%	351	デカボラン	17702-41-9	1%	1%
299	N, N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	0.3%	0.1%	352	鉄水溶性塩	*	1%	1%
300	1-[(2, 5-ジメトキシフェニル)アゾ]-2-ナフトール(別名シトラスレッドナンバー2)	6358-53-8	1%	0.1%	353	1, 4, 7, 8-テトラアミノアントラキノン(別名ジスバースブルー1)	2475-45-8	1%	0.1%
301	臭化エチル	74-96-4	1%	0.1%	354	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	97-77-8	1%	0.1%
302	臭化水素	10035-10-6	1%	1%	355	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)	107-49-3	1%	1%
303	臭化メチル	74-83-9	1%	0.1%	356	テトラエトキシシラン	78-10-4	1%	1%
304	しゅう酸	144-62-7	1%	0.1%	357	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	79-34-5	1%	0.1%
305	臭素	7726-95-6	1%	1%	358	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル)	2425-06-1	0.1%	0.1%
306	臭素化ビフェニル	*	1%	0.1%	359	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	127-18-4	0.1%	0.1%
307	硝酸	7697-37-2	1%	1%	360	4, 5, 6, 7-テトラクロロ-1, 3-ジヒドロベンゾ[c]フラン-2-オン(別名フサライド)	27355-22-2	1%	1%
308	硝酸アンモニウム	6484-52-2	—	—	361	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	76-12-0	1%	1%
309	硝酸ノルマル-プロピル	627-13-4	1%	1%	362	2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシン	1746-01-6	0.1%	0.1%
310	しょう脳	76-22-2	1%	1%	363	テトラクロロナフタレン	1335-88-2	1%	1%
311	シラン	7803-62-5	1%	1%	364	テトラナトリウム=3, 3' -[[3, 3' -ジメチル-4, 4' -ビフェニル]ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名トリランブルー)	72-57-1	1%	0.1%
313	ジルコニウム化合物	*	1%	1%	365	テトラナトリウム=3, 3' -[[3, 3' -ジメチル-4, 4' -ビフェニル]ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名Oダイレクトブルー-15)	2429-74-5	1%	0.1%
314	人造鉱物繊維(リフラクトリーセラミックファイバーを除く。)	*	1%	1%	366	テトラニトロメタン	509-14-8	1%	0.1%
314	リフラクトリーセラミックファイバー	142844-00-6	1%	0.1%	367	テトラヒドロフラン	109-99-9	1%	0.1%
315	水銀及びその無機化合物	*	0.3%	0.1%	367-2	テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%	0.1%
316	水酸化カリウム	1310-58-3	1%	1%	368	テトラフルオロエチレン	116-14-3	1%	0.1%
317	水酸化カルシウム	1305-62-0	1%	1%					
318	水酸化セシウム	21351-79-1	1%	1%					
319	水酸化ナトリウム	1310-73-2	1%	1%					
320	水酸化リチウム	1310-65-2	0.3%	0.1%					
320-2	水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%	1%					
321	水素化リチウム	7580-67-8	0.3%	0.1%					
322	すず及びその化合物	*	1%	0.1%					

表示・通知義務対象物質(5)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 据切値	SDS 据切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 据切値	SDS 据切値
369	1, 1, 2, 2-テトラプロモエタン	79-27-6	1%	1%	420	5-ニトロアセナフテン	602-87-9	1%	0.1%
370	テトラプロモメタン	558-13-4	1%	1%	421	ニトロエタン	79-24-3	1%	1%
371	テトラメチルこはく酸ニトリル	3333-52-6	1%	1%	422	ニトログリコール	628-96-6	1%	1%
372	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	137-26-8	0.1%	0.1%	423	ニトログリセリン	55-63-0	—	—
373	テトラメトキシシラン	681-84-5	1%	1%	424	ニトロセルローズ	9004-70-0	—	—
374	テトリル	479-45-8	1%	0.1%	425	N-ニトロソモルホリン	59-89-2	1%	0.1%
375	テルフェニル	26140-60-3	1%	1%		ニトロトルエン	1321-12-6		
376	テルル及びその化合物	*	1%	0.1%	426	o-ニトロトルエン	88-72-2	0.1%	0.1%
377	テレピン油	8006-64-2	1%	0.1%		m-ニトロトルエン	99-08-1		
378	テレフタル酸	100-21-0	1%	1%		p-ニトロトルエン	99-99-0		
379	銅及びその化合物	*	1%	0.1%	427	ニトロプロパン	下記		
380	灯油	8008-20-6	1%	0.1%		1-ニトロプロパン	108-03-2	1%	0.1%
381	トリエタノールアミン	102-71-6	1%	0.1%		2-ニトロプロパン	79-46-9		
382	トリエチルアミン	121-44-8	1%	1%	428	ニトロベンゼン	98-95-3	1%	0.1%
	トリクロロエタン	下記			429	ニトロメタン	75-52-5	1%	0.1%
383	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	1%	0.1%	430	乳酸ノルマループチル	138-22-7	1%	1%
	1, 1, 2-トリクロロエタン	79-00-5			431	二硫化炭素	75-15-0	0.3%	0.1%
384	トリクロロエチレン	79-01-6	0.1%	0.1%	432	ノナン	111-84-2他	1%	1%
385	トリクロロ酢酸	76-03-9	1%	0.1%	433	ノルマループチルアミン	109-73-9	1%	1%
386	1, 1, 2-トリクロロ-1, 2, 2-トリフルオロエタン	76-13-1	1%	1%	434	ノルマループチルエチルケトン	106-35-4	1%	1%
387	トリクロロナフタレン	1321-65-9	1%	1%	435	ノルマループチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	2426-08-6	1%	0.1%
388	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT)	50-29-3	0.1%	0.1%	436	N-[1-(N-ノルマループチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	17804-35-2	0.1%	0.1%
389	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メキシクロル)	72-43-5	1%	0.1%	437	白金及びその水溶性塩	*	1%	0.1%
390	2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸	93-76-5	0.3%	0.1%	438	ハフニウム及びその化合物	*	1%	1%
391	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	75-69-4	1%	0.1%	439	パラ-アニシジン	104-94-9	1%	1%
392	1, 2, 3-トリクロロプロパン	96-18-4	0.1%	0.1%	440	パラ-クロロアニリン	106-47-8	1%	0.1%
393	1, 2, 4-トリクロロベンゼン	120-82-1	1%	1%	441	パラ-ジクロロベンゼン	106-46-7	0.3%	0.1%
394	トリクロロメチルスルフェニルクロリド	594-42-3	1%	1%	442	パラ-ジメチルアミノアソベンゼン	60-11-7	1%	0.1%
395	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタン)	133-06-2	1%	0.1%	443	パラ-ターシャリ-ブチルトルエン	98-51-1	0.3%	0.1%
396	トリシクロヘキシルすず=ヒドロキシド	13121-70-5	1%	1%	444	パラ-ニトロアニリン	100-01-6	1%	0.1%
397	1, 3, 5-トリ(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	2451-62-9	0.1%	0.1%	445	パラ-ニトロクロロベンゼン	100-00-5	1%	0.1%
398	トリス(N, N-ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーバム)	14484-64-1	1%	0.1%	446	パラ-フェニルアゾアニリン	60-09-3	1%	0.1%
399	トリニトロトルエン	118-96-7	1%	0.1%	447	パラ-ベンゾキノ	106-51-4	1%	1%
400	トリフェニルアミン	603-34-9	1%	1%	448	パラ-メトキシフェノール	150-76-5	1%	1%
401	トリプロモメタン	75-25-2	1%	0.1%	449	バリウム及びその水溶性化合物	*	1%	1%
402	2-トリメチルアセチル-1, 3-インダンジオン	83-26-1	1%	1%	450	ピクリン酸	88-89-1	—	—
403	トリメチルアミン	75-50-3	1%	1%	451	ビス(2, 3-エポキシプロピル)エーテル	2238-07-5	1%	1%
404	トリメチルベンゼン	25551-13-7	1%	1%	452	1, 3-ビス[(2, 3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	101-90-6	1%	0.1%
405	トルンジソシアネート	26471-62-5他	1%	0.1%	453	ビス(2-クロロエチル)エーテル	111-44-4	1%	1%
	トルイジン	26915-12-8			454	ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)	505-60-2	0.1%	0.1%
406	o-トルイジン	95-53-4	0.1%	0.1%	455	N, N-ビス(2-クロロエチル)メチルアミン-N-オキシド	126-85-2	0.1%	0.1%
	m-トルイジン	108-44-1			456	ビス(ジチオリン酸)S, S'-メチレン-O, O, O', O'-テトラエチル(別名エチオン)	563-12-2	1%	1%
	p-トルイジン	106-49-0			457	ビス(2-ジメチルアミノエチル)エーテル	3033-62-3	1%	1%
407	トルエン	108-88-3	0.3%	0.1%	458	砒素及びその化合物	*	0.1%	0.1%
408	ナフタレン	91-20-3	1%	0.1%	459	ヒドラジン	302-01-2	1%	0.1%
409	1-ナフチルチオ尿素	86-88-4	1%	1%	460	ヒドラジン-水和物	7803-57-8	1%	0.1%
410	1-ナフチル-N-メチルカルバメート(別名カルバリル)	63-25-2	1%	1%	461	ヒドロキノ	123-31-9	0.1%	0.1%
411	鉛及びその無機化合物	*	0.1%	0.1%	462	4-ピニル-1-シクロヘキセン	100-40-3	1%	0.1%
412	二亜硫酸ナトリウム	7681-57-4	1%	1%	463	4-ピニルシクロヘキセンジオキシド	106-87-6	1%	0.1%
413	ニコチン	54-11-5	1%	0.1%	464	ピニルトルエン	25013-15-4	1%	1%
414	二酸化硫黄	7446-09-5	1%	1%	464-2	N-ピニル-2-ピロリドン	88-12-0	1%	0.1%
415	二酸化塩素	10049-04-4	1%	1%	465	ピフェニル	92-52-4	1%	0.1%
416	二酸化窒素	10102-44-0	1%	0.1%	466	ピペラジン二塩酸塩	142-64-3	1%	1%
417	二硝酸プロピレン	6423-43-4	1%	1%	467	ピリジン	110-86-1	1%	0.1%
	ニッケル	7440-02-0	1%	0.1%	468	ピレトラム	8003-34-7	1%	0.1%
418	ニッケル化合物	*	0.1%	0.1%	468-2	フェニルイソシアネート	103-71-9	1%	0.1%
	ニッケルカルボニル	13463-39-3			469	フェニルオキシラン	96-09-3	0.1%	0.1%
419	ニトロ三酢酸	139-13-9	1%	0.1%	470	フェニルヒドラジン	100-63-0	1%	0.1%
					471	フェニルホスフィン	638-21-1	1%	0.1%

表示・通知義務対象物質(6)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
472	フェニレンジアミン	25265-76-3	1%	0.1%
	o-フェニレンジアミン	95-54-5		
	m-フェニレンジアミン	108-45-2		
	p-フェニレンジアミン	106-50-3		
473	フェノチアジン	92-84-2	1%	1%
474	フェノール	108-95-2	0.1%	0.1%
475	フェロバナジウム	12604-58-9	1%	1%
476	1, 3-ブタジエン	106-99-0	0.1%	0.1%
477	ブタノール	下記	1%	0.1%
	1-ブタノール	71-36-3		
	2-ブタノール	78-92-2		
	イソブタノール(イソブチルアルコール)	78-83-1		
	tert-ブタノール	75-65-0		
478	フタル酸ジエチル	84-66-2	1%	0.1%
479	フタル酸ジ-n-ブチル	84-74-2	0.3%	0.1%
480	フタル酸ジメチル	131-11-3	1%	1%
481	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP)	117-81-7	0.3%	0.1%
482	ブタン	106-97-8他	1%	1%
482-2	2, 3-ブタンジオン(別名ジアセチル)	431-03-8	1%	0.1%
483	1-ブタンチオール	109-79-5	1%	1%
484	弗化カルボニル	353-50-4	1%	1%
485	弗化ビニリデン	75-38-7	1%	1%
486	弗化ビニル	75-02-5	0.1%	0.1%
487	弗素及びその水溶性無機化合物	*	1%	0.1%
	弗化水素	7664-39-3		
488	2-ブテナール	123-73-9	0.1%	0.1%
488-2	ブテン	25167-67-3	1%	1%
	1-ブテン	106-98-9		
	2-ブテン	107-01-7		
	イソブテン	115-11-7		
489	フルオロ酢酸ナトリウム	62-74-8	1%	1%
490	フルフラール	98-01-1	1%	0.1%
491	フルフリルアルコール	98-00-0	1%	1%
492	1, 3-プロパンスルホン	1120-71-4	0.1%	0.1%
492-2	プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%	1%
493	プロピオン酸	79-09-4	1%	1%
494	プロピルアルコール	下記	1%	0.1%
	n-プロピルアルコール	71-23-8		
	イソプロピルアルコール	67-63-0		
495	プロピレンイミン	75-55-8	1%	0.1%
496	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2	1%	1%
497	2-プロピノー1-オール	107-19-7	1%	1%
497-2	プロペン	115-07-1	1%	1%
498	プロモエチレン	593-60-2	0.1%	0.1%
499	2-プロモ-2-クロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名ハロタン)	151-67-7	1%	0.1%
500	プロモクロメタン	74-97-5	1%	1%
501	プロモジクロメタン	75-27-4	1%	0.1%
502	5-プロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン(別名プロマシル)	314-40-9	1%	0.1%
503	プロモトリフルオロメタン	75-63-8	1%	1%
503-2	1-プロモプロパン	106-94-5	1%	0.1%
504	2-プロモプロパン	75-26-3	0.3%	0.1%
504-2	3-プロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)	106-95-6	1%	1%
505	ヘキサクロエタン	67-72-1	1%	0.1%
506	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-6, 7-エポキシ-1, 4-4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名デイルドリン)	60-57-1	0.3%	0.1%
	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン)	72-20-8		

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
508	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロシクロヘキサン(別名リンデン)	608-73-1 58-89-9	1%	0.1%
509	ヘキサクロシクロペンタジエン	77-47-4	1%	0.1%
510	ヘキサクロナフタレン	1335-87-1	1%	1%
511	1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロピシクロ[2, 2, 1]-5-ヘプテン-2, 3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	115-28-6	1%	0.1%
512	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)	309-00-2	1%	0.1%
513	ヘキサクロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド(別名ベンゾエピン)	115-29-7	1%	1%
514	ヘキサクロベンゼン	118-74-1	0.3%	0.1%
515	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン(別名シクロナイト)	121-82-4	1%	1%
516	ヘキサフルオロアセトン	684-16-2	1%	0.1%
516-2	ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1%	1%
516-3	ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1%	1%
517	ヘキサメチルホスホリックトリアミド	680-31-9	0.1%	0.1%
518	ヘキサメチレンジアミン	124-09-4	1%	0.1%
519	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	822-06-0	1%	0.1%
520	ヘキサン	110-54-3他	1%	0.1%
	n-ヘキサン	110-54-3		
521	1-ヘキセン	592-41-6	1%	1%
522	ペーターブチロラクトン	3068-88-0 36536-46-6	1%	0.1%
523	ペータープロピオラクトン	57-57-8	0.1%	0.1%
524	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロ-2, 3-エポキシ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名ヘプタクロレエポキシド)	1024-57-3	0.3%	0.1%
525	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名ヘプタクロレ)	76-44-8	0.3%	0.1%
526	ヘプタン	142-82-5他	1%	1%
527	ペルオキシ二硫酸アンモニウム	7727-54-0	1%	0.1%
528	ペルオキシ二硫酸カリウム	7727-21-1	1%	0.1%
529	ペルオキシ二硫酸ナトリウム	7775-27-1	1%	0.1%
530	ペルフルオロオクタジエン酸	335-67-1	0.3%	0.1%
	ペルフルオロオクタジエン酸アンモニウム塩	3825-26-1	1%	0.1%
531	ベンゼン	71-43-2	0.1%	0.1%
532	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	552-30-7	1%	0.1%
533	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	1%	0.1%
534	ベンゾ[a]ピレン	50-32-8	0.1%	0.1%
535	ベンゾフラン	271-89-6	1%	0.1%
536	ベンゾ[e]フルオラセン	205-99-2	0.1%	0.1%
537	ペンタクロナフタレン	1321-64-8	1%	1%
538	ペンタクロニトロベンゼン	82-68-8	1%	0.1%
539	ペンタクロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	87-86-5 131-52-2	0.3%	0.1%
540	1-ペンタナール	110-62-3	1%	1%
541	1, 1, 3, 3, 3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン(別名PFIB)	382-21-8	1%	1%
542	ペンタボラン	19624-22-7	1%	1%
543	ペンタン	109-66-0他	1%	1%
544	ほう酸	10043-35-3	0.3%	0.1%
	ほう酸ナトリウム	1303-96-4	1%	0.1%
545	ホスゲン	75-44-5	1%	1%
545-2	ポルトランドセメント	65997-15-1	1%	1%
546	(2-ホルミルヒドラジン)-4-(5-ニトロ-2-フリル)チアゾール	3570-75-0	1%	0.1%
547	ホルムアミド	75-12-7	0.3%	0.1%
548	ホルムアルデヒド	50-00-0	0.1%	0.1%
549	マゼンタ	632-99-5	1%	0.1%
550	マンガン	7439-96-5	0.3%	0.1%
	無機マンガン化合物	*		
551	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)	64742-47-8	1%	1%

表示・通知義務対象物質(7)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
552	無水酢酸	108-24-7	1%	1%
553	無水フタル酸	85-44-9	1%	0.1%
554	無水マレイン酸	108-31-6	1%	0.1%
555	メタキシルレンジアミン	1477-55-0	1%	0.1%
556	メタクリル酸	79-41-4	1%	1%
557	メタクリル酸メチル	80-62-6	1%	0.1%
558	メタクリロニトリル	126-98-7	0.3%	0.1%
559	メタジシアノベンゼン	626-17-5	1%	1%
560	メタノール	67-56-1	0.3%	0.1%
561	メタンスルホン酸エチル	62-50-0	0.1%	0.1%
562	メタンスルホン酸メチル	66-27-3	0.1%	0.1%
563	メチラール	109-87-5	1%	1%
564	メチルアセチレン	74-99-7	1%	1%
565	N-メチルアニリン	100-61-8	1%	1%
566	2, 2' -[[4-(メチルアミノ)-3-ニトロフェニル]アミノ]ジエタノール(別名HCブルーナンバー1)	2784-94-3	1%	0.1%
567	N-メチルアミノホスホン酸O-(4-ターシャリーブチル-2-クロロフェニル)-O-メチル(別名クルホメート)	299-86-5	1%	1%
568	メチルアミン	74-89-5	0.1%	0.1%
569	メチルイソブチルケトン	108-10-1	1%	0.1%
570	メチルエチルケトン	78-93-3	1%	1%
571	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルオキシフェニル(別名プロボキシル)	114-26-1	0.1%	0.1%
572	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	1563-66-2	1%	1%
573	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル(別名フェノプロカルブ)	3766-81-2	1%	1%
574	メチルシクロヘキサノール	25639-42-3他	1%	1%
575	メチルシクロヘキサノン	1331-22-2他	1%	1%
576	メチルシクロヘキサン	108-87-2	1%	1%
577	2-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	12108-13-3	1%	1%
578	2-メチル-4, 6-ジニトロフェノール	534-52-1	0.1%	0.1%
579	2-メチル-3, 5-ジニトロベンズアミド(別名ジニトロミド)	148-01-6	1%	1%
580	メチルターシャリーブチルエーテル(別名MTBE)	1634-04-4	1%	0.1%
581	5-メチル-1, 2, 4-トリアゾロ[3, 4-b]ベンゾチアゾール(別名トリンクラゾール)	41814-78-2	1%	1%
582	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	97-56-3	0.1%	0.1%
582-2	メチルナフタレン	下記		
	1-メチルナフタレン	90-12-0	1%	1%
	2-メチルナフタレン	91-57-6		
582-3	2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1%	0.1%
583	2-メチル-1-ニトロアントラキノン	129-15-7	1%	0.1%
584	N-メチル-N-ニトロカルバミン酸エチル	615-53-2	1%	0.1%
585	メチルノルマルブチルケトン	591-78-6	1%	1%
586	メチルノルマルペンチルケトン	110-43-0	1%	1%
587	メチルヒドラジン	60-34-4	1%	0.1%
588	メチルピニルケトン	78-94-4	1%	0.1%
588-2	N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1%	0.1%
589	1-[(2-メチルフェニル)アゾ]-2-ナフトール(別名オイルオレンジSS)	2646-17-5	1%	0.1%
590	メチルプロピルケトン	107-87-9	1%	1%
591	5-メチル-2-ヘキサノン	110-12-3	1%	1%
592	4-メチル-2-ペンタノール	108-11-2	1%	1%
593	2-メチル-2, 4-ペンタンジオール	107-41-5	1%	1%
594	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル)	55814-41-0	1%	1%
595	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)	16752-77-5	1%	1%
596	メチルメルカプタン	74-93-1	1%	1%
597	4, 4' -メチレンジアニリン	101-77-9	1%	0.1%
598	メチレンビス(4, 1-シクロヘキシル)＝ジイソシアネート	5124-30-1	1%	0.1%
599	メチレンビス(4, 1-フェニル)＝ジイソシアネート(別名MDI) ※2	101-68-8	1%	0.1%

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
600	2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8	1%	0.1%
601	1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール	34590-94-8	1%	1%
601-2	2-メトキシ-2-メチルブタン(別名ターシャリーアミルメチルエーテル)	994-05-8	1%	0.1%
602	メルカプ酢酸	68-11-1	1%	0.1%
603	モリブデン及びその化合物	*	1%	0.1%
	酸化モリブデン(VI)(別名 三酸化モリブデン)	1313-27-5	1%	0.1%
604	モルホリン	110-91-8	1%	1%
606	沃素	7553-56-2	1%	0.1%
	沃素化合物(沃化物)	*	1%	1%
607	ヨードホルム	75-47-8	1%	1%
607-2	硫化カルボニル	463-58-1	1%	1%
608	硫化ジメチル	75-18-3	1%	1%
609	硫化水素	7783-06-4	1%	1%
610	硫化水素ナトリウム	16721-80-5	1%	1%
611	硫化ナトリウム	1313-82-2	1%	1%
612	硫化りん	1314-80-3 1314-85-8	1%	1%
613	硫酸	7664-93-9	1%	1%
614	硫酸ジイソプロピル	2973-10-6	1%	0.1%
615	硫酸ジエチル	64-67-5	0.1%	0.1%
616	硫酸ジメチル	77-78-1	0.1%	0.1%
617	りん化水素	7803-51-2	1%	1%
618	りん酸	7664-38-2	1%	1%
619	りん酸ジメチル	107-66-4	1%	1%
620	りん酸ジメチルマルブチル	2528-36-1	1%	1%
621	りん酸1, 2-ジプロモ-2, 2-ジクロロエチル＝ジメチル(別名ナレド)	300-76-5	1%	0.1%
622	りん酸ジメチル(E)-1-(N, N-ジメチルカルバモイル)-1-プロペン-2-イル(別名ジクロホス)	141-66-2	1%	1%
623	りん酸ジメチル(E)-1-(N-メチルカルバモイル)-1-プロペン-2-イル(別名モノクロホス)	6923-22-4	1%	1%
624	りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル(別名メピンホス)	7786-34-7	1%	1%
625	りん酸トリ(オルト-トリル)	78-30-8	1%	1%
626	りん酸トリス(2, 3-ジプロモプロピル)	126-72-7	0.1%	0.1%
627	りん酸トリノルマルブチル	126-73-8	1%	1%
628	りん酸トリフェニル	115-86-6	1%	1%
629	レソルシノール	108-46-3	1%	0.1%
630	六塩化ブタジエン	87-68-3	1%	0.1%
631	ロジウム及びその化合物	*	1%	0.1%
632	ロジン	8050-09-7	1%	0.1%
633	ロテノン	83-79-4	1%	1%

※1 番号39-2の「石綿分析用試料等」とは、石綿のうち労働安全衛生法施行令第16条第1項第4号イから八までに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限りま

※2 番号599の「MDI」は「4,4'-MDI」のみを指します。

※ 番号312、605は欠番です。

※ 「-」は裾切値の設定がないことを示します。

なお、ニトログリセリンを含有する製剤その他の物については、98%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもので、かつ、ニトログリセリンの含有量が0.1%未満のものは除きます。

※ CAS番号は参考として示したものです。構造異性体等が存在する場合異なるCAS番号が割り振られることがありますが、対象物質の当否の判断は物質名で行うものとします。

※ CAS 番号欄の「\*」は、該当物質が多数あるなどにより特定できないことを示します。

● 職場のあんぜんサイトもご利用ください。

職場のあんぜんサイト SDS

検索

## 厚生労働科学研究費補助金

### 分担研究報告書

## 労働安全衛生法第 6 章の逐条解説

分担研究者 阿部 理香 九州国際大学法学部法律学科

#### 研究要旨

労働安全衛生法第 6 章（第 59 条から第 63 条）は、労働災害の防止を目的として労働者の就業にあたっての措置について規定する。

労働災害は機械等の不備に起因する事故（物的要因）だけでなく、知識・経験の不足、スキルの未熟さ、コミュニケーション不足等に起因するヒューマンエラー（人的要因）によっても発生する。そこで、本章では、事業者に対し、新規雇入れ時や作業内容変更時、危険有害業務に労働者を従事させる際に安全衛生教育を実施することを義務づけ、重大な事故を招来しうる特定業務については就労制限を課し、中高年齢者等に対してはその心身の条件に配慮した配置をするよう事業者に求めている。

これらの規定は、安全衛生教育を労働災害防止の要と位置づけ、人的措置（ソフト面）により実効性を確保しようとするものである。とりわけ、労働力不足に伴い高年齢者の雇用促進が労働政策上の課題となっているわが国においては、中高年齢者等の安全衛生上の適正配置は、労働安全衛生行政上の具体的戦略として、今後さらに重要性を増していくものと思われる。もっとも、安全衛生上の配慮がとくに必要な労働者は、中高年齢者にとどまらない。中高年齢者「等」に該当するものとして、通達では身体障害者および出かせぎ労働者が挙げられているが、その範囲には検討の余地があると思われる。また、安全衛生教育が必要だとしても、その実効性をいかにして高めていくべきかについては、今後も検討すべき課題である。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第59条から63条について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

## C. 研究結果

### 0 はじめに

分担者は、労働安全衛生法の第6章「労働者の就業に当たつての措置」（第59条から第63条）を担当した。本章は、労働者の知識・経験不足に基づく労働災害の防止を目的としており、対象者や業務ごとに求められる安全衛生教育に関する規定が置かれている。

本章の全体的な構造を概観する。まず、実際に作業にあたる一般労働者を対象とするものとして、事業者は、労働者の新規雇入れ時または作業内容変更時に安全衛生教育を実施しなければならないとされ（第59条第1項、第2項）、また、一定の危険有害業務に労働者を新たに就かせる場合は、当該労働者に対して特別教育を実施すべきことが義務づけられている（第59条第3項）。

次に、現場を監督する者が労働災害防止に果たす役割が大きいことに鑑み、職長その他作業中の労働者を直接指導または監督する者に対して、指導・監督のための安全衛生教育を実施することを定める（第60条）。なお、現に危険有害業務に就いている労働者に対しては、（危険有害業務に就く際になされる教育だけでなく）安全衛生の水準向上のための継続的な安全衛生教育を実施するよう努めることとされ、技術の発展や新たな機械または設備の導入に対して、安全衛生上の観点からの対応が図られている（第60条の2）。

さらに、重大な事故を引き起こす危険性が高いと考えられる業務については、都道府県労働局長の免許を受けた者や技能講習を修了した者など、当該業務に就業できる者を一定の有資格者に限定することにより

労働災害防止を図っている（第61条）。加えて、中高年齢者その他労働災害を防止する上でその就業に当たって特に配慮を必要とする者については、心身の条件に応じた適正配置が事業者に求められている（第62条）。

最後に、事業者が行なう安全又は衛生のための教育の効果的実施を図るために、国としても政策等による援助を行う責務があることを定める。すなわち、国は、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めることが規定されている（第63条）。

## 1 第59条

### 1. 1 条文

（安全衛生教育）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

## 1. 2 趣旨と内容

### 1. 2. 1 第59条

#### 1. 2. 1. 1 趣旨

安全衛生教育及び研修は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するために実施されるものであり、教育機会を提供することにより、我が国の安全衛生水準の向上に大きく寄与することが期待されている<sup>1</sup>。

このうち、安衛法第59条は、事業者に対し、労働者を新たに雇い入れたとき、または作業内容を変更したときは安全衛生教育の実施が、そして、労働者を一定の危険または有害な業務に従事させるときは特別教育の実施を義務づけている。その趣旨は、事業場で取り扱われる機械・設備や原材料、作業環境の危険および有害性を労働者自身が認識したうえで、適切に作業を行えるために必要な安全衛生教育を施すことにより、労働災害の人的な要因を除去することである。

## 1. 2. 1. 2 内容

### 1. 2. 1. 2. 1 安全衛生教育の内容 ※1. 2. 1. 2. 2から入れ替え

労働者を新たに雇い入れた場合に事業者が行うべき安全衛生教育は、安衛則第35条に定められている。すなわち、①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事、②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事、③作業手順に関する事、④作業開始時の点検に関する事、⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事、⑥整理、整頓及び清潔の保持に関する事、⑦事故時等における応急措置及び退避に関する事、⑧その他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項に関するこ



とである。ただし、安衛令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、①～④を省略することができる（安衛則第35条2項）。もっとも、一部の項目について省略ができる場合であっても、⑧で「当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項」については実施しなければならないため、教育対象から必要事項が漏れることはないとされる<sup>2</sup>。また、③作業手順に関することについては、現場に配属された後、作業見習いの過程において教えることが原則とされる<sup>3</sup>。

安衛則に列挙する事項については、作業内容を変更するときも同様に実施しなければならないところ、「作業内容を変更したとき」とは、異なる作業に転換したときや作業設備、作業方法等について大きな変更があったときなど、労働者の安全を確保するために教育が必要と考えられる場合をいう<sup>4</sup>。作業内容変更時の安全衛生教育義務が追加されたのは、安全衛生教育の必要性の観点からは、雇入れ時の状況と実質的に異なるからである。そのため、軽易な変更については含まれない<sup>5</sup>。

安全衛生教育は、教育にあてるべき時間数については法令上の規定はないが、当該業務に伴う労働災害防止のために行われるものであり、事業者の責任において実施されなければならないものであるから、所定労働時間内に行われるのが原則である<sup>6</sup>。法定労働時間外に実施する場合は、労基法第37条に定める割増賃金の支払義務が発生する。

## 1. 2. 1. 2. 2 安全衛生教育の実効性

安全衛生教育の必要性は誰もが認識するところであり、そうすると次に議論すべきは、いかにして安全衛生教育の実効性を確保するかである。

すでに述べたように、安衛法第59条第1項、第2項に基づく雇入れ時および作業内容変更時の安全衛生教育は、具体的な教育時間数を法令で定めていない<sup>7</sup>。これは、労働者の業務内容および範囲が区々であり、一律に規定することが困難であるためとされる<sup>8</sup>。そのため、事業者は、当該労働者が従事する業務に関する安全または衛生を確保するために必要な内容および時間をもって安全衛生教育を実施することが求められる<sup>9</sup>。たとえば、一方的かつ形式的に教育を行うだけではなく、実施後にその理解度を確認したり、定期的に教育を繰り返し実施したりすることが求められるよう。

また、安全衛生教育の内容についても、職長教育および特別教育であれば、教育機関が開催するセミナー等を受講することが可能であるが、雇入れ時および作業内容変更時の安全衛生教育は、各事業場または個別の業務に即した内容で実施することが求められることから、教育内容を一律に設定しづらく、外部機関に委託するのが困難であるとの事情がある<sup>10</sup>。したがって、安全衛生教育の実効性を高めるためには、具体的な教育内容や教育時間等を事業場ごとに実施計画を体系的に策定することが望ましい。

現行法上、安衛法第59条に基づく安全衛生教育について、安全衛生教育計画を策定する義務があるのは、指定事業場または都道府県労働局長が労働災害の発生率を考慮して指定する事業場等であり、それ以外の

事業場では義務づけがない。もっとも、安全衛生教育計画の策定義務がない事業場であっても、「安全教育に関する計画」及び「衛生教育に関する教育」は、安全・衛生委員会の調査審議事項になっているため（安衛則第 21 条第 4 号、第 22 条第 4 号）、同委員会の設置義務がある事業場では、教育内容の実施計画が作成されていると考えられることが指摘されている<sup>11</sup>。

### 1. 2. 1. 2. 3 適用対象者

安全衛生教育を受ける労働者の範囲は、安衛法第 66 条に基づく定期健康診断の対象労働者について、安衛則第 43 条および第 44 条が、「常時使用する」労働者と定めているのに対し、安衛法第 59 条関連規定には、「常時」の限定がないため、事業者は、短時間労働者や臨時に雇い入れた労働者についても、安全衛生教育を実施しなければならず、雇用期間が 1 日であっても本条にもとづく安全衛生教育を省略することはできないとされる<sup>12 13</sup>。

また、派遣労働者については、雇入れ時の安全衛生教育の実施責任は、雇用関係のある派遣元事業者が負う。もっとも、特殊な機械・設備を使用する場合など派遣元事業者による安全衛生教育の実施に限界がある場合がある。そのため、派遣先事業主は、派遣元事業主が派遣労働者に対する雇入れ時および作業内容変更時の安全衛生教育を適切に行えるよう、当該派遣労働者が従事する業務に係る情報を派遣元事業主に対して積極的に提供するとともに、派遣元事業主から雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には可能な限りこれに応じるよう努めることと

されている<sup>14</sup>。

また、派遣労働者に対する作業内容変更時の安全衛生教育については、派遣元事業者および派遣先事業者が実施責任を負う（労働者派遣法第 45 条）。したがって、同一の派遣先事業者のもとで派遣労働者の作業内容が変更された場合の安全衛生教育は派遣先事業主が、従前の作業内容が異なる派遣先に労働者を派遣する場合は、派遣元事業者が作業内容変更時の安全衛生教育を実施することとなる。

派遣労働者が被災した場合で、雇入れ時または作業内容変更時の安全衛生教育について派遣元事業者と派遣先事業者との間で委託契約が締結されていた等の事情があった場合、安全衛生教育の実施主体である派遣先事業者は、当該委託契約にもとづき労働災害にかかる民事責任を負う可能性がある。

### 1. 2. 1. 2. 4 危険有害な業務に対する特別教育

特別教育を実施すべき「危険または有害な業務」については、安衛則第 36 条において、研削砥石の取替の業務、小型ボイラーの取扱いの業務、動力プレス機械の金型の調整など 57 業務が定められている。

特別教育の実施に必要な事項や教育時間は、それぞれ関係法令および労働省令告示等で示されている（安衛則第 39 条、安全衛生特別教育規程<sup>15</sup>、クレーン等安全規則第 21 条<sup>16</sup>、第 67 条<sup>17</sup>、第 107 条<sup>18</sup>、第 183 条<sup>19</sup>、第 222 条<sup>20</sup>、クレーン取扱い業務等特別教育規定<sup>21</sup>、ボイラー及び圧力容器安全規則第 92 条、ゴンドラ安全規則第 12 条、四アルキル鉛中毒予防規則第 21 条、

高気圧作業安全衛生規則第 11 条、電離放射線障害防止規則第 52 条の 5 から第 52 条の 9、酸素欠乏症等防止規則第 12 条、粉じん障害防止規則第 22 条、石綿障害予防規則第 27 条、除染電離則<sup>22</sup>第 19 条）。

安衛法第 59 条第 3 項の特別教育の一部は、旧労基法の就業制限に沿革があり、危険度に応じて、就業要件を免許取得者、技能講習修了者、特別教育修了者と段階的に置いている<sup>23</sup>。そのため、安衛法第 59 条第 3 項および安衛則第 36 条に定める業務について、上級の資格（免許取得または技能講習修了）を有する者については、特別教育の科目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められるため、当該科目にかかる特別教育を省略することができる（安衛則第 37 条）。

特別教育科目を省略することのできる者としては、上級資格の取得者のほかに、他の事業場あるいは外部の機関において当該業務に関してすでに特別教育を受けた者等も該当する。特別教育を行った事業者は、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3 年間保存しておかなければならない（安衛則第 38 条）。

なお、安衛法第 59 条第 3 項違反については、6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる（安衛法第 119 条第 1 号）。

派遣労働者に対する特別教育については、派遣中は派遣先事業者で使用されているとみなされ、派遣先事業者が特別教育を実施しなければならず、特別教育にかかる記録・保存も派遣先事業者が行わなければならない（労働者派遣法第 45 条第 3 項）。

1. 3 関連規定

1. 3. 1 法条

安衛法 62 条：事業者は、中高年齢者等その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者につき、心身の条件に応じた適正配置を行なうよう努めることが求められる。

1. 4 沿革

1. 4. 1 制度史

工場法	○工場法(明治 44 年 3 月 29 日法律第 46 号)には、安全(衛生)教育等の規制はない。
労働基準法	○労働基準法(昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号)は、制定当初、第 5 章に「安全及び衛生」を設け、第 50 条に「使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に対して、当該業務に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。」と規定していた。 これは、労働災害における人的要因の排除を目的に、使用者を名宛人として、労働安全衛生教育の実施を義務づけた規定である。  ○旧労働安全衛生規則(昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号)は、第 5 条において、「使用者は、安全管理者に対し、安全に關する措置をなし得る権限を與えなければならない。」と定めたうえ、安

	<p>全管理者が行うべき業務を定める第6条第3号に「安全作業に関する教育及び訓練」が列挙されていた。</p> <p>安全教育の具体的内容は、実際に当該事業場で使用される機械・設備の安全な使用方法等が中心となることから、使用者の実施責任のもと、安全管理者に安全教育および訓練の権限を付与したものである。</p>
<p>労働基準法研究会第3小委員会報告書</p>	<p>労働基準法研究会内の第3小委員会が、昭和46年7月13日に労働省に提出した報告書には、今後の労働安全衛生対策の具体的な方向性として、「(2)安全衛生教育の充実強化」が挙げられており、その具体的内容として、次の3点が列挙されていた。</p> <p>イ <u>新技術導入時、職種転換時などにおける教育の実施</u>                  ロ 教育内容の明確化                  ハ 職長教育などの明確化</p>

労働者を雇入れたときの事業者の安全衛生教育義務については、旧労働基準法第50条に定めがあったが、雇入れ時以外の場合については規定がなく<sup>24</sup>、安全衛生規則にも事業者が行うべき具体的な教育内容について詳細は定められていなかった。

わが国の安全衛生規制は、明治以後、労

働者一般を対象に体系化されたものにはなっておらず、工場法制定後も、鉱業法や商店法など職域別に成立した制定法の中に保護規定がばらばらに存在している状況であった<sup>25</sup>。

戦後になって、各法の労働者保護規定が労働基準法の中に取り込まれたが、第5章「安全及び衛生」に整理・統合された後も、安全衛生教育について定めた第50条は、上記のとおり簡素な規定にとどまっていた。これは、労働者の心身の安全を確保するための労働災害防止措置は、業界・業種で異なり、教育内容も個別性の高いものにならざるを得ないためと考えられる。そのため、労働者一般については、雇入れ時の安全衛生教育が必要であるとの包括的な規定のみが置かれ、それを受けての詳細な規則は定められなかったのではないかと推測される。事実、たとえば、鉱山保安法第6条（現・第10条第2項）に基づく保安教育には、石炭鉱山保安規則等において、教育内容および教育にあてるべき時間等が詳細に定められている（規則第30条）。

これに対して、旧労基法第50条の規定は、すでに述べたように、雇入れ時教育を事業者に義務づけるのみであったから、安全衛生教育の規定として不十分さが残っていた。

そこで、安衛法制定にあたって、安全衛生教育を行うべき場面として、雇入れ時と実質的に状況が異ならない程度に作業内容が変更される場合にも安全衛生教育（安衛法第59条第2項）を行うこととし、また危険有害業務の新規従事者に対する特別教育（同第3項）を追加し、さらに安衛則に教育内容や教育時間等に関する詳細な規定を

設けることで、その強化が図られたのである。

安全衛生教育が法体系化されることになった背景には、昭和 45 年当時、高度経済成長期を背景に日本各地で頻発していた労働災害がある。厚生労働省の調べによると、昭和 35 年～45 年の期間における労働災害の死亡者数は、毎年 6000 人を超える高い水準で推移していた<sup>26</sup>。

とりわけ、1963（昭和 38）年 11 月 9 日に起きた国鉄東海道線の鶴見駅での衝突事故では 161 名の死亡者を出し、同日、福岡県の三井三池炭鉱では、炭じん爆発事故により 458 名の死者を出しており、これら 2 つの大規模災害が、安衛法制定の決定的な役割を果たしたとされる（詳細は同報告書〇〇参照）。

まず、1969（昭和 44）年 9 月 30 日に労働基準法研究会が発足し、さらに、1970（昭和 45）年 7 月 3 日に同研究会内に安全衛生小委員会（第 3 小委員会）が発足した。

第 3 小委員会が 1971（昭和 46）年 7 月 13 日に労働省に提出した報告書には、今後の労働安全衛生対策の具体的方向性として、「（2）安全衛生教育の充実強化」が挙げられており、その具体的内容として、次の 3 点が列挙されていた。

- イ 新技術導入時、職種転換時などにおける教育の実施
- ロ 教育内容の明確化
- ハ 職長教育などの明確化

安衛法第 59 条、60 条は、上記の報告書の内容を反映したものである。

以上のとおり、旧労基法時代から法定されていた雇入れ時教育に加えて、作業内容変更時の安全衛生教育の実施が義務づけら

れたことにより、全業種・全規模の事業場で就労する全ての労働者が、必要な安全衛生教育を受けられるための法的基盤が整えられたといえる。

その後、平成 11 年の改正安衛法では、第 59 条第 3 項に基づく特別教育の対象に、核燃料物質の加工施設、使用済燃料の再処理施設若しくは一定規模以上の核燃料物質の使用施設等（以下「加工施設等」という）又は原子炉施設の管理区域内における、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務が追加された（第 36 条第 28 号の 2、同条第 28 号の 3 関係）。

#### 1. 4. 2 背景となった災害等

安全衛生教育の重要性は言うまでもなく、先に述べたように、雇入れ時の安全衛生教育義務は、早い段階から法令上の義務として事業者に課せられていた。しかし、実際の労働現場では、人員不足や予算の都合により十分な教育が行われず、かつ安全性が確保されないまま就労させる等の取扱いが常態化したことにより、重大な労働災害が発生していた。とりわけ、旧労基法時代は、事業者が労働者に対して実施すべき安全教育の具体的内容に関する規定が不十分であったため、何をもって安全教育を実施したといえるかが裁判で争われることとなった。材木運搬に伴う事故で被災した年少労働者に対する安全教育の義務履行が問題となった事案では、当該年少者に対して災害予防上必要な具体的指示を与えていなかったことを認定しながら、「事業の大小、労働者側の事情、業務の種類等の諸般の事情に応じて、その教育方法と共に適当に決

められるものと解するのが相当」（良工社女子年少者就業制限等違反被告事件・名古屋地判昭 26・9・19）であるとし、作業人員が4名の小規模事業場であること、30 疋（kg）以上の材木を運搬させないような雰囲気が一応醸成されていたこと等を考慮し、安全教育の内容として一応相当であると判断されている<sup>27</sup>。

また、高炉建設事件<sup>28</sup>では、下請労働者に対して十分な教育をせず、かつ命綱を使用させずに就労させた結果、1年2カ月の間に死亡者数35人、失明等の重傷を含む休業災害515件という甚大な労働災害を引き起こしたとされる<sup>29</sup>。

安全教育義務の懈怠は時として労働者以外の第三者にも被害が及ぼしうる。昭和48（1973）年11月に起きた熊本市のデパート火災では、従業員に対する緊急時の避難、誘導などの安全教育を実施していなかったこと、そして、避難時の安全保持のための階段通路の幅においても義務の懈怠があり、従業員50名、客54名の計104名が死亡している<sup>30</sup>。上記2つの事案は、いずれも高度経済成長期の生産性優位の企業体制が労働災害発生に影響を及ぼしていたと解され、労働災害による死亡者数が高止まりしていた時期と重なる。

なお、平成11年改正の背景となった災害は、同年9月30日に発生した茨城県東海村の核燃料加工施設の臨界事故である。同事故は、労働者が臨界に関する知識を有していなかったこと、適切な作業方法により作業を行わなかったことが発生原因と指摘されたことから、同種災害の再発防止を図るため、労働者の知識の不足又は不適切な方法により労働者が相当程度の放射線に被ば

くするおそれのある原子力施設における核燃料物質等の取扱い業務について規定の整備が図られたものである<sup>31</sup>。

## 1. 5 運用

### 1. 5. 1 適用の実際

（未了）

### 1. 5. 2 関係判例

（未了）

## 1. 6 その他

### 1. 1 民事上の効果

安衛法第59条第1項および第2項は、罰則付きで事業者には義務づけられたものである。労働者は、雇入れられたとき又は作業内容がこれと同視しうる程度に変更されたときは、事業者から安全衛生教育を受けることが労働条件（労働契約内容）として法定されており、直接的な私法効果を有すると考えられる。事業者が、雇入れ時教育および作業内容変更時に必要な教育を十分に行わなかった場合、労働者は使用者に対して教育義務の履行を請求することができると考えられる。

行われた安全衛生教育が内容・時間数ともに適切だったことの立証責任は労働者が負うと考えられるが、不十分な安全衛生教育に起因して損害が発生した場合は、労働者は事業者に対し損害賠償を請求しうる。

### 1. 7 改正提案

## 2 第60条

### 2. 1 条文

第六十条 事業者は、その事業場の業種が

政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

## 2. 2 趣旨と内容

### 2. 2. 1 第 60 条

#### 2・2・1・1 趣旨

労働災害を防止するためには、労働者個々人が当該業務に関連する知識や作業環境の安全性を把握するだけでなく、これらの者を指導・監督する立場にある者が「適切な監督の仕方」を熟知している必要がある。その意味で、職長等への教育は、労働者の安全・衛生を確保する「扇の要<sup>32</sup>」と位置づけることができる。そこで、安衛法第 60 条は、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、指導・監督のための教育を実施すべきことを定めている。

#### 2. 2. 1. 2 内容

職長教育を実施しなければならない対象業種は、建設業（ただし、食料品・たばこ

製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）、繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業を除く）、製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業である（安衛令第 19 条）。

事業者は、新たに職長としての職務に就くことになった者や、労働者を直接指導または監督する者に対して、①作業方法の決定及び労働者の配置に関すること、②労働者に対する指導または監督の方法に関すること、③その他、労働災害を防止するために必要な事項（リスクアセスメント、異常時等における措置に関すること、現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること）について、教育を行わなければならない（安衛則第 40 条）。

職長教育にあてるべき時間数は法定されている。事業者は、作業方法の決定及び労働者の配置に関すること（第 1 号）は 2 時間以上、労働者に対する指導又は監督の方法に関すること（第 2 号）は 2.5 時間以上の教育時間を確保しなければならない（同条第 2 項）。もっとも、これらの全部または一部について、十分な知識及び技能を有していると認められる者については、その事項に関する教育を省略してもよいとされている（安衛則第 40 条第 3 項）。

職長教育の一部を省略することができる研修には、労働安全衛生マネジメント研修<sup>33</sup>およびリスクアセスメント担当者（製造業等）研修<sup>34</sup>が挙げられる<sup>35</sup>。

また、職長教育も業務の一部であり、事業者の実施責任のもとで実施されるもので

あるため、職長教育に要する時間は所定労働時間内に行われるのが原則である。法定労働時間外に実施する場合は労基法第 37 条にもとづく割増賃金の支払い義務が生じる<sup>36</sup>。そして、職長教育を企業外で行う場合は、講習会費、講習旅費等は、事業者が負担する<sup>37</sup>。職長教育については、雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育および特別教育とは異なり、罰則は付されていない。

「職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者」について法律上の定義はないが、いわゆる現場監督者や、班長、組長等が該当するケースが多いと理解されている<sup>38</sup>。なお、作業主任者が本条から除かれているのは、作業主任者が、安衛法第 14 条に定める資格要件（免許または技能講習の修了）を満たす者に認められているためである。

### 2. 3 関連規定 (未了)

### 2. 4 沿革

#### 2. 4. 1 制度史

工場法	○工場法(明治 44 年 3 月 29 日法律第 46 号)に、職長教育等の規制はない。
労働基準法	○労働基準法(昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号)および旧労働安全衛生規則(昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号)に、職長教育等の規制はない。
労働基準法研究会第 3	労働基準法研究会内の第 3 小委員会が、昭和 46 年 7 月

小委員会報告書	13 日に労働省に提出した報告書には、今後の労働安全衛生対策の具体的方向性として、「(2)安全衛生教育の充実強化」が挙げられており、その具体的内容として、次の 3 点が列挙されていた。  イ 新技術導入時、職種転換時などにおける教育の実施 ロ 教育内容の明確化 ハ 職長教育などの明確化
---------	---

同規定は、工場法および旧労基法の時代にはなく、安衛法の成立の際に新たに導入されたものである。職長教育について初めて国会で言及されたのは、職業安定法の一部を改正する法律案について審議された、昭和 24 年 4 月 27 日の第 5 回国会衆議院労働委員会第 10 号においてである。齋藤邦吉（職業安定局長）は、次のように発言している。

「この職場補導は日本には今まであまりなかつたものでございまして、これは一種の職長教育であるのでございます、すなわち工場事業者の職長が、ふだん労働者を使いますときの労働者の使い方、あるいは作業の仕方、そういうものについて職長を教育する。その職長の教え方を教育しようというのでございます。すなわち政府はこの補導員を養成いたしまして、その補導員が工場事業場の職長を集めまして、その職長が労働者を教えるときのいろいろな注意、これを教えるわけでございます。すなわち職長が労働者を使いますときに、やはり



労働者をどういふふうに使つた方が一番能率を上げ得るだろうか、あるいは教える仕方にいたしましても、たとえば右から教えるよりも、左の方から教えた方がいいのじやないかというような、いろいろな教え方があるのであります。そういう職長が労働者を使つて、その労働力を十分有効に発揮させる。そのために指導をひとつやろう、そういうわけでございますが、これはイギリス、あるいはアメリカ等におきましてもトレーニング・イン・インダストリーといわれまして、非常に成績を収めておるものでありますので、日本におきましても、労働力を最も有効に発揮させるための一つの職長の教育、これをやろうというのが、この三十條の規定でありまして、これは普通の補導所のいわゆる補導というものとは違うわけでございます。」

これ以降、職長教育について言及されるのは、昭和46年以降になってである。この段階では、職長教育を法定の制度として労働安全衛生法に盛り込む目的を労働災害防止と明確に位置付けている。これは、昭和30年代以降、技術革新が進み、新たな製造方法や工法、化学物質が使用されるようになり、従来では想定されなかつた大規模災害や職業病が問題視されるようになったためである。労働災害防止対策として、労働基準法研究会第3小委員会が昭和46年7月13日に労働省に提出した報告書には「安全衛生教育の充実強化」の具体化の1つとして職長教育が挙げられており、これが本条に規定された。

2. 4. 2 背景となった災害等

(未了)

2. 5 運用

2. 5. 1 適用の実際

(未了)

2. 5. 2 関係判例

(未了)

2. 6 その他

2. 1 民事上の効果

(未了)

2. 7 改正提案

職長業務を実施すべき業種は、2. 2. 1. 2 内容で記載したとおり、建設業や製造業が中心である。しかし、実際の労働現場では、安衛法第60条に基づく職長教育を受ける者のほかにも、作業従事者を管理監督する事務系・技術系の課長や部長などの管理職が存在する。事業者は、これらの者に対して、同条所定の教育を実施すべき義務はないが、雇入れ時に安全衛生教育を受けたきり、その後は一度も安全衛生教育を受けないまま管理職になる者もいることが指摘されている<sup>39</sup>。事務系の管理職に就く者も、求められる職責に照らせば、安衛則第40条第2項に定める教育事項を熟知しておくべきといえる。業種が限定された経緯の詳細等については、今後の課題であるが、職長教育を実施すべき範囲については、検討の余地があると考えられる。

3 第60条の2

3. 1 条文

第六十条の二 事業者は、前二条に定める

もののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

### 3. 2 趣旨と内容

#### 3. 2. 1 第 60 条の 2

##### 3. 2. 1. 1 趣旨

第 60 条の 2 は、第 59 条および第 60 条にもとづく安全衛生教育に加えて、現に危険有害な業務に就いている労働者に対して、その従事する業務に関して、安全衛生水準のさらなる向上を図るための安全衛生教育を行うように努めることを求めている。これは、技術革新の進展に伴う新規の機械等の導入や作業態様の変化等に対応して、危険又は有害な業務に現に就いている者が、特別教育に限らず、新たな知識、技能を取得することができるようにすることを意図したものである<sup>40</sup>。

##### 3. 2. 1. 2 内容

危険有害業務に関する安全衛生教育については、その適切かつ有効な実施を図るため、厚生労働大臣が必要な指針を公表する（第 2 項）。また、厚生労働大臣は、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うとされる（第 3 項）。また、本条にいう危険有害業務とは、安衛

法第 59 条に定める特別教育の必要な業務よりも広範に及ぶ。

指針（危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針）によると、教育の種類には、教育対象者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する「定期教育」と、取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する「随時教育」が予定されている。随時教育は、運転操作方法のほか点検整備等の実技に関する事項を加えたものである。

また、教育を受けるべき対象者は、①就業制限に係る業務に従事する者、②特別教育を必要とする業務に従事する者、③①又は②に準ずる危険有害な業務に従事する者とされている。また、教育内容は、労働災害の動向や技術革新の進展等に対応した事項、時間は原則として 1 日程度と示されているが、具体的には別表で示された安全衛生教育カリキュラムによって実施されることが示されている。事業者は、事業場の実態を踏まえたうえで、本条および指針に基づいた安全衛生教育を原則として就業時間内に実施するよう努めなければならない。

### 3. 3 関連規定

（未了）

### 3. 4 沿革

#### 3. 4. 1 制度史

改正労働安全衛生法	○改正労働安全衛生法（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）は、第 60 条の 2 を新設し、技術革新の進展に伴う作業態様に対応すべ
-----------	--

	く、事業者に対し、現に危険有害業務に従事する労働者に対する安全衛生教育を行うよう努力義務を定める。
--	---

3. 4. 2 背景となった災害等  
(未了)

3. 5 運用

3. 5. 1 適用の実際

3. 5. 2 関係判例  
(未了)

3. 6 その他

3. 1 民事上の効果  
(未了)

3. 7 改正提案  
(未了)

4 第 61 条

4. 1 条文

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくこと

ができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

4. 2 趣旨と内容

4. 2. 1 第 61 条

4. 2. 1. 1 趣旨

労働者が従事する業務の中には重大な事故を引き起こす危険性の高いものがある。そこで、本条では、一定の危険有害業務について、当該業務に従事するためには、免許等の資格を要することを求め、就業を制限する旨を定めている。

4. 2. 1. 2 内容

4. 2. 1. 2. 1 対象業務

本条所定の就業制限の対象となる危険有害業務には、クレーンやフォークリフトの運転業務、ボイラーを取り扱う業務など、以下 16 の業務がある（安衛令第 20 条）。

事業者は、都道府県労働局長の免許を受けた者あるいは技能講習を修了した者などの資格を有する者に対してのみ、当該業務に従事させることができる（安衛則第 41 条

別表第三）。なお、これらの資格を有する者は、当該業務に従事する際は、免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない（安衛法第 61 条第 3 項）。

①発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務

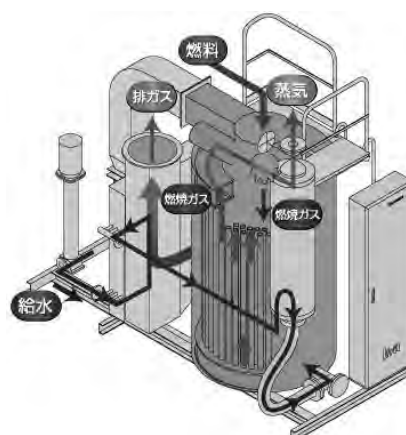
②制限荷重が五トン以上の揚貨装置（船舶に取り付けられたデリックやクレーンの設備）の運転の業務



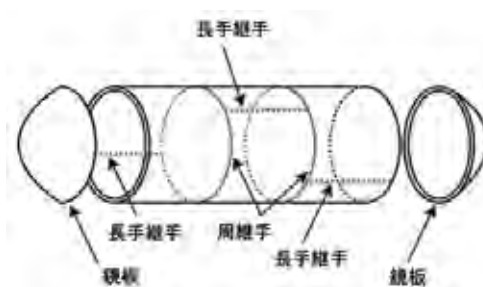
[shi-tsu-gyo.com](http://shi-tsu-gyo.com)

<https://shi-tsu-gyo.com/youkasouchi/>

③ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務



④前号のボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手（ボイラーの主要部分の胴またはドラムは、通常、円筒形になっており、円筒状に巻かれた鋼板の両端を鏡板でふさいだ接続部分（＝継手）の周方向を溶接したもの）の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務



WEB 無料資格講座 二級ボイラー資格講座  
<http://boiler.shichihuku.com/kakubu.html>

⑤ボイラー（小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。）又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務

イ) 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー

ロ) 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー

ハ) 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー

ニ) 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）

⑥つり上げ荷重が五トン以上のクレーン（跨線<sup>こせん</sup>テルハを除く。）の運転の業務



跨線テルハ

岡山市 国富 973 赤木幸茂氏 HP  
[http://www.lok.jp/prototyp/mahoroba/61\\_9\\_9\\_d.htm](http://www.lok.jp/prototyp/mahoroba/61_9_9_d.htm)

⑦つり上げ荷重が一トン以上の移動式クレーンの運転（道路交通法（昭和三十五年法

律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路（以下この条において「道路」という。）上を走行させる運転を除く。）の業務

⑧つり上げ荷重が五トン以上のデリックの運転の業務

⑨潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務

⑩可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務

⑪最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

⑫機体重量が三トン以上の別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

⑬最大荷重（ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

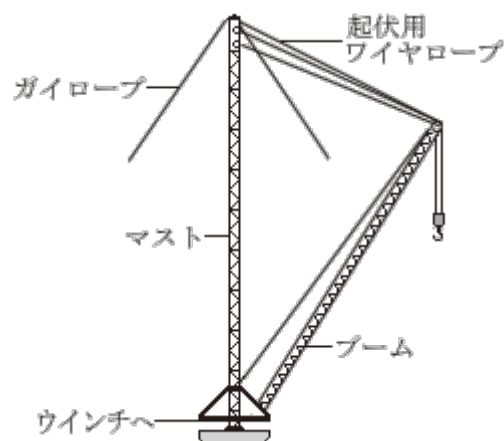
⑭最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

⑮作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務



株式会社カネコ・コーポレーション HP  
<https://www.kaneko.ne.jp/product/%E9%AB%98%E6%89%80%E4%BD%9C%E6%A5%AD%E8%BB%8A/>

⑯制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリック（貨物を吊り上げることを目的とするクレーン）の玉掛け（デリックやクレーンのフックに貨物等を掛けること）の業務



デリック

デリックの定義と種類 (crane-club.com)

<http://www.crane-club.com/study/derrick/definition.html>

#### 4. 2. 1. 2. 2 罰則

事業者は、本条第1項に違反して政令で定める業務に所定の資格を有しない者を本条で禁止される業務に就かせた場合、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる（安衛法第119条第1号）。また、所定の資格を有さない者が、同第2項に違反して政令で定める禁止業務を行った場合は、当該業務を行った者が50万円以下の罰金に処せられることとなる（安衛法第120条第1号）。さらに、事業者は、同第4項の厚生労働省令に違反した場合、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる（安衛法第119条第4号）。

#### 4. 2. 1. 2. 3 特別教育と就業制限

安衛法第59条第3項が定める特別教育は、その名宛人が事業者になっており、第59条第3項に違反する事業者は、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられ

る（安衛法第 119 条第 1 号）。特別教育の実施は事業者の義務であるから、これを受けずに当該業務に就いた労働者が罰せられることはない。

これに対して、法第 61 条第 1 項は、事業者が、資格を有さない者に対して、安衛令第 20 条に定める 16 業務に就かせることを禁じている。「資格を有する者でなければ」とは、事業主、法人の役員等であっても当該業務を行うためには資格を要することを意味する。

また、同条第 2 項は「前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない」と定めており、制限業務に労働者を就労させた事業者のみならず、制限業務に従事した当人も処罰の対象となることを定めている。すなわち、本条の適用対象となる者の範囲は、法第 59 条第 3 項より広範なものとなっている。これは、安衛則 36 条で定める特別教育を要する業務よりも、安衛令第 20 条に定める就業制限にかかる業務の危険・有害性がより高いことを示している（00206 監督官）。

実際の適用事例としては、法令で定める資格を有しないにも関わらず、最大荷重 1 トン以上のフォークリフトを運転した事業者 A の代表取締役 B が労働基準監督署から指導を受けた例がある（00206 監督官）。

#### 4. 3 関連規定

法第 59 条第 3 項

#### 4. 4 沿革

##### 4. 4. 1 制度史

労働基準法	<p>○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）は、制定当初、第 5 章に「安全及び衛生」を設け、第 49 条に「使用者は、経験のない労働者に、運轉中の機械又は動力傳導装置の危険な部分の掃除、注油、險査又は修繕をさせ、運轉中の機械又は動力傳導装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運轉をさせその他危険な業務に就かせてはならない。</p> <p>使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。</p> <p>前二項の業務の範囲、経験及び技能は、命令で定める。」と規定する。</p> <p>○旧労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）は、第 44 条において「使用者は、第四十九条第二項の規定により、都道府縣労働基準局長の行う技能試験に合格し免許を受けた者でなければ、左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。</p> <p>一 汽缶のふん火その他取扱の業務</p>
-------	--

	<p>二 溶接による汽缶の製造若しくは改造又は修繕の業務</p> <p>三 巻上能力五トン以上の起重機運轉の業務</p> <p>四 アセチレン溶接装置の作業主任の業務</p> <p>五 映寫機による上映操作の業務</p> <p>前項の規定による免許を受けたものでなければ、当該業務についてはならない。</p> <p>第一項の試験及び免許に関する規定は、第四編各章に定めるところによる。」</p>
<p>労働安全衛生法</p>	<p>○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）は、第42条に、</p>

危険有害業務に対する就業制限は、かつては、女性や年少者、

4. 4. 2 背景となった災害等（未了）

4. 5 運用

4. 5. 1 適用の実際

4. 5. 1. 1 指導・送検事例

危険・有害業務については、安全衛生教育（法59条1項および2項）、特別教育（法第59条3項）または本条の就業制限が、危険・有害の程度に応じて段階的に分類され

る。

例えば、フォークリフトの運転業務の場合、最大荷重1t未満であれば特別教育を修了することで行うことができるが、最大荷重（基準荷重中心に負荷させることのできる最大の荷重）1t以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務は、フォークリフト運転技能講習修了者または職業能力開発法に定める揚重運搬機械運転系港湾荷科の訓練（通信の方法によるものは除く。）を修了した者でフォークリフトについての訓練を受けた者等でなければ実施できない。

実際の適用では、フォークリフト運転技能講習を修了していない労働者に最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転業務を行わせていたことから、有資格者に当該業務を行わせるよう指導されている。

本条違反で送検されるケースも、例えば、無資格の労働者にフォークリフトの運転業務や移動式クレーンの玉掛け業務などを行わせるものが多い。

4. 5. 1. 2 適用対象者

資格を有さない者が就業制限にかかる業務を行った場合、実務上は、無資格者を就労させた事業者に対して法第61条第1項が適用され、監督行政が指導・処分を行うケースが圧倒的に多い。

しかし、法第61条は、無資格者に就労させた事業者のみならず、無資格のまま就労した当人についても処分の対象としている（同条2項）。ここでは、当該事業者との雇用関係または指揮命令関係、当人の労働法上の地位等は問題とならず、事業の代表者



や法人の役員、個人事業主（一人親方）等も含まれる。実務上は、事業者の指揮監督権が及ばない状況下、すなわち、労働者が無資格のまま就労しており、当該事実を事業者が関知していない場合などがある。

この場合、無資格で就労している主体が一人親方等である場合、法第 61 条第 2 項が適用され、無資格で就労した本人が処分の対象となる。

#### 4. 5. 1. 3 法第 61 条第 1 項の範囲

法第 61 条第 1 項は、「事業者は、……(略)……、当該業務に就かせてはならない。」と規定しており、事業者自身が無資格で制限業務を行った場合に、当人に同規定が及ぶかが必ずしも明らかではない。

事実、監督官を対象に行ったアンケート調査では、略式ではあるが、起訴例においても、その根拠を第 1 項あるいは第 2 項に拠るべきかで適用の判断が分かれているとの回答がみられる。

仮に、事業者自身が制限業務に無資格のまま就労した場合の解釈として、第 1 項は及ばないとする場合、第 1 項違反に比べて法定刑の軽い第 2 項を根拠に処分されることになる。他方、事業者が事業者自身を制限業務に就かせた事業者としての責任として第 1 項が及ぶとも解し得る。

しかし、第 1 項は、無資格者を就労させることによって、当該他人を危険にさらした使用者責任を事業者に課すものであると解せば、雇用関係または指揮命令関係等に照らして、危険な業務命令に従わざるを得ない労働者と違い、事業者本人が無資格のまま就労した場合に、第 1 項に比べて法定刑の軽い第 2 項が適用されることは妥当で

あると考える。

#### 4. 5. 2 関係判例

(1) 旧労基法第 49 条第 2 項にもとづく就労制限の対象となるのは、無資格者を有資格者の補助者として就労制限された業務に就かせる場合にも及びうることを示した例（岡部組事件人吉簡判昭和 45 年 2 月 20 日判時第 602 号 105 頁、注解 4101 頁）

#### <事実の概要>

被告人 Y1 は、土木建築工事を営む有限会社岡部組の代表取締役であり、熊本県知事から火薬類消費の許可を受け、建設省から請負った球磨郡五木村上荒地の五木ダムサイド試掘横坑工事（以下、「本件ダム工事」という。）において火薬類を消費し、かつ労働者を使用していた。

Y1 は、昭和 44 年 2 月 1 日頃から同年 5 月 6 日までの間、本件ダム工事の現場において、火薬類を消費する場所に火薬類取扱所を設けていなかった。また、導火線発破の業務は、本件ダム工事の現場代理人である Y2 が行ったが、Y2 は導火線発破の業務に就く資格を有していなかった。

#### <判旨>

弁護人は、「Y2 は有資格者である H の補助者として判示業務に従事したのであり、Y1 も Y2 にその旨命じたに過ぎないから、Y1 の行為は労働基準法四九条二項、一一九条一号、労働安全衛生規則四四條の二の二の一項には該当しないと主張するけれども、右法令は労働者の安全を保障するため使用者が必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせることを禁止しているのであ

り、他方その唯一の例外として同法七〇条、七一条は必要な技能を有しない者であつても技能養成の場合にはその必要の限度で危険業務の就業制限に関する規定について命令で別段の定をすることができる旨規定しているのであるから、右例外事由に該当しない本件においては、労働者を独立して右業務に就かせると、或いは有資格者の指揮命令に従い手足のように使用される補助者として右業務に就かせるとにかかわりなく、必要な技能を有しない労働者を特に危険な業務に就かせることによつて労働基準法一九条一号（四九条二項）は充足されるものといわなければならないばかりでなく、・・・Y2は独立して判示業務に従事し、かつ Y1 はこれを認容したものであることが認められる」。

<判決から汲み取り得る示唆>

労基法や安衛法において、一部の業務に就業制限が課されている趣旨は、災害が生じたときに労働者が被り得る危険が大きいと考えられるものについて、特に労働者の安全を保障することにある。

旧労基法でも例外的に無資格者に対して「長期の教習を必要とする技能者を労働の過程において養成するために必要がある場合」は、当該業務に就くことが認められていたが（旧労基法第70条、第71条）、そのためには、予め、対象となる人数、教習方法、契約期間、労働時間、賃金の基準および支払い等を定めたうえで「行政官廳の認可を受けなければならない」（旧労基法第71条）とされていた。

そのため、有資格者以外の従事が禁止される業務には、「有資格者の指揮命令に従い

手足のように使用される補助者」としてであっても、従事させてはならないことが示唆される。

#### 4. 6 その他

4. 1 民事上の効果  
(未了)

4. 7 改正提案  
(未了)

### 5 第62条

#### 5. 1 条文

(中高年齢者等についての配慮)

第六十二条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

#### 5. 2 趣旨と内容

##### 5. 2. 1 第62条

##### 5. 2. 1. 1 趣旨

第62条は、事業者が中高年齢者その他労働災害の防止のために、とくに就業上の配慮が必要な者について、心身の条件に応じた適正配置をするよう努めるべきことを定める。

※「内容」より移動

本条の「その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者」に含まれる者としては、通達では高年齢者のほかに身体障害者および出稼労働者が例示されている<sup>41</sup>。

身体障害者が含まれているのは、当時の

雇用情勢において就職が困難な年齢階層としてその雇用促進を目的に、昭和46年9月17日に成立した中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法と身障者雇用促進法の両方が深い関係にあることがある<sup>42</sup>。同法の適用対象となる「中高年齢失業者等」には、身体障害者を含むことが通達で示されている（昭和46年9月17日・職発第328号）。

なお、本条に法的拘束力はなく、罰則も付されていない。

#### 5. 2. 1. 2 内容

##### 5. 2. 1. 2. 1 中高年齢者

###### ※「趣旨」より移動

年齢が高くなると、個体差はあるが身体的機能等が低下し、それにより労働災害発生のリスクは高まるのが一般である。事実、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は、2019年は27%であり、若年層に比べて中高年齢層で労働災害発生率が高まっている<sup>43</sup>。

しかし、他方で、中高年齢の労働者には、若年労働者にはない、長年の経験・研鑽で培われた技能や精神的な安定がある。したがって、年齢を理由に危険を伴う業務から画一的に中高年齢者を排除するのは労使双方にとって適当でなく、各労働者の心身の機能・状態に応じた適正配置をし、必要があれば就業上の配慮をすることが求められる。心身の条件に応じた適正配置の具体例としては、例えば、ハンマーやシャベル作業等の重激な筋労働、脚力や反応の敏捷さ

が求められる高所作業等は、作業の性格と従事させようとする労働者の心身の条件が作業の安全な遂行上、問題がないかを個別具体的に考慮することになる<sup>44</sup>。

#### 5. 3 関連規定

##### 5. 3. 1 法条

###### 5. 3. 1. 1 第59条

第62条は、労働災害を防止するうえで、とくに就業上の措置が必要な者について適正配置に努めることを使用者に求めている。その措置の具体的内容は、労働者の心身の条件に応じて個別に対応されるべきものであるが、そこには安全衛生教育も含まれるのではないか（5. 7. 2参照）。

#### 5. 4 沿革

##### 5. 4. 1 制度史

本条は、旧労基法にはなく労働安全衛生法制定時に規定されたものであり、労働力人口の高齢化や人手不足を背景とする高年齢者の雇用促進等の労働政策上の要請にも合致する。

##### 5. 4. 2 背景となった災害等

直接的な関係性は明らかではないが、昭和44(1969)年4月1日に東京の荒川放水路における第二新四ツ木橋の建設現場で橋脚の基礎工事を行っていた作業員8名の死亡事故がある。また、同年11月25日には、大阪の尻無川大水門工事の現場で、作業員11名が死亡する事故が起きている。同事故は、中央ケーソンのロックシャフト連結部の取り付けボルトが破損したことで、1.8mのケーソン沈下を引き起こしたとされる。

これらの事故で犠牲となった作業員の中には出かせぎ労働者も一定数いたとされ、第 63 回国会衆議院（昭和 45 年 3 月 31 日）では、出かせぎ労働者の就労環境、労働条件の対策の不備が原因ではないかとの指摘がなされている。

## 5. 5 運用

### 5. 5. 1 適用の実際

### 5. 5. 2 関係判例

本条は、努力義務規定であり法的拘束力はないが、知的障害を有する労働者の死亡事故につき本条の適正配置義務違反が主張された A サプライ（知的障害者死亡事故）事件（東京地判平 15-12-10 労判 870 号 50 頁）がある。

#### ＜事実の概要＞

被告会社 Y<sub>+</sub> は、介護用品等の販売や賃貸、リネン・サプライ業の経営等を業とする株式会社であり、A は、昭和 51 年 4 月、Y<sub>+</sub> に就職し、本件事故当時は B 事業所に勤務していた。B 事業所は、主としておむつ専門のタリ・インダ王場であり、A は洗濯主任であった。なお、本件事故当時、B 事業所では、障害者 16 名（聴覚障害者 2 名、知的障害者 14 名）が勤務していた。

A は、先天的に知的障害を有していたが、軽度であったため、障害者手帳は取得していなかった。Y<sub>+</sub> においても、A は自己が知的障害者であることを前提とした申告（税務上の申告等）をしておらず、Y<sub>+</sub> も A を雇用するにあたって、障害者を雇用したことによる助成金の支給を受けていなかった。

A は、指示されたことを忠実にこなすことはできるものの、慣れていないことや予期せぬトラブルが生じた場合に、具体的な状況を踏まえて臨機に応じて判断を下すことは困難であり、上司らも A の労働能力の状況を理解していた。

A は、平成 10 年 4 月、「精神遅滞」、「援助がなければ労働能力はない」との医師の診断を受け、障害基礎年金の支給を受けるようになったが、このことを Y<sub>+</sub> に報告していなかった。

A は、B 事業所内に設置された業務用の連続式大型自動洗濯・乾燥機（以下、「本件機械」）の操作を担当していたが、平成 12 年 3 月 24 日午前 10 時 50 分頃、本件機械のうち、シューカ（洗濯物を回転させながらほぐす作業を行う直径 1m60cm の大型回転機械）のエアシュータ（ほぐされた洗濯物を、風圧を利用して二階に設置された洗濯物受け [レンバー] まで吸い上げる機械）に接続された部分に洗濯物（おむつ）が詰まり、シューカが回転を停止してしまっただけで、傾斜コンベヤ両側に設置された板囲いの切り込みから傾斜コンベヤに上がり、それをつたって、シューカ内に侵入し、詰まった洗濯物を取り除いたところ、シューカが自動的に回転を再開してしまい、A は頭蓋内損傷等の傷害を負い、死亡した。

本件事故後、Y<sub>+</sub> は事業者として、Y<sub>2</sub> は Y<sub>+</sub> の業務全般を統括する者（代表取締役）として、平成 12 年 3 月 24 日、B 事業所において、A をして、リネン類の洗濯作業を行わせるに当たり、B 事業所は製造業に属し、常時 50 名以上の労働者を使用する規模の事業所であるから、労働省令で定める資格

を有する安全管理者を選任し、その者に労働者の危険を防止するための措置に関する業務等を行わせなければならなかったのに、その選任をしなかった労働安全衛生法違反により、平成13年8月2日、Y<sub>1</sub>は罰金30万円、Y<sub>2</sub>は罰金20万円に処せられた。

Aの遺族である原告Xは、本件事故は、Y<sub>2</sub>らの安全配慮義務違反によるものであるとして、Y<sub>1</sub>及びその代表取締役であるY<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めて訴えを提起した。

＜判旨＞

「Y<sub>1</sub>は、Aとの雇用契約に基づき、Aに対し、労務を提供する過程において発生する危険からAの生命及び身体を保護するように配慮すべき安全配慮義務を負う。」

「Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>は、Y<sub>1</sub>の労働者たるAに対し、AがB事業所（工場）で作業に従事するにつき、その生命・身体に危害が及ぶことがないように、機械設備その他の物的設備を整備し、管理者をして工場内を巡視させる等工場内の機械設備や労働者の行っている作業方法等に危険がないかを確認し、危険を見いだした場合にはこれを防止するために直ちに必要な措置をとるなど安全管理体制を整備し、また、担当する機械の取扱方法、作業手順、機械の仕組み、洗濯物が詰まるなどのトラブル時の対処方法、作業士及び安全上の注意事項等について安全教育を行い、緊急時に適切な指導・監督を受けられるような人員配置や人的なサポート態勢の整備等を図るべきであった。」

Aの上司らは「Aが慣れていないことや予期せぬトラブルに臨機に応じて対処することが能力的に困難であると認識して

いたのであるから、Aを作業に従事させるについて、Aがトラブル時に適切な指導・監督を受けられる態勢を整える必要があったというべきである。」しかし、B工場では、「機械操作に精通した者が本件作業現場に常駐し得るよう、作業分担や人員配置を工夫することなく、C副工場長が不在の間は、漫然と、Aにダイアパー（洗い）部門の現場を任せていた。実際、本件事故は、C副工場長が相模原工場の片づけのために外出している間に発生したのであって、Aが作業を行うについて、安全確保のための配慮を欠いていたことが明らかである。」

Aは、「知的障害を有していたとはいえ、Y<sub>1</sub>に入社した当初から洗濯作業に従事し、長年にわたり洗濯主任の地位にあって、部下に対する指示・監督も行うなど相当の能力を有していたことに照らせば、たとえ、対処方法を十分に理解していなかったとしても、詰まった洗濯物はシュート（南側）に設置された点検扉から取り除くべきであって、シュート内に入って取り除くべきものではないこと程度は十分に認識していたものと考えられる。したがって、Aにも、不用意にシュート内に進入した過失がある」。「Aが慣れていないことや予期せぬトラブルが生じた場合に、これに臨機に応じて対処することが困難であったことなど、Y<sub>1</sub>の能力、Aの上司らにおいてもこれを認識していたこと

、Y<sub>1</sub>らの安全配慮義務の懈怠の内容等を考慮すれば、Y<sub>1</sub>らの過失割合は八割、Aの過失割合は二割と認めるのが相当である」。

＜判例から汲み取りうる示唆＞

## 5. 6 その他

### 5. 6. 1 民事上の効果

本条は、事業者が労働者の心身の条件に応じた適正配置を求めており、雇用継続支援の性格を有するといえる。

本条についてが、事業者が本条の趣旨に適う適正配置を行わず、当該労働者に対し解雇その他不利益取り扱いを行った場合にどのような法的効果が生じるかが問題となりうる。

なお、事業者が必要な配慮措置を講じなかった結果、労働災害が発生した場合には、民事上の損害賠償責任が問われうる。

## 5. 7 改正提案

### 5. 7. 1 要配慮者の範囲

本条は、中高年齢労働者以外にも適用の余地がある。たとえば、障害者について身体障害者に限定する理由はなく、知的障害者および精神障害者も含まれうると考えられる。

また、外国人労働者<sup>45</sup>についても、熟練度や言語能力に応じて適正配置をする必要があると考えられる。現行法上、外国人労働者はこれに含まれないが、日本にルーツを持たない者は、母国に家族または親戚がいる中で、日本に就労に来ているともいえるため、出かせぎ労働者に準ずる者として解することも可能ではないか。

#### 5. 7. 1. 1 発達障害

使用する労働者が障害を抱えている場合、事業者は、当該障害の特性に応じた就業上の措置を講じるよう努めなければならない。

たとえば、発達障害（とりわけASD）の

特性として、個人的な興味のあるものに注意がいきやすく、様々な情報を統合して状況に応じた意味を構築するのが苦手なことがある<sup>46</sup>。また、言葉よりも視覚による情報の方が理解しやすいため、安全衛生教育を行うにあたっては、1つの意味を込めたイラストを用いる等の工夫をすることが効果的という<sup>47</sup>。

### 5. 7. 1. 2 外国人労働者

#### 5. 7. 2 配慮の具体的内容の範囲

##### 5. 7. 2. 1 労働者の属性または心身の状態に応じた安全衛生教育 ※安衛法59条「内容」から移動

厚生労働省監修の平成27年度労働災害発生状況の統計によると、労働災害を年齢別に被災率からみた場合、30～39歳がもっとも低く0.15%であるのに対し、19歳以下と60歳以上はともに0.3%を超えている<sup>48</sup>。また、中央労働災害防止協会が実施した「若年労働者の労働災害の状況についてのアンケートおよびヒアリング結果」（平成24年3月）によると、30歳未満の労働者の労働災害事故で最も多いのは「はさまれ、巻き込まれ」（39.4%）であり、次いで「切れ、こすれ」（36.4%）、「転倒」（19.2%）となっている<sup>49</sup>。

事務系職場の場合、挟まれたり巻き込まれたりする機械や高所作業を伴う現場は少なく、また有機溶剤等の危険有害な化学物質への接触は少ないと考えられるが、「うっかりミス」「錯覚」「焦り」「慣れ」等の人的要因にもとづく歩行中の転倒や階段からの転落、鋭利な用具による切れ・こす

れなどの軽微な労働災害、無理な姿勢に起因するぎっくり腰などの職業性疾病が数多く発生しているとされる<sup>50</sup>。こうした事故は、業界・業種に関わらず発生し得るものであり、人的要因にもとづく発生原因として考えられるのは、「焦り」「慣れ」「疲れ」等であり、これらが「近道行動」「省略行為」「注意力低下」「思い込み」を誘発し、事故に発展すると考えられている<sup>51</sup>。

なかでも、「焦り」「疲れ」については、安全衛生教育の徹底・充実はもちろんであるが、他方で、労働条件が適正であるか、長時間労働が常態化していないか等の観点からも検討する必要がある。

もっとも、

## 6 第63条

### 6. 1 条文

(国の援助)

第六十三条 国は、事業者が行なう安全又は衛生のための教育の効果的実施を図るため、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めるものとする。

### 6. 2 趣旨と内容

#### 6. 2. 1 第61条

##### 6. 2. 1. 1 趣旨

(未了)

##### 6. 2. 1. 2 内容

本条に基づき設置された安全衛生教育センターは、教育等の水準の向上を図ることを目的としている<sup>52</sup>。同センターは、中央

労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会に運営を委託しており、教育等の講師となる人材養成の講座を開設している。

### 6. 3 関連規定

(未了)

### 6. 4 沿革

#### 6. 4. 1 制度史

(未了)

#### 6. 4. 2 背景となった災害等

(未了)

### 6. 5 運用

#### 6. 5. 1 適用の実際

(未了)

#### 6. 5. 2 関係判例

(未了)

### 6. 6 その他

#### 6. 6. 1 民事上の効果

(未了)

### 6. 7 改正提案

(未了)

## D. 考察

### ① 安全衛生教育を実施すべき対象者

すでに述べたとおり、安衛法第59条第1項・第2項の安全衛生教育の対象者には「使用する」すべての者が含まれる。すなわち、短時間労働者や有期契約労働者、日日雇入れられる者も安全衛生教育の対象となる。

これに対して、雇入れ時の健康診断、定

期健康診断は「常時」使用する労働者に対して実施することが求められている。これは、「点」で発生する事故とは異なり、健康状態の悪化が時間的経過（＝「線」）により段階的に進行するものであるからであろう。

また、派遣労働者の場合は、雇用関係のある派遣元事業者が実施責任を負うが、就労形態の特性に照らし、安衛法の適用について特例が設けられている。すなわち、派遣労働者は、派遣先事業者の指揮命令下で派遣先事業者の機械または設備を使用して作業に従事するため、派遣先事業者は、派遣元事業者に対して積極的に情報を提供することが求められるほか、派遣元事業者から安全衛生教育の委託の申入れがあった場合は、可能な限り応じるよう努めなければならない。しかし、安全衛生教育を実施すべき法令上の義務を負うのは、派遣労働者の特例を除けば、雇用関係のある者に限られている。現行法上、一人親方は、労働安全衛生法上の労働者ではなく、安衛法第 59 条の安全衛生教育を受けられる対象とはなっていない。もっとも、実際の労働現場では、一人親方も他の労働者と変わらない作業に従事しており、業務災害も多数発生している。そこで、平成 28 年に成立した建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律にもとづき、平成 29 年に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」が策定された。これにより、一人親方労働者も、業務の特性や作業実態に応じた安全衛生に関する知識習得のための支援を受けられることになった<sup>53</sup>。安全衛生教育の対象者として残る課題としては、一人親方のように、雇用関係はないが労働

実態は安衛法上の労働者と変わらないプラットフォーム労働に従事する者が考えられる。想定されうる安全衛生上のリスクとしては、長時間労働や過大なノルマ等による心理的負荷（ストレス）、生活習慣の乱れ、VDT 作業による視力の低下、就労場所・設備の安全衛生上の問題などが考えられる。

## ② 就業上の要配慮者の範囲

安衛法第 62 条は、中高年齢者その他労働災害の防止のために、事業者が、就業上の配慮が必要な者に対して、心身の条件に応じた適正配置をするよう求めている。中高年齢者は、個人差はあるものの、加齢に伴い、脚力や反応の敏しょう性などの機能低下がみられるため、高所作業や重大事故つながりうる機械等を使用する作業など、その「配置」に留意しなければならないとの趣旨である。

中高年齢者以外で本条に該当し得るものとして、通達では、身体障害者および出かせぎ労働者が挙げられているが、以下の者についても、本条の射程に入りうる。

第 1 に、障害を抱える者全般である。通達では、身体障害者のみに限定しているが、それ以外の障害を有する者を排除する理由はない。どの労働者をどの作業に従事させるのかという「配置」だけを問題とするならば、身体的な機能に問題のある者は、事務系の職場などに配置すれば足りることとなる。しかし、中高年齢者の労働力を活用する背景には、労働力不足や高齢社会に伴う社会保障制度における財政上の問題の解消といった消極的な政策的側面だけでなく、知識と経験の豊富な中高年齢者の活用が企業活動に資すると考えられるからであろう。



そうすると、本条の適用範囲を考える場合、「適正な配置」とは何か、その具体的内容としていかなる措置がありうるかは解釈上問題になるとしても、就業上の措置を講じたうえで配置することが本条の趣旨に適う「適正な配置」といえるのではないだろうか。

たとえば、平成28年改正障害者雇用促進法にもとづいて策定された合理的配慮指針別表によると、知的障害者については、「図等を活用した業務マニュアルを作成」し、「業務指示は内容を明確にし、一つずつ行う等作業手順を分かりやすく示す」ことが必要であるという。また、精神障害者に対しては、「できるだけ静かな場所で休憩できるように」し、「本人の状況を見ながら業務量を調整すること」が求められるとする。そして、発達障害者に対しては「感覚過敏を緩和するため、サングラスの着用や耳栓の使用を認める等の対応を行う」こと等が合理的配慮に該当するとされる<sup>54</sup>。もっとも、上記の配慮内容は、障害者雇用促進法第36条の5第1項の規定にもとづき、同法第36条の2から4までの規定にもとづき事業主が講じるべき措置（合理的配慮）に関する指針として例示されたものであり、安衛法第60条との関係で直接の根拠となるものではないことに留意する必要がある。

また、障害者雇用促進法第36条の2から4が、雇用の分野における障害者の機会・待遇の確保または能力の発揮を目的としているのに対し、安衛法第62条は、特別の配慮がなければ労働災害発生のリスクが上がると考えられる者に対して、事業者就業上の配慮を求めるものであるから、規定の趣旨・目的も異なる。しかし、労働者が能力

を発揮できるためには、労働災害の発生を防止し、安全な作業環境を維持することが前提であるから、事業者求められる措置としては共通するものが多いと考えられる。そのため、就業上の事業者の措置または配置について定める諸規定の関係については、今後、検討の余地があると考えられる。

第2に、外国人労働者である。本条に出かせぎ労働者が含まれることになった背景として、農村等からの出かせぎ労働者が製造業や建設業等に従事し、労働災害に巻き込まれる事件が多発していたことにあると思われる。当時、出かせぎ労働者の賃金その他の労働条件は相当に低く、法的地位および権利保障は不十分であった。これは、出かせぎ労働者に農村出身が多く、主管官庁が農林省および労働省のいずれであるかが曖昧であったことにも起因していたようである<sup>55</sup>。そして、出かせぎ労働者のような労働者が不慣れた業務を行う場合、労働災害の発生リスクは高まる。そのため、出かせぎ労働者の全体的な地位改善の一環としてこれを保護するために本条の適用対象に含まれたと考えられる。

出かせぎ労働者が直面する状況は外国人労働者についても同様のことがいえる。当時の議論でも、出かせぎ労働者の定義について、「ある一定の期間、現在住んでおるところを離れて就労する、こんなのが出かせぎの定義などと言ったら、これは船に乗っているいわゆる船員は出かせぎか。あるいは外国官庁、公館につとめておる外国勤務の人たちは出かせぎか。それは出かせぎという広義の解釈も成り立つ<sup>56</sup>」との発言もある。出かせぎ労働者に含みうるものとしてどこまで射程を拡げられるかは検討の

余地があるが、外国人労働者をこれに準ずる者として、理解する余地はあるのではないだろうか。

なお、事業者が外国人労働者に対して講じうる措置（配置）としては、日本語能力が労働災害を防止する観点から不十分であると考えられる者に対し、母国語で書かれた安全マニュアルの配布や作業上の注意事項を母国語で掲示するなどの措置を講じたうえで配置すること等が考えられる。

## E. 結論

今年度の研究においては、安全衛生教育をめぐる法的問題について逐条ごとに検討し、若干の解説を加えた。平成 26 年度～平成 28 年度に検討された「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」によると、(a) 組織の責任者による真摯で具体的な関与、(b) 構造的で計画的な取り組み、(c) 適切な人的・物的資源が利用できる条件の整備、(d) 全ての管理者による安全衛生の重視、(e) 直面課題に応じた柔軟な対応、(f) 安全衛生と組織の生産性や競争力との一体視、の 6 要素を各事業場で展開させることが必要であるとされ、そのために、多面的で専門的かつ柔軟な労働安全衛生行政の推進が求められるとしている<sup>57</sup>。

分担者の担当する安衛法第 6 章は、労働現場における安全衛生教育の徹底を目的としており、上記の 6 要素すべてが複合的に関連しうるが、なかでも (a) 組織の責任者による真摯で具体的な関与が重要であると考えられる。労働災害が発生する背景には、生産性や利益を重視する経営側の姿勢があ

り、これが安全衛生上の教育その他の措置の不実施や長時間労働などの労働条件悪化につながっているといえるからである。

しかし、現行法上、安全衛生教育が法制度化されているのは、安衛法第 6 章所定の上記に列挙した法定の各種教育のほかに、作業主任者への技能講習があるのみである。そこで、上記報告書では、これらのさらなる充実とともに、依然として法制度化にいたっていない経営のトップ層（総括安全衛生管理者等）、一般従業員層への一般的な安全衛生教育の実施を図るべきことが提案されている<sup>58</sup>。

経営のトップ層による関与については、教育の法制度化のみならず、安衛法違反に対する刑事制裁も論点になる。この点、報告書では、事業体の役員の業務が労働安全衛生に及ぼす影響の大きさや、現にそれゆえに企業の取締役個人の民事責任を認める判例が複数登場して来ていること、イギリスでは既にそうした法制度が採用され、実際に運用されていること、何より事業体ごとの安全衛生文化の醸成には、トップ層による安全衛生への責任的関与を図る必要があること等に基づき、現行法上の違反者への刑事制裁規定とは別に、安全衛生の運営を担う事業体の役員が、内部統制システムの管理を怠ったことにより重大な労働災害を発生させた場合、それゆえに刑事制裁を科す旨の規定の新設に関する検討可能性が指摘されている<sup>59</sup>。

労働安全衛生法の制定によって、旧労基法時代には不十分であった法定の安全衛生教育制度は強化され、体系化された。しかし、安全衛生教育を実施すべき条件・対象者・内容は広範にわたるため、多様な要請

に的確に応じた実施が必要である。とりわけ、雇用関係はないが、雇用されている労働者と実態が異なる者に対する労安衛法上の対応が、今後の検討課題として求められると考えられる。

また、安衛法第 62 条にいう「特に配慮を必要とする者」の範囲については、通達では、身体障害者および出かせぎ労働者等が列挙されるが、身体障害者以外の障害者や外国人労働者についても含めるべきと考えられる。また、「適正な配置」の具体的内容についても検討すべきと考えられる。「適正な配置」を就業上の措置を講じたうえで配置することを含むものと解せば、本条の射程は拡がりうるし、そのように解した方が、本条の目的にも合致する。

たとえば、安衛法第 59 条所定の安全衛生教育を実施する場合、外国人労働者や知的障害者や発達障害者などでは、必要な配慮や支援が異なるため、これらの者の心身の条件に応じた教育を実施することが求められるし、それを行うことは、本条が「適正な」配置と定めた趣旨に適う配慮義務の履行となろう。本条は努力規定であるため法的拘束力はなく、また、本条を受けて具体的な規則が置かれているわけではないが、より広がりのある規定として位置づけていく必要があるのではないだろうか。

#### F. 研究発表


1. 論文発表  
該当なし。
2. 学会発表  
該当なし。

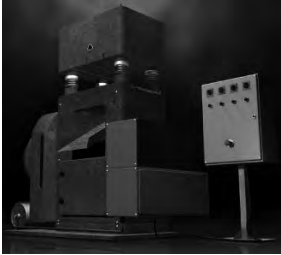

#### G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得  
該当なし。
2. 実用新案登録  
該当なし。
3. その他  
該当なし。


#### H. 引用文献

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

特別教育（第 59 条第 3 項）		就業制限（第 61 条）	制限業務に就労することができる者
		発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬、残薬の点検・処理	ア 発破技師免許を受けた者 イ 火薬類取締法による火薬取扱保安責任者免状を有する者 ウ 保安技術職員国家試験規則による a 上級保安技術職員試験合格者（甲種、乙種、丁種） b 発破係員試験合格者（甲種、乙種） c 坑外保安係員試験合格者（甲種、乙種） d 坑内保安係員試験合格者（甲種、乙種、丁種）
研削 砥石 <sup>といし</sup>	 <p>那加クレーンセンターHP  <a href="http://nakacc.co.jp/course/sp_red/kensaku.php">http://nakacc.co.jp/course/sp_red/kensaku.php</a></p>		

<p>プレス又はシャ ー</p>	 <p>労働安全衛生推進協会 HP <a href="http://www.axtu.org/douryoku-press-tokubetsukyoku.html">http://www.axtu.org/douryoku-press-tokubetsukyoku.html</a></p>		
<p>アーク溶接機</p>	<p>アーク溶接</p>  <p>コベルコ教習所 新潟教習センター <a href="https://www.kobelco-kyoshu.com/niiigata/licenses/アーク溶接等特別教育/">https://www.kobelco-kyoshu.com/niiigata/licenses/アーク溶接等特別教育/</a></p>	<p>可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務</p>	<p>ア ガス溶接作業主任者免許を受けた者 イ ガス溶接技能講習を修了した者 ウ 職業能力開発法に定める塑性加工科、構造物鉄工科、配管科の職種に係る職業訓練指導員の免許を受けた者 エ 保安技術職員国家試験規則 5 条の溶接係員試験に合格した者 オ 歯科医師の免許を受けた者 カ 歯科技工士の免許を受けた者</p>

電気取扱い			
電気取扱い			
最大荷重 1t 未満のフォークリフト	 <p>公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 HP <a href="https://www.f-roukijunren.or.jp/フォークリフト運転技能講習%EF%BC%88最大荷重%EF%BC%91トン以上%EF%BC%89-《登録第11号》.html">https://www.f-roukijunren.or.jp/フォークリフト運転技能講習%EF%BC%88最大荷重%EF%BC%91トン以上%EF%BC%89-《登録第11号》.html</a></p>	最大荷重（基準荷重中心に負荷させることのできる最大の荷重）1t以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	ア フォークリフト運転技能講習修了者 イ 職業能力開発法に定める揚重運搬機械運転系港湾荷科の訓練（通信の方法によるものは除く。）を修了した者でフォークリフトについての訓練を受けた者等
最大荷重 1t 未満のショベルローダー、フォークローダー	 <p>TOYOTA L&amp;F <a href="http://www.toyota-lf.com/products/detail/shovel/">http://www.toyota-lf.com/products/detail/shovel/</a></p>	最大荷重（負荷させることのできる最大の荷重）が1t以上のショベルローダー、フォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	ア ショベルローダー等運転技能講習修了者 イ 職業能力開発法に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者でショベルローダー等についての訓練を受けた者等

<p>最大積載量 1t 未満の不整地運搬車</p>		<p>最大積載量 1t 以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務</p>	<p>ア 不整地運搬車運転技能講習修了者                  イ 建設業の建設機械施工技術検定（1級は実地試験でトラクター系機械操作施工法を選択しなかった者、2級は第二種から第六種を除く。）に合格した者                  ウ 旧職業能力開発法による養成訓練で建設機械整備科、建設機械運転科の訓練（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）の修了者等</p>
<p>制限荷重 5t 未満の揚貨装置</p>		<p>制限荷重 5t 以上の揚貨装置の運転</p>	<p>揚貨装置運転士免許を受けた者</p>
<p>伐木等機械                  （伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械で動力を用い、</p>			

かつ、不特定の場所に自走するもの)			
走行集材機械 (車両の走行により集材を行うための機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走するもの)			
機械集材装置 (集材機、架線、搬器、支柱等により構成され、動力を用い、原木等を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備)			
簡易架線集材装置 (集材機、架線、搬器、支柱等により構成され、動力を用い、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備)			
伐木等			
チェーンソー			
機体重量が 3t 未満の整地・運搬・積込、掘削用の小型車両系		機体重量が 3t 以上の建設機械(整地・運搬・積込み用機械、掘削用機	ア 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械) 運転技能講習修



<p>建設機械</p>		<p>械)で動力を用い 不特定の場所を 自走できるもの の運転(道路上を 走行させる運転 を除く。)の業務</p>	<p>了者 イ 建設業の建設機 械施工技術検定(1 級は実地試験でトラ クター系建設機械操 作施工法、ショベル 系建設機械操作施工 法を選択した者、2 級は第四種から第六 種を除く。)に合格 した者 ウ 職業能力開発法 に定める養成訓練で 建設機械運転科の訓 練(通信の方法によ るものは除く。)の 修了者等</p>
<p>機体重量が 3t 未満の基礎工事 用の小型車両系 建設機械</p>		<p>機体重量が 3t 以 上の建設機械(基 礎工事用機械)で 動力を用い不特 定の場所を自走 できるものの運 転(道路上を走行 させる運転を除 く。)の業務</p>	<p>ア 車両系建設機械 (基礎工事用機械) 運転技能講習修了者 イ 建設業の建設機 械施工技術検定(1 級は実地試験で基礎 工事用機械操作施工 法を選択した者。2 級は第一種から第五 種を除く。)に合格 した者</p>
<p></p>	<p></p>	<p>機体重量が 3t 以 上の建設機械(解 体用機械)で動力 を用い不特定の 場所を自走でき るものの運転(道 路上を走行させ る運転を除く。)</p>	<p>ア 車両系建設機械 (解体用機械)運転 技能講習修了者 イ 建設業の建設機 械施工技術検定(1 級は実地試験でショ ベル系建設機械操作 施工法を選択した</p>

		の業務	者。2級は第一種、第三種から第六種を除く。）に合格した者 ウ 職業能力開発法に定める養成訓練で建設機械整備科、建設機械運転科の訓練（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）の修了者等
車両系（自走式）以外の基礎工事用建設機械			
基礎工事用車両系建設機械			
ローラー（諦固め用建設機械）			
コンクリート打設用車両系建設機械			
ボーリングマシン			
ジャッキ式つり上げ機械			
作業床の高さが10m未満の高所作業車		作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	高所作業車運転技能講習修了者
巻上げ機			
軌道装置の動力車			
小型ボイラー		ボイラー（小型ボ	ア 特級ボイラー技

		イラーを除く。)の取扱い	士免許を受けた者 イ 1級ボイラー技士免許を受けた者 ウ 2級ボイラー技士免許を受けた者 エ 一定のボイラー取扱業務はボイラー取扱技能講習修了者
		上覧のボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーは主蒸気管、給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接の業務を除く。）の業務	特別ボイラー溶接技師免許を受けた者
		ボイラー（小型ボイラーを除く。）、第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の整備の業務	ボイラー整備士免許を受けた者
つり上げ荷重 5t 未満のクレーン及びつり上げ荷重が 5t 未満の跨線テルハ		つり上げ荷重 5t 以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務	ア クレーン・デリック運転士免許を受けた者 イ 運転手が荷とともに移動する方式にあつては床上操作式クレーン運転技能講習修了者

つり上げ荷重 1t 未満の移動 式クレーン		つり上げ荷重 1t 以上の移動式ク レーンの運転（道 路交通法の道路 を走行させる運 転を除く。）の業 務	ア 移動式クレーン 運転士免許を受けた 者 イ 小型移動式クレ ーン運転技能講習を 修了した者
つり上げ荷重 5t 未満のデリ ック		つり上げ荷重 5t 以上のデリック の運転の業務	クレーン・デリック 運転士免許を受けた 者
建設用リフト			
玉掛け		制限荷重が 1t 以 上の揚貨装置又 はつり上げ荷重 が 1t 以上のクレ ーン、移動式クレ ーン若しくはデ リックの玉掛け 業務	ア 玉掛け技能講習 修了者 イ 職業能力開発法 に定める玉掛け科の 訓練（通信の方法に よって行うものを除 く。）の修了者等
ゴンドラ			
高気圧作業室及 び気こう室へ送 気するための空 気圧縮機			
高圧室内作業に 係る作業室への 送気の調節を行 うためのバルブ 又はコック			
高気圧気こう室 への送気又は気 こう室からの排 気の調節を行う ためのバルブ又 はコック			
潜水作業への		潜水器を用いて	潜水土免許を受けた

送気の調節を行うためのバルブ 又はコック		空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	者
再圧室			
高圧室			
四アルキル鉛等			
酸素欠乏危険作業			
特殊化学設備			
透過写真			
核燃料物質等			
原子炉施設における核燃料物質等			
放射線の事故由来廃棄物等の処分			
電離放射線特例緊急作業			
特定粉じん作業			
ずい道等			
産業用ロボット			
自動車用タイヤ			
廃棄物の焼却施設			
石綿が使用されている建築物、 工作物又は鋼製の船舶			
除染等業務及び 特定線量下業務			

ロープ高所作業			

- 1 「安全衛生教育及び研修の推進について」平成3年1月21日基発第39号、改正平成28年10月12日基発1012第1号。
- 2 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』中央労働災害防止協会（2019年（平成31年・令和元年））270-271頁。
- 3 昭和47・9・18基発第601号の1。
- 4 労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説—〔改定4版〕』（労働調査会、2015年（平成27年））692頁。
- 5 昭和47・9・18基発第602号。
- 6 昭和47・9・18基発第602号。
- 7 昭和47・9・18基発第602号。
- 8 山本・前掲註1（2019年（平成31年・令和元年））32頁。
- 9 昭和47・9・18基発第601の1号。
- 10 山本・前掲註1（2019年（平成31年・令和元年））35頁。
- 11 畠中・前掲註4（2019年（平成31年・令和元年））268頁。
- 12 山本和義「連載 働く人の安全と健康の確保は企業の礎 安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者等の実務必携 第22回 安全衛生業務をどのように進めるか（安全衛生教育と資格①）労働安全衛生広報1216号（2019年（平成31年・令和元年））32頁。
- 13 山本和義「特集 新入社員の暗然衛生教育の進め方 事業場の実態に即した効果的な安全衛生教育の実施を！」労働安全衛生広報（2014年（平成26年））9頁。
- 14 「派遣労働者が講ずべき措置に関する指針」（平成11年11月17日労働省告示第138号、平成30年12月19日厚生労働省告示第417号）
- 15 昭和47年労働省告示第92号。
- 16 クレーン運転
- 17 移動式クレーン運転
- 18 デリック運転
- 19 建設用リフト運転の特別の教育
- 20 玉掛け業務
- 21 昭和47年労働省告示第118号。
- 22 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染する ための業務等に係る電離放射線障害防止規則
- 23 畠中・前掲註4（2019年（平成31年・令和元年））275-276頁。
- 24 井上浩『労働安全衛生法』（北樹出版、1978年（昭和53年））147頁。

- <sup>25</sup> 寺西輝泰『労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—』（日労研、2004年（平成16年））23頁。
- <sup>26</sup> 厚生労働省「平成18年における死亡災害・重大災害発生状況の概要」（2007年5月11日）3頁。（<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/05/d1/h0511-2a.pdf>）（2020年2月13日最終閲覧）
- <sup>27</sup> 井上・前掲註25（北樹出版、1978年（昭和53年））145-146頁。
- <sup>28</sup> 判例集未搭載。前掲註8・松岡の論稿の中で紹介されている。
- <sup>29</sup> 松岡・前掲註29（1974年（昭和49年））4頁。
- <sup>30</sup> 松岡・前掲註29（1974年（昭和49年））5頁。
- <sup>31</sup> 厚生労働省・法令改正一覧  
（[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/horei\\_h11.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/horei_h11.html)）（2020年2月13日最終閲覧）
- <sup>32</sup> 畠中・前掲註4（2019年（平成31年・令和元年））276頁。
- <sup>33</sup> 基発第372号・平成11・6・11。
- <sup>34</sup> 基発第577号・平成12・9・14。
- <sup>35</sup> 基安安発0614第1号・平成25・6・14。
- <sup>36</sup> 基発第602号・昭和47・9・18。
- <sup>37</sup> 基発第602号・昭和47・9・18。
- <sup>38</sup> 井上・前掲註25（北樹出版、1978年（昭和53年））150頁。
- <sup>39</sup> 小出勲夫「安全衛生のカギは『階層別教育』にあり！」シリーズ これからの安全衛生教育のあり方を考える〔其の一〕—総論（インタビュー）労働安全衛生広報1032号（2012年（平成24年））13頁。
- <sup>40</sup> 発基第84号・昭和63・9・16。
- <sup>41</sup> 昭和47・9・18基発第602号。
- <sup>42</sup> 第65回国会衆議院社会労働委員会第5号・昭和46年2月23日（田畑金光発言）
- <sup>43</sup> 厚生労働省「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」パンフレット（4頁版）
- <sup>44</sup> コメントール・574頁。
- <sup>45</sup> 畠中・前掲註4（2019年（平成31年・令和元年））281頁。
- <sup>46</sup> 樋上光雄「発達障害の人への安全衛生教育を行う場合に把握すべき特性と注意点」安全衛生コンサルタント：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会機関誌40（135）（2020年）44頁。
- <sup>47</sup> 樋上・前掲註50。
- <sup>48</sup> 川野政彦「社会人になる前の若者に対する安全教育」労働の科学72巻10号（2017年（平成29年））5頁に掲載の統計は、厚生労働省監修「平成27年度労働災害発生状況」資料より作成されている。
- <sup>49</sup> [https://www.jisha.or.jp/research/pdf/report\\_2012\\_003.pdf](https://www.jisha.or.jp/research/pdf/report_2012_003.pdf)（2020年2月1日最終閲覧）
- <sup>50</sup> 小出勲夫「シリーズ これからの安全衛生教育のあり方を考える〔其の六〕職場巡視②—事務系職場と5S活動—」労働安全衛生広報1044号（2012年（平成24年））29-31頁。
- <sup>51</sup> 川野・前掲註12（2017年（平成29年））7頁。
- <sup>52</sup> 「安全衛生教育及び研修の推進について」平成3年1月21日基発第39号、改正平成28年10月12日基発1012第1号。
- <sup>53</sup> 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（2017年（平成29年））5頁。
- <sup>54</sup> 「合理的配慮指針」はインターネットから入手可能である。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078980.html>（2020年2月14日最終閲覧）

---

<sup>55</sup> 第 63 回国会衆議院社会労働委員会第 7 号・昭和 45 年 3 月 31 日 12 頁（小林進発言）

<sup>56</sup> 前掲註 50・8 頁（小林進発言）

<sup>57</sup> 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））1 頁。

<sup>58</sup> 三柴・前掲註 50（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））9 頁。

<sup>59</sup> 三柴・前掲註 50（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））5 頁。